

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

(2) 放射線管理用資機材

○防護具

Table with columns: 品名, 保管数 (緊急時対策所, 構内保管), 数量. Includes items like 汚染防護服, 靴下, 手袋, etc.

- *1: 110名×7日+余裕(2重化含む)
*2: 110名×7日+余裕
*3: 110名×7日×2班+余裕
*4: 110名+余裕
*5: 110名×2回(0.4-0.4前後各1回+その後1回=5回)+余裕
*6: 110名+余裕
*7: 指揮者1名+放射線管理1名+作業員3名×2班+余裕
*8: 緊急時対策所保管数を含まない

【柏崎羽羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】

○防護具

Table with columns: 品名, 配備数(6/7号炉共用) **, 保管場所 (中央制御室, 構内(参考)). Includes items like 防護服, 靴下, 手袋, etc.

- *1: 100名(1~7号炉対応の緊急時対策要員100名+自衛隊消防10名+余裕, 以下同様) ×7日×1.5倍
*2: 余裕
*3: 100名×3日(除染による再使用を考慮) ×1.5倍
*4: 100名×7日×1.5倍×50% (年間降下量を考慮)
*5: 100名(1~7号炉対応の現場要員10名+保安要員15名) ×6.3 (現場要員の半額)
*6: 11名(フルタイム通過直後の現場要員) ×2
*7: 手袋を含む(汚後、訓練等で見直しを行う)
*8: 20名(保安及び自衛隊消防18名+余裕) ×2交代×7日×1.5倍
*9: 余裕
*10: 20名(保安及び自衛隊消防18名+余裕) ×2交代×3日(除染による再使用を考慮) ×1.5倍
*11: 20名(保安及び自衛隊消防18名+余裕) ×2交代×7日×1.5倍×50% (年間降下量を考慮)
*12: 20名(保安及び自衛隊消防18名+余裕) ×8.5 (現場要員の半額)
*13: 初期対応用3台+予備1台
*14: インターフェイスシステムI/OCA対応者2名+予備1名
*15: 100名(1~7号炉対応の現場要員100名+保安要員15名)
*16: 余裕
*17: 20名(保安及び自衛隊消防18名+余裕)
*18: 余裕
*19: 余裕
*20: 余裕
*21: 余裕
*22: 中央制御室の状況に依り、運転員が管理する場合は人員は機内に電動ファン付き全面マスクを装着して防護していることから、受身の状況となる後方支援機材にも同数量を配する。

(2) 放射線管理用資機材品名と配備数

○防護具

Table with columns: 品名, 配備数**/保管場所, 数量. Includes items like タイベック, 下着, 帽子, etc.

- *1: 60名(本部要員38名+余裕) ×7日及び現場要員40名×6回/日×7日
*2: 余裕
*3: 60名(本部要員38名+余裕) ×3日及び現場要員40名×6回/日×3日(除染による再使用を考慮)
*4: 60名(本部要員38名+余裕) ×7日及び現場要員40名×6回/日×7日×90% (年間降下量を考慮)
*5: 現場要員20名(フルタイム通過直後の現場要員) ×2
*6: 現場要員20名(フルタイム通過直後の現場要員)
*7: 2号炉運転員7名×3回/日×7日
*8: 余裕
*9: 2号炉運転員7名×6日
*10: 2号炉運転員7名×1日
*11: 2号炉運転員7名×3回/日×1日
*12: 2号炉運転員7名×3回/日×7日×50%
*13: 2号炉運転員のうち現場要員2名×2班×2
*14: 伊心撤去後における原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器除染(現場操作) 対応者2名+予備2
*15: インターフェイスシステムI/OCA対応者2名+予備1
*16: 2号炉運転員のうち現場要員2名×2班
*17: 防護具が不足する場合は、構内より適宜運搬することにより補完する

(2) 放射線管理用資機材品名と配備数

表5.2-2 防護具の配備数

Table with columns: 品名, 配備数**/保管場所, 数量. Includes items like タイベック, 下着, 帽子, etc.

- *1: 100名(本部要員50名+現場要員39名+3号炉運転員6名+余裕) ×1.5倍×7日
*2: 100名(本部要員50名+現場要員39名+3号炉運転員6名+余裕) ×2重×1.5倍×7日
*3: 6名(総括班員2名+放管理員4名) +余裕
*4: 100名(本部要員50名+現場要員39名+3号炉運転員6名+余裕) ×2個×1.5倍×7日
*5: 79名(緊急時対策所の最大収容人数120名-本部要員41名) ×1.5倍×7日
*6: 79名(緊急時対策所の最大収容人数120名-本部要員41名) ×1.1倍×7日
*7: 8名(災害対策要員(支援) 6名+参集要員2名)
*8: 79名(緊急時対策所の最大収容人数120名-本部要員41名)の10%分
*9: 8名(現場指揮者1名+放管理員1名+作業要員3名×2班) ×2セット+余裕
*10: 21名(運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員(支援) 2名+運転員(交替要員) 6名) ×1.5倍+余裕
*11: 21名(運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員(支援) 2名+運転員(交替要員) 6名) ×1.5倍×2重+余裕
*12: 21名(運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員(支援) 2名+運転員(交替要員) 6名) ×2回分(中央制御室内での着用品) ×1.5倍+余裕
*13: 8名(運転員6名+放管理員2名) +余裕
*14: 21名(運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員(支援) 2名+運転員(交替要員) 6名) ×2個×2回分(中央制御室内での着用品) ×1.5倍+余裕
*15: 21名(運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員(支援) 2名+運転員(交替要員) 6名) +余裕
*16: 15名(運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員(支援) 2名)
*17: 防護具が不足する場合は、構内より適宜運搬することにより補完する
*18: 発電所構内に保管又は配備している数量

【大飯】
記載内容の相違
(女川実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																	
<p>○計測器（被ばく管理、汚染管理）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">保管数</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th>構内保管*7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計</td> <td>210台*1</td> <td>約3,200台</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>5台*2</td> <td>約110台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td>5台*5</td> <td>約80台</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内可搬型エリアモニタ</td> <td>2台*4*6</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ</td> <td>2台*5*6</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：110名+余裕 *2：チェンジングエリアにて使用 *3：現場作業時に使用 *4：緊急時対策所内にて使用 *5：緊急時対策所外にて使用 *6：予備1台を含む *7：緊急時対策所保管数を含まない</p>	品名	保管数		緊急時対策所	構内保管*7	個人線量計	210台*1	約3,200台	表面汚染密度測定用サーベイメータ	5台*2	約110台	ガンマ線測定用サーベイメータ	5台*5	約80台	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	2台*4*6	3台	緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	2台*5*6	-	<p>○計測器（被ばく管理、汚染管理）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">配備台数^{※9}／保管場所</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人線量計</td> <td>電子式線量計</td> <td>200台*1</td> </tr> <tr> <td>ガラスバッジ</td> <td>200台*1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td></td> <td>8台*2</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td>8台*5</td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ</td> <td>4台*4</td> <td>緊急時対策所 4台*3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×2 ※2：チェンジングエリア用4台（汚染検査を行う放射線管理員2名分+余裕）+緊急時対策建屋内及び屋外用4台（屋外等のモニタリングを行う放射線管理員2名分+余裕） ※3：チェンジングエリア用4台（チェンジングエリアのモニタリングを行う放射線管理員2名分+余裕）+緊急時対策建屋内及び屋外用4台（屋外等のモニタリングを行う放射線管理員2名分+余裕） ※4：緊急時対策所内2台（1台+余裕）+緊急時対策建屋内2台（1台+余裕） ※5：2号炉運転員2名×2 ※6：チェンジングエリア用2台（汚染検査を行う放射線管理員1名分+余裕）+中央制御室内外用2台（モニタリングを行う放射線管理員1名分+余裕） ※7：チェンジングエリア用2台（モニタリングを行う放射線管理員1名分+余裕）+中央制御室内外用2台（モニタリングを行う放射線管理員1名分+余裕） ※8：中央制御室内2台（1台+余裕）+待機所内2台（1台+余裕） ※9：予備含む（今後、訓練等で見直しを行う。）</p>	品名	配備台数 ^{※9} ／保管場所				個人線量計	電子式線量計	200台*1	ガラスバッジ	200台*1	表面汚染密度測定用サーベイメータ		8台*2	ガンマ線測定用サーベイメータ	8台*5	可搬型エリアモニタ	4台*4	緊急時対策所 4台*3	<p>表5.2-3 計測器（被ばく管理、汚染管理）の配備数</p> <table border="1"> <caption>表5.2-3 計測器（被ばく管理、汚染管理）の配備数</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="3">配備数／保管場所</th> </tr> <tr> <th></th> <th>緊急時対策所</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計</td> <td>ボケット線量計 140台*1</td> <td>50台*5</td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラスバッジ 140台*1</td> <td>50台*5</td> <td>中央</td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>10台*2</td> <td>3台*6</td> <td>中央</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>10台*3</td> <td>3台*7</td> <td>制御室</td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ</td> <td>4台*4</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：60名×2箇所（指揮所、待機所）×1.1倍+余裕 ※2：チェンジングエリア用6台（汚染検査を行う放管班員2名分×2箇所（指揮所、待機所）+余裕）+緊急時対策所内及び屋外用4台（屋外等のモニタリングを行う放管班員2名+余裕） ※3：チェンジングエリア用4台（汚染検査を行う放管班員2名分×2箇所（指揮所、待機所））+緊急時対策所内及び屋外用6台（屋外等のモニタリングを行う放管班員2名+余裕） ※4：緊急時対策所指揮所2台（1台+余裕）+緊急時対策所待機所2台（1台+余裕） ※5：31名×1.5倍 ※6：チェンジングエリア用1台（汚染検査を行う放管班員1名分）+中央制御室内用1台（中央制御室内の汚染検査用1台）+余裕 ※7：チェンジングエリア用1台（チェンジングエリア内のモニタリング用1台）+中央制御室内用1台（中央制御室内のモニタリング用1台）+余裕</p>	品名	配備数／保管場所				緊急時対策所	3号炉	個人線量計	ボケット線量計 140台*1	50台*5	3号炉		ガラスバッジ 140台*1	50台*5	中央	GM汚染サーベイメータ	10台*2	3台*6	中央	電離箱サーベイメータ	10台*3	3台*7	制御室	可搬型エリアモニタ	4台*4	-	-	<p>【大阪】 記載内容の相違 （女川実績の反映）</p>
品名		保管数																																																																		
	緊急時対策所	構内保管*7																																																																		
個人線量計	210台*1	約3,200台																																																																		
表面汚染密度測定用サーベイメータ	5台*2	約110台																																																																		
ガンマ線測定用サーベイメータ	5台*5	約80台																																																																		
緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	2台*4*6	3台																																																																		
緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	2台*5*6	-																																																																		
品名	配備台数 ^{※9} ／保管場所																																																																			
個人線量計	電子式線量計	200台*1																																																																		
	ガラスバッジ	200台*1																																																																		
表面汚染密度測定用サーベイメータ		8台*2																																																																		
	ガンマ線測定用サーベイメータ	8台*5																																																																		
可搬型エリアモニタ	4台*4	緊急時対策所 4台*3																																																																		
品名	配備数／保管場所																																																																			
		緊急時対策所	3号炉																																																																	
個人線量計	ボケット線量計 140台*1	50台*5	3号炉																																																																	
	ガラスバッジ 140台*1	50台*5	中央																																																																	
GM汚染サーベイメータ	10台*2	3台*6	中央																																																																	
電離箱サーベイメータ	10台*3	3台*7	制御室																																																																	
可搬型エリアモニタ	4台*4	-	-																																																																	
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>○計測器（被ばく管理、汚染管理）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">配備台数（6号及び7号炉共用）*7</th> </tr> <tr> <th>5号炉原子炉建屋内</th> <th>中央制御室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人線量計</td> <td>電子式線量計</td> <td>180台*1</td> </tr> <tr> <td>ガラスバッジ</td> <td>180台*1</td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>5台*3</td> <td>3台*2</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>8台*4</td> <td>2台*4</td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ</td> <td>3台*5</td> <td>3台*6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：180名（1～7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕） ※2：18名（6号及び7号炉運転員18名）+46名（引継班、日勤班、作業管理班）+余裕 ※3：モニタリング及びチェンジングエリアにて使用 ※4：モニタリングに使用 ※5：緊急時対策所の居住性（線量率）を確認するための重大事故等対処設備として2台（予備1台）を緊急時対策所内に保管する。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の対策本部及び待機場所に1台ずつ設置する。 設置のタイミングは、チェンジングエリア設置判断と同時（原子力災害対策特別措置法第10条特定事象） ※6：各エリアにて使用。設置のタイミングは、チェンジングエリア設置判断と同時（原子力災害対策特別措置法第10条特定事象） ※7：予備を含む（今後、訓練等で見直しを行う）</p>	品名	配備台数（6号及び7号炉共用）*7		5号炉原子炉建屋内	中央制御室	個人線量計	電子式線量計	180台*1	ガラスバッジ	180台*1	GM汚染サーベイメータ	5台*3	3台*2	電離箱サーベイメータ	8台*4	2台*4	可搬型エリアモニタ	3台*5	3台*6			<p>【大阪】 ・記載方針の相違 （女川実績反映） チェンジングエリア用資機材は表5.1-2に記載のため再掲せず。</p>																																														
品名		配備台数（6号及び7号炉共用）*7																																																																		
	5号炉原子炉建屋内	中央制御室																																																																		
個人線量計	電子式線量計	180台*1																																																																		
	ガラスバッジ	180台*1																																																																		
GM汚染サーベイメータ	5台*3	3台*2																																																																		
電離箱サーベイメータ	8台*4	2台*4																																																																		
可搬型エリアモニタ	3台*5	3台*6																																																																		
<p>○チェンジングエリア用資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">保管数*1</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート</td> <td>3本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バリア</td> <td>6個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>粘着マット</td> <td>3個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ゴミ箱（スタンション含む）</td> <td>7個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポリ袋（赤・黄・黒）</td> <td>各100枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テープ（白・黒）</td> <td>各10巻</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウェス</td> <td>1箱</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td> <td>10個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>はさみ・カッター</td> <td>各2本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>マジック</td> <td>2本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>簡易シャワー</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>簡易タンク</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：チェンジングエリア設置に必要な数量</p>	品名	保管数*1		緊急時対策所		養生シート	3本		バリア	6個		粘着マット	3個		ゴミ箱（スタンション含む）	7個		ポリ袋（赤・黄・黒）	各100枚		テープ（白・黒）	各10巻		ウェス	1箱		ウェットティッシュ	10個		はさみ・カッター	各2本		マジック	2本		簡易シャワー	1台		簡易タンク	1台																												
品名		保管数*1																																																																		
	緊急時対策所																																																																			
養生シート	3本																																																																			
バリア	6個																																																																			
粘着マット	3個																																																																			
ゴミ箱（スタンション含む）	7個																																																																			
ポリ袋（赤・黄・黒）	各100枚																																																																			
テープ（白・黒）	各10巻																																																																			
ウェス	1箱																																																																			
ウェットティッシュ	10個																																																																			
はさみ・カッター	各2本																																																																			
マジック	2本																																																																			
簡易シャワー	1台																																																																			
簡易タンク	1台																																																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																					
<p>(3) 原子力災害対策活動で使用する資料 原子力災害対策活動で使用する主な資料</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に以下の資料を配備する。</p> <table border="1" data-bbox="89 359 656 1066"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>資料名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 組織及び体制に関する資料</td> <td>(1) 緊急時対応組織資料 ①大飯発電所原子力事業者防災業務計画 ②大飯発電所保安規定 ③原子力防災規程 ④非常時の措置通達 ⑤原子力防災業務要綱 ⑥大飯発電所事故時操作所則 ⑦大飯発電所重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ⑧大飯発電所大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ①原子力防災組織要員名簿等</td> </tr> <tr> <td>2. 社会環境に関する資料</td> <td>(1) 大飯発電所周辺人口関連資料 ①方位別人口分布図 ②集落別人口分布図 ③市町村人口表 (2) 大飯発電所周辺環境資料 ①発電所周辺航空写真 ②発電所周辺地図（2万5千分の1） ③発電所周辺地図（5万分の1） ④市町村市街図</td> </tr> <tr> <td>3. 放射能影響測定に関する資料</td> <td>(1) 大飯発電所気象関係資料 ①気象観測データ (2) 緊急モニタリング資料 ①空間線量モニタリング配置図 ②環境試料サンプリング位置図 ③環境モニタリング測定データ (3) 大飯発電所設備資料 ①主要系統模式図 ②原子炉設置(変更)許可申請書 ③系統図 ④プラント配置図 ⑤プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 ⑥プラント主要設備概要 ⑦原子炉安全保護系ロジック一覧表</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資料類は全て緊急時対策所に配備</p>	種類	資料名	1. 組織及び体制に関する資料	(1) 緊急時対応組織資料 ①大飯発電所原子力事業者防災業務計画 ②大飯発電所保安規定 ③原子力防災規程 ④非常時の措置通達 ⑤原子力防災業務要綱 ⑥大飯発電所事故時操作所則 ⑦大飯発電所重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ⑧大飯発電所大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ①原子力防災組織要員名簿等	2. 社会環境に関する資料	(1) 大飯発電所周辺人口関連資料 ①方位別人口分布図 ②集落別人口分布図 ③市町村人口表 (2) 大飯発電所周辺環境資料 ①発電所周辺航空写真 ②発電所周辺地図（2万5千分の1） ③発電所周辺地図（5万分の1） ④市町村市街図	3. 放射能影響測定に関する資料	(1) 大飯発電所気象関係資料 ①気象観測データ (2) 緊急モニタリング資料 ①空間線量モニタリング配置図 ②環境試料サンプリング位置図 ③環境モニタリング測定データ (3) 大飯発電所設備資料 ①主要系統模式図 ②原子炉設置(変更)許可申請書 ③系統図 ④プラント配置図 ⑤プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 ⑥プラント主要設備概要 ⑦原子炉安全保護系ロジック一覧表	<p>(3) 重大事故対策の検討に必要な資料 緊急時対策所に以下の資料を配備する。</p> <table border="1" data-bbox="723 375 1326 973"> <thead> <tr> <th>資料名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)</td> </tr> <tr> <td>2. 発電所周辺航空写真パネル</td> </tr> <tr> <td>3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ</td> </tr> <tr> <td>4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ</td> </tr> <tr> <td>5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表 ④ 市町村市街図</td> </tr> <tr> <td>6. 発電所主要系統模式図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図</td> </tr> <tr> <td>9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>10. プラント主要設備概要</td> </tr> <tr> <td>11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画</td> </tr> <tr> <td>13. 事故時操作手順書類</td> </tr> </tbody> </table>	資料名	1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)	2. 発電所周辺航空写真パネル	3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ	4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ	5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表 ④ 市町村市街図	6. 発電所主要系統模式図（各号炉）	7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）	8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図	9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）	10. プラント主要設備概要	11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表（各号炉）	12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画	13. 事故時操作手順書類	<p>(3) 重大事故対策の検討に必要な資料 緊急時対策所指揮所に以下の資料を配備する。</p> <p>表 5.2-4 重大事故対策の検討に必要な主な資料</p> <table border="1" data-bbox="1355 375 1955 1129"> <thead> <tr> <th>資料名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)</td> </tr> <tr> <td>2. 発電所周辺航空写真パネル</td> </tr> <tr> <td>3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ</td> </tr> <tr> <td>4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ</td> </tr> <tr> <td>5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表</td> </tr> <tr> <td>6. 主要系統模式図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図</td> </tr> <tr> <td>9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>10. プラント主要設備概要（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>11. 総合インターロック図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画</td> </tr> <tr> <td>13. 運転要領緊急処置編</td> </tr> <tr> <td>14. 重大事故等および大規模損壊対応要領（各対応手順含む）</td> </tr> </tbody> </table>	資料名	1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)	2. 発電所周辺航空写真パネル	3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ	4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ	5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表	6. 主要系統模式図（各号炉）	7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）	8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図	9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）	10. プラント主要設備概要（各号炉）	11. 総合インターロック図（各号炉）	12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画	13. 運転要領緊急処置編	14. 重大事故等および大規模損壊対応要領（各対応手順含む）	<p>【大飯】 ・記載方針の相違 表題、記載表現、表構成の相違 （女川記載に統一） 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違） 【女川】 ・表題の相違</p>
種類	資料名																																							
1. 組織及び体制に関する資料	(1) 緊急時対応組織資料 ①大飯発電所原子力事業者防災業務計画 ②大飯発電所保安規定 ③原子力防災規程 ④非常時の措置通達 ⑤原子力防災業務要綱 ⑥大飯発電所事故時操作所則 ⑦大飯発電所重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ⑧大飯発電所大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ①原子力防災組織要員名簿等																																							
2. 社会環境に関する資料	(1) 大飯発電所周辺人口関連資料 ①方位別人口分布図 ②集落別人口分布図 ③市町村人口表 (2) 大飯発電所周辺環境資料 ①発電所周辺航空写真 ②発電所周辺地図（2万5千分の1） ③発電所周辺地図（5万分の1） ④市町村市街図																																							
3. 放射能影響測定に関する資料	(1) 大飯発電所気象関係資料 ①気象観測データ (2) 緊急モニタリング資料 ①空間線量モニタリング配置図 ②環境試料サンプリング位置図 ③環境モニタリング測定データ (3) 大飯発電所設備資料 ①主要系統模式図 ②原子炉設置(変更)許可申請書 ③系統図 ④プラント配置図 ⑤プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 ⑥プラント主要設備概要 ⑦原子炉安全保護系ロジック一覧表																																							
資料名																																								
1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)																																								
2. 発電所周辺航空写真パネル																																								
3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ																																								
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ																																								
5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表 ④ 市町村市街図																																								
6. 発電所主要系統模式図（各号炉）																																								
7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）																																								
8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図																																								
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）																																								
10. プラント主要設備概要																																								
11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表（各号炉）																																								
12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画																																								
13. 事故時操作手順書類																																								
資料名																																								
1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)																																								
2. 発電所周辺航空写真パネル																																								
3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ																																								
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ																																								
5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表																																								
6. 主要系統模式図（各号炉）																																								
7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）																																								
8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図																																								
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）																																								
10. プラント主要設備概要（各号炉）																																								
11. 総合インターロック図（各号炉）																																								
12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画																																								
13. 運転要領緊急処置編																																								
14. 重大事故等および大規模損壊対応要領（各対応手順含む）																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<p>(4) ガンマ線測定用サーベイメータの根拠について</p> <ul style="list-style-type: none"> ガンマ線測定用サーベイメータは、屋外作業現場等の放射線測定を行い、現場で作業を行う要員等の過剰な被ばくを防止するために使用する。 放射線測定を行う作業現場は、屋外作業等数箇所ある。 原子力災害活動に従事する現場作業要員等の線量管理を行う上で放射線測定は必須であることから、故障等により使用できない状態も考慮し予備機も含め5台配備する。 <p>(5) 表面汚染密度測定用サーベイメータの根拠について</p> <ul style="list-style-type: none"> 表面汚染密度測定用サーベイメータは、屋外から緊急時対策所へ入室する現場作業要員等の身体等に放射性物質が付着していないことを確認するために使用する。 具体的には、下図の「身体サーベイエリア」において、緊急安全対策要員等が現場作業要員等の身体サーベイを行う。 当該「身体サーベイエリア」では、1度に2名を同時に身体サーベイすることが可能であるため、5台あれば必要な数量は確保される。 このほか、ブルーム通過後に現場作業要員等の待機場所として、事務所等を活用する可能性があり、これらの場所に緊急時対策所より表面汚染密度測定用サーベイメータを持ち出して使用することも考慮し、5台配備する。 <p><参考></p> <table border="1" data-bbox="114 847 651 1110"> <thead> <tr> <th data-bbox="114 847 387 879">ガンマ線測定用サーベイメータ</th> <th data-bbox="387 847 651 879">表面汚染密度測定用サーベイメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="114 879 387 1038">  </td> <td data-bbox="387 879 651 1038">  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="114 1038 387 1110"> <ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：1μ Sv/h～300mSv/h 電 源：乾電池（単3形電池）4本 【連続80時間以上】 </td> <td data-bbox="387 1038 651 1110"> <ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～3×10⁴ cpm 電 源：乾電池（単2形電池）4本 【連続100時間以上】 </td> </tr> </tbody> </table>	ガンマ線測定用サーベイメータ	表面汚染密度測定用サーベイメータ			<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：1μ Sv/h～300mSv/h 電 源：乾電池（単3形電池）4本 【連続80時間以上】 	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～3×10⁴ cpm 電 源：乾電池（単2形電池）4本 【連続100時間以上】 			<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載内容の相違（女川実績の反映） <p>表 5.2-3に数量根拠を記載することで計測器使用目的も判断できるため記載はしない。</p>
ガンマ線測定用サーベイメータ	表面汚染密度測定用サーベイメータ								
									
<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：1μ Sv/h～300mSv/h 電 源：乾電池（単3形電池）4本 【連続80時間以上】 	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～3×10⁴ cpm 電 源：乾電池（単2形電池）4本 【連続100時間以上】 								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

(6) その他の資機材等

(4) その他資機材等

(4) その他資機材等

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に以下の資機材等を配備する。

緊急時対策所又は緊急時対策建屋に以下の資機材等を配備する。

緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所に以下の資機材等を配備する。

名称	仕様等	台数
 酸素濃度計	・測定範囲：0～25% ・測定精度：±0.5%(0.0～25.0%) 【メーカー値】 ・電源：乾電池（単3形電池）2本【約1年（無警報時）】 ・検知原理：ガルバニ電池式 ・管理目標：19%以上	3台 ^{※1}
 二酸化炭素濃度計	・測定範囲：0～1% ・測定精度：±（測定範囲の1.5%+指示値の2%）【メーカー値】 ・電源：乾電池（単3形電池）4本 ・測定方式：非分散型赤外線吸収法（NDIR Non Dispersive InfraRed）センサ ・管理目標：1.0%以下	3台 ^{※1}
 プロジェクター	緊急時対策所内の要員が必要な情報の共有を行いやすいよう、資料等を表示するプロジェクターを配備する。	1台
 可搬型照明	・バッテリー式 ・光源：LED ・連続点灯時間：10時間以上	2台
 簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、連続使用可能な簡易トイレを配備する。	1式

名称	仕様等	配備数量	保管場所
 酸素濃度計	・測定範囲：0～100% ・測定精度：±0.5%(0～25.0%) ±3.0%(25.1%以上) ・電源：単3形乾電池4本 ・検知原理：ガルバニ電池式 ・管理目標：18%以上（労働安全衛生規則を準拠）	2台 ^{※1}	緊急時対策所
 二酸化炭素濃度計	・測定範囲：0.04%～5.0% ・測定精度：±10%rdg又は0.01%のうち大きいほう ・電源：単3形乾電池4本 ・検知原理：非分散形赤外線式（NDIR） ・管理目標：1.0%以下（労働安全衛生規則の許容炭酸ガス濃度1.5%に余裕を見た数値）	2台 ^{※1}	
一般テレビ（回線、機器）	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	1式	資機材保管エリア、緊急時対策所
社内パソコン（回線、機器）	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	1式	
飲食等	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、余裕数を見込んで1日分以上の食料及び飲料水を緊急時対策所内に保管する。	2,100食 ^{※2} 1,400本 ^{※3} (1.5ℓ/本)	資機材保管エリア、緊急時対策所
簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。	4,900個 ^{※4}	
よう素剤	初日に2錠、2日目以降は1錠/1日服用する。	800錠 ^{※5}	緊急時対策所

名称	仕様等	数量
 酸素濃度・二酸化炭素濃度計	・測定（使用）範囲 酸素濃度：0～25.0 vol% 二酸化炭素：0～5.00 vol% ・指示精度：±0.7%（酸素）、±0.25%（二酸化炭素） ・電源：単4形乾電池2本【約25時間（25℃、無警報、無照明）】 ・検知原理：定電位電解式（酸素）、非分散型赤外線吸収法（二酸化炭素） ・管理目標 酸素濃度：19%以上 二酸化炭素濃度：1.0%以下	4台 ^{※1}
 可搬型照明	・バッテリー式 ・光源：LED ・連続点灯時間：10時間	8台 ^{※2}
一般テレビ（回線、機器）	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	1式
社内パソコン（回線、機器）	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	1式
食料等	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように7日分の食料及び飲料水を緊急時対策所内に保管する。	2,520食 ^{※3} 1,680ℓ ^{※4}
簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、簡易トイレを配備する。	2式
安定よう素剤	1人あたり2錠×7日分+余裕を配備する。	2,000錠

※1 予備2台を含む

※1：予備を含む。
 ※2：100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×7日×3食
 ※3：100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×7日×2本（1.5ℓ/本）
 ※4：100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×（7回/1日×7日）=4,900個
 ※5：100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×（初日2錠+2日目以降1錠/1日×6日）=800錠

※1：緊急時対策所指揮所2台（予備1台）、緊急時対策所待機所2台（予備1台）
 ※2：緊急時対策所指揮所4台、緊急時対策所待機所4台
 ※3：120名×3食×7日
 ※4：120名×4本×0.5ℓ×7日

【大飯】
 ・表題の相違
 【女川】
 ・資機材配備箇所の相違
 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）
 【大飯】【女川】
 ・資機材名称の相違
 【女川】
 ・記載内容の相違
 泊の緊急時対策所に配備資機材である可搬型照明についても記載した。（大飯と同様）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様等</th> <th>容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～100% 測定精度：±0.5% (0～25.0%) ±3.0% (25.1%以上) 電 源：単3形乾電池4本 検知原理：ガルフニ電池式 管理目標：18%以上（酸素欠乏症防止規則を準拠） </td> <td>3台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～10,000ppm 測定精度：±3%FS 電 源：単3形乾電池4本 検知原理：非分散形赤外線式（NDIR） 管理目標：0.5%以下（事務所衛生基準規則を準拠） </td> <td>3台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>一般テレビ （回線、機器）</td> <td>報道や気象情報等を入力するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>社内パソコン （回線、機器）</td> <td>社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>食料</td> <td>ブルーム通過中に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所から退出する必要があるように、余裕数を見込んで1日分以上の食料及び飲料水を待避室内に保管する。 残りの数量については、5号炉原子炉建屋に保管することで、必要に応じて取りに行くことが可能である。</td> <td>3,780食^{※2} 2,520本^{※3} (1,597)6</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td>ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要があるよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>コップ</td> <td>初日は2錠、二日目は降圧1錠/日服用する。</td> <td>1,140錠^{※4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：予備を含む。 ※2：180名（1～7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕）×7日×3食 ※3：180名（1～7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕）×7日×2本(1.5ℓ/本) ※4：180名（1～7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕）×（初日2錠+2日目以降1錠/日×6日）</p>	名称	仕様等	容量	酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～100% 測定精度：±0.5% (0～25.0%) ±3.0% (25.1%以上) 電 源：単3形乾電池4本 検知原理：ガルフニ電池式 管理目標：18%以上（酸素欠乏症防止規則を準拠） 	3台 ^{※1}	二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～10,000ppm 測定精度：±3%FS 電 源：単3形乾電池4本 検知原理：非分散形赤外線式（NDIR） 管理目標：0.5%以下（事務所衛生基準規則を準拠） 	3台 ^{※1}	一般テレビ （回線、機器）	報道や気象情報等を入力するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	1式	社内パソコン （回線、機器）	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	1式	食料	ブルーム通過中に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所から退出する必要があるように、余裕数を見込んで1日分以上の食料及び飲料水を待避室内に保管する。 残りの数量については、5号炉原子炉建屋に保管することで、必要に応じて取りに行くことが可能である。	3,780食 ^{※2} 2,520本 ^{※3} (1,597)6	簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要があるよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。	1式	コップ	初日は2錠、二日目は降圧1錠/日服用する。	1,140錠 ^{※4}			
名称	仕様等	容量																									
酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～100% 測定精度：±0.5% (0～25.0%) ±3.0% (25.1%以上) 電 源：単3形乾電池4本 検知原理：ガルフニ電池式 管理目標：18%以上（酸素欠乏症防止規則を準拠） 	3台 ^{※1}																									
二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～10,000ppm 測定精度：±3%FS 電 源：単3形乾電池4本 検知原理：非分散形赤外線式（NDIR） 管理目標：0.5%以下（事務所衛生基準規則を準拠） 	3台 ^{※1}																									
一般テレビ （回線、機器）	報道や気象情報等を入力するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	1式																									
社内パソコン （回線、機器）	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	1式																									
食料	ブルーム通過中に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所から退出する必要があるように、余裕数を見込んで1日分以上の食料及び飲料水を待避室内に保管する。 残りの数量については、5号炉原子炉建屋に保管することで、必要に応じて取りに行くことが可能である。	3,780食 ^{※2} 2,520本 ^{※3} (1,597)6																									
簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要があるよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。	1式																									
コップ	初日は2錠、二日目は降圧1錠/日服用する。	1,140錠 ^{※4}																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について
 (1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備の必要な容量について
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に配備している通信連絡設備の容量及び事故時に想定される必要な容量は表5.3-1のとおりである。

通信種別	主要設備	数量 ^{※1}	最低必要数量 ^{※2}	最低必要数量 ^{※3} の根拠
発電所内	衛星電話設備	衛星電話設備（密設） 9台	5台	号機室3台、6,7号炉中央制御室連絡用2台、停止号炉中央制御室連絡用1台、通電室1台、共用1台
	衛星電話設備（可搬型）	18台	3台	共用「モニタリングカー等」
発電所内	電力保安通信用電話設備	固定電話機 19台	4台	号機室（6号炉）2台（中央制御室連絡用）、号機室（7号炉）2台（中央制御室連絡用）
	FAX	3台	2台	6号炉中央制御室連絡用1台、7号炉中央制御室連絡用1台
	送受話器	ハンドセット 2台	1台	所内連絡用
		スピーカー 2台	1台	
	無線連絡設備	無線連絡設備（密設） 4台	4台	長田現地連絡用4台
		無線連絡設備（可搬型） 90台	18台	現場連絡用18台
	携帯型音声呼出電話設備	携帯型音声呼出電話機 6台	4台	対策本部2台、特機室2台、予備2台
		中継用ケーブルドラム 2台	2台	対策本部・特機室間の通信連絡用2台
	5号炉増設緊急連絡用インターフォン	インターフォン設備 5台	5台	増設からの連絡用3台、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉中央制御室各1台
	発電所外	統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム（衛星系・有線系 共用） 1式	1式
		IP電話機（有線系） 4台	2台	政府関係者用1台、当社用1台
		IP電話機（衛星系） 2台	2台	政府関係者用1台、当社用1台
		IP-FAX（有線系） 1台	1台	発電所内外連絡用 共用
		IP-FAX（衛星系） 1台	1台	発電所内外連絡用 共用
衛星電話設備（社内向）		衛星社内電話機 4台	4台	本社連絡用
		テレビ会議システム（社内向） 1式	1式	社内外会議用
テレビ会議システム（社内向）		テレビ会議システム（社内向） 1式	1式	社内外会議用
専用電話設備（自治体向け）			7台	他の発電所外用通信連絡設備にて代用が可能

※1：予備を含む。（今後、訓練等で見直しを行う。）
 ※2：今後、訓練等で見直しを行う。

女川原子力発電所2号炉

5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について
 (1) 緊急時対策所の通信連絡設備の必要な容量について
緊急時対策所に配備している通信連絡設備の容量及び事故時に想定される必要な容量は表5.3-1のとおりである。

表5.3-1 緊急時対策所の通信連絡設備の必要な容量

通信種別	主要設備	数量 ^{※1}	最低必要数量 ^{※2}	最低必要数量 ^{※3} の根拠
発電所内	固定電話機	12台	12台	本部5台、情報室1台、総務課1台、広報課1台、技術課1台、放射線管理課1台、保健課1台、発電管理課1台
	電力保安通信用電話設備 ^{※1}	PBS端末 12台		
	FAX	1台	1台	社内外連絡用
	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） 4台	3台	社内連絡用2台、社外連絡用1台
		衛星電話設備（携帯型） 10台	5台	共用（放射能観測車連絡用等）
発電所内	送受話器（ベージング）	ハンドセット 2台	1台	所内連絡用
		スピーカー 2台	1台	
	移動無線設備	移動無線設備（固定型） 1台	1台	放射能観測車連絡用
	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型） 4台	1台	所内連絡用1台
発電所外	電力保安通信用電話設備 ^{※1}	衛星保安電話（固定型） 1台	1台	発電所外連絡用
	社内テレビ会議システム	1式	1式	社内外会議用
	統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム（有線系・衛星系） 1式	1式	社内外会議用
		IP電話（有線系） 4台	2台	政府関係者用1台、当社用1台
		IP電話（衛星系） 2台	2台	政府関係者用1台、当社用1台
		IP-FAX（有線系） 2台	1台	発電所内外連絡用 共用
		IP-FAX（衛星系） 1台	1台	発電所内外連絡用 共用
	加入電話設備	加入電話機 12台	—	固定電話機又はPIS端末12台ほかの発電所外用通信連絡設備にて代用が可能
	専用電話設備（地方公共団体向け）	加入FAX 1台	—	ほかの発電所外用通信連絡設備にて代用が可能
		専用電話設備（地方公共団体向け） 10台	—	ほかの発電所外用通信連絡設備にて代用が可能

※1：局線加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能。
 ※2：予備を含む。（今後、訓練等で見直しを行う。）
 ※3：今後、訓練等で見直しを行う。

泊発電所3号炉

5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について
 (1) 緊急時対策所の通信連絡設備の必要な容量について
緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に配備している通信連絡設備の容量及び事故時に想定される必要な容量は表5.3-1のとおりである。

表5.3-1 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の通信連絡設備の必要な容量

場所	通信種別	主要設備	数量 ^{※1}	最低必要数量 ^{※2}	最低必要数量 ^{※3} の根拠
発電所内	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） ^{※1}	8台	8台	発電所内外連絡用
		保安電話（FAX）	1台	1台	発電所内外連絡用
	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）	3台	3台	発電所内外連絡用
		衛星電話設備（携帯型）	15台	10台	共用（給油作業等）
	運転指令設備		1台	1台	発電所内連絡用
	無線連絡設備（固定型）		1台	1台	発電所内連絡用
	移動無線設備		1台	1台	放射能観測車連絡用
	インターフォン		1台	1台	指揮所・待機所間の情報共有
	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）		1式	1式	指揮所・待機所間の情報共有
	発電所外	衛星電話設備	衛星電話設備（FAX）	1台	1台
社内テレビ会議システム			1台	1台	社内外会議用
統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備		テレビ会議システム	1台	1台	社内外会議用
		IP電話（地上系）	4台	2台	政府関係者用1台、事業者用1台
		IP電話（衛星系）	2台	2台	政府関係者用1台、事業者用1台
		IP-FAX（地上系）	2台	1台	発電所内外連絡用
IP-FAX（衛星系）		1台	1台	発電所内外連絡用	
加入電話設備		固定電話	2台	—	他の発電所外用通信連絡設備にて代用が可能
		FAX	1台	—	他の発電所外用通信連絡設備にて代用が可能
専用電話設備		専用電話設備（固定型）	7台	—	他の発電所外用通信連絡設備にて代用が可能
	専用電話設備（FAX）	7台	—		
待機所	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） ^{※1}	1台	1台	発電所内連絡用
		無線指令設備	1台	1台	発電所内連絡用
	無線連絡設備（携帯型）	4台	2台	発電所内外連絡用2台	
	インターフォン		1台	1台	指揮所・待機所間の情報共有
テレビ会議システム（指揮所・待機所間）		1式	1式	指揮所・待機所間の情報共有	

※1：加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能
 ※2：予備を含む。（今後、訓練等で見直しを行う。）
 ※3：今後、訓練等で見直しを行う。

【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）
 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）

・設計の相違
 泊の緊急時対策所は指揮所と待機所の2種構成であることから、情報共有のための通信連絡設備として、インターフォン及びテレビ会議システムを設ける。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>(2) 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について</p> <p>緊急時対策所には、発電所外用として国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備を配備し、専用であって多様性を確保した統合原子力防災ネットワークに接続しており、表5.3-2のように事故時に必要なデータ（必要回線容量）を伝送できる回線容量を有している。</p> <p>表5.3-2 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について</p> <table border="1" data-bbox="712 437 1317 596"> <thead> <tr> <th>通信回線種別</th> <th>回線容量</th> <th>必要回線容量</th> <th>データ伝送 (SPDS伝送装置)</th> <th>通信連絡 (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">統合原子力 防災ネット ワーク</td> <td>有線系 回線</td> <td>5Mbps</td> <td>84kbps (1～3号炉分)</td> <td>2.2Mbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)</td> </tr> <tr> <td>衛星系 回線</td> <td>384kbps</td> <td>84kbps (1～3号炉分)</td> <td>210kbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)</td> </tr> </tbody> </table>	通信回線種別	回線容量	必要回線容量	データ伝送 (SPDS伝送装置)	通信連絡 (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)	統合原子力 防災ネット ワーク	有線系 回線	5Mbps	84kbps (1～3号炉分)	2.2Mbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)	衛星系 回線	384kbps	84kbps (1～3号炉分)	210kbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)	<p>(2) 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について</p> <p>3号炉原子炉補助建屋には、発電所外用として国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備を配備し、専用であって多様性を確保した統合原子力防災ネットワークに接続しており、表5.3-2のように事故時に必要なデータ（必要回線容量）を伝送できる回線容量を有している。</p> <p>表5.3-2 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について</p> <table border="1" data-bbox="1344 437 1926 651"> <thead> <tr> <th>通信回線種別</th> <th>回線容量</th> <th>必要回線 容量</th> <th>データ伝送</th> <th>通信連絡 (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">統合原子力 防災ネット ワーク</td> <td>有線系回線</td> <td>5Mbps</td> <td>4.4kbps (1～3号炉分)</td> <td>2.4Mbps</td> </tr> <tr> <td>衛星系回線</td> <td>384kbps</td> <td>4.4kbps (1～3号炉分)</td> <td>210kbps</td> </tr> </tbody> </table>	通信回線種別	回線容量	必要回線 容量	データ伝送	通信連絡 (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)	統合原子力 防災ネット ワーク	有線系回線	5Mbps	4.4kbps (1～3号炉分)	2.4Mbps	衛星系回線	384kbps	4.4kbps (1～3号炉分)	210kbps	<p>【女川】 ・設備の相違（相違理由①）</p>
通信回線種別	回線容量	必要回線容量	データ伝送 (SPDS伝送装置)	通信連絡 (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)																											
統合原子力 防災ネット ワーク	有線系 回線	5Mbps	84kbps (1～3号炉分)	2.2Mbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)																											
	衛星系 回線	384kbps	84kbps (1～3号炉分)	210kbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)																											
通信回線種別	回線容量	必要回線 容量	データ伝送	通信連絡 (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)																											
統合原子力 防災ネット ワーク	有線系回線	5Mbps	4.4kbps (1～3号炉分)	2.4Mbps																											
	衛星系回線	384kbps	4.4kbps (1～3号炉分)	210kbps																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料7</p> <p>7. 安全パラメータ表示システム(SPDS)について (1) 安全パラメータ表示システム(SPDS)にて確認できるパラメータについて</p> <p>緊急時対策所においては、重大事故等に対処するために必要な情報として、以下のプラントの状態確認に必要な主要なプラントパラメータをSPDS表示装置にて確認することができる。(SPDS表示装置にて主要なバルブの開閉表示は確認可能)</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する緊急時対策支援システム伝送装置に入力されるパラメータ(SPDSパラメータ)は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において、データを確認することができる。 通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する緊急時対策支援システム伝送装置は、主なERSS伝送パラメータ※をバックアップ伝送ラインである無線系回線により6号炉及び7号炉のコントロール建屋に設置するデータ伝送装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム(SPDS)へのデータ入力については、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップラインを設置している。 バックアップラインは、安全保護系ラック、NIS盤、RMS盤等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機を介さずに直接データを収集することができる。 各プラントパラメータは、SPDSサーバに2週間分のデータが保存できる仕様となっている。 なお、2週間分のデータは、データ表示装置で確認可能である。</p>	<p>5.4 SPDSのデータ伝送概要とパラメータについて</p> <p>緊急時対策所に設置するSPDS伝送装置は、2号炉の制御建屋に設置するデータ収集装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所に設置するSPDS伝送装置に入力されるパラメータ(SPDSパラメータ)は、緊急時対策所において、データを確認することができる。</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所に設置するSPDS伝送装置は、国の緊急時対策支援システム(ERSS)へ伝送している主な※パラメータ(ERSS伝送パラメータ)をバックアップ伝送ラインである無線系回線により2号炉の制御建屋に設置するデータ収集装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>各パラメータは、SPDS伝送装置に2週間分(1分周期)のデータが保存され、SPDS表示装置にて過去データ(2週間分)が確認できる設計とする。 ※一部のパラメータは、バックアップ伝送ラインを経由せず、SPDS表示装置で確認できる。</p>	<p>5.4 安全パラメータ表示システム(SPDS)のデータ伝送概要とパラメータについて</p> <p>3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機が収集するデータは、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p> <p>3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機に入力されるパラメータ(SPDSパラメータ)は、緊急時対策所指揮所において、データを確認することができる。</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所指揮所に設置するデータ表示端末は、国の緊急時対策支援システム(ERSS)へ伝送しているパラメータ(ERSS伝送パラメータ)をバックアップ伝送ライン(表示用)である無線系回線により3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機からデータを収集し、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機へのデータ入力については、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップ伝送ライン(収集用)を設置する。 バックアップ伝送ライン(収集用)は、原子炉安全保護盤等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機を介さずに直接データを収集することができる。 各パラメータは、データ収集計算機に2週間分(1分周期)のデータが保存され、データ表示端末にて過去データ(2週間分)が確認できる設計とする。</p>	<p>【大飯】・記載内容の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】・設備の相違(相違理由④) システム設計の相違により、データ表示端末へのデータ入力ラインが異なる。</p> <p>【女川】・設備の相違(相違理由④) 【柏崎】・記載方針の相違(2-3②の相違)</p> <p>【女川】・設備の相違(相違理由④) 【女川】・設備の相違(相違理由④) 泊3号炉バックアップ伝送ライン(表示用)は、有線系回線及び無線系回線ともに同じデータを伝送している。 【柏崎】・記載方針の相違(2-3②の相違)</p> <p>【女川】・記載充実(大飯参照) 【大飯】・設備表現の相違</p> <p>【女川】・設備の相違 泊3号炉バックアップ伝送ライン(表</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>SPDS パラメータについては、<u>緊急時対策所</u>において必要な指示を行うことができるよう、プラント・系統全体の安定・変化傾向を把握し、それによって事故の様相の把握とその復旧方策、代替措置の計画・立案・指揮・助言を行うために必要な情報を選定する。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>（例：中央制御室にて低圧代替注水操作を行った場合、<u>緊急時対策所</u>においては、原子炉水位・復水補給水系流量（原子炉圧力容器）を確認することで操作成功時の予測との比較を行うことができる。）</p> <p>バックアップ伝送ラインでは、これらパラメータ以外にも、「水素爆発による格納容器の破損防止」「水素爆発による原子炉建屋の損傷防止」に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、<u>緊急時対策所</u>に設置するSPDS表示装置において確認できる設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>なお、ERSS伝送パラメータ以外のバックアップ対象パラメータについては、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>に設置する衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX）を使用し国等の関係各所と情報共有することは可能である。</p>	<p>SPDSパラメータについては、緊急時対策所において必要な指示を行うことができるよう、プラント・系統全体の安定・変化傾向を把握し、それによって事故の様相の把握とその復旧方策、代替措置の計画・立案・指揮・助言を行うために必要な情報を選定する。すなわち、以下に示す対応活動が可能となるように必要なパラメータが表示・把握できる設計とする。</p> <p>① <u>2号炉</u>の中央制御室（運転員）を支援する観点から「炉心反応度の状態」、「炉心冷却の状態」、「原子炉格納容器の状態」、「放射能隔離の状態」、「非常用炉心冷却系(ECCS)の状態等」の確認に加え、「<u>使用済燃料プールの状態</u>」の把握、並びに「環境の情報」の把握。</p> <p>② 上記①を元にした設備・系統の機能が維持できているか、性能を発揮できているか等プラント状況・挙動の把握。</p> <p>上記①②が可能となるパラメータを確認することで、中央制御室での弁開閉等の操作の結果として予測されるプラント状況・挙動との比較を行うことができ、前述の計画・立案・指揮・助言を行うことができることから、弁の開閉状態等については一部を除きSPDSパラメータとして選定しない。弁の開閉状態等についての情報が必要な場合には、通信連絡設備を用いて中央制御室（運転員）に確認する。</p> <p>（例：中央制御室にて低圧代替注水操作を行った場合、<u>緊急時対策所</u>においては、原子炉水位・残留熱除去系洗浄ライン流量を確認することで操作成功時の予測との比較を行うことができる。）</p> <p>バックアップ伝送ラインでは、これらパラメータ以外にも、「水素爆発による原子炉格納容器の破損防止」、「水素爆発による原子炉建屋の損傷防止」に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、<u>緊急時対策所</u>に設置するSPDS表示装置において確認できる設計とする。</p> <p>SPDS表示装置で確認できるパラメータを表5.4-1に示す。 また、表5.4-2に設置許可基準規則第58条における計装設備とバックアップ対象パラメータの整理を示す。</p> <p>なお、ERSS伝送パラメータ以外のバックアップ対象パラメータについては、<u>緊急時対策所</u>に設置する衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）を使用し、国等の関係各所と情報共有することは可能である。</p>	<p>SPDSパラメータについては、緊急時対策所において必要な指示を行うことができるよう、プラント・系統全体の安定・変化傾向を把握し、それによって事故の様相の把握とその復旧方策、代替措置の計画・立案・指揮・助言を行うために必要な情報を選定する。すなわち、以下に示す対応活動が可能となるように必要なパラメータが表示・把握できる設計とする。</p> <p>① <u>3号炉</u>の中央制御室（運転員）を支援する観点から「炉心反応度の状態」、「炉心冷却の状態」、「原子炉格納容器の状態」、「放射能隔離の状態」、「非常用炉心冷却系(ECCS)の状態」の確認に加え、「<u>使用済燃料ピットの状態</u>」の把握、並びに「環境の状態」の把握。</p> <p>② 上記①を元にした設備・系統の機能が維持できているか、性能を発揮できているか等プラント状況・挙動の把握。</p> <p>上記①②が可能となるパラメータを確認することで、中央制御室での弁開閉等の操作の結果として予測されるプラント状況・挙動との比較を行うことができ、前述の計画・立案・指揮・助言を行うことができることから、弁の開閉状態等については一部を除きSPDSパラメータとして選定しない。弁の開閉状態等についての情報が必要な場合には、通信連絡設備を用いて中央制御室（運転員）に確認する。</p> <p>（例：中央制御室にて代替炉心注水操作を行った場合、<u>緊急時対策所</u>においては、原子炉容器水位・炉心出口温度を確認することで、操作成功時の予測との比較を行うことができる。）</p> <p>バックアップ伝送ライン（表示用/収集用）では、これらパラメータ以外にも、「水素爆発による原子炉格納容器の破損防止」、「水素爆発による原子炉建屋の損傷防止」に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、<u>緊急時対策所指揮所</u>に設置するデータ表示端末において確認できる設計とする。</p> <p>データ表示端末で確認できるパラメータを表5.4-1に示す。 また、表5.4-2に設置許可基準規則第58条における計装設備とバックアップ対象パラメータの整理を示す。</p> <p>なお、ERSS伝送パラメータ以外のバックアップ対象パラメータについては、<u>緊急時対策所指揮所</u>に設置する衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）を使用し、国等の関係各所と情報共有することは可能である。</p>	<p>示用)は、有線系回線及び無線系回線ともに同じデータを伝送している。</p> <p>【女川】・設備名称の相違</p> <p>【女川】・設備名称の相違</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違(2-3②の相違)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

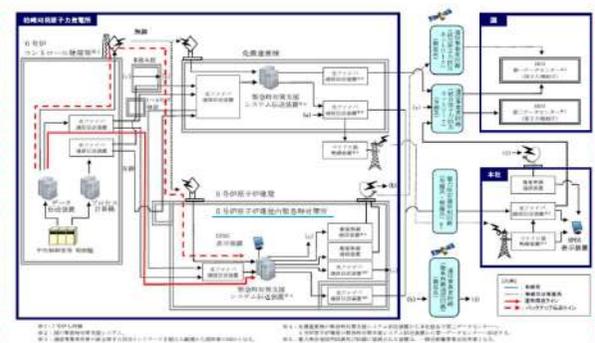


図5.4-1 安全パラメータ表示システム (SPDS) 等のデータ伝送概要

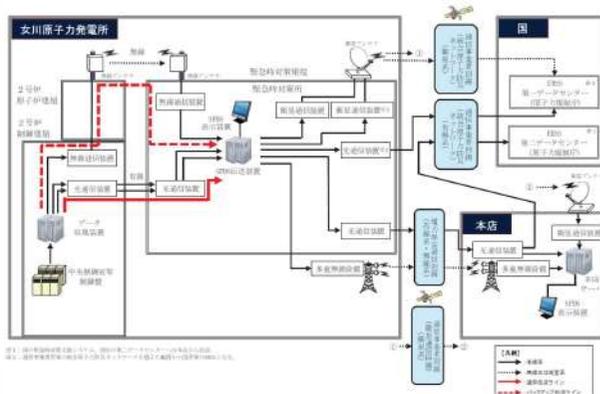


図5.4-1 安全パラメータ表示システム (SPDS) 等のデータ伝送概要

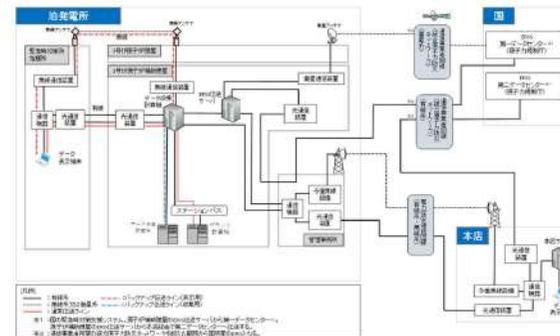


図5.4-1 安全パラメータ表示システム (SPDS) 等のデータ伝送概要

目的	対象パラメータ	SPDS入力 パラメータ	ERSSへ 伝送している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ
炉心反応率 の状態確認	出力領域平均中性子束チャンネル 平均値	○	○	—
	中性子束	○	○	○
	中間領域中性子束	○	○	○
	中性子監視域中性子束	○	○	○
	出力領域中性子束	○	○	○
炉心冷却の 状態確認	加圧器水位	○	○	○
	1次冷却材圧力	○	○	○
	原子炉水位	○	○	○
	Aループ1次冷却材高温側温度(広域)	○	○	○
	Bループ1次冷却材高温側温度(広域)	○	○	○
	Cループ1次冷却材高温側温度(広域)	○	○	○
	Dループ1次冷却材高温側温度(広域)	○	○	○
	Aループ1次冷却材低温側温度(広域)	○	○	○
	Bループ1次冷却材低温側温度(広域)	○	○	○
	Cループ1次冷却材低温側温度(広域)	○	○	○
	Dループ1次冷却材低温側温度(広域)	○	○	○

○ = DB

表5.4-1 SPDS表示装置で確認できるパラメータ (1/10)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
炉心反応率 の状態確認	APRMレベル (平均)	○	○	○
	APRM (A) レベル	○	—	○
	APRM (B) レベル	○	—	○
	APRM (C) レベル	○	—	○
	APRM (D) レベル	○	—	○
	APRM (E) レベル	○	—	○
	APRM (F) レベル	○	—	○
	S R N M (A) 対数計数率	○	○	○
	S R N M (B) 対数計数率	○	○	○
	S R N M (C) 対数計数率	○	○	○
	S R N M (D) 対数計数率	○	○	○
	S R N M (E) 対数計数率	○	○	○
	S R N M (F) 対数計数率	○	○	○
	S R N M (G) 対数計数率	○	○	○
	S R N M (H) 対数計数率	○	○	○
	S R N M (A) 非数率高	○	○	○
S R N M (B) 非数率高	○	○	○	
S R N M (C) 非数率高	○	○	○	
S R N M (D) 非数率高	○	○	○	
S R N M (E) 非数率高	○	○	○	
S R N M (F) 非数率高	○	○	○	
S R N M (G) 非数率高	○	○	○	
S R N M (H) 非数率高	○	○	○	
S R N M (A) 線形%出力	○	○	○	
S R N M (B) 線形%出力	○	○	○	
S R N M (C) 線形%出力	○	○	○	
S R N M (D) 線形%出力	○	○	○	
S R N M (E) 線形%出力	○	○	○	
S R N M (F) 線形%出力	○	○	○	
S R N M (G) 線形%出力	○	○	○	
S R N M (H) 線形%出力	○	○	○	
全館警報全消入	○	○	○	

表5.4-1 データ表示端末で確認できるパラメータ

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ		
炉心反応率 の状態確認	中性子監視域中性子束	○	○	○		
	中間領域中性子束	○	○	○		
	出力領域中性子束	○	○	○		
	出力領域中性子束 (中間値)	○	○	○		
	ほう龍タンク水位	A-ほう龍タンク水位 B-ほう龍タンク水位	○	○	○	
炉心冷却の 状態確認	加圧器水位	○	○	○		
	1次冷却材圧力 (広域)	○	○	○		
	1次冷却材温度 (広域-高温側、低温側)	Aループ1次冷却材高温側温度 (広域) Bループ1次冷却材高温側温度 (広域) Cループ1次冷却材高温側温度 (広域) Aループ1次冷却材低温側温度 (広域) Bループ1次冷却材低温側温度 (広域) Cループ1次冷却材低温側温度 (広域)	○	○	○	
	主蒸気ライン圧力	A-主蒸気ライン圧力 B-主蒸気ライン圧力 C-主蒸気ライン圧力	○	○	○	
	高圧注入装置	A-高圧注入ポンプ吐出流量 B-高圧注入ポンプ吐出流量	○	○	○	
	低圧注入装置	熱除去Aライン流量 熱除去Bライン流量	○	○	○	
	燃料冷却用水ピット水位	燃料冷却用水ピット水位	○	○	○	
	炉心冷却の 状態確認	蒸気発生器水位 (広域)	A-蒸気発生器水位 (広域) B-蒸気発生器水位 (広域) C-蒸気発生器水位 (広域)	○	○	○
		蒸気発生器水位 (狭域)	A-蒸気発生器水位 (狭域) B-蒸気発生器水位 (狭域) C-蒸気発生器水位 (狭域)	○	○	○
		補助給水流量	A-補助給水ライン流量 B-補助給水ライン流量 C-補助給水ライン流量	○	○	○
		補助給水ピット水位	補助給水ピット水位	○	○	○
		電圧の状態 (アイゼン ル電機機運転状態)	6-3 A D G 電圧 6-3 B D G 電圧	○	○	○
管内毎線電圧 (非常 用)		6-3 A 目線電圧 6-3 B 目線電圧	○	○	○	
サブターム度 (ループ)		サブターム度 (ループ)	○	○	○	
サブターム度 (T/A/C)		サブターム度 (T/A/C)	○	○	○	

【女川】PWR 設計の
 反映
 炉型の相違により
 設備及び対象パラ
 メータに相違はあ
 るが、データ表示端
 末で表示する「目的」
 は同等であり、
 緊急時対策所で必
 要な情報を把握で
 きることに相違は
 ない。

【大飯】・記載表現
 の相違
 データ表示端末で
 表示する「目的」及
 び対象パラメータ
 は同等であり、デー
 タ表示端末の機能
 に相違はない。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
		(2/10)		(2/4)		
目的 主蒸気圧力 安全注入流量 余熱除去流量 燃料取替用水ピット水位 充てん水 炉心冷却の状態確認 蒸気発生器水位 2次系による冷却 炉内母線電圧（非常用） 1次冷却材サブクール度	対象パラメータ	SPDS入力 パラメータ	ERSSへ伝達 している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ		
	A主蒸気圧力	○	○	○		
	B主蒸気圧力	○	○	○		
	C主蒸気圧力	○	○	○		
	D主蒸気圧力	○	○	○		
	A高圧注入流量	○	○	○		
	B高圧注入流量	○	○	○		
	A余熱除去流量	○	○	○		
	B余熱除去流量	○	○	○		
	燃料取替用水ピット水位	○	○	○		
	充てん水	○	○	○		
	A蒸気発生器水位(広域)	○	○	○		
	B蒸気発生器水位(狭域)	○	○	○		
	C蒸気発生器水位(広域)	○	○	○		
	D蒸気発生器水位(狭域)	○	○	○		
	A蒸気発生器水位(狭域)	○	○	○		
	B蒸気発生器水位(狭域)	○	○	○		
C蒸気発生器水位(狭域)	○	○	○			
D蒸気発生器水位(狭域)	○	○	○			
A蒸気発生器補助給水流速	○	○	○			
B蒸気発生器補助給水流速	○	○	○			
C蒸気発生器補助給水流速	○	○	○			
D蒸気発生器補助給水流速	○	○	○			
4-3A母線電圧	○	○	○			
4-3B母線電圧	○	○	○			
4-3AEG遮断器	○	○	○			
4-3BEG遮断器	○	○	○			
1次冷却材サブクール度(T/C)	○	○	○			

DB

女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉	
		(3/10)	
目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝達 パラメータ バックアップ 対象パラメータ
炉心冷却の状態確認	原子炉圧力調整弁PV	○	○
	原子炉圧力調整弁A	○	○
	原子炉圧力調整弁B	○	○
	原子炉圧力調整弁P-BV	○	○
	原子炉圧力調整弁A	○	○
	原子炉圧力調整弁B	○	○
	原子炉圧力調整弁P-BV	○	○
	原子炉圧力調整弁A	○	○
	原子炉圧力調整弁B	○	○
	原子炉圧力調整弁P-BV	○	○
	原子炉圧力調整弁A	○	○
	原子炉圧力調整弁B	○	○
格納容器の状態確認	原子炉格納容器圧力	○	○
	格納容器圧力(AM用)	○	○
	格納容器内温度	○	○
	格納容器内水素濃度	○	○
	格納容器水位	○	○
	原子炉下部ベナ水位	○	○
	アニュラス水素濃度(可測型)	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位(広域)	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位(狭域)	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位(狭域)	○	○
	格納容器スプレイ流量	○	○
	代替格納容器スプレイ流量	○	○
格納容器内高のデシベリの指示値	○	○	
放射能隔離の状態確認	原子炉格納容器隔離の状態	○	○
	原子炉格納容器隔離の状態	○	○
ECCSの状態	ECCSの状態(高圧注入系)	○	○
	ECCSの状態(高圧注入系)	○	○
格納容器内の状態確認	原子炉格納容器内高のデシベリの指示値	○	○
	格納容器内高のデシベリの指示値	○	○

(3/4)

泊発電所3号炉		相違理由	
		(3/4)	
目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝達 パラメータ バックアップ 対象パラメータ
燃料の状態確認	1次冷却材圧力(広域)	○	○
	1次冷却材圧力(広域)	○	○
格納容器の状態確認	原子炉格納容器圧力	○	○
	格納容器圧力(AM用)	○	○
	格納容器内温度	○	○
	格納容器内水素濃度	○	○
	格納容器水位	○	○
	原子炉下部ベナ水位	○	○
	アニュラス水素濃度(可測型)	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位(広域)	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位(狭域)	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位(狭域)	○	○
	格納容器スプレイ流量	○	○
	代替格納容器スプレイ流量	○	○
格納容器内高のデシベリの指示値	○	○	
放射能隔離の状態確認	原子炉格納容器隔離の状態	○	○
	原子炉格納容器隔離の状態	○	○
ECCSの状態	ECCSの状態(高圧注入系)	○	○
	ECCSの状態(高圧注入系)	○	○
格納容器内の状態確認	原子炉格納容器内高のデシベリの指示値	○	○
	格納容器内高のデシベリの指示値	○	○

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
					(4/10)					(4/4)					
目的	対象パラメータ	SPDS入力 パラメータ	ERSSへ伝送 している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ	目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ	バックアップ 対象パラメータ	
燃料の状態確認	炉心出口温度	炉心出口温度(最大)	○	○	○	炉心出口温度(平均)	○	○	○	使用燃料ビットの状態確認	使用燃料ビット水位 (使用)	A-使用燃料ビット水位 (使用)	○	○	○
	格納容器内高レンジエリモニタの指示	A格納容器内高レンジエリモニタ (高レンジ)	○	○	○	B格納容器内高レンジエリモニタ (高レンジ)	○	○	○		使用燃料ビット水位 (可燃型)	A-使用燃料ビット水位 (可燃型)	○	○	○
		B格納容器内高レンジエリモニタ (低レンジ)	○	○	○	A格納容器内高レンジエリモニタ (低レンジ)	○	○	○			B-使用燃料ビット水位 (可燃型)	○	○	○
	格納容器圧力	格納容器圧力(広域)	○	○	○	格納容器内高レンジエリモニタ (低レンジ)	○	○	○		使用燃料ビット温度 (使用)	A-使用燃料ビット温度 (使用)	○	○	○
		AM用格納容器圧力	○	○	○	D/W放射線モニタA	○	○	○			B-使用燃料ビット温度 (使用)	○	○	○
	格納容器温度	格納容器内温度	○	○	○	D/W放射線モニタB	○	○	○		使用燃料ビット周辺放射線量	使用燃料ビット周辺放射線量	○	○	○
		A格納容器再循環サブ水位 (広域)	○	○	○	S/C放射線モニタA	○	○	○			使用燃料ビット可燃型エリモニタ	○	○	○
	格納容器水位	B格納容器再循環サブ水位 (広域)	○	○	○	S/C放射線モニタB	○	○	○		電圧の状況確認	セニタリングシステム2号機放射線検出器	○	○	○
		A格納容器再循環サブ水位 (狭域)	○	○	○	R/R Δ 蒸気発生器スプレィ制御弁開	○	○	○			セニタリングシステム1号機放射線検出器	○	○	○
		B格納容器再循環サブ水位 (狭域)	○	○	○	R/R Δ 蒸気発生器スプレィ制御弁閉	○	○	○			セニタリングシステム2号機放射線検出器	○	○	○
A格納容器再循環サブ水位 (狭域)		○	○	○	R/R Δ 蒸気発生器スプレィ制御弁開	○	○	○	セニタリングシステム1号機放射線検出器	○		○	○		
B格納容器再循環サブ水位 (狭域)		○	○	○	R/R Δ 蒸気発生器スプレィ制御弁閉	○	○	○	セニタリングシステム2号機放射線検出器	○		○	○		
格納容器水位		原子炉下部キャビティ水位	○	○	○	R/R Δ 蒸気発生器スプレィ制御弁開	○	○	○	セニタリングシステム1号機放射線検出器		○	○	○	
格納容器スプレィ流量		A格納容器スプレィ流量	○	○	○	R/R Δ 蒸気発生器スプレィ制御弁閉	○	○	○	セニタリングシステム2号機放射線検出器		○	○	○	
		B格納容器スプレィ流量	○	○	○	R/R Δ 蒸気発生器スプレィ制御弁開	○	○	○	セニタリングシステム1号機放射線検出器		○	○	○	
格納容器内高レンジエリモニタの指示		A格納容器内高レンジエリモニタ (高レンジ)	○	○	○	R/R Δ 蒸気発生器スプレィ制御弁閉	○	○	○	セニタリングシステム2号機放射線検出器		○	○	○	
		B格納容器内高レンジエリモニタ (低レンジ)	○	○	○	R/R Δ 蒸気発生器スプレィ制御弁開	○	○	○	セニタリングシステム1号機放射線検出器		○	○	○	
格納容器水素濃度	可燃型格納容器水素ガス濃度	○	○	○	R/R Δ 蒸気発生器スプレィ制御弁閉	○	○	○	セニタリングシステム2号機放射線検出器	○	○	○			
					R/R Δ 蒸気発生器スプレィ制御弁開	○	○	○	セニタリングシステム1号機放射線検出器	○	○	○			

→DB

※1：「電圧の状況確認」のパラメータはプラント共通設備のパラメータであり、号ごとに設置しているプラント計算機への入力が行わず、直接データ収集計算機へデータ入力している。なお、「電圧の状況確認」のパラメータについては、可燃型セニタリングポスト及び可燃型気象観測設備からの無線伝送により緊急時対策所指所にて確認可能である。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由		
目的	対象パラメータ	SPDS入力	ERSSへ伝送	バックアップ	SPDS入力	ERSS伝送	バックアップ	対象パラメータ	SPDS入力	ERSS伝送	バックアップ	対象パラメータ	SPDS入力	ERSS伝送	バックアップ	相違理由	
		パラメータ	している	対象パラメータ													パラメータ
放射能隔離の 状態確認	排気筒ガスモニタの指示	A排気筒ガスモニタ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		B排気筒ガスモニタ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		排気筒高レンジガスモニタ (低レンジ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		排気筒高レンジガスモニタ (高レンジ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
環境の 情報確認	原子炉島納容積 隔離の状態	格納容器隔離 (T信号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		モニタポスト No.1 検量率	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	モニタポスト No.2 検量率	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	モニタポスト No.3 検量率	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	モニタポスト No.4 検量率	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	モニタポスト No.5 検量率	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
気象情報	モニタステーション検量率	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	10分間最大風向方位番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	風速 (平均風速)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
使用済燃料ピット の状態確認	使用済燃料ピット 水位	A使用済燃料ピット水位 (AM用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		B使用済燃料ピット水位 (AM用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	使用済燃料ピット 温度	A使用済燃料ピット温度 (AM用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		B使用済燃料ピット温度 (AM用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	燃料取扱場周辺の 放射線量	A使用済燃料ピット区域エリアモニタ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		A可搬式使用済燃料ピット区域周辺 エリアモニタ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	その他 (ECCSの状態 等)	A高圧注入ポンプ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		B高圧注入ポンプ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由		
目的	対象パラメータ	SPDS入力	ERSSへ伝送	バックアップ	SPDS入力	ERSS伝送	バックアップ	対象パラメータ	SPDS入力	ERSS伝送	バックアップ	対象パラメータ	SPDS入力	ERSS伝送	バックアップ	相違理由	
		パラメータ	している	対象パラメータ													パラメータ
ECCSの状態 (低圧注入系)	A余熱除去ポンプ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		B余熱除去ポンプ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
ECCSの状態	安全注入作動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		原子炉トリップ 状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
その他 (ECCS の状態等)	S/G前管 漏れ監視	復水器空気抽出器ガスモニタ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		蒸気発生器ブローダウンモニタ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	低圧代替源 注水ポンプ流量	低圧代替源注水積算流量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		原子炉補機冷却水サージタンク 水位	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	ほう酸タンク 保水量	Aほう酸タンク水位	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		Bほう酸タンク水位	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	復水ピット 保水量	復水ピット水位	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		放水口の放射線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	格納容器 スプレイポンプ の状態	A格納容器スプレイポンプ	A蒸気発生器主給水流量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
			B蒸気発生器主給水流量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
C蒸気発生器主給水流量			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
D蒸気発生器主給水流量			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
A蒸気発生器補助給水流量			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
B蒸気発生器補助給水流量			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
C蒸気発生器補助給水流量			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
D蒸気発生器補助給水流量			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
格納容器 スプレイポンプ の状態	B格納容器スプレイポンプ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉		相違理由
		(8/10)						
目的	対象パラメータ	SWS パラメータ	DBS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ				
非常用炉心 冷却系 (EC CS) の状態 等	A.D.S. A系作動	○	○	○				
	A.D.S. B系作動	○	○	○				
	R.C.I.C.タービン止め制御	○	○	○				
	L.P.C.S.ポンプ 運転中	○	○	○				
	H.P.C.S.ポンプ 運転中	○	○	○				
	R.H.R.ポンプ (A) 運転中	○	○	○				
	R.H.R.ポンプ (B) 運転中	○	○	○				
	R.H.R.ポンプ (C) 運転中	○	○	○				
	R.H.R. A系L.P.C.I注入隔離弁閉	○	○	○				
	R.H.R. B系L.P.C.I注入隔離弁閉	○	○	○				
	R.H.R. C系L.P.C.I注入隔離弁閉	○	○	○				
	凝縮水流量	○	○	○				
	実用済燃料 プールの状 態確認	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層7,010mm)]	○	-	○			
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層6,810mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層6,000mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層5,000mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層4,000mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層3,000mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層2,000mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層1,000mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層0mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層0mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層0mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層0mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層0mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層0mm)]		○	-	○				
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層0mm)]		○	-	○				
(9/10)								
目的	対象パラメータ	SWS パラメータ	DBS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ				
実用済燃料 プールの状 態確認	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層4,000mm)]	○	-	○				
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層3,000mm)]	○	-	○				
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層2,000mm)]	○	-	○				
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層1,000mm)]	○	-	○				
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式) [使用済燃料プール温度 (燃料ラック上層0mm)]	○	-	○				
	燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量)	○	-	○				
	燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量)	○	-	○				
	燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量)	○	-	○				
	燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量)	○	-	○				
	燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量)	○	-	○				
水素発生に よる可燃物 の燃焼防 止確認	フィルタ装置出口水素濃度 (0~3.0%)	○	-	○				
	フィルタ装置出口水素濃度 (0~1.0.0%)	○	-	○				
	フィルタ装置水位 (A) (広帯域)	○	-	○				
	フィルタ装置水位 (B) (広帯域)	○	-	○				
	フィルタ装置水位 (C) (広帯域)	○	-	○				
	フィルタ装置入口圧力 (広帯域)	○	-	○				
	フィルタ装置出口圧力 (広帯域)	○	-	○				
	フィルタ装置水温度 (A)	○	-	○				
	フィルタ装置水温度 (B)	○	-	○				
	フィルタ装置水温度 (C)	○	-	○				
フィルタ装置出口放射線モニタ (A)	○	-	○					
フィルタ装置出口放射線モニタ (B)	○	-	○					

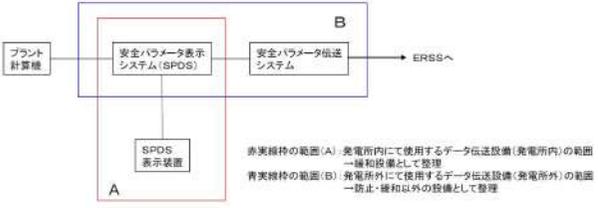
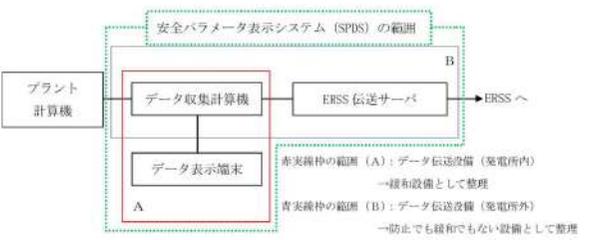
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉 (10/10)	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
<p>目的</p> <table border="1"> <tr> <th>対象パラメータ</th> <th>SPPS パラメータ</th> <th>ESSS伝送 パラメータ</th> <th>バック アップ対象 パラメータ</th> </tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>(原子炉建屋オーバーレイティングフロア水素濃度A)</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>(原子炉建屋オーバーレイティングフロア水素濃度B)</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (ハイアラウピング室)</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (所自用エアロック前室)</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (CRD補修室)</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (計装ベネトレーション室)</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (トラス室)</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>静的船体式水源西結合装置 1 動作監視装置入口温度</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>静的船体式水源西結合装置 1 動作監視装置出口温度</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>静的船体式水源西結合装置 8 動作監視装置入口温度</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>静的船体式水源西結合装置 8 動作監視装置出口温度</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>静的船体式水源西結合装置 12 動作監視装置入口温度</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>静的船体式水源西結合装置 12 動作監視装置出口温度</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>静的船体式水源西結合装置 19 動作監視装置入口温度</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>静的船体式水源西結合装置 19 動作監視装置出口温度</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td></tr> </table>		対象パラメータ	SPPS パラメータ	ESSS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	原子炉建屋内水素濃度	○	-	○	(原子炉建屋オーバーレイティングフロア水素濃度A)	○	-	○	原子炉建屋内水素濃度	○	-	○	(原子炉建屋オーバーレイティングフロア水素濃度B)	○	-	○	原子炉建屋内水素濃度 (ハイアラウピング室)	○	-	○	原子炉建屋内水素濃度 (所自用エアロック前室)	○	-	○	原子炉建屋内水素濃度 (CRD補修室)	○	-	○	原子炉建屋内水素濃度 (計装ベネトレーション室)	○	-	○	原子炉建屋内水素濃度 (トラス室)	○	-	○	静的船体式水源西結合装置 1 動作監視装置入口温度	○	-	○	静的船体式水源西結合装置 1 動作監視装置出口温度	○	-	○	静的船体式水源西結合装置 8 動作監視装置入口温度	○	-	○	静的船体式水源西結合装置 8 動作監視装置出口温度	○	-	○	静的船体式水源西結合装置 12 動作監視装置入口温度	○	-	○	静的船体式水源西結合装置 12 動作監視装置出口温度	○	-	○	静的船体式水源西結合装置 19 動作監視装置入口温度	○	-	○	静的船体式水源西結合装置 19 動作監視装置出口温度	○	-	○	<p>表5.4-2 設置許可基準規則第58条における計装設備とSPPSバックアップ対象パラメータの整理</p> <table border="1"> <tr> <th>主計器名</th> <th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th><th>23</th><th>24</th><th>25</th><th>26</th><th>27</th><th>28</th><th>29</th><th>30</th><th>31</th><th>32</th><th>33</th><th>34</th><th>35</th><th>36</th><th>37</th><th>38</th><th>39</th><th>40</th><th>41</th><th>42</th><th>43</th><th>44</th><th>45</th><th>46</th><th>47</th><th>48</th><th>49</th><th>50</th><th>51</th><th>52</th><th>53</th><th>54</th><th>55</th><th>56</th><th>57</th><th>58</th><th>59</th><th>60</th><th>61</th><th>62</th><th>63</th><th>64</th><th>65</th><th>66</th><th>67</th><th>68</th><th>69</th><th>70</th><th>71</th><th>72</th><th>73</th><th>74</th><th>75</th><th>76</th><th>77</th><th>78</th><th>79</th><th>80</th><th>81</th><th>82</th><th>83</th><th>84</th><th>85</th><th>86</th><th>87</th><th>88</th><th>89</th><th>90</th><th>91</th><th>92</th><th>93</th><th>94</th><th>95</th><th>96</th><th>97</th><th>98</th><th>99</th><th>100</th><th>101</th><th>102</th><th>103</th><th>104</th><th>105</th><th>106</th><th>107</th><th>108</th><th>109</th><th>110</th><th>111</th><th>112</th><th>113</th><th>114</th><th>115</th><th>116</th><th>117</th><th>118</th><th>119</th><th>120</th><th>121</th><th>122</th><th>123</th><th>124</th><th>125</th><th>126</th><th>127</th><th>128</th><th>129</th><th>130</th><th>131</th><th>132</th><th>133</th><th>134</th><th>135</th><th>136</th><th>137</th><th>138</th><th>139</th><th>140</th><th>141</th><th>142</th><th>143</th><th>144</th><th>145</th><th>146</th><th>147</th><th>148</th><th>149</th><th>150</th><th>151</th><th>152</th><th>153</th><th>154</th><th>155</th><th>156</th><th>157</th><th>158</th><th>159</th><th>160</th><th>161</th><th>162</th><th>163</th><th>164</th><th>165</th><th>166</th><th>167</th><th>168</th><th>169</th><th>170</th><th>171</th><th>172</th><th>173</th><th>174</th><th>175</th><th>176</th><th>177</th><th>178</th><th>179</th><th>180</th><th>181</th><th>182</th><th>183</th><th>184</th><th>185</th><th>186</th><th>187</th><th>188</th><th>189</th><th>190</th><th>191</th><th>192</th><th>193</th><th>194</th><th>195</th><th>196</th><th>197</th><th>198</th><th>199</th><th>200</th><th>201</th><th>202</th><th>203</th><th>204</th><th>205</th><th>206</th><th>207</th><th>208</th><th>209</th><th>210</th><th>211</th><th>212</th><th>213</th><th>214</th><th>215</th><th>216</th><th>217</th><th>218</th><th>219</th><th>220</th><th>221</th><th>222</th><th>223</th><th>224</th><th>225</th><th>226</th><th>227</th><th>228</th><th>229</th><th>230</th><th>231</th><th>232</th><th>233</th><th>234</th><th>235</th><th>236</th><th>237</th><th>238</th><th>239</th><th>240</th><th>241</th><th>242</th><th>243</th><th>244</th><th>245</th><th>246</th><th>247</th><th>248</th><th>249</th><th>250</th><th>251</th><th>252</th><th>253</th><th>254</th><th>255</th><th>256</th><th>257</th><th>258</th><th>259</th><th>260</th><th>261</th><th>262</th><th>263</th><th>264</th><th>265</th><th>266</th><th>267</th><th>268</th><th>269</th><th>270</th><th>271</th><th>272</th><th>273</th><th>274</th><th>275</th><th>276</th><th>277</th><th>278</th><th>279</th><th>280</th><th>281</th><th>282</th><th>283</th><th>284</th><th>285</th><th>286</th><th>287</th><th>288</th><th>289</th><th>290</th><th>291</th><th>292</th><th>293</th><th>294</th><th>295</th><th>296</th><th>297</th><th>298</th><th>299</th><th>300</th><th>301</th><th>302</th><th>303</th><th>304</th><th>305</th><th>306</th><th>307</th><th>308</th><th>309</th><th>310</th><th>311</th><th>312</th><th>313</th><th>314</th><th>315</th><th>316</th><th>317</th><th>318</th><th>319</th><th>320</th><th>321</th><th>322</th><th>323</th><th>324</th><th>325</th><th>326</th><th>327</th><th>328</th><th>329</th><th>330</th><th>331</th><th>332</th><th>333</th><th>334</th><th>335</th><th>336</th><th>337</th><th>338</th><th>339</th><th>340</th><th>341</th><th>342</th><th>343</th><th>344</th><th>345</th><th>346</th><th>347</th><th>348</th><th>349</th><th>350</th><th>351</th><th>352</th><th>353</th><th>354</th><th>355</th><th>356</th><th>357</th><th>358</th><th>359</th><th>360</th><th>361</th><th>362</th><th>363</th><th>364</th><th>365</th><th>366</th><th>367</th><th>368</th><th>369</th><th>370</th><th>371</th><th>372</th><th>373</th><th>374</th><th>375</th><th>376</th><th>377</th><th>378</th><th>379</th><th>380</th><th>381</th><th>382</th><th>383</th><th>384</th><th>385</th><th>386</th><th>387</th><th>388</th><th>389</th><th>390</th><th>391</th><th>392</th><th>393</th><th>394</th><th>395</th><th>396</th><th>397</th><th>398</th><th>399</th><th>400</th><th>401</th><th>402</th><th>403</th><th>404</th><th>405</th><th>406</th><th>407</th><th>408</th><th>409</th><th>410</th><th>411</th><th>412</th><th>413</th><th>414</th><th>415</th><th>416</th><th>417</th><th>418</th><th>419</th><th>420</th><th>421</th><th>422</th><th>423</th><th>424</th><th>425</th><th>426</th><th>427</th><th>428</th><th>429</th><th>430</th><th>431</th><th>432</th><th>433</th><th>434</th><th>435</th><th>436</th><th>437</th><th>438</th><th>439</th><th>440</th><th>441</th><th>442</th><th>443</th><th>444</th><th>445</th><th>446</th><th>447</th><th>448</th><th>449</th><th>450</th><th>451</th><th>452</th><th>453</th><th>454</th><th>455</th><th>456</th><th>457</th><th>458</th><th>459</th><th>460</th><th>461</th><th>462</th><th>463</th><th>464</th><th>465</th><th>466</th><th>467</th><th>468</th><th>469</th><th>470</th><th>471</th><th>472</th><th>473</th><th>474</th><th>475</th><th>476</th><th>477</th><th>478</th><th>479</th><th>480</th><th>481</th><th>482</th><th>483</th><th>484</th><th>485</th><th>486</th><th>487</th><th>488</th><th>489</th><th>490</th><th>491</th><th>492</th><th>493</th><th>494</th><th>495</th><th>496</th><th>497</th><th>498</th><th>499</th><th>500</th><th>501</th><th>502</th><th>503</th><th>504</th><th>505</th><th>506</th><th>507</th><th>508</th><th>509</th><th>510</th><th>511</th><th>512</th><th>513</th><th>514</th><th>515</th><th>516</th><th>517</th><th>518</th><th>519</th><th>520</th><th>521</th><th>522</th><th>523</th><th>524</th><th>525</th><th>526</th><th>527</th><th>528</th><th>529</th><th>530</th><th>531</th><th>532</th><th>533</th><th>534</th><th>535</th><th>536</th><th>537</th><th>538</th><th>539</th><th>540</th><th>541</th><th>542</th><th>543</th><th>544</th><th>545</th><th>546</th><th>547</th><th>548</th><th>549</th><th>550</th><th>551</th><th>552</th><th>553</th><th>554</th><th>555</th><th>556</th><th>557</th><th>558</th><th>559</th><th>560</th><th>561</th><th>562</th><th>563</th><th>564</th><th>565</th><th>566</th><th>567</th><th>568</th><th>569</th><th>570</th><th>571</th><th>572</th><th>573</th><th>574</th><th>575</th><th>576</th><th>577</th><th>578</th><th>579</th><th>580</th><th>581</th><th>582</th><th>583</th><th>584</th><th>585</th><th>586</th><th>587</th><th>588</th><th>589</th><th>590</th><th>591</th><th>592</th><th>593</th><th>594</th><th>595</th><th>596</th><th>597</th><th>598</th><th>599</th><th>600</th><th>601</th><th>602</th><th>603</th><th>604</th><th>605</th><th>606</th><th>607</th><th>608</th><th>609</th><th>610</th><th>611</th><th>612</th><th>613</th><th>614</th><th>615</th><th>616</th><th>617</th><th>618</th><th>619</th><th>620</th><th>621</th><th>622</th><th>623</th><th>624</th><th>625</th><th>626</th><th>627</th><th>628</th><th>629</th><th>630</th><th>631</th><th>632</th><th>633</th><th>634</th><th>635</th><th>636</th><th>637</th><th>638</th><th>639</th><th>640</th><th>641</th><th>642</th><th>643</th><th>644</th><th>645</th><th>646</th><th>647</th><th>648</th><th>649</th><th>650</th><th>651</th><th>652</th><th>653</th><th>654</th><th>655</th><th>656</th><th>657</th><th>658</th><th>659</th><th>660</th><th>661</th><th>662</th><th>663</th><th>664</th><th>665</th><th>666</th><th>667</th><th>668</th><th>669</th><th>670</th><th>671</th><th>672</th><th>673</th><th>674</th><th>675</th><th>676</th><th>677</th><th>678</th><th>679</th><th>680</th><th>681</th><th>682</th><th>683</th><th>684</th><th>685</th><th>686</th><th>687</th><th>688</th><th>689</th><th>690</th><th>691</th><th>692</th><th>693</th><th>694</th><th>695</th><th>696</th><th>697</th><th>698</th><th>699</th><th>700</th><th>701</th><th>702</th><th>703</th><th>704</th><th>705</th><th>706</th><th>707</th><th>708</th><th>709</th><th>710</th><th>711</th><th>712</th><th>713</th><th>714</th><th>715</th><th>716</th><th>717</th><th>718</th><th>719</th><th>720</th><th>721</th><th>722</th><th>723</th><th>724</th><th>725</th><th>726</th><th>727</th><th>728</th><th>729</th><th>730</th><th>731</th><th>732</th><th>733</th><th>734</th><th>735</th><th>736</th><th>737</th><th>738</th><th>739</th><th>740</th><th>741</th><th>742</th><th>743</th><th>744</th><th>745</th><th>746</th><th>747</th><th>748</th><th>749</th><th>750</th><th>751</th><th>752</th><th>753</th><th>754</th><th>755</th><th>756</th><th>757</th><th>758</th><th>759</th><th>760</th><th>761</th><th>762</th><th>763</th><th>764</th><th>765</th><th>766</th><th>767</th><th>768</th><th>769</th><th>770</th><th>771</th><th>772</th><th>773</th><th>774</th><th>775</th><th>776</th><th>777</th><th>778</th><th>779</th><th>780</th><th>781</th><th>782</th><th>783</th><th>784</th><th>785</th><th>786</th><th>787</th><th>788</th><th>789</th><th>790</th><th>791</th><th>792</th><th>793</th><th>794</th><th>795</th><th>796</th><th>797</th><th>798</th><th>799</th><th>800</th><th>801</th><th>802</th><th>803</th><th>804</th><th>805</th><th>806</th><th>807</th><th>808</th><th>809</th><th>810</th><th>811</th><th>812</th><th>813</th><th>814</th><th>815</th><th>816</th><th>817</th><th>818</th><th>819</th><th>820</th><th>821</th><th>822</th><th>823</th><th>824</th><th>825</th><th>826</th><th>827</th><th>828</th><th>829</th><th>830</th><th>831</th><th>832</th><th>833</th><th>834</th><th>835</th><th>836</th><th>837</th><th>838</th><th>839</th><th>840</th><th>841</th><th>842</th><th>843</th><th>844</th><th>845</th><th>846</th><th>847</th><th>848</th><th>849</th><th>850</th><th>851</th><th>852</th><th>853</th><th>854</th><th>855</th><th>856</th><th>857</th><th>858</th><th>859</th><th>860</th><th>861</th><th>862</th><th>863</th><th>864</th><th>865</th><th>866</th><th>867</th><th>868</th><th>869</th><th>870</th><th>871</th><th>872</th><th>873</th><th>874</th><th>875</th><th>876</th><th>877</th><th>878</th><th>879</th><th>880</th><th>881</th><th>882</th><th>883</th><th>884</th><th>885</th><th>886</th><th>887</th><th>888</th><th>889</th><th>890</th><th>891</th><th>892</th><th>893</th><th>894</th><th>895</th><th>896</th><th>897</th><th>898</th><th>899</th><th>900</th><th>901</th><th>902</th><th>903</th><th>904</th><th>905</th><th>906</th><th>907</th><th>908</th><th>909</th><th>910</th><th>911</th><th>912</th><th>913</th><th>914</th><th>915</th><th>916</th><th>917</th><th>918</th><th>919</th><th>920</th><th>921</th><th>922</th><th>923</th><th>924</th><th>925</th><th>926</th><th>927</th><th>928</th><th>929</th><th>930</th><th>931</th><th>932</th><th>933</th><th>934</th><th>935</th><th>936</th><th>937</th><th>938</th><th>939</th><th>940</th><th>941</th><th>942</th><th>943</th><th>944</th><th>945</th><th>946</th><th>947</th><th>948</th><th>949</th><th>950</th><th>951</th><th>952</th><th>953</th><th>954</th><th>955</th><th>956</th><th>957</th><th>958</th><th>959</th><th>960</th><th>961</th><th>962</th><th>963</th><th>964</th><th>965</th><th>966</th><th>967</th><th>968</th><th>969</th><th>970</th><th>971</th><th>972</th><th>973</th><th>974</th><th>975</th><th>976</th><th>977</th><th>978</th><th>979</th><th>980</th><th>981</th><th>982</th><th>983</th><th>984</th><th>985</th><th>986</th><th>987</th><th>988</th><th>989</th><th>990</th><th>991</th><th>992</th><th>993</th><th>994</th><th>995</th><th>996</th><th>997</th><th>998</th><th>999</th><th>1000</th> </tr> </table>		主計器名	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	<p>表5.4-2 設置許可基準規則第58条における計装設備とバックアップ対象パラメータの整理</p> <table border="1"> <tr> <th>主計器名</th> <th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th><th>23</th><th>24</th><th>25</th><th>26</th><th>27</th><th>28</th><th>29</th><th>30</th><th>31</th><th>32</th><th>33</th><th>34</th><th>35</th><th>36</th><th>37</th><th>38</th><th>39</th><th>40</th><th>41</th><th>42</th><th>43</th><th>44</th><th>45</th><th>46</th><th>47</th><th>48</th><th>49</th><th>50</th><th>51</th><th>52</th><th>53</th><th>54</th><th>55</th><th>56</th><th>57</th><th>58</th><th>59</th><th>60</th><th>61</th><th>62</th><th>63</th><th>64</th><th>65</th><th>66</th><th>67</th><th>68</th><th>69</th><th>70</th><th>71</th><th>72</th><th>73</th><th>74</th><th>75</th><th>76</th><th>77</th><th>78</th><th>79</th><th>80</th><th>81</th><th>82</th><th>83</th><th>84</th><th>85</th><th>86</th><th>87</th><th>88</th><th>89</th><th>90</th><th>91</th><th>92</th><th>93</th><th>94</th><th>95</th><th>96</th><th>97</th><th>98</th><th>99</th><th>100</th><th>101</th><th>102</th><th>103</th><th>104</th><th>105</th><th>106</th><th>107</th><th>108</th><th>109</th><th>110</th><th>111</th><th>112</th><th>113</th><th>114</th><th>115</th><th>116</th><th>117</th><th>118</th><th>119</th><th>120</th><th>121</th><th>122</th><th>123</th><th>124</th><th>125</th><th>126</th><th>127</th><th>128</th><th>129</th><th>130</th><th>131</th><th>132</th><th>133</th><th>134</th><th>135</th><th>136</th><th>137</th><th>138</th><th>139</th><th>140</th><th>141</th><th>142</th><th>143</th><th>144</th><th>145</th><th>146</th><th>147</th><th>148</th><th>149</th><th>150</th><th>151</th><th>152</th><th>153</th><th>154</th><th>155</th><th>156</th><th>157</th><th>158</th><th>159</th><th>160</th><th>161</th><th>162</th><th>163</th><th>164</th><th>165</th><th>166</th><th>167</th><th>168</th><th>169</th><th>170</th><th>171</th><th>172</th><th>173</th><th>174</th><th>175</th><th>176</th><th>177</th><th>178</th><th>179</th><th>180</th><th>181</th><th>182</th><th>183</th><th>184</th><th>185</th><th>186</th><th>187</th><th>188</th><th>189</th><th>190</th><th>191</th><th>192</th><th>193</th><th>194</th><th>195</th><th>196</th><th>197</th><th>198</th><th>199</th><th>200</th><th>201</th><th>202</th><th>203</th><th>204</th><th>205</th><th>206</th><th>207</th><th>208</th><th>209</th><th>210</th><th>211</th><th>212</th><th>213</th><th>214</th><th>215</th><th>216</th><th>217</th><th>218</th><th>219</th><th>220</th><th>221</th><th>222</th><th>223</th><th>224</th><th>225</th><th>226</th><th>227</th><th>228</th><th>229</th><th>230</th><th>231</th><th>232</th><th>233</th><th>234</th><th>235</th><th>236</th><th>237</th><th>238</th><th>239</th><th>240</th><th>241</th><th>242</th><th>243</th><th>244</th><th>245</th><th>246</th><th>247</th><th>248</th><th>249</th><th>250</th><th>251</th><th>252</th><th>253</th><th>254</th><th>255</th><th>256</th><th>257</th><th>258</th><th>259</th><th>260</th><th>261</th><th>262</th><th>263</th><th>264</th><th>265</th><th>266</th><th>267</th><th>268</th><th>269</th><th>270</th><th>271</th><th>272</th><th>273</th><th>274</th><th>275</th><th>276</th><th>277</th><th>278</th><th>279</th><th>280</th><th>281</th><th>282</th><th>283</th><th>284</th><th>285</th><th>286</th><th>287</th><th>288</th><th>289</th><th>290</th><th>291</th><th>292</th><th>293</th><th>294</th><th>295</th><th>296</th><th>297</th><th>298</th><th>299</th><th>300</th><th>301</th><th>302</th><th>303</th><th>304</th><th>305</th><th>306</th><th>307</th><th>308</th><th>309</th><th>310</th><th>311</th><th>312</th><th>313</th><th>314</th><th>315</th><th>316</th><th>317</th><th>318</th><th>319</th><th>320</th><th>321</th><th>322</th><th>323</th><th>324</th><th>325</th><th>326</th><th>327</th><th>328</th><th>329</th><th>330</th><th>331</th><th>332</th><th>333</th><th>334</th><th>335</th><th>336</th><th>337</th><th>338</th><th>339</th><th>340</th><th>341</th><th>342</th><th>343</th><th>344</th><th>345</th><th>346</th><th>347</th><th>348</th><th>349</th><th>350</th><th>351</th><th>352</th><th>353</th><th>354</th><th>355</th><th>356</th><th>357</th><th>358</th><th>359</th><th>360</th><th>361</th><th>362</th><th>363</th><th>364</th><th>365</th><th>366</th><th>367</th><th>368</th><th>369</th><th>370</th><th>371</th><th>372</th><th>373</th><th>374</th><th>375</th><th>376</th><th>377</th><th>378</th><th>379</th><th>380</th><th>381</th><th>382</th><th>383</th><th>384</th><th>385</th><th>386</th><th>387</th><th>388</th><th>389</th><th>390</th><th>391</th><th>392</th><th>393</th><th>394</th><th>395</th><th>396</th><th>397</th><th>398</th><th>399</th><th>400</th><th>401</th><th>402</th><th>403</th><th>404</th><th>405</th><th>406</th><th>407</th><th>408</th><th>409</th><th>410</th><th>411</th><th>412</th><th>413</th><th>414</th><th>415</th><th>416</th><th>417</th><th>418</th><th>419</th><th>420</th><th>421</th><th>422</th><th>423</th><th>424</th><th>425</th><th>426</th><th>42</th></tr></table>		主計器名	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	42
対象パラメータ	SPPS パラメータ	ESSS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
原子炉建屋内水素濃度	○	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
(原子炉建屋オーバーレイティングフロア水素濃度A)	○	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
原子炉建屋内水素濃度	○	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
(原子炉建屋オーバーレイティングフロア水素濃度B)	○	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
原子炉建屋内水素濃度 (ハイアラウピング室)	○	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
原子炉建屋内水素濃度 (所自用エアロック前室)	○	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
原子炉建屋内水素濃度 (CRD補修室)	○	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
原子炉建屋内水素濃度 (計装ベネトレーション室)	○	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
原子炉建屋内水素濃度 (トラス室)	○	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
静的船体式水源西結合装置 1 動作監視装置入口温度	○	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
静的船体式水源西結合装置 1 動作監視装置出口温度	○	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
静的船体式水源西結合装置 8 動作監視装置入口温度	○	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
静的船体式水源西結合装置 8 動作監視装置出口温度	○	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
静的船体式水源西結合装置 12 動作監視装置入口温度	○	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
静的船体式水源西結合装置 12 動作監視装置出口温度	○	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
静的船体式水源西結合装置 19 動作監視装置入口温度	○	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
静的船体式水源西結合装置 19 動作監視装置出口温度	○	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
主計器名	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
主計器名	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	42																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) データ伝送設備における発電所内と発電所外用の設備分類</p> <p>事故時パラメータを緊急時対策所にて把握するための設備であるデータ伝送設備（発電所内用）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）とSPDS表示装置を設置し、これらについては緩和設備と位置づける。</p> <p>又、発電所外のERSS等へ事故時パラメータを伝送するための設備であるデータ伝送設備（発電所外用）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）と安全パラメータ伝送システムを設置し、これらを防止・緩和以外の設備と位置づける。概要を下図に示す。</p>  <p>データ伝送設備の概要</p>		<p>(2) 安全パラメータ表示システム（SPDS）における発電所内と発電所外用の設備分類</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、データ伝送設備（発電所内）とデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>事故時パラメータを緊急時対策所指揮所にて把握するための設備であるデータ伝送設備（発電所内）として、データ収集計算機とデータ表示端末を設置し、これらについては緩和設備と位置づける。</p> <p>また、発電所外のERSS等へ事故時パラメータを伝送するための設備であるデータ伝送設備（発電所外）として、データ収集計算機とERSS伝送サーバを設置し、これらを防止でも緩和でもない設備と位置づける。概要を下図に示す。</p>  <p>図5.4-2 安全パラメータ表示システム（SPDS）の概要</p>	<p>【女川】・記載充実（大飯参照）</p> <p>【大飯】・記載方針の相違 泊3号炉では、安全パラメータ表示システム（SPDS）の具体的な内訳を記載する事とした。なお、本整理については大飯も同様である。</p> <p>【大飯】・記載表現の相違</p> <p>【大飯】・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
<p style="text-align: right;">添付資料9</p> <p>9. 緊急時対策所に最低限必要な要員について</p> <p>ブルーム通過中においても、緊急時対策所にとどまる必要のある最低限必要な要員を検討した結果、休憩・仮眠をとるための交代要員を考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員及びその指示のもと重大事故等への対処を行う各班員の計69名、②原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員の計31名に、万一の対応に備えて10名の余裕を加えた合計110名とした。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、交替要員も考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員52名（6号及び7号炉対応要員）と1～5号炉対応要員2名をあわせた54名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員75名のうち、中央制御室待避室にとどまる運転員18名を除く57名の合計111名を想定している。</p> <p>なお、この要員数を最大として、本部長（所長）が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>(1) 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員他</p> <table border="1" data-bbox="89 1109 683 1276"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部要員</td> <td>3号炉及び4号炉が同時に重大事故等に至った場合、重大事故等に対処するために指揮を行うために最低限必要な本部要員は、本部長（所長）、3号指揮、4号指揮、3号炉原子炉主任技術者、4号炉原子炉主任技術者、本部付及び各班の班長、副班長で構成する。</td> <td>40名</td> <td rowspan="2">69名</td> </tr> <tr> <td>各班員</td> <td>本部要員の指示のもと、重大事故等への対処を行う各班員が緊急時対策所にとどまる。</td> <td>29名</td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	本部要員	3号炉及び4号炉が同時に重大事故等に至った場合、重大事故等に対処するために指揮を行うために最低限必要な本部要員は、本部長（所長）、3号指揮、4号指揮、3号炉原子炉主任技術者、4号炉原子炉主任技術者、本部付及び各班の班長、副班長で構成する。	40名	69名	各班員	本部要員の指示のもと、重大事故等への対処を行う各班員が緊急時対策所にとどまる。	29名	<p>5.5 緊急時対策所の要員数とその運用について</p> <p>ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、交替要員も考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員36名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員36名のうち、中央制御室待避所にとどまる運転員7名を除く29名の合計65名を想定している。</p> <p>なお、この要員数を目安として、発電所対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>(1) 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員</p> <p>ブルーム通過中の状況監視及び通過後においても継続して、緊急時対策所において発電所対策本部機能を維持し、必要な指揮・対応を行うために必要な要員数を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="757 1109 1299 1380"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長ほか</td> <td>発電所対策本部を指揮・統括する本部長、原子炉主任技術者、本部付3名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。</td> <td>5名</td> <td rowspan="3">36名</td> </tr> <tr> <td>各班長・班員</td> <td>各班については、本部長からの指揮を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所にとどまる。</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>交替要員</td> <td>上記、本部長、原子炉主任技術者及び本部付の交替要員については5名、班長、班員クラスの交替要員については13名を確保する。</td> <td>18名</td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	本部長ほか	発電所対策本部を指揮・統括する本部長、原子炉主任技術者、本部付3名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。	5名	36名	各班長・班員	各班については、本部長からの指揮を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所にとどまる。	13名	交替要員	上記、本部長、原子炉主任技術者及び本部付の交替要員については5名、班長、班員クラスの交替要員については13名を確保する。	18名	<p>5.5 緊急時対策所の要員数とその運用について</p> <p>ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、休憩・仮眠をとるための交替要員も考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員41名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員31名に、1号及び2号炉運転員3名、消火要員8名を加えた合計83名を想定している。</p> <p>なお、この要員数を目安として、発電所対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>(1) 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員</p> <p>ブルーム通過中の状況監視及び通過後においても継続して、緊急時対策所において発電所対策本部機能を維持し、必要な指揮・対応を行うために必要な要員数を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="1355 1101 1948 1380"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長他</td> <td>発電所対策本部長（所長）、3号炉原子炉主任技術者、本部委員2名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所指揮所にとどまる。</td> <td>4名</td> <td rowspan="3">41名</td> </tr> <tr> <td>各班長・各班員</td> <td>各班については、本部要員から指示を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所にとどまる。</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>交替要員</td> <td>上記、本部長、原子炉主任技術者及び委員の交代要員は4名、班長、班員クラスの交代要員については、20名を確保する。</td> <td>24名</td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	本部長他	発電所対策本部長（所長）、3号炉原子炉主任技術者、本部委員2名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所指揮所にとどまる。	4名	41名	各班長・各班員	各班については、本部要員から指示を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所にとどまる。	13名	交替要員	上記、本部長、原子炉主任技術者及び委員の交代要員は4名、班長、班員クラスの交代要員については、20名を確保する。	24名	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 ・記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)</p> <p>【大飯・女川】 ・体制の相違 女川では運転員は中央制御室待避所に退避するが、泊は待避所を設けていないため運転員はブルーム通過中には緊急時対策所に一時避難しとどまる。</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違</p> <p>【大飯】 ・要員名称相違</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違</p> <p>【大飯】 ・記載方針の相違 (女川審査の反映)</p>
要員	考え方	人数	合計																																							
本部要員	3号炉及び4号炉が同時に重大事故等に至った場合、重大事故等に対処するために指揮を行うために最低限必要な本部要員は、本部長（所長）、3号指揮、4号指揮、3号炉原子炉主任技術者、4号炉原子炉主任技術者、本部付及び各班の班長、副班長で構成する。	40名	69名																																							
各班員	本部要員の指示のもと、重大事故等への対処を行う各班員が緊急時対策所にとどまる。	29名																																								
要員	考え方	人数	合計																																							
本部長ほか	発電所対策本部を指揮・統括する本部長、原子炉主任技術者、本部付3名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。	5名	36名																																							
各班長・班員	各班については、本部長からの指揮を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所にとどまる。	13名																																								
交替要員	上記、本部長、原子炉主任技術者及び本部付の交替要員については5名、班長、班員クラスの交替要員については13名を確保する。	18名																																								
要員	考え方	人数	合計																																							
本部長他	発電所対策本部長（所長）、3号炉原子炉主任技術者、本部委員2名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所指揮所にとどまる。	4名	41名																																							
各班長・各班員	各班については、本部要員から指示を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所にとどまる。	13名																																								
交替要員	上記、本部長、原子炉主任技術者及び委員の交代要員は4名、班長、班員クラスの交代要員については、20名を確保する。	24名																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																						
<p>(2) 原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業を継続するため、緊急時対応として設置した可搬式代替低圧注水ポンプや空冷式非常用発電装置等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度や放射線量の測定については、ブルーム通過後も行う必要があるため、その要員は、ブルーム通過中は緊急時対策所にとどまり、ブルーム通過後にその活動を再開することとなる。</p> <p>なお、ブルーム通過後の発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業の一環として、運転操作に関する作業は各号炉の運転員（3,4号炉12名）が実施する。</p> <p>ブルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員以外の緊急安全対策要員は、ブルーム通過時は一時的に構外へ避難しているが、ブルーム通過後は再度構内にて作業を実施する。</p>	<p>(2) 原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員</p> <p>ブルーム通過後に実施する作業は、重大事故等対策の有効性評価の重要事故シーケンスのうち、高圧・低圧注水機能喪失を参考とし、重大事故等対応に加えて、放射性物質拡散防止のための放水操作等が可能な要員数を確保する。</p> <p>交替要員については、順次、構外に待機している要員を当てる。</p>	<p>(2) 原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業を継続するため、可搬型大容量海水送水ポンプ車や代替非常用発電機等の可搬型重大事故等対処設備への給油や監視、放射性物質の濃度や放射線量の測定については、ブルーム通過後も行う必要があるため、その要員は、ブルーム通過中は緊急時対策所にとどまり、ブルーム通過後にその活動を再開することとなる。</p> <p>ブルーム通過後の発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業の一環として、運転操作に関する作業は3号炉運転員（6名）が実施する。</p> <p>ブルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員以外の発電所災害対策要員は、ブルーム通過時は一時的に構外へ避難しているが、ブルーム通過後は再度構内にて作業を実施する。</p>	<p>【大飯】 ・表題の相違</p> <p>【女川】 ・記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 ・設備名称の相違</p> <p>【大飯】 ・対象運転号炉の相違</p> <p>【大飯】 ・要員名称の相違</p>																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急対策要員 (協力会社社員含む)</td> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度等の測定については、ブルーム通過後も活動を継続する必要があるため、その要員は緊急時対策所に留まる。</td> <td>19名</td> <td rowspan="2">31名</td> </tr> <tr> <td>運転員 (当直員)</td> <td>原子炉格納容器破損時には、運転員は中央制御室から退避し、緊急時対策所にとどまる。</td> <td>12名</td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	緊急対策要員 (協力会社社員含む)	可搬式代替低圧注水ポンプ等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度等の測定については、ブルーム通過後も活動を継続する必要があるため、その要員は緊急時対策所に留まる。	19名	31名	運転員 (当直員)	原子炉格納容器破損時には、運転員は中央制御室から退避し、緊急時対策所にとどまる。	12名	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転員</td> <td>2号伊中央制御室内の待避所が使用不能な場合、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後に中央制御室にて対応が可能な場合は、復帰し運転操作を行う。</td> <td>7名</td> <td rowspan="2">36名</td> </tr> <tr> <td>保修班 現場要員</td> <td>重大事故等 対応要員 電源車の運転操作、監視等（交替要員を含む。）</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大容量送水ポンプ（タイプ1）による注水操作、監視等（交替要員を含む。）</td> <td>9名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料補給（軽油タンクからタンクローリーへの軽油補給、電源車等への燃料補給（交替要員を含む。））</td> <td>2名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ブルドーザによるアクセスルートのがれき撤去</td> <td>2名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射性物質 拡散抑制 対応要員 放射性物質拡散抑制対応（放射性物質の拡散を抑制するための原子炉建屋への放水操作の再開（交替要員を含む。））</td> <td>6名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>モニタリング要員 作業現場のモニタリング及びチェンジングエリアの運営等（交替要員を含む。）</td> <td>6名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	運転員	2号伊中央制御室内の待避所が使用不能な場合、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後に中央制御室にて対応が可能な場合は、復帰し運転操作を行う。	7名	36名	保修班 現場要員	重大事故等 対応要員 電源車の運転操作、監視等（交替要員を含む。）	4名		大容量送水ポンプ（タイプ1）による注水操作、監視等（交替要員を含む。）	9名			燃料補給（軽油タンクからタンクローリーへの軽油補給、電源車等への燃料補給（交替要員を含む。））	2名			ブルドーザによるアクセスルートのがれき撤去	2名			放射性物質 拡散抑制 対応要員 放射性物質拡散抑制対応（放射性物質の拡散を抑制するための原子炉建屋への放水操作の再開（交替要員を含む。））	6名			モニタリング要員 作業現場のモニタリング及びチェンジングエリアの運営等（交替要員を含む。）	6名		<table border="1"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転員 (当直員)</td> <td>・原子炉格納容器破損時には、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後には中央制御室にて対応が可能な場合には、復帰し運転操作を行う。</td> <td>6名</td> <td rowspan="7">31名</td> </tr> <tr> <td>運転班員</td> <td>放射性物質 拡散抑制 対応要員 ・可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲操作による大気への拡散抑制</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>運転班員</td> <td rowspan="2">災害対策要員</td> <td>・運転員、運転班員の操作支援等</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>復旧班員</td> <td>・アクセスルートのがれき撤去</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総括班員</td> <td rowspan="2">災害対策要員</td> <td>・燃料補給（ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給、可搬型大容量海水送水ポンプ車等への燃料補給）</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>・緊急時対策所用発電機の運転操作、監視等</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>放管班員</td> <td>モニタリング 要員</td> <td>・作業現場のモニタリング等</td> <td>4名</td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	運転員 (当直員)	・原子炉格納容器破損時には、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後には中央制御室にて対応が可能な場合には、復帰し運転操作を行う。	6名	31名	運転班員	放射性物質 拡散抑制 対応要員 ・可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲操作による大気への拡散抑制	6名	運転班員	災害対策要員	・運転員、運転班員の操作支援等	7名	復旧班員	・アクセスルートのがれき撤去	2名	総括班員	災害対策要員	・燃料補給（ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給、可搬型大容量海水送水ポンプ車等への燃料補給）	2名	・緊急時対策所用発電機の運転操作、監視等	4名	放管班員	モニタリング 要員	・作業現場のモニタリング等	4名	
要員	考え方	人数	合計																																																																						
緊急対策要員 (協力会社社員含む)	可搬式代替低圧注水ポンプ等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度等の測定については、ブルーム通過後も活動を継続する必要があるため、その要員は緊急時対策所に留まる。	19名	31名																																																																						
運転員 (当直員)	原子炉格納容器破損時には、運転員は中央制御室から退避し、緊急時対策所にとどまる。	12名																																																																							
要員	考え方	人数	合計																																																																						
運転員	2号伊中央制御室内の待避所が使用不能な場合、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後に中央制御室にて対応が可能な場合は、復帰し運転操作を行う。	7名	36名																																																																						
保修班 現場要員	重大事故等 対応要員 電源車の運転操作、監視等（交替要員を含む。）	4名																																																																							
	大容量送水ポンプ（タイプ1）による注水操作、監視等（交替要員を含む。）	9名																																																																							
	燃料補給（軽油タンクからタンクローリーへの軽油補給、電源車等への燃料補給（交替要員を含む。））	2名																																																																							
	ブルドーザによるアクセスルートのがれき撤去	2名																																																																							
	放射性物質 拡散抑制 対応要員 放射性物質拡散抑制対応（放射性物質の拡散を抑制するための原子炉建屋への放水操作の再開（交替要員を含む。））	6名																																																																							
	モニタリング要員 作業現場のモニタリング及びチェンジングエリアの運営等（交替要員を含む。）	6名																																																																							
要員	考え方	人数	合計																																																																						
運転員 (当直員)	・原子炉格納容器破損時には、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後には中央制御室にて対応が可能な場合には、復帰し運転操作を行う。	6名	31名																																																																						
運転班員	放射性物質 拡散抑制 対応要員 ・可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲操作による大気への拡散抑制	6名																																																																							
運転班員	災害対策要員	・運転員、運転班員の操作支援等		7名																																																																					
復旧班員		・アクセスルートのがれき撤去		2名																																																																					
総括班員	災害対策要員	・燃料補給（ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給、可搬型大容量海水送水ポンプ車等への燃料補給）		2名																																																																					
		・緊急時対策所用発電機の運転操作、監視等		4名																																																																					
放管班員	モニタリング 要員	・作業現場のモニタリング等		4名																																																																					
<p>また、重大事故等発生時及び大規模損壊時の対応について、手順書を整備し、対応手順の検証を行っている。手順の検証・訓練は、今後も継続的に実施し、必要の都度、運用の改善を行っていくこととしている。</p>	<p>重大事故等に柔軟に対処できるよう、整備した設備等の手順書を制定するとともに、訓練により必要な力量を習得する。訓練は継続的に実施し、必要の都度運用の改善を図っていく。</p>	<p>重大事故等に柔軟に対処できるよう、整備した設備等の手順書を制定するとともに、訓練により必要な力量を習得する。訓練は継続的に実施し、必要の都度運用の改善を図っていく。</p>	<p>【大飯】 ・記載表現の相違 手順の整備、訓練の継続に関して記載しているものであり同様。</p>																																																																						

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p>5.6 緊急体制について</p> <p>女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画では、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止、その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次に定める原子力災害の情勢に応じて体制を区分している。</p> <p>表5.6-1 緊急体制の区分</p> <table border="1" data-bbox="719 432 1332 635"> <thead> <tr> <th>発生事象の情勢</th> <th>体制の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別表2-1の事象が発生した場合または原子力規制委員会委員長または委員長代行が原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当すると判断した場合。</td> <td>警戒対策体制</td> </tr> <tr> <td>別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合。</td> <td>第1緊急体制</td> </tr> <tr> <td>別表2-3の事象が発生した場合、または内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合。 (女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月より抜粋)</td> <td>第2緊急体制</td> </tr> </tbody> </table>	発生事象の情勢	体制の区分	別表2-1の事象が発生した場合または原子力規制委員会委員長または委員長代行が原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当すると判断した場合。	警戒対策体制	別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合。	第1緊急体制	別表2-3の事象が発生した場合、または内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合。 (女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月より抜粋)	第2緊急体制	<p>5.6 緊急体制について</p> <p>泊発電所原子力事業者防災業務計画では、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止、その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うための次に定める原子力災害の情勢に応じて体制を区分している。</p> <p>表 5.6-1 防災体制の区分</p> <table border="1" data-bbox="1346 432 1960 651"> <thead> <tr> <th>発生事象の情勢</th> <th>防災体制の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態に該当する別表 2-1-1 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-1 に該当する事象であると判断したとき</td> <td>原子力防災準備体制</td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態に該当する別表 2-1-2 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-2 に該当する事象であると判断したとき</td> <td>原子力応急事態体制</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態に該当する別表 2-1-3 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-3 に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき (泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月より抜粋)</td> <td>原子力緊急事態体制</td> </tr> </tbody> </table>	発生事象の情勢	防災体制の区分	警戒事態に該当する別表 2-1-1 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-1 に該当する事象であると判断したとき	原子力防災準備体制	施設敷地緊急事態に該当する別表 2-1-2 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-2 に該当する事象であると判断したとき	原子力応急事態体制	全面緊急事態に該当する別表 2-1-3 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-3 に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき (泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月より抜粋)	原子力緊急事態体制	<p>【女川】 ・体制名称の相違</p>
発生事象の情勢	体制の区分																		
別表2-1の事象が発生した場合または原子力規制委員会委員長または委員長代行が原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当すると判断した場合。	警戒対策体制																		
別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合。	第1緊急体制																		
別表2-3の事象が発生した場合、または内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合。 (女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月より抜粋)	第2緊急体制																		
発生事象の情勢	防災体制の区分																		
警戒事態に該当する別表 2-1-1 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-1 に該当する事象であると判断したとき	原子力防災準備体制																		
施設敷地緊急事態に該当する別表 2-1-2 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-2 に該当する事象であると判断したとき	原子力応急事態体制																		
全面緊急事態に該当する別表 2-1-3 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-3 に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき (泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月より抜粋)	原子力緊急事態体制																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																														
	<p>表5.6-2 警戒事象発生時の通報基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-1 警戒事象発生時の通報基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>警戒事象を判断する基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①AL01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>敷地境界付近のモニタリングポストで1マイクローシベルト毎時以上の放射線量率が検出されたとき。</td> </tr> <tr> <td>②AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ</td> <td>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>③AL21 原子炉冷却材の漏えい</td> <td>原子炉の運転中に保安規定（原子炉等規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</td> </tr> <tr> <td>④AL22 原子炉給水機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑤AL23 原子炉除熱機能の一部喪失</td> <td>原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑥AL25 全交流電源喪失のおそれ</td> <td>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること。又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>⑦AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失</td> <td>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>⑧AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>⑨AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと。又は当該貯蔵槽の水位が一定時間以上測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑩AL42 単一障壁の喪失又は喪失可能性</td> <td>燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること。又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑪AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ</td> <td>原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</td> </tr> <tr> <td>⑫AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失</td> <td>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑬AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ</td> <td>重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構造物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td>⑭ 外的な事象による原子炉施設への影響</td> <td>当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合、当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予想区において、大津波警報が発表された場合。 オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	警戒事象を判断する基準	①AL01 敷地境界付近の放射線量の上昇	敷地境界付近のモニタリングポストで1マイクローシベルト毎時以上の放射線量率が検出されたとき。	②AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。	③AL21 原子炉冷却材の漏えい	原子炉の運転中に保安規定（原子炉等規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。	④AL22 原子炉給水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。	⑤AL23 原子炉除熱機能の一部喪失	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	⑥AL25 全交流電源喪失のおそれ	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること。又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	⑦AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。	⑧AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	⑨AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと。又は当該貯蔵槽の水位が一定時間以上測定できないこと。	⑩AL42 単一障壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること。又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	⑪AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	⑫AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	⑬AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構造物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。	⑭ 外的な事象による原子炉施設への影響	当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合、当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予想区において、大津波警報が発表された場合。 オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	<p>表5.6-2 警戒事象発生時の連絡基準</p> <p>(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月 別表2-1-1 原子力災害対策指針に定める警戒事象に該当する事象の連絡基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連絡基準（警戒事象に該当する事象）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ (AL11) 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材の漏えい (AL21) 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器給水機喪失のおそれ (AL21) 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>非常用交流母線喪失又は喪失のおそれ (AL25) 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること。全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること。又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29) 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL30) 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>単一障壁の喪失又は喪失のおそれ (AL42) 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること。又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL51) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</td> </tr> <tr> <td>所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52) 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53) 重要区域[※]において、火災又は溢水が発生し、安全機器等[※]の機能の一部が喪失するおそれがあること。 [※]安全上重要な構造物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。</td> </tr> <tr> <td>外的事象による影響（地震） 泊村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</td> </tr> <tr> <td>外的事象による影響（津波） 泊村沿岸を含む津波予想区において大津波警報が発表された場合。</td> </tr> <tr> <td>重要な故障等（オンサイト統括判断） オンサイト統括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。</td> </tr> <tr> <td>外的事象による影響（設計基準超過） 泊発電所において新規基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山の影響等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む。）。</td> </tr> <tr> <td>外的事象による影響（委員長判断） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td> </tr> </tbody> </table>	連絡基準（警戒事象に該当する事象）	原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ (AL11) 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。	原子炉冷却材の漏えい (AL21) 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	蒸気発生器給水機喪失のおそれ (AL21) 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。	非常用交流母線喪失又は喪失のおそれ (AL25) 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること。全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること。又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29) 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL30) 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	単一障壁の喪失又は喪失のおそれ (AL42) 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること。又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL51) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52) 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53) 重要区域 [※] において、火災又は溢水が発生し、安全機器等 [※] の機能の一部が喪失するおそれがあること。 [※] 安全上重要な構造物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。	外的事象による影響（地震） 泊村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	外的事象による影響（津波） 泊村沿岸を含む津波予想区において大津波警報が発表された場合。	重要な故障等（オンサイト統括判断） オンサイト統括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。	外的事象による影響（設計基準超過） 泊発電所において新規基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山の影響等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む。）。	外的事象による影響（委員長判断） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	<p>【女川】 ・表構成の相違</p>
略称	警戒事象を判断する基準																																																
①AL01 敷地境界付近の放射線量の上昇	敷地境界付近のモニタリングポストで1マイクローシベルト毎時以上の放射線量率が検出されたとき。																																																
②AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。																																																
③AL21 原子炉冷却材の漏えい	原子炉の運転中に保安規定（原子炉等規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。																																																
④AL22 原子炉給水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。																																																
⑤AL23 原子炉除熱機能の一部喪失	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。																																																
⑥AL25 全交流電源喪失のおそれ	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること。又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。																																																
⑦AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。																																																
⑧AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。																																																
⑨AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと。又は当該貯蔵槽の水位が一定時間以上測定できないこと。																																																
⑩AL42 単一障壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること。又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。																																																
⑪AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。																																																
⑫AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。																																																
⑬AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構造物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。																																																
⑭ 外的な事象による原子炉施設への影響	当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合、当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予想区において、大津波警報が発表された場合。 オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。																																																
連絡基準（警戒事象に該当する事象）																																																	
原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ (AL11) 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。																																																	
原子炉冷却材の漏えい (AL21) 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。																																																	
蒸気発生器給水機喪失のおそれ (AL21) 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。																																																	
非常用交流母線喪失又は喪失のおそれ (AL25) 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること。全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること。又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。																																																	
停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29) 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。																																																	
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL30) 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。																																																	
単一障壁の喪失又は喪失のおそれ (AL42) 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること。又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。																																																	
原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL51) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。																																																	
所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52) 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。																																																	
重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53) 重要区域 [※] において、火災又は溢水が発生し、安全機器等 [※] の機能の一部が喪失するおそれがあること。 [※] 安全上重要な構造物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。																																																	
外的事象による影響（地震） 泊村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。																																																	
外的事象による影響（津波） 泊村沿岸を含む津波予想区において大津波警報が発表された場合。																																																	
重要な故障等（オンサイト統括判断） オンサイト統括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。																																																	
外的事象による影響（設計基準超過） 泊発電所において新規基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山の影響等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む。）。																																																	
外的事象による影響（委員長判断） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。																																																	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (1/3))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>(1)放射線測定設備について、単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5 μSv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 a. 排気筒放射線モニタ、原子炉格納容器内雰囲気放射線モニタおよび燃料取扱エリア放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 b. 当該数値が客席の時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5 μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1 μSv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5 μSv/h以上のものとなっているとき。</td> </tr> <tr> <td>②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</td> <td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線量水準が5 μSv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）</td> </tr> <tr> <td>③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</td> <td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線量水準が5 μSv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）</td> </tr> <tr> <td>④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μSv/h以上の放射線量水準が10分間以上継続して検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (2/3))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量水準が5 μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射線量水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</td> </tr> <tr> <td>⑥SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</td> <td>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生蓋然性が高い状態にあること。</td> </tr> <tr> <td>⑦SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</td> <td>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての注水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑨SE23 残留熱除去機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑩SE25 全交流電源の30分以上喪失</td> <td>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	(1)放射線測定設備について、単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5 μ Sv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 a. 排気筒放射線モニタ、原子炉格納容器内雰囲気放射線モニタおよび燃料取扱エリア放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 b. 当該数値が客席の時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5 μ Sv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1 μ Sv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5 μ Sv/h以上のものとなっているとき。	②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線量水準が5 μ Sv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）	③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線量水準が5 μ Sv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）	④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μ Sv/h以上の放射線量水準が10分間以上継続して検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。	略称	法令	⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量水準が5 μ Sv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射線量水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値	⑥SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生蓋然性が高い状態にあること。	⑦SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。	⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての注水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。	⑨SE23 残留熱除去機能の喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。	⑩SE25 全交流電源の30分以上喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。	<p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準</p> <p>(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月 別表2-1-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (1/3)より抜粋)</p> <p>通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）</p> <p>敷地境界付近の放射線量の上昇 (SE01) 原災法第11条第1項に該当する放射線測定設備の二又は二以上について1時間当たり5 μSvを検出したとき。 ・ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらより検出された数値に異常が認められない場合であって、1時間当たり5 μSv以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。 ・また、当該放射線測定設備の二又は二以上について、1時間当たり1 μSv以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する。</p> <p>通常放出経路での気体放射性物質の放出 (SE02) 排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射線の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり5 μSvに相当）以上の放射性物質を10分間以上継続して検出したとき。</p> <p>通常放出経路での液体放射性物質の放出 (SE03) 放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射線の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり5 μSvに相当）以上の放射性物質を10分間以上継続して検出したとき。</p> <p>火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 (SE04) 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、1時間当たり50 μSv以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。</p> <p>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 (SE05) 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、空气中濃度限度の50倍（1時間当たり5 μSvに相当）以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ (SE06) 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生蓋然性が高い状態にあるとき。</p> <p>原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 (SE21) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>蒸気発生器給水機能の喪失 (SE24) 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表構成の相違
略称	法令																										
①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	(1)放射線測定設備について、単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5 μ Sv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 a. 排気筒放射線モニタ、原子炉格納容器内雰囲気放射線モニタおよび燃料取扱エリア放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 b. 当該数値が客席の時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5 μ Sv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1 μ Sv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5 μ Sv/h以上のものとなっているとき。																										
②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線量水準が5 μ Sv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）																										
③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線量水準が5 μ Sv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）																										
④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μ Sv/h以上の放射線量水準が10分間以上継続して検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。																										
略称	法令																										
⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量水準が5 μ Sv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射線量水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値																										
⑥SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生蓋然性が高い状態にあること。																										
⑦SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。																										
⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての注水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。																										
⑨SE23 残留熱除去機能の喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。																										
⑩SE25 全交流電源の30分以上喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。																										
		<p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準</p> <p>(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月 別表2-1-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (2/3)より抜粋)</p> <p>通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）</p> <p>非常用交流電源母線の30分以上喪失 (SE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p> <p>直流電源の部分喪失 (SE27) 非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>停止中の原子炉冷却機能の喪失 (SE29) 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (SE30) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>格納容器健全性喪失のおそれ (SE41) 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を越えること。 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ (SE42) 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 (SE43) 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p>																									

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
	<p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 （女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（3/3））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①SE27 直流電流の部分喪失</td> <td>非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電流が一となる状態が5分以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>②SE29 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</td> <td>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</td> </tr> <tr> <td>③SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>④SE31 使用済燃料冷却槽の冷却機能喪失</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が放射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>⑤SE41 格納容器健全性喪失のおそれ</td> <td>原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間におわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</td> </tr> <tr> <td>⑥SE42 2つの障壁の喪失又は喪失可能性</td> <td>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること。又は燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑦SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</td> <td>原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</td> </tr> <tr> <td>⑧SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失</td> <td>原子炉制御室の機能が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑨SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失</td> <td>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑩SE53 火災・漏水による安全機能の一部喪失</td> <td>火災又は漏水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑪SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生</td> <td>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>⑫XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇</td> <td>事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100µSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。</td> </tr> <tr> <td>⑬XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい</td> <td>事業所外運搬の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること、又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	①SE27 直流電流の部分喪失	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電流が一となる状態が5分以上継続すること。	②SE29 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。	③SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	④SE31 使用済燃料冷却槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位が放射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。	⑤SE41 格納容器健全性喪失のおそれ	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間におわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	⑥SE42 2つの障壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること。又は燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	⑦SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	⑧SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室の機能が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	⑨SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	⑩SE53 火災・漏水による安全機能の一部喪失	火災又は漏水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	⑪SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	⑫XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100µSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。	⑬XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	事業所外運搬の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること、又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。	<p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 （泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月 別表2-1-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準（3/3）より抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失（SE51） 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作室の機能が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>所内外通信連絡機能の全て喪失（SE52） 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>火災・漏水による安全機能の一部喪失（SE53） 火災又は漏水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ※ 安全上重要な構造物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別添を1-5に示すものをいう。</td> </tr> <tr> <td>防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（SE55） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>事業所外運搬での放射線量の上昇（XSE61） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で100µSv/h以上の放射線量を検出したとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。）。</td> </tr> <tr> <td>事業所外運搬での放射性物質漏えい（XSE62） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器（L型、IP-1型を除く。）からの放射性物質の漏えいがあったとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。）。</td> </tr> </tbody> </table>	通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）	原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失（SE51） 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作室の機能が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	所内外通信連絡機能の全て喪失（SE52） 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	火災・漏水による安全機能の一部喪失（SE53） 火災又は漏水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ※ 安全上重要な構造物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別添を1-5に示すものをいう。	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（SE55） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	事業所外運搬での放射線量の上昇（XSE61） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で100µSv/h以上の放射線量を検出したとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。）。	事業所外運搬での放射性物質漏えい（XSE62） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器（L型、IP-1型を除く。）からの放射性物質の漏えいがあったとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。）。	<p>【女川】 ・表構成の相違</p>
略称	法令																																					
①SE27 直流電流の部分喪失	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電流が一となる状態が5分以上継続すること。																																					
②SE29 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。																																					
③SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。																																					
④SE31 使用済燃料冷却槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位が放射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。																																					
⑤SE41 格納容器健全性喪失のおそれ	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間におわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。																																					
⑥SE42 2つの障壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること。又は燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。																																					
⑦SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。																																					
⑧SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室の機能が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。																																					
⑨SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。																																					
⑩SE53 火災・漏水による安全機能の一部喪失	火災又は漏水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。																																					
⑪SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。																																					
⑫XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100µSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。																																					
⑬XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	事業所外運搬の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること、又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。																																					
通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）																																						
原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失（SE51） 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作室の機能が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。																																						
所内外通信連絡機能の全て喪失（SE52） 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。																																						
火災・漏水による安全機能の一部喪失（SE53） 火災又は漏水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ※ 安全上重要な構造物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別添を1-5に示すものをいう。																																						
防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（SE55） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。																																						
事業所外運搬での放射線量の上昇（XSE61） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で100µSv/h以上の放射線量を検出したとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。）。																																						
事業所外運搬での放射性物質漏えい（XSE62） 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器（L型、IP-1型を除く。）からの放射性物質の漏えいがあったとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。）。																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																					
<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (1/3))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>放射線測定設備について、それぞれの単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た放射線量(2地点以上においてまたは10分以上継続して検出された場合に限り。)が$5\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量を検出すること。</td> </tr> <tr> <td>②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の検出</td> <td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が$5\mu\text{Sv/h}$に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)</td> </tr> <tr> <td>③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の検出</td> <td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が$5\mu\text{Sv/h}$に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)</td> </tr> <tr> <td>④GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量が1時間当たり$500\mu\text{Sv/h}$に相当するものとして放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	①GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	放射線測定設備について、それぞれの単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た放射線量(2地点以上においてまたは10分以上継続して検出された場合に限り。)が $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出すること。	②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)	③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)	④GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量が1時間当たり $500\mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。	<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (2/3))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり$500\mu\text{Sv/h}$に相当するものとして放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に$5,000$を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに$5,000$を乗じて得た値</td> </tr> <tr> <td>⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</td> <td>原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態にあること。</td> </tr> <tr> <td>⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能</td> <td>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</td> <td>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑧GE22 原子炉注水機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑨GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失</td> <td>原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑩GE25 全交流電源の1時間以上の喪失</td> <td>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	③GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり $500\mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に $5,000$ を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が 1 となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに $5,000$ を乗じて得た値	⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態にあること。	⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による注水が直ちにできないこと。	⑧GE22 原子炉注水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。	⑨GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	⑩GE25 全交流電源の1時間以上の喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準</p> <p>(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月別表2-1-1 緊急時第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準 (1/2)より抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断基準(全面緊急事態に該当する事象)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用交流電源(母線)の1時間以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>全交流電源の5分以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>炉心温度の検出 (GE20) 炉心の温度の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の出口温度を検知すること。</td> </tr> <tr> <td>停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE20) 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取扱用タンク(1,2号機)/燃料取扱用ホット(3号機)からの注水ができないこと。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE20) 使用済燃料貯蔵槽の水位が放射線貯蔵槽の水位の直面上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>格納容器圧力の異常上昇 (GE11) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</td> </tr> <tr> <td>2つの貯蔵槽喪失及び1つの貯蔵槽の喪失又は喪失のおそれ (GE14) 燃料取扱槽の貯蔵槽及び原子炉冷却系の貯蔵槽が喪失した場合において、原子炉格納容器の貯蔵槽が喪失するおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td>原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE31) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷却停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉状態を表示する装置若しくは原子炉状態の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>炉心の損傷に類する必要がある事象発生 (GE35) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で当該施設へ放出され、又は放出されるおそれがあり、当該施設周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>事業所外避難での放射線量の異常上昇 (DG01) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難に使用する容器から1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当しない) ・事業所外避難での放射線量の異常上昇(10mSv/h) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難の場合にあっては、当該避難に使用する容器(貯蔵槽を除く)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通知すべき事業所外避難に係る事象等に関する省令に定められた量(A、B)の放射性物質の漏えいがあったとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない)。</td> </tr> </tbody> </table>	判断基準(全面緊急事態に該当する事象)	非常用交流電源(母線)の1時間以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	全交流電源の5分以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	炉心温度の検出 (GE20) 炉心の温度の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の出口温度を検知すること。	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE20) 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取扱用タンク(1,2号機)/燃料取扱用ホット(3号機)からの注水ができないこと。	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE20) 使用済燃料貯蔵槽の水位が放射線貯蔵槽の水位の直面上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	格納容器圧力の異常上昇 (GE11) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	2つの貯蔵槽喪失及び1つの貯蔵槽の喪失又は喪失のおそれ (GE14) 燃料取扱槽の貯蔵槽及び原子炉冷却系の貯蔵槽が喪失した場合において、原子炉格納容器の貯蔵槽が喪失するおそれがあること。	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE31) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷却停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉状態を表示する装置若しくは原子炉状態の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	炉心の損傷に類する必要がある事象発生 (GE35) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で当該施設へ放出され、又は放出されるおそれがあり、当該施設周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	事業所外避難での放射線量の異常上昇 (DG01) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難に使用する容器から1m離れた地点で 10mSv/h 以上の放射線量を検出したとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当しない) ・事業所外避難での放射線量の異常上昇(10mSv/h) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難の場合にあっては、当該避難に使用する容器(貯蔵槽を除く)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通知すべき事業所外避難に係る事象等に関する省令に定められた量(A、B)の放射性物質の漏えいがあったとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない)。	<p>【女川】 ・構成の相違</p>
略称	法令																																							
①GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	放射線測定設備について、それぞれの単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た放射線量(2地点以上においてまたは10分以上継続して検出された場合に限り。)が $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出すること。																																							
②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)																																							
③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)																																							
④GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量が1時間当たり $500\mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。																																							
略称	法令																																							
③GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり $500\mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に $5,000$ を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が 1 となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに $5,000$ を乗じて得た値																																							
⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態にあること。																																							
⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。																																							
⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による注水が直ちにできないこと。																																							
⑧GE22 原子炉注水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。																																							
⑨GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。																																							
⑩GE25 全交流電源の1時間以上の喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。																																							
判断基準(全面緊急事態に該当する事象)																																								
非常用交流電源(母線)の1時間以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。																																								
全交流電源の5分以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。																																								
炉心温度の検出 (GE20) 炉心の温度の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の出口温度を検知すること。																																								
停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE20) 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取扱用タンク(1,2号機)/燃料取扱用ホット(3号機)からの注水ができないこと。																																								
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE20) 使用済燃料貯蔵槽の水位が放射線貯蔵槽の水位の直面上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。																																								
格納容器圧力の異常上昇 (GE11) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。																																								
2つの貯蔵槽喪失及び1つの貯蔵槽の喪失又は喪失のおそれ (GE14) 燃料取扱槽の貯蔵槽及び原子炉冷却系の貯蔵槽が喪失した場合において、原子炉格納容器の貯蔵槽が喪失するおそれがあること。																																								
原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE31) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷却停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉状態を表示する装置若しくは原子炉状態の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。																																								
炉心の損傷に類する必要がある事象発生 (GE35) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で当該施設へ放出され、又は放出されるおそれがあり、当該施設周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。																																								
事業所外避難での放射線量の異常上昇 (DG01) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難に使用する容器から1m離れた地点で 10mSv/h 以上の放射線量を検出したとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当しない) ・事業所外避難での放射線量の異常上昇(10mSv/h) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難の場合にあっては、当該避難に使用する容器(貯蔵槽を除く)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通知すべき事業所外避難に係る事象等に関する省令に定められた量(A、B)の放射性物質の漏えいがあったとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない)。																																								
<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (2/3))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり$500\mu\text{Sv/h}$に相当するものとして放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に$5,000$を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに$5,000$を乗じて得た値</td> </tr> <tr> <td>⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</td> <td>原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態にあること。</td> </tr> <tr> <td>⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能</td> <td>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</td> <td>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑧GE22 原子炉注水機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑨GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失</td> <td>原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑩GE25 全交流電源の1時間以上の喪失</td> <td>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	③GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり $500\mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に $5,000$ を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が 1 となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに $5,000$ を乗じて得た値	⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態にあること。	⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による注水が直ちにできないこと。	⑧GE22 原子炉注水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。	⑨GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	⑩GE25 全交流電源の1時間以上の喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準</p> <p>(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和5年2月別表2-1-1 緊急時第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準 (1/2)より抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断基準(全面緊急事態に該当する事象)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用交流電源(母線)の1時間以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>全交流電源の5分以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>炉心温度の検出 (GE20) 炉心の温度の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の出口温度を検知すること。</td> </tr> <tr> <td>停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE20) 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取扱用タンク(1,2号機)/燃料取扱用ホット(3号機)からの注水ができないこと。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE20) 使用済燃料貯蔵槽の水位が放射線貯蔵槽の水位の直面上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>格納容器圧力の異常上昇 (GE11) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</td> </tr> <tr> <td>2つの貯蔵槽喪失及び1つの貯蔵槽の喪失又は喪失のおそれ (GE14) 燃料取扱槽の貯蔵槽及び原子炉冷却系の貯蔵槽が喪失した場合において、原子炉格納容器の貯蔵槽が喪失するおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td>原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE31) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷却停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉状態を表示する装置若しくは原子炉状態の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>炉心の損傷に類する必要がある事象発生 (GE35) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で当該施設へ放出され、又は放出されるおそれがあり、当該施設周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>事業所外避難での放射線量の異常上昇 (DG01) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難に使用する容器から1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当しない) ・事業所外避難での放射線量の異常上昇(10mSv/h) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難の場合にあっては、当該避難に使用する容器(貯蔵槽を除く)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通知すべき事業所外避難に係る事象等に関する省令に定められた量(A、B)の放射性物質の漏えいがあったとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない)。</td> </tr> </tbody> </table>	判断基準(全面緊急事態に該当する事象)	非常用交流電源(母線)の1時間以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	全交流電源の5分以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	炉心温度の検出 (GE20) 炉心の温度の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の出口温度を検知すること。	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE20) 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取扱用タンク(1,2号機)/燃料取扱用ホット(3号機)からの注水ができないこと。	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE20) 使用済燃料貯蔵槽の水位が放射線貯蔵槽の水位の直面上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	格納容器圧力の異常上昇 (GE11) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	2つの貯蔵槽喪失及び1つの貯蔵槽の喪失又は喪失のおそれ (GE14) 燃料取扱槽の貯蔵槽及び原子炉冷却系の貯蔵槽が喪失した場合において、原子炉格納容器の貯蔵槽が喪失するおそれがあること。	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE31) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷却停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉状態を表示する装置若しくは原子炉状態の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	炉心の損傷に類する必要がある事象発生 (GE35) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で当該施設へ放出され、又は放出されるおそれがあり、当該施設周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	事業所外避難での放射線量の異常上昇 (DG01) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難に使用する容器から1m離れた地点で 10mSv/h 以上の放射線量を検出したとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当しない) ・事業所外避難での放射線量の異常上昇(10mSv/h) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難の場合にあっては、当該避難に使用する容器(貯蔵槽を除く)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通知すべき事業所外避難に係る事象等に関する省令に定められた量(A、B)の放射性物質の漏えいがあったとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない)。	<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (1/3))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①GE01 敷地境界付近の放射線量の異常放出</td> <td>放射線測定設備について、それぞれの単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た放射線量(2地点以上においてまたは10分以上継続して検出された場合に限り。)が$5\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量を検出すること。</td> </tr> <tr> <td>②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の検出</td> <td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が$5\mu\text{Sv/h}$に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)</td> </tr> <tr> <td>③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の検出</td> <td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が$5\mu\text{Sv/h}$に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)</td> </tr> <tr> <td>④GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量が1時間当たり$500\mu\text{Sv/h}$に相当するものとして放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	①GE01 敷地境界付近の放射線量の異常放出	放射線測定設備について、それぞれの単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た放射線量(2地点以上においてまたは10分以上継続して検出された場合に限り。)が $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出すること。	②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)	③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)	④GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量が1時間当たり $500\mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。	<p>【女川】 ・構成の相違</p>
略称	法令																																							
③GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり $500\mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に $5,000$ を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が 1 となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに $5,000$ を乗じて得た値																																							
⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態にあること。																																							
⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。																																							
⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による注水が直ちにできないこと。																																							
⑧GE22 原子炉注水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。																																							
⑨GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。																																							
⑩GE25 全交流電源の1時間以上の喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。																																							
判断基準(全面緊急事態に該当する事象)																																								
非常用交流電源(母線)の1時間以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。																																								
全交流電源の5分以上喪失 (GE25) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。																																								
炉心温度の検出 (GE20) 炉心の温度の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の出口温度を検知すること。																																								
停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE20) 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉格納容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取扱用タンク(1,2号機)/燃料取扱用ホット(3号機)からの注水ができないこと。																																								
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE20) 使用済燃料貯蔵槽の水位が放射線貯蔵槽の水位の直面上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。																																								
格納容器圧力の異常上昇 (GE11) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。																																								
2つの貯蔵槽喪失及び1つの貯蔵槽の喪失又は喪失のおそれ (GE14) 燃料取扱槽の貯蔵槽及び原子炉冷却系の貯蔵槽が喪失した場合において、原子炉格納容器の貯蔵槽が喪失するおそれがあること。																																								
原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE31) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷却停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉状態を表示する装置若しくは原子炉状態の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。																																								
炉心の損傷に類する必要がある事象発生 (GE35) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で当該施設へ放出され、又は放出されるおそれがあり、当該施設周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。																																								
事業所外避難での放射線量の異常上昇 (DG01) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難に使用する容器から1m離れた地点で 10mSv/h 以上の放射線量を検出したとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当しない) ・事業所外避難での放射線量の異常上昇(10mSv/h) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難の場合にあっては、当該避難に使用する容器(貯蔵槽を除く)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通知すべき事業所外避難に係る事象等に関する省令に定められた量(A、B)の放射性物質の漏えいがあったとき(事業所外避難は原子力災害対策特別措置法の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない)。																																								
略称	法令																																							
①GE01 敷地境界付近の放射線量の異常放出	放射線測定設備について、それぞれの単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た放射線量(2地点以上においてまたは10分以上継続して検出された場合に限り。)が $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出すること。																																							
②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)																																							
③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分以上継続)																																							
④GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量が1時間当たり $500\mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。																																							

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

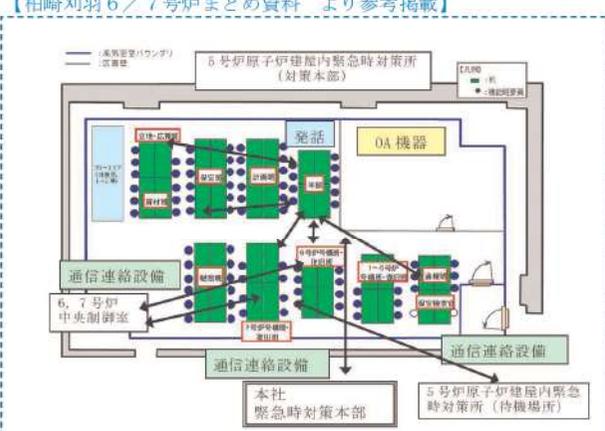
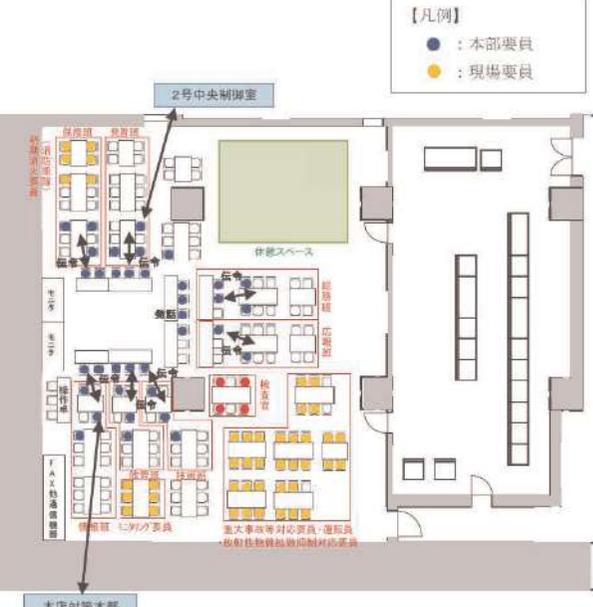
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (3/3))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②GE27 全直流電源の5分以上 喪失</td> <td>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>③GE28 炉心損傷の検出</td> <td>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</td> </tr> <tr> <td>④GE29 原子炉冷却機 の完全喪失</td> <td>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</td> </tr> <tr> <td>④GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷 却機能喪失・放射線放 出</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>④GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷 却機能喪失・放射線放 出</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>④GE41 格納容器圧力の異常上 昇</td> <td>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</td> </tr> <tr> <td>④GE42 2つの隔壁喪失及び1 つの隔壁の喪失又は喪 失可能性</td> <td>燃料被覆管の隔壁及び原子炉冷却系の隔壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の隔壁が喪失するおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td>④GE51 原子炉制御室の機能喪 失・警報喪失</td> <td>原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>④GE55 必要がある事象発生</td> <td>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>④XGE61 事業所外運搬での放射 線量率の異常上昇</td> <td>事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10μSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されること。</td> </tr> <tr> <td>④XGE62 事業所外運搬での放射 性物質の異常漏えい</td> <td>事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	②GE27 全直流電源の5分以上 喪失	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	③GE28 炉心損傷の検出	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。	④GE29 原子炉冷却機 の完全喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。	④GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷 却機能喪失・放射線放 出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	④GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷 却機能喪失・放射線放 出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。	④GE41 格納容器圧力の異常上 昇	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	④GE42 2つの隔壁喪失及び1 つの隔壁の喪失又は喪 失可能性	燃料被覆管の隔壁及び原子炉冷却系の隔壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の隔壁が喪失するおそれがあること。	④GE51 原子炉制御室の機能喪 失・警報喪失	原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	④GE55 必要がある事象発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	④XGE61 事業所外運搬での放射 線量率の異常上昇	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10μSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されること。	④XGE62 事業所外運搬での放射 性物質の異常漏えい	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。		<p>【女川】 ・表構成の相違</p>
略称	法令																										
②GE27 全直流電源の5分以上 喪失	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。																										
③GE28 炉心損傷の検出	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。																										
④GE29 原子炉冷却機 の完全喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。																										
④GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷 却機能喪失・放射線放 出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。																										
④GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷 却機能喪失・放射線放 出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。																										
④GE41 格納容器圧力の異常上 昇	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。																										
④GE42 2つの隔壁喪失及び1 つの隔壁の喪失又は喪 失可能性	燃料被覆管の隔壁及び原子炉冷却系の隔壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の隔壁が喪失するおそれがあること。																										
④GE51 原子炉制御室の機能喪 失・警報喪失	原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。																										
④GE55 必要がある事象発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。																										
④XGE61 事業所外運搬での放射 線量率の異常上昇	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10μSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されること。																										
④XGE62 事業所外運搬での放射 性物質の異常漏えい	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5.7 発電所対策本部内における各機能班との情報共有について</p> <p>発電所対策本部内における各機能班，本店対策本部間との基本的な情報共有方法は以下のとおりである。今後の訓練等で有効性を確認し適宜見直ししていく。（図5.7-1）</p> <p>a. プラント状況，重大事故等への対応状況の情報共有</p> <p>①発電管理班が安全パラメータ表示システム（SPDS）や通信連絡設備を用い，発電課長からプラント状況を逐次入手し，ホワイトボード等に記載するとともに，主要な情報について発電所対策本部全体で共有するため発話する。</p> <p>②技術班は，SPDS表示装置等によりプラントパラメータを確認し，状況把握，今後の進展予測等を実施する。</p> <p>③各機能班は，適宜，入手したプラント状況，周辺状況，重大事故等への対応状況をホワイトボード等に記載するとともに，適宜OA機器（パーソナルコンピュータ等）内の共通様式に入力することで，発電所対策本部内の全要員，本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>④本部長は各班長より対外対応を含む対応戦略等の意見の具申を受けて判断を行い，その結果を発電所対策本部内の全要員に向けて発話し，全体の共有を図る。</p> <p>⑤情報班を中心に，本部内の発話内容をOA機器内の共通様式に入力し，発信情報，意思決定，指示事項等の情報を更新することにより，情報共有を図る。</p> <p>b. 指示・命令，報告</p> <p>①各機能班は各々の責任と権限が予め定められており，本部内での発話や他の機能班から直接聴取，OA機器内の共通様式からの情報に基づき，自律的に自班の業務に関する検討・対応を行う。</p> <p>また，自班の業務に関する検討・対応にあたり，無用な発話，班長への報告・連絡・相談で発電所対策本部内の情報共有を阻害しないように配慮している。</p> <p>②各班長は，班員から報告を受け，適宜指示・命令を行うとともに，重要な情報について，適宜本部内で発話することで情報共有する。</p> <p>③本部長は，各班長からの発話，報告を受け，適宜指示・命令を出す。</p>	<p>5.7 発電所対策本部内における各機能班との情報共有について</p> <p>発電所対策本部内における各機能班，本店対策本部間との基本的な情報共有方法は以下のとおりである。今後の訓練等で有効性を確認し適宜見直ししていく（図5.7-1）。</p> <p>a. プラント状況，重大事故等への対応状況の情報共有</p> <p>①運転班がデータ表示端末や通信連絡設備を用い，発電課長（当直）からプラント状況を逐次入手し，入手したプラント状況を号機責任者へ情報連絡するとともに，主要な情報について発電所対策本部全体に共有するため発話する。</p> <p>②技術班は，データ表示端末によりプラントパラメータを確認し，状況把握，今後の進展予測等を実施する。</p> <p>③各機能班は，適宜，入手したプラント状況，周辺状況，重大事故等への対応状況を適宜OA機器（パーソナルコンピュータ等）内の共通様式に入力することで，発電所対策本部内の全要員，本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>④発電所対策本部長は，副本部長，号機責任者，各班長より対外対応を含む対応戦略等の意見の具申を受けて判断を行い，その結果を対策本部内の全要員に向けて発話し，全体の共有を図る。</p> <p>⑤総括班は本部内の発話内容をホワイトボードに記載し，また，技術班は本部内の発話内容をOA機器内の共通様式に入力し，発信情報，意思決定，指示事項等の情報を更新することにより，情報共有を図る。</p> <p>b. 指示・命令，報告</p> <p>①各機能班は各々の責任と権限があらかじめ定められており，本部内での発話や他の機能班から直接聴取，OA機器内の共通様式からの情報に基づき，自律的に自班の業務に関する検討・対応を行う。</p> <p>また，自班の業務に関する検討・対応に当たり，無用な発話，班長への報告・連絡・相談で発電所対策本部内の情報共有を阻害しないように配慮している。</p> <p>②各班長は，班員から報告を受け，適宜指示・命令を行うとともに，重要な情報について，適宜本部内で発話することで情報共有する。</p> <p>③発電所対策本部長は，各班長からの発話，報告を受け，適宜指示・命令を出す。</p>	<p>5.7 発電所対策本部内における各機能班との情報共有について</p> <p>発電所対策本部内における各機能班，本店対策本部間との基本的な情報共有方法は以下のとおりである。今後の訓練等で有効性を確認し適宜見直ししていく（図5.7-1）。</p> <p>a. プラント状況，重大事故等への対応状況の情報共有</p> <p>①運転班がデータ表示端末や通信連絡設備を用い，発電課長（当直）からプラント状況を逐次入手し，入手したプラント状況を号機責任者へ情報連絡するとともに，主要な情報について発電所対策本部全体に共有するため発話する。</p> <p>②技術班は，データ表示端末によりプラントパラメータを確認し，状況把握，今後の進展予測等を実施する。</p> <p>③各機能班は，適宜，入手したプラント状況，周辺状況，重大事故等への対応状況を適宜OA機器（パーソナルコンピュータ等）内の共通様式に入力することで，発電所対策本部内の全要員，本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>④発電所対策本部長は，副本部長，号機責任者，各班長より対外対応を含む対応戦略等の意見の具申を受けて判断を行い，その結果を対策本部内の全要員に向けて発話し，全体の共有を図る。</p> <p>⑤総括班は本部内の発話内容をホワイトボードに記載し，また，技術班は本部内の発話内容をOA機器内の共通様式に入力し，発信情報，意思決定，指示事項等の情報を更新することにより，情報共有を図る。</p> <p>b. 指示・命令，報告</p> <p>①各機能班は各々の責任と権限があらかじめ定められており，本部内での発話や他の機能班から直接聴取，OA機器内の共通様式からの情報に基づき，自律的に自班の業務に関する検討・対応を行う。</p> <p>また，自班の業務に関する検討・対応に当たり，無用な発話，班長への報告・連絡・相談で発電所対策本部内の情報共有を阻害しないように配慮している。</p> <p>②各班長は，班員から報告を受け，適宜指示・命令を行うとともに，重要な情報について，適宜本部内で発話することで情報共有する。</p> <p>③発電所対策本部長は，各班長からの発話，報告を受け，適宜指示・命令を出す。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載充実（女川審査実績の反映） ・組織名称の相違 ・運用の相違 運転班班長は，発電課長（当直）から入手したプラント状況を号機責任者へ情報連絡する。 ・運用の相違 泊では総括班がホワイトボードに情報を記載する。 ・運用の相違 班長だけでなく副本部長，号機責任者から意見等を受ける。 ・運用の相違 総括班は発話内容をホワイトボードに入力し，OA機器内の共通様式には技術班が入力する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p>  <p>図5.7-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）緊急時対策本部における各機能班、本社緊急時対策本部との情報共有イメージ</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>④情報班を中心に、本部長、各班長の指示・命令、報告、発話内容をOA機器内の共通様式に入力することで、発電所対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>c. 本店対策本部との情報共有 発電所対策本部と本店対策本部間の情報共有は通信連絡設備、OA機器内の共通様式等を用いて行う。</p>  <p>図5.7-1 緊急時対策所内における各機能班、本店対策本部との情報共有イメージ</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>④総括班を中心に、発電所対策本部長、各班長の指示・命令、報告、発話内容をホワイトボードに記載し、また、OA機器内の共通様式に入力することで、発電所対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>c. 本店対策本部との情報共有 発電所対策本部と本店対策本部間の情報共有は通信連絡設備、OA機器内の共通様式等を用いて行う。</p>  <p>注：本レイアウトについては訓練結果等により変更となる可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指揮スペースには、発電所対策本部長、副本部長、号機責任者、各班長、総括班員等を配置している。 各機能班は、適宜、入手したプラント状況、周辺状況、重大事故等への対応状況をホワイトボード、OA機器（パーソナルコンピュータ等）内の共通様式に記載することで、対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。 総括班を中心に、発電所対策本部長、各班長の指示、命令、報告、発話内容をホワイトボードに記載し、また、OA機器内の共通様式等に入力することで、対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。 <p>図5.7-1 緊急時対策所指揮所内のレイアウト、情報共有のイメージ</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用の相違 情報共有にホワイトボードも使用する。 <p>【女川】 ・緊急時対策所レイアウトの相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
<p>表6-1 各事象に対する緊急時対策所の設計方針について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事象</th> <th>各事象に対する設計方針等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水</td> <td>敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地に洪水による被害を受けることはない。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）</td> <td>風荷重を建築基準法に基づき設計し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>竜巻</td> <td>クラス3施設であり、竜巻防護施設（クラス1及び2に属する施設）に該当しない。</td> </tr> <tr> <td>降水</td> <td>敷地内に構内排水施設を設けて海域に排水することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>積雪</td> <td>積雪荷重を建築基準法に基づき設計し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>落雷</td> <td>付近に避雷設備を設け、接地網の布設による接地抵抗の低減等の対策を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>地震に対して、影響を受けない位置に、緊急時対策所を設置する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火山</td> <td>降下火砕物による影響を除く場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復あるいは修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>生物学的事象</td> <td>小動物の侵入に対して、屋外設置の端子箱貫通部にシールを行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>森林火災</td> <td>過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離で10kmの間に着火点を設定し、FARSITEを用いて影響評価を実施し、詳細に必要とされる防火帯幅16.2mに対し、18m以上の防火帯幅を確保すること等により安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>緊急時対策所はT.P.+9.2mに設置し、高潮により安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>飛来物</td> <td>原子炉施設への航空機落下降下物については「実用発電用原子炉施設への航空機落下降下物の評価基準について」（平成14・07・29閣議第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基づき評価した結果、3号炉は約3.0×10⁴回/年、4号炉は約3.0×10⁴回/年であり、防護体系の要否を判断する基準である10⁷回/年を超えない。従って、航空機落下による機械的荷重を考慮する必要はなく、航空機落下により安全機能が損なうことはない。</td> </tr> <tr> <td>ダムの崩壊</td> <td>発電所の近くには、崩壊により発電所に影響を及ぼすようなダムはないため、ダムの崩壊による安全施設への影響について考慮する必要はない。</td> </tr> <tr> <td>爆発</td> <td>発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間に山岳（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設が緊急時対策所までの避難距離を確保していることから、爆発による爆風圧及び飛来物の影響を受けるおそれはない。</td> </tr> <tr> <td>近隣工場の火災</td> <td>発電所の近くには、火災により緊急時対策所及びその他の設備に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、石油コンビナート施設の火災による影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間に山岳（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設から緊急時対策所までの避難距離を確保していることから、火災時の放射熱の影響を受けるおそれはない。発電所敷地内に存在する危険物タンク火災発生時、発電所敷地内への航空機墜落に伴う炎発生時及び発電所敷地内に入港する船舶の火災発生時には、消火活動により、安全機能を損なうことのない設計とする。発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災に伴う強い煙等発生時の二次的影響に対して影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>有毒ガス</td> <td>発電所の敷地及び敷地周辺の状況をもとに、想定される外部人為事象のうち外部火災により発生する有毒ガスの影響については、適切な防護対策を講じることで緊急時対策所及びその機能に係る設備が安全機能を損なうことのない設計とする。外部火災による有毒ガス発生時には、居住空間へ影響を及ぼさないよう外気取入ダンプを閉止等により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止することで、緊急時対策所が安全機能を損なうことのない設計とする。幹線道路、鉄道路線、船舶航路及び石油コンビナート等の施設による有毒ガスの影響については、発電所から避難距離を確保することで、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>船舶の衝突</td> <td>船舶の衝突に対して影響を受けない位置に設置する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>電磁的障害による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	事象	各事象に対する設計方針等	洪水	敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地に洪水による被害を受けることはない。	風（台風）	風荷重を建築基準法に基づき設計し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	竜巻	クラス3施設であり、竜巻防護施設（クラス1及び2に属する施設）に該当しない。	降水	敷地内に構内排水施設を設けて海域に排水することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	積雪	積雪荷重を建築基準法に基づき設計し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	落雷	付近に避雷設備を設け、接地網の布設による接地抵抗の低減等の対策を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	地震	地震に対して、影響を受けない位置に、緊急時対策所を設置する設計とする。	火山	降下火砕物による影響を除く場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復あるいは修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	生物学的事象	小動物の侵入に対して、屋外設置の端子箱貫通部にシールを行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	森林火災	過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離で10kmの間に着火点を設定し、FARSITEを用いて影響評価を実施し、詳細に必要とされる防火帯幅16.2mに対し、18m以上の防火帯幅を確保すること等により安全機能を損なうことのない設計とする。	高潮	緊急時対策所はT.P.+9.2mに設置し、高潮により安全機能を損なうことのない設計とする。	飛来物	原子炉施設への航空機落下降下物については「実用発電用原子炉施設への航空機落下降下物の評価基準について」（平成14・07・29閣議第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基づき評価した結果、3号炉は約3.0×10 ⁴ 回/年、4号炉は約3.0×10 ⁴ 回/年であり、防護体系の要否を判断する基準である10 ⁷ 回/年を超えない。従って、航空機落下による機械的荷重を考慮する必要はなく、航空機落下により安全機能が損なうことはない。	ダムの崩壊	発電所の近くには、崩壊により発電所に影響を及ぼすようなダムはないため、ダムの崩壊による安全施設への影響について考慮する必要はない。	爆発	発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間に山岳（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設が緊急時対策所までの避難距離を確保していることから、爆発による爆風圧及び飛来物の影響を受けるおそれはない。	近隣工場の火災	発電所の近くには、火災により緊急時対策所及びその他の設備に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、石油コンビナート施設の火災による影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間に山岳（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設から緊急時対策所までの避難距離を確保していることから、火災時の放射熱の影響を受けるおそれはない。発電所敷地内に存在する危険物タンク火災発生時、発電所敷地内への航空機墜落に伴う炎発生時及び発電所敷地内に入港する船舶の火災発生時には、消火活動により、安全機能を損なうことのない設計とする。発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災に伴う強い煙等発生時の二次的影響に対して影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで、安全機能を損なうことのない設計とする。	有毒ガス	発電所の敷地及び敷地周辺の状況をもとに、想定される外部人為事象のうち外部火災により発生する有毒ガスの影響については、適切な防護対策を講じることで緊急時対策所及びその機能に係る設備が安全機能を損なうことのない設計とする。外部火災による有毒ガス発生時には、居住空間へ影響を及ぼさないよう外気取入ダンプを閉止等により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止することで、緊急時対策所が安全機能を損なうことのない設計とする。幹線道路、鉄道路線、船舶航路及び石油コンビナート等の施設による有毒ガスの影響については、発電所から避難距離を確保することで、安全機能を損なうことのない設計とする。	船舶の衝突	船舶の衝突に対して影響を受けない位置に設置する設計とする。	電磁的障害	電磁的障害による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	<p>5.8 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針について</p> <p>緊急時対策所に関する追加要求事項のうち、設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>1. 自然現象の考慮</p> <p>(1) 洪水</p> <p>緊急時対策所の建物及び緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（以下、「緊急時対策所等」という。）が設置される女川原子力発電所の敷地周辺の河川は、いずれも女川原子力発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。</p> <p>北上川から専用の導管により淡水を取水しているが、経路に中間貯槽等はないため、敷地が洪水の影響を受けることはない。</p> <p>(2) 風（台風）</p> <p>緊急時対策所等は、建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454号を参照し、設計基準風速（30m/s、地上高10m、10分間平均）の風荷重に対し機械的強度を有する構造とすることにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、風（台風）に関連して発生する可能性がある自然現象としては、落雷及び高潮が考えられる。緊急時対策所等に対し、風（台風）は風荷重を及ぼす一方、落雷は電氣的影響を及ぼすものであることから、風（台風）と落雷に対しては個別に緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。高潮については、「(12)高潮」に述べるとおり、緊急時対策所等は影響を受けることのない敷地高さに設置し、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、風（台風）に伴い発生する可能性がある飛来物による影響については、竜巻影響評価にて想定している設計飛来物の影響に包絡されており、緊急時対策所等の機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>(3) 竜巻</p> <p>緊急時対策所等は、設計竜巻の最大風速100m/sによる風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重に対して、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、竜巻襲来による影響として、緊急時対策所用代替交流電源設備が同時に損傷するケースへの対応としては、予備機と接続替えることで、電源設備の機能を修復することが可能な設計とする。</p>	<p>5.8 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針について</p> <p>緊急時対策所に関する追加要求事項のうち、設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>1. 自然現象の考慮</p> <p>(1) 洪水</p> <p>緊急時対策所、空調上屋及び緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（以下、「緊急時対策所等」という。）が設置される泊発電所の敷地周辺の河川は、いずれも泊発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水により被害を受けることはない。</p> <p>玉川及び茶津川からの専用の導管により淡水を取水しているが、経路に中間貯槽等はないため、敷地が洪水の影響を受けることはない。</p> <p>(2) 風（台風）</p> <p>緊急時対策所等は、建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454号を参照し、設計基準風速（36m/s、地上高10m、10分間平均）の風荷重に対し機械的強度を有する構造とすることにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、風（台風）に関連して発生する可能性がある自然現象としては、落雷及び高潮が考えられる。緊急時対策所等に対し、風（台風）は風荷重を及ぼす一方、落雷は電氣的影響を及ぼすものであることから、風（台風）と落雷に対しては個別に緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。高潮については、「(12)高潮」に述べるとおり、緊急時対策所等は影響を受けることのない敷地高さに設置し、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、風（台風）に伴い発生する可能性がある飛来物による影響については、竜巻影響評価にて想定している設計飛来物の影響に包絡されており、緊急時対策所等の機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>(3) 竜巻</p> <p>緊急時対策所等は、設計竜巻の最大風速100m/sによる風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重に対して、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、竜巻襲来による影響として、緊急時対策所用代替交流電源設備が同時に損傷するケースへの対応としては、予備機と接続替えることで、電源設備の機能を修復することが可能な設計とする。</p>	<p>先行審査の反映（大飯・女川）</p> <p>設置許可基準規則第6条に対する緊急時対策所の適合方針について当該条に資料を整理している大飯・女川と比較し、資料の追加が適切と判断したことから記載を追加した。</p> <p>【女川】設計の相違（相違理由⑨）</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違（女川審査実績の反映） <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川名称の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準値の相違
事象	各事象に対する設計方針等																																								
洪水	敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地に洪水による被害を受けることはない。																																								
風（台風）	風荷重を建築基準法に基づき設計し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
竜巻	クラス3施設であり、竜巻防護施設（クラス1及び2に属する施設）に該当しない。																																								
降水	敷地内に構内排水施設を設けて海域に排水することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
積雪	積雪荷重を建築基準法に基づき設計し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
落雷	付近に避雷設備を設け、接地網の布設による接地抵抗の低減等の対策を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
地震	地震に対して、影響を受けない位置に、緊急時対策所を設置する設計とする。																																								
火山	降下火砕物による影響を除く場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復あるいは修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
生物学的事象	小動物の侵入に対して、屋外設置の端子箱貫通部にシールを行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
森林火災	過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離で10kmの間に着火点を設定し、FARSITEを用いて影響評価を実施し、詳細に必要とされる防火帯幅16.2mに対し、18m以上の防火帯幅を確保すること等により安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
高潮	緊急時対策所はT.P.+9.2mに設置し、高潮により安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
飛来物	原子炉施設への航空機落下降下物については「実用発電用原子炉施設への航空機落下降下物の評価基準について」（平成14・07・29閣議第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基づき評価した結果、3号炉は約3.0×10 ⁴ 回/年、4号炉は約3.0×10 ⁴ 回/年であり、防護体系の要否を判断する基準である10 ⁷ 回/年を超えない。従って、航空機落下による機械的荷重を考慮する必要はなく、航空機落下により安全機能が損なうことはない。																																								
ダムの崩壊	発電所の近くには、崩壊により発電所に影響を及ぼすようなダムはないため、ダムの崩壊による安全施設への影響について考慮する必要はない。																																								
爆発	発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間に山岳（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設が緊急時対策所までの避難距離を確保していることから、爆発による爆風圧及び飛来物の影響を受けるおそれはない。																																								
近隣工場の火災	発電所の近くには、火災により緊急時対策所及びその他の設備に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、石油コンビナート施設の火災による影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間に山岳（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設から緊急時対策所までの避難距離を確保していることから、火災時の放射熱の影響を受けるおそれはない。発電所敷地内に存在する危険物タンク火災発生時、発電所敷地内への航空機墜落に伴う炎発生時及び発電所敷地内に入港する船舶の火災発生時には、消火活動により、安全機能を損なうことのない設計とする。発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災に伴う強い煙等発生時の二次的影響に対して影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
有毒ガス	発電所の敷地及び敷地周辺の状況をもとに、想定される外部人為事象のうち外部火災により発生する有毒ガスの影響については、適切な防護対策を講じることで緊急時対策所及びその機能に係る設備が安全機能を損なうことのない設計とする。外部火災による有毒ガス発生時には、居住空間へ影響を及ぼさないよう外気取入ダンプを閉止等により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止することで、緊急時対策所が安全機能を損なうことのない設計とする。幹線道路、鉄道路線、船舶航路及び石油コンビナート等の施設による有毒ガスの影響については、発電所から避難距離を確保することで、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
船舶の衝突	船舶の衝突に対して影響を受けない位置に設置する設計とする。																																								
電磁的障害	電磁的障害による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】 緊急時対策所に関する追加要求事項のうち、設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>(1) 風（台風） 設計基準風速は保守的に最も風速が大きい新潟市の観測記録史上1位である40.1m/sとする。想定される影響としては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物及び緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（以下、建物等という。）に対して、風荷重を考慮し、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(2) 竜巻 設計竜巻の最大瞬間風速は、設計基準竜巻の最大瞬間風速（76m/s）に将来的な気候変動の不確実性を踏まえ、F3の風速範囲の上限値である92m/sとする。 想定される影響としては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等に対して、風荷重、気圧差荷重及び飛来物衝突の際の衝撃荷重を適切に組み合わせた荷重について、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</p> <p>(3) 低温（凍結）</p> <p>低温の影響モードとして凍結を想定するが、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等</u>に対して、設計基準対象施設として低温の影響を受けないことで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(4) 降水</p> <p>降水による浸水については、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等</u>は、構内排水路による排水等により、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>降水による荷重については、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等</u>は、排水口による排水等により影響を受けない設計とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(5) 積雪</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物</u>に対して、積雪による静的荷重について、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</p> <p>(6) 落雷</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>は、5号炉主排気筒頂部に設置されている避雷針の遮へい効果により、落雷頻度が著しく低く、雷が直撃する可能性は十分小さいと考えられることから緊急時対策所の機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備を維持できる。</p>	<p>(4) 凍結</p> <p>石巻特別地域気象観測所での観測記録（1887～2017年）によれば、最低気温は-14.6℃（1919年1月6日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準温度（-14.6℃）の低温を考慮し、屋外機器等で凍結のおそれのあるものについては、凍結防止対策を行うことによって、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 降水</p> <p>石巻特別地域気象観測所での観測記録（1937～2017年）によれば、最大1時間降水量は、91.0mm（2014年9月11日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準降水量（91.0mm/h）の降水に対し、排水口及び構内排水路による<u>海域へ</u>の排水、浸水防止のための建屋止水処置等により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(6) 積雪</p> <p>石巻特別地域気象観測所での観測記録（1887～2017年）によれば、月最深積雪は43cm（1923年2月17日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準積雪量（43cm）の積雪荷重に対し機械的強度を有することにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計基準積雪量（43cm）に対し給排気口を閉塞させないことにより緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7) 落雷</p> <p>雷害防止対策として、<u>緊急時対策所等へ</u>避雷設備を設置するとともに、<u>構内接地網</u>を布設することにより、接地抵抗の低減や雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図っている。</p> <p>さらに、安全保護回路及び無線アンテナ等は雷サージ抑制対策がなされており、緊急時対策所等の機能を損なわない設計としている。</p> <p>また、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（発電所内）について、発電所建屋内の通信連絡設備及び地下布設の専用通信回線（有線系）は、建屋の壁等により落雷の影響を受けにくい設計とする。万一、PHS基地局及びデータ伝送に係る光通信装置が損傷した場合は、予備品を用いて復旧し、必要な機能を維持できる設計とする。</p>	<p>(4) 凍結</p> <p>小樽特別地域気象観測所での観測記録（1943年～2020年）によれば、最低気温は-18.0℃（小樽特別地域気象観測所 1954年1月24日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準温度（-19.0℃）の低温を考慮し、屋外機器等で凍結のおそれがあるものについては、凍結防止対策を行うことによって、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 降水</p> <p>寿都特別地域気象観測所での観測記録（1938～2020年）によれば、最大1時間降水量の最大値は、57.5mm（1990年7月25日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準降水量（57.5mm/h）の降水に対し、排水口及び構内排水路による排水、浸水防止のための建屋止水処置等により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(6) 積雪</p> <p>寿都特別地域気象観測所での観測記録（1884～2020年）によれば、月最深積雪の最大値は、189cm（1945年3月17日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準積雪量（189cm）の積雪荷重に対し機械的強度を有することにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計基準積雪量（189cm）に対し給排気口を閉塞させないことにより緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7) 落雷</p> <p>雷害防止対策として、<u>緊急時対策所周辺建屋（定検機材倉庫）</u>に避雷設備を設け、<u>構内接地網と</u>接続し、接地抵抗の低減や雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図っている。</p> <p>さらに、安全保護回路、無線アンテナ等は雷サージ抑制対策がなされており、緊急時対策所等の機能を損なわない設計としている。</p> <p>また、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（発電所内）について、発電所建屋内の通信連絡設備及び地下布設の専用通信回線（有線系）は、建屋の壁等により落雷の影響を受けにくい設計とする。万一、PHS基地局及びデータ伝送に係る光通信装置が損傷した場合は、予備品を用いて復旧し、必要な機能を維持できる設計とする。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地場所の相違 <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準値の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地場所の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準値の相違 <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地場所の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準値の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準値の相違 <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 <p>泊では、緊急時対策所周辺建屋に設置している避雷設備により落雷による影響の低減を行っている。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、島根原子力発電所2号炉 まとめ資料より引用】</p> <p>(8) 地滑り・土石流 緊急時対策所の建物等は、斜面からの離隔距離を確保し地滑り・土石流のおそれがない位置に設置することにより、島根原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</p> <p>(8) 火山 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ影響を及ぼし得る火山のうち、将来の活動可能性が否定できない33火山について、設計対応が不可能な火山事象は、地質調査結果によれば、発電所敷地及び周辺で、痕跡が認められないことから、到達する可能性は十分小さいものと判断される</p>	<p>(8) 地滑り 地すべり地形分布図 第40集「一関・石巻」（2009年2月：独立行政法人防災科学技術研究所）によると、女川原子力発電所を含む「寄磯」エリアに地滑り地形はない。また、土砂災害危険箇所図（平成22年度：国土交通省国土政策局）によると、女川原子力発電所には地滑り、土石流並びに崖崩れを起こすような地形は存在しないことから、女川原子力発電所では、緊急時対策所等の機能を損なうような地滑りが生じることはない。</p> <p>(9) 火山の影響 地理的領域内に分布する第四紀火山（31火山）について、完新世における活動の有無及び噴火履歴より将来の火山活動の可能性を検討し、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山として11火山を抽出した。 緊急時対策所等へ影響を及ぼし得る火山のうち、将来の活動可能性が否定できない11火山は、発電所敷地から十分離れており、既往最大の噴火を考慮しても、設計対応が不可能な火山事象の影響は及ばないと判断される。</p> <p>その他の緊急時対策所等の機能に影響を与える可能性のある火山事象を抽出した結果、降下火砕物を抽出した。 降下火砕物の堆積量については、敷地内の地質調査、文献調査及び降下火砕物シミュレーションを用い評価した結果である約12.5cmに保守性を考慮し、基準の降下火砕物堆積量を15cmと設定する。</p>	<p>(8) 地滑り・土石流及び急傾斜地 緊急時対策所等は、斜面からの離隔距離を確保し地滑り・土石流及び急傾斜地の崩壊のおそれがない位置に設置することにより、泊発電所の緊急時対策所等の機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(9) 火山の影響 地理的領域内に分布する第四紀火山（●火山）について、完新世における活動の有無及び噴火履歴より将来の火山活動の可能性を検討し、原子力発電所に影響を及ぼし得る●火山を抽出した。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 （立地評価及び上記●箇所について、地震津波側審査結果を受けて反映のため）</p> </div>	<p>【女川】・設計の相違 泊ではDB6条（自然現象）において、地滑り・土石流及び急傾斜地による影響を考慮する方針であることから、緊急時対策所の設計方針においてはDB6条と同様に、地滑りによる影響を考慮する島根2号炉と比較する。</p> <p>【島根】・記載表現の相違 島根では、緊急時対策所の設備機能を含めた表現として、緊急時対策所の建物等と記載している。本章における泊（女川）記載である緊急時対策所等と同義である。</p> <p>【島根】・設計方針の相違 泊では急傾斜地の崩壊も考慮し評価を行い影響がないことを確認する。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物に対して、降灰による静的荷重について、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所について、火山と積雪との重畳により、積雪単独事象より緊急時対策所を設置する建屋への荷重影響が増長されるが、除灰及び除雪を行うなど適切な対応を行い、緊急時対策所の機能を喪失しない設計とする。</p> <p>(9) 生物学的事象</p> <p>クラゲ等の発生については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等には、海水取水を必要としない設備とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>小動物の侵入については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等のうち、屋内設備は建屋貫通部への止水処置等により、屋外設備は設備開口部への貫通部シール処理等により影響を受けない設計とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所等は、降下火砕物と組み合わせを考慮すべき火山以外の自然現象である、風（台風）及び積雪を適切に組み合わせた荷重に対して、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備等に長期間降下火砕物の荷重を掛け続けないこと、また、降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、緊急時対策所等に堆積した降下火砕物の除灰を適切に実施する。</p> <p>(10) 生物学的事象</p> <p>生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入を想定する。</p> <p>海生生物であるクラゲ等の発生については、緊急時対策所等には、海水取水を必要としない設備とすることで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>小動物の侵入に対しては、緊急時対策所等の端子箱の貫通部等にシールを行うことで侵入を防止することにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(11) 森林火災</p> <p>森林火災については、森林火災の発生件数の多い月の過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離10kmの間に発火点を設定し、森林火災シミュレーション（FARSITE）を用いて影響評価を実施し、評価上必要とされる約20mの防火帯幅を確保すること等により、森林火災の火炎からの輻射熱による温度上昇に対し、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、二次的影響であるばい煙等発生時に対して、外気を取り込む換気空調系統、外気を内部に取り込む系統・設備に分類し、影響評価を行うことで緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(12) 高潮</p> <p>発電所周辺海域の潮位については、発電所から南方約11km地点に位置する気象庁鮎川検潮所で観測された潮位を設計潮位とする。本地点の最高潮位はO.P. +3.22m（1960年5月24日、チリ地震津波）、朔望平均満潮位がO.P. +1.43mである。</p> <p>緊急時対策所等は、高潮の影響を受けない敷地高さ（O.P. +3.5m）以上に設置することで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所等は、降下火砕物と組み合わせを考慮すべき火山以外の自然現象である、風（台風）及び積雪を適切に組み合わせた荷重に対して、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備等に長期間降下火砕物の荷重を掛け続けないこと、また、降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、緊急時対策所等に堆積した降下火砕物の除灰を適切に実施する。</p> <p>(10) 生物学的事象</p> <p>生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入を想定する。</p> <p>海生生物であるクラゲ等の発生については、緊急時対策所等には、海水取水を必要としない設備とすることで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>小動物の侵入に対しては、緊急時対策所等の建屋貫通部、端子箱の貫通部等にシールを行うことで侵入を防止することにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(11) 森林火災</p> <p>森林火災については、森林火災の発生件数の多い月の過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離10kmの間に発火点を設定し、森林火災シミュレーション（FARSITE）を用いて影響評価を実施し、評価上必要とされる20m～46mの防火帯幅を確保すること等により、森林火災の火炎からの輻射熱による温度上昇に対し、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、2次的影響であるばい煙等発生時に対して、外気を取り込む換気空調設備、外気を内部に取り込む系統・設備に分類し、影響評価を行うことで緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(12) 高潮</p> <p>発電所周辺海域の潮位については、発電所から南方約5km地点に位置する岩内港で観測された最高潮位を設計潮位とする。本地点の最高潮位はT.P. 1.00m、朔望平均満潮位がT.P. 0.26mである。</p> <p>緊急時対策所等は、高潮の影響を受けない敷地高さ（T.P. 10.0m）以上に設置することで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】・設計の相違 泊は空調上屋に設置する可搬型空気浄化装置の配管が貫通部を通り緊急時対策所へ空気供給することから建屋貫通部当と記載した。 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】 ・設計方針の相違 防火帯幅は一律で定めるのではなく、地形等を考慮して地点ごとに設定している。</p> <p>【女川】 ・立地条件の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 外部人為事象の考慮</p> <p>(1) 飛来物（航空機落下）</p> <p>原子炉施設等への偶発的な航空機の落下確率は、防護設計の要否を判断する基準である10^{-7}回/炉・年を超えないため、飛来物（航空機落下）による防護については考慮不要である。</p> <p>なお、緊急時対策所と中央制御室は互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) ダムの崩壊</p> <p>緊急時対策所等が設置される女川原子力発電所周辺には、ダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。</p> <p>北上川から専用の導管により淡水を取水しているが、取水経路には原水用の貯水池等はない。</p> <p>(3) 爆発</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、爆発により緊急時対策所等に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はない。</p> <p>なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は西南西約40kmの塩釜地区及び仙台地区である。</p> <p>緊急時対策所等は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても離隔距離の確保により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(4) 近隣工場等の火災</p> <p>a. 石油コンビナート施設等の火災</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、火災により緊急時対策所等に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はない。</p> <p>なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は西南西約40kmの塩釜地区及び仙台地区である。</p> <p>また、緊急時対策所等は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設から火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災</p> <p>発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱による緊急時対策所の建屋等の表面温度が、許容温度以下となる設計とする。</p> <p>c. 航空機墜落による火災</p> <p>発電所敷地内への航空機落下に対しては火災発生時の輻射熱による緊急時対策所の建屋等の表面温度が、許容温度以下となる設計とする。</p>	<p>2. 外部人為事象の考慮</p> <p>(1) 飛来物（航空機落下）</p> <p>原子炉施設等への偶発的な航空機の落下確率は、防護設計の要否を判断する基準である10^{-7}回/炉・年を超えないため、飛来物（航空機落下）による防護については考慮不要である。</p> <p>なお、緊急時対策所と中央制御室は互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) ダムの崩壊</p> <p>緊急時対策所等が設置される泊発電所周辺には、泊発電所敷地境界から東約8kmの地点に共和ダムが存在するが、発電所まで距離が離れており、発電所との間には丘陵地が分布していることから、ダムの崩壊による影響については考慮する必要はない。</p> <p>玉川及び茶津川からの専用の導管により淡水を取水しているが、経路に中間貯槽等はないため、敷地が洪水の影響を受けることはない。</p> <p>(3) 爆発</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、爆発により緊急時対策所等に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はない。</p> <p>なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は東北東約70kmの石狩地区である。</p> <p>緊急時対策所等は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても離隔距離の確保により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(4) 近隣工場等の火災</p> <p>a. 石油コンビナート施設等の火災</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、火災により緊急時対策所等に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はない。</p> <p>なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は東北東約70kmの石狩地区である。</p> <p>また、緊急時対策所等は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設から火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災</p> <p>発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱による緊急時対策所の建屋等の表面温度が、許容温度以下となる設計とする。</p> <p>c. 航空機墜落による火災</p> <p>発電所敷地内への航空機落下に対しては火災発生時の輻射熱による緊急時対策所の建屋等の表面温度が、許容温度以下となる設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計方針の相違 ・立地条件を踏まえて評価した結果に相違はあるが、発電所とダムは隔てられており、ダム崩壊による影響はない。 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川名称の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地条件の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地条件の相違

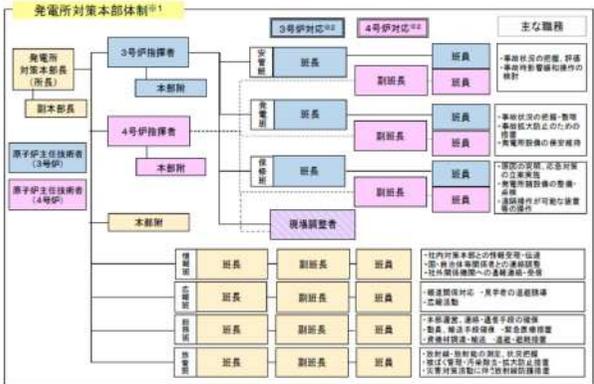
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</p> <p>(12) 船舶の衝突 船舶の衝突に対し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等には、海水取水を必要としない設備とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(13) 電磁的障害 電磁的障害による擾乱に対し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等のうち、安全パラメータ表示システム、通信連絡設備等は、フィルタの設置等により影響を受けない設計とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p>	<p>なお、緊急時対策所と中央制御室は互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>d. 二次的影響（ばい煙等） 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災の二次的影響であるばい煙等発生時に対して、外気を取り込む換気空調系統、外気を内部に取り込む系統・設備に分類し、影響評価を行うことで緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 有毒ガス 有毒ガスの漏えいについては、固定施設（石油コンビナート施設等）と可動施設（陸上輸送、海上輸送）からの流出が考えられるが、緊急時対策所等と近隣の施設や周辺道路の間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、緊急時対策所の居住性が損なわれることはない。また、発電所周辺の主要航路は、発電所から十分な離隔距離が確保されていることから、緊急時対策所の居住性が損なわれることはない。</p> <p>(6) 船舶の衝突 船舶の衝突に対し、緊急時対策所等が設置される敷地高さは十分高く、船舶の衝突を考慮する必要はない。また、緊急時対策所等には、海水取水を必要としない設備とすることで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7) 電磁的障害 電磁的障害には、サージ・ノイズや電磁波の侵入があり、これらは低電圧の計測制御回路に対して影響を及ぼすおそれがある。 このため、緊急時対策所等の計測制御回路を構成する制御盤及びケーブルは、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用により電磁波の侵入を防止することで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>なお、緊急時対策所と中央制御室は互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>d. 二次的影響（ばい煙等） 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災の二次的影響であるばい煙等発生時に対して、外気を取り込む換気空調系統、外気を内部に取り込む系統・設備に分類し、影響評価を行うことで緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 有毒ガス 有毒ガスの漏えいについては固定施設（石油コンビナート施設等）と可動施設（陸上輸送、海上輸送）からの流出が考えられるが、緊急時対策所等と近隣の施設や周辺道路の間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、緊急時対策所の居住性が損なわれることはない。また、発電所周辺の主要航路は、発電所から十分な離隔距離が確保されていることから、緊急時対策所の居住性が損なわれることはない。</p> <p>(6) 船舶の衝突 船舶の衝突に対し、緊急時対策所等が設置される敷地高さは十分高く、船舶の衝突を考慮する必要はない。また、緊急時対策所等には、海水取水を必要としない設備とすることで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7) 電磁的障害 電磁的障害には、サージ・ノイズや電磁波の侵入があり、これらは低電圧の計測制御回路に対して影響を及ぼすおそれがある。 このため、緊急時対策所等の計測制御回路を構成する制御盤及びケーブルは、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用により電磁波の侵入を防止することで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1 3</p> <p>1 3. 複合災害時の体制について</p> <p>複合災害時の緊急時対策所にかかる体制は、指揮命令の明確化、情報の輻輳防止等の観点から、以下の体制で活動することとしている。</p>  <p>① 発電所対策本部体制^①</p> <p>① 発電所対策本部の組織は、図5.9-1で示す通りである。 ② 発電所対策本部長は、3号炉で発生した緊急事態、4号炉で発生した緊急事態、3号炉と4号炉の両方で発生した緊急事態の発生した際の発生した緊急事態を調整する。本図では、便宜上3号炉班長、副班長を4号炉班長とした。</p>	<p>5.9 女川原子力発電所における発電所対策本部体制と指揮命令及び情報の流れ</p> <p>女川原子力発電所における原子力防災組織の体制について、以下に説明する。</p> <p>1. 基本的な考え方 女川原子力発電所の原子力防災組織を図5.9-1に示す。発電所対策本部の体制の構築に伴う基本的な考え方は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能ごとの整理 まず基本的な機能を以下の5つに整理し、機能ごとに責任者として「班長」を配置する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 情報収集・計画立案 ② 現場対応 ③ 対外対応 ④ 情報管理 ⑤ 資機材等リソース管理 <p>これらの班長の上に、組織全体を統括し、意思決定、指揮を行う「発電所対策本部長（所長）」を置く。 このように役割、機能を明確に整理するとともに、階層化によって管理スパンを適正な範囲に制限する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限委譲と自律的活動 あらかじめ定める手順書等に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。 なお、各班長が権限を持つ作業が人身安全を脅かす状態となる場合においては、発電所対策本部長へ作業の可否判断を求めることとする。 ・戦略の策定と対応方針の確認 技術班長は、発電所対策本部長のブレーンとして事故対応の戦略を立案し、発電所対策本部長に進言する。また、こうした視点から対応実施組織が行う事故対応の方向性の妥当性を常に確認し、必要に応じて是正を助言する。 	<p>5.9 泊発電所における発電所対策本部体制と指揮命令及び情報の流れ</p> <p>泊発電所における原子力防災組織の体制について、以下に説明する。</p> <p>1. 基本的な考え方 泊発電所の原子力防災組織を図5.9-1に示す。発電所対策本部の体制の構築に伴う基本的な考え方は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能ごとの整理 まず、基本的な機能を以下の4つに整理し、機能ごとに責任者として「班長」を配置する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報収集・計画立案 (2) 現場対応 (3) 情報管理 (4) 資機材等リソース管理・社外対応 <p>これらの班長の上に、組織全体を統括し、意思決定、指揮を行う「発電所対策本部長（所長）」を置く。 このように役割、機能を明確に整理するとともに、階層化によって管理スパンを適正な範囲に制限する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限委譲と自律的活動 あらかじめ定める手順書等に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。 なお、各班長が権限を持つ作業が人身安全を脅かす状態となる場合においては、発電所対策本部長へ作業の可否判断を求めることとする。 ・戦略の策定と対応方針の確認 技術班長は、発電所対策本部長のブレーンとして事故対応の戦略を立案し、発電所対策本部長に進言する。また、こうした視点から対応実施組織が行う事故対応の方向性の妥当性を常に確認し、必要に応じて是正を助言する。 	<p>【大飯】 記載方針の相違 （女川記載に統一）</p> <p>【女川】 ・体制の相違 発電所の原子力防災組織における構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>・申請号炉と長期停止号炉の対応 長期停止号炉である1号及び3号炉の対応については、各号炉の使用済燃料プールに保管されている燃料に対する措置を実施することとなるが、使用済燃料プールの冷却機能を喪失した場合においても、使用済燃料プールの水温が65℃に到達するまでに1号炉は約13日間、3号炉は約15日間を要すると評価*しているため、各号炉の中央制御室に常駐している運転員、初期消火要員（消防車隊）及び12時間以降の発電所外からの参集要員にて対応可能であることから、申請号炉である2号炉の重大事故等の対応に影響を与えない。</p> <p>※平成29年4月1日時点の崩壊熱量をもとに試算（添付資料1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」に記載した試算結果）</p> <p>・発電所全体にわたる活動 初期消火要員（消防車隊）は、火災の発生箇所、状況に応じて、保修班長の指示の下、発電所対策本部長が指名した現場指揮者の指揮の下で活動する。</p> <p>2. 役割・機能（ミッション） 発電所対策本部における各職位の役割・機能（ミッション）を、表5.9-1に示す。 この中で、特に緊急時にプラントの復旧操作を担当する発電管理班と保修班の役割・機能について、以下のとおり補足する。</p> <p>○発電管理班：プラント設備に関する運転操作について、運転員による実際の対応を確認する。この運転操作には、常設設備を用いた対応まで含む。 これらの運転操作の実施については、発電所対策本部長から発電課長にその実施権限が委譲されているため、発電管理班から特段の指示が無くても、運転員が手順にしたがって自律的に実施し、発電管理班へは実施の報告が上がって来ることになる。 万一、運転員の対応に疑義がある場合には、発電管理班長は運転員に助言する。</p>	<p>・申請号炉と長期停止号炉の対応 長期停止号炉である1号及び2号炉の対応については、各号炉の使用済燃料ピットに保管されている燃料に対する必要な措置を実施することとなるが、使用済燃料ピットの冷却機能を喪失した場合においても、使用済燃料ピットの水温が100℃に到達するまでに1号及び2号炉は約6日間を要すると評価*しているため、各号炉の中央制御室に常駐している運転員、消火要員及び12時間以降の発電所外からの参集要員にて対応可能であることから、申請号炉である3号炉の重大事故等の対応に影響を与えない。</p> <p>※2016年1月1日時点の崩壊熱量をもとに試算（添付資料1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」に記載した試算結果）</p> <p>・発電所全体にわたる活動 消火要員は、火災の発生箇所、状況に応じて、総括班長の指示の下、発電所対策本部長が指名した現場指揮者の指揮の下で活動する。</p> <p>2. 役割・機能（ミッション） 発電所対策本部における各職位の役割・機能（ミッション）を、表5.9-1に示す。 この中で、特に緊急時にプラントの復旧操作を担当する運転班、復旧班の役割・機能について、以下のとおり補足する。</p> <p>○運転班：プラント設備に関する運転操作について、運転員による実際の対応を確認する。この運転操作には、常設設備を用いた対応まで含む。 これらの運転操作の実施については、発電所対策本部長から発電課長（当直）にその実施権限が委譲されているため、運転班から特段の指示が無くても、運転員が手順に従って自律的に実施し、運転班へは実施の報告が上がって来ることになる。 万一、運転員の対応に疑義がある場合には運転班長は運転員に助言する。 また、運転班に属する災害対策要員は、発電課長（当直）の指示により、運転支援活動、可搬型設備を用いた電源復旧活動、給水活動、消火活動等を実施する。</p>	<p>・対象号炉の相違 ・設備名称の相違</p> <p>・評価結果の相違 使用済燃料ピットの冷却機能喪失時の水温評価結果の相違</p> <p>・要員名称の相違 ・体制の相違 泊の消火要員は総括班の所属としている。自衛消防隊の本部指揮班長である運営課長は、重大事故等発生時の発電所対策本部体制における総括班長となることから、総括班に消火要員を配置している。</p> <p>・組織名称の相違 ・組織体制の相違</p> <p>・組織名称の相違</p> <p>・組織名称の相違 ・体制の相違 女川の保修班が行う可搬型設備を用いた対応、消火活動については、泊では運転班に属する災害対策要員が行う。</p>

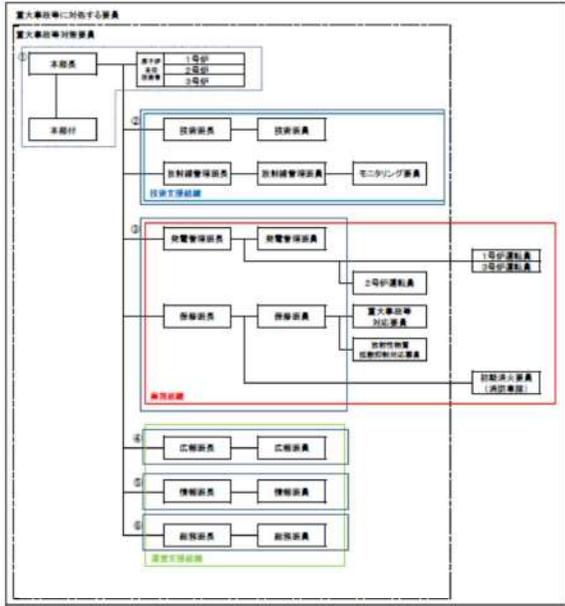
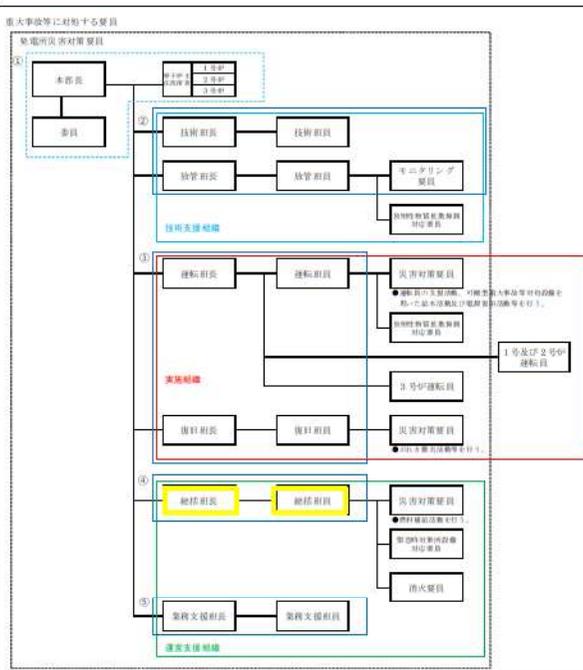
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>○保修班：設備や機能の復旧や、可搬型設備を用いた対応を実施する。 これらの対応の実施については、保修班にその実施権限が委譲されているため、保修班が手順にしたがって自律的に準備し、保修班長へ状況の報告を行う。 また、火災の場合には、消火活動を行う。</p> <p>3. 指揮命令及び情報の流れについて 発電所対策本部において、指揮命令は基本的に発電所対策本部長を頭に、階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方、下位から上位へは、実施事項等が報告される。これとは別に、常に横方向の情報共有が行われ、連携が必要な班の間には常に綿密な情報の共有がなされる。 なお、あらかじめ定めた手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されているため、その範囲であれば特に発電所対策本部長からの指示は要しない。複数号炉にまたがる対応や、あらかじめ定めた手順を超えるような場合には、発電所対策本部長が判断を行い、各班に実施の指示を行う。</p> <p>4. その他 (1) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の体制 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）については、上述した体制をベースに、特に初動対応に必要な要員を中心に宿直体制をとり、常に必要な要員数を確保することによって事故に対処できるようにする。その後に順次参集する要員によって徐々に体制を拡大していく。</p> <p>(2) 要員が負傷した際等の代行の考え方 特に夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において万一何らかの理由で要員が負傷する等により役割が実行できなくなった場合には、平日の勤務時間帯のように十分なバックアップ要員がないことが考えられる。こうした場合には、別の機能を担務する要員が兼務する。 具体的な代行者の選定については、上位職の者（例えば班長の代行者については発電所対策本部長）が決定する。</p>	<p>○復旧班：設備や機能の復旧や、可搬型設備を用いた屋外アクセスルートのがれき撤去等を実施する。 これらの対応の実施については、復旧班にその実施権限が委譲されているため、復旧班が手順に従って自律的に準備し、復旧班長へ状況の報告を行う。</p> <p>3. 指揮命令及び情報の流れについて 発電所対策本部において、指揮命令は基本的に発電所対策本部長を頭に、階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方、下位から上位へは、実施事項等が報告される。これとは別に、常に横方向の情報共有が行われ、連携が必要な班の間には常に綿密な情報の共有がなされる。 なお、あらかじめ定めた手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されているため、その範囲であれば特に発電所対策本部長からの指示は要しない。複数号炉にまたがる対応やあらかじめ定めた手順を超えるような場合には、発電所対策本部長が判断を行い、各班に実施の指示を行う。</p> <p>4. その他 (1) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の体制 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）については、上述した体制をベースに、特に初動対応に必要な要員を中心に宿直体制をとり、常に必要な要員数を確保することによって事故に対処できるようにする。その後に順次参集する要員によって徐々に体制を拡大していく。</p> <p>また、発電所対策本部の体制が機能するまでは、発電課長（当直）の指揮の下、運転員及び災害対策要員を主体とした初動対応の体制を確保し、迅速な対応を図る。具体的には、発電課長（当直）は関係箇所と通信連絡設備を用いて情報連携しながら、災害対策要員へ指示を行う。災害対策要員は、発電課長（当直）の指示の下、必要な重大事故等対策を行う。</p> <p>(2) 要員が負傷した際等の代行の考え方 特に夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において万一何らかの理由で要員が負傷する等により役割が実行できなくなった場合には、平日の勤務時間帯のように十分なバックアップ要員がないことが考えられる。こうした場合には、別の機能を担務する要員が兼務する。 具体的な代行者の選定については、上位職の者（例えば班長の代行者については発電所対策本部長）が決定する。</p>	<p>・体制の相違 女川の保修班が行う可搬型設備を用いた対応、消火活動については、泊では運転班に属する災害対策要員が行う。 【女川】記載方針の相違 復旧班の役割として屋外アクセスルートのがれき撤去等を追記した。女川もアクセスルートの確保は保修班が行う。</p> <p>・記載方針の相違 泊は、可搬型重大事故等対処設備を用いた活動を行う災害対策要員は発電課長（当直）の指揮の下、運転員と連携しながら初動対応を行う体制であることから初動体制について記載した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>表 5.9-1 各職位のミッション</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職位</th> <th>ミッション</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定</td> </tr> <tr> <td>原子炉主任技術者</td> <td>・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言</td> </tr> <tr> <td>本部付</td> <td>・本部長及び各班長への助言・助勢</td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td>・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>・要員の呼集、参集状況の把握 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 ・ほかの班に属さない事項</td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td>・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者への支援</td> </tr> <tr> <td>技術班</td> <td>・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討</td> </tr> <tr> <td>放射線管理班</td> <td>・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討</td> </tr> <tr> <td>保修班</td> <td>・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・不具合設備の応急復旧の実施 ・火災発生時における消火活動</td> </tr> <tr> <td>発電管理班</td> <td>・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況入手 ・運転員からの支援要請に対する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作</td> </tr> </tbody> </table>	職位	ミッション	本部長	・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定	原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言	本部付	・本部長及び各班長への助言・助勢	情報班	・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集	総務班	・要員の呼集、参集状況の把握 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 ・ほかの班に属さない事項	広報班	・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者への支援	技術班	・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討	放射線管理班	・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討	保修班	・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・不具合設備の応急復旧の実施 ・火災発生時における消火活動	発電管理班	・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況入手 ・運転員からの支援要請に対する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作	<p>表 5.9-1 各職位のミッション</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職位</th> <th>ミッション</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定</td> </tr> <tr> <td>発電用原子炉主任技術者</td> <td>・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>・本部長及び各班長への助言、助成</td> </tr> <tr> <td>総括班</td> <td>・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 ・要員の呼集、参集状況の把握 ・火災発生時における消火活動 ・燃料補給活動 ・ほかの班に属さない事項</td> </tr> <tr> <td>業務支援班</td> <td>・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者の支援 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理</td> </tr> <tr> <td>技術班</td> <td>・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討</td> </tr> <tr> <td>放管班</td> <td>・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する発電所災害対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討 ・海洋への放射性物質拡散抑制対応</td> </tr> <tr> <td>復旧班</td> <td>・不具合設備の応急復旧の実施 ・屋外アクセスルートのがれき撤去等</td> </tr> <tr> <td>運転班</td> <td>・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手 ・運転員からの支援要請に関する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作 ・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・火災発生時における消火活動</td> </tr> </tbody> </table>	職位	ミッション	本部長	・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定	発電用原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言	委員	・本部長及び各班長への助言、助成	総括班	・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 ・要員の呼集、参集状況の把握 ・火災発生時における消火活動 ・燃料補給活動 ・ほかの班に属さない事項	業務支援班	・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者の支援 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理	技術班	・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討	放管班	・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する発電所災害対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討 ・海洋への放射性物質拡散抑制対応	復旧班	・不具合設備の応急復旧の実施 ・屋外アクセスルートのがれき撤去等	運転班	・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手 ・運転員からの支援要請に関する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作 ・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・火災発生時における消火活動	<p>【女川】 ・体制の相違 発電所の原子力防災組織の構成の相違</p>
職位	ミッション																																												
本部長	・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定																																												
原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言																																												
本部付	・本部長及び各班長への助言・助勢																																												
情報班	・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集																																												
総務班	・要員の呼集、参集状況の把握 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 ・ほかの班に属さない事項																																												
広報班	・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者への支援																																												
技術班	・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討																																												
放射線管理班	・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討																																												
保修班	・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・不具合設備の応急復旧の実施 ・火災発生時における消火活動																																												
発電管理班	・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況入手 ・運転員からの支援要請に対する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作																																												
職位	ミッション																																												
本部長	・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定																																												
発電用原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言																																												
委員	・本部長及び各班長への助言、助成																																												
総括班	・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 ・要員の呼集、参集状況の把握 ・火災発生時における消火活動 ・燃料補給活動 ・ほかの班に属さない事項																																												
業務支援班	・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者の支援 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理																																												
技術班	・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討																																												
放管班	・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する発電所災害対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討 ・海洋への放射性物質拡散抑制対応																																												
復旧班	・不具合設備の応急復旧の実施 ・屋外アクセスルートのがれき撤去等																																												
運転班	・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手 ・運転員からの支援要請に関する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作 ・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・火災発生時における消火活動																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

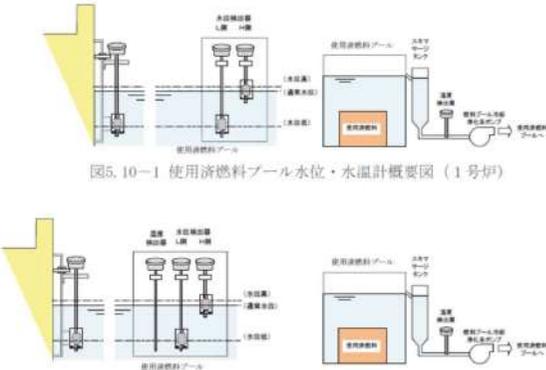
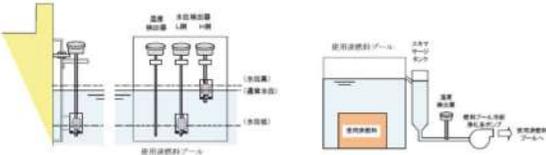
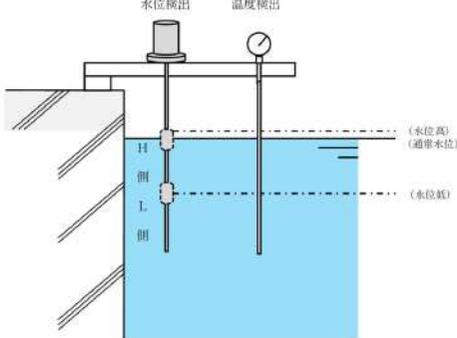
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 5.9-1 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図</p>	 <p>図 5.9-1 泊発電所 原子力防災組織 体制図</p>	<p>・体制の相違</p> <p>要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型 SA 設備を用いて電源復旧活動や給水活動を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては女川と同様。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>一方、6号炉、7号炉が重大事故に伴い格納容器破損に至った際には、放出される放射性物質により中央制御室内の居住性環境がさらに悪化することが予想される。その際には、各号炉の中央制御室からは一旦緊急時対策所に運転員を待避させる。</p> <p>なお、プラントパラメータの遠隔監視に関して、6号炉、7号炉ではプラント計測制御設備からプロセス信号を取り込み、伝送するためのデータ伝送装置と、中央制御室内待避室において表示するためのデータ表示装置を設置することで、重大事故等時においても継続してプラント監視が可能な設計としている一方で、申請前号炉である1～5号炉には上記のようなデータ伝送装置や表示装置をはじめとするプラント情報を監視するための設備について工事計画途上である。</p> <p>したがって、プラント状況を把握するための設備について設置が完了するまで自主対策の措置としては、各号炉の既設の計測制御設備と、可搬の計測資機材類を組み合わせることで、6号炉、7号炉の格納容器ベント時に1～4号炉中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において各号炉の運転員が自号炉の使用済燃料プール内の燃料健全性確認に必要な監視を行うことが可能なようにする。以下にその概略を示す。</p>	<p>5.10 停止中の1号及び3号炉のパラメータ監視性について</p> <p>停止中の1号及び3号炉プラントの事故・異常状況への対処を行うのは、基本的には運転員であることから、2号炉の炉心損傷前の原子炉格納容器ベント時には2号炉に加え、1号及び3号炉の運転員が中央制御室にとどまることが出来るよう放射線防護資機材等の配備を行うこととし、更に2号炉については中央制御室待避所を設置する設計とし、人による監視を継続して行うことで事態への対処を行うこととする。</p> <p>一方、2号炉が重大事故に伴う炉心損傷後の原子炉格納容器ベント時または原子炉格納容器破損に至った際には、放出される放射性物質により中央制御室内の居住性環境がさらに悪化することが予想される。その際は、1号及び3号炉の運転員は緊急時対策所に一旦待避させる。</p> <p>なお、プラントパラメータの遠隔監視に関して、2号炉ではプラント計測制御設備からプロセス信号を取り込み、伝送するためのデータ収集装置と、中央制御室待避所において表示するためのデータ表示装置（待避所）を設置することで、重大事故等時においても継続してプラント監視が可能な設計としている一方で、申請前号炉である1号及び3号炉には上記のようなデータ収集装置や表示装置をはじめとするプラント情報を監視するための設備について工事計画途上である。</p> <p>そのため停止中の1号及び3号炉が2号炉と同時に被災し全交流動力電源喪失に至った際には、プラントパラメータを把握し、伝送・表示するための措置として2号炉のような専用の設備には期待することが出来ない。</p> <p>したがって、プラント状況を把握するための設備について設置が完了するまでの措置としては、各号炉の既設の計測制御設備と、可搬の計測資機材類を組み合わせることで、1号及び3号炉中央制御室において各号炉の運転員が自号炉の使用済燃料プール内の燃料健全性確認に必要な監視を行うことが可能なようにし、通信連絡設備により緊急時対策所に情報連絡を行うこととする。以下にその概略を示す。</p>	<p>5.10 停止中の1号及び2号炉のパラメータ監視性について</p> <p>停止中の1号及び2号炉のプラント事故・異常状況への対処を行うのは、基本的には運転員であることから、3号炉の炉心損傷前には、3号炉に加え、1号及び2号炉の運転員が中央制御室にとどまることが出来るよう放射線防護資機材等の配備を行うこととし、人による監視を継続して行うことで事態への対処を行うこととする。</p> <p>一方、3号炉が重大事故に伴う炉心損傷後の原子炉格納容器破損に至った際には、放出される放射性物質により中央制御室内の居住性環境がさらに悪化することが予想される。その際は、1号及び2号炉の運転員は、緊急時対策所に一旦退避させる。</p> <p>なお、プラントパラメータの遠隔監視に関して、3号炉ではプラント計測制御設備からプロセス信号を取り込み、伝送するためのデータ収集計算機と、緊急時対策所指揮所において表示するためのデータ表示端末を設置することで、重大事故等時においても継続してプラント監視が可能な設計としている一方で、1号及び2号炉には上記のようなデータ収集計算機や表示装置をはじめとするプラント情報を監視するための設備について工事計画途上である。</p> <p>そのため停止中の1号及び2号炉が3号炉と同時に被災し全交流動力電源喪失に至った際には、プラントパラメータを把握し、伝送・表示するための措置として3号炉のような専用の設備には期待することができない。</p> <p>したがって、プラント状況を把握するための設備について設置が完了するまでの措置としては、各号炉の既設の計測制御設備と、可搬の計測資機材類を組み合わせることで、1号及び2号炉中央制御室において各号炉の運転員が自号炉の使用済燃料ピット内の燃料健全性確認に必要な監視を行うことが可能なようにし、通信連絡設備により緊急時対策所に情報連絡を行うこととする。以下にその概略を示す。</p>	<p>・停止中号炉の相違</p> <p>・設計方針の相違 女川はC/V加圧破損防止として原子炉格納容器ベントを実施する。 ・設計方針の相違 泊では中央制御室待避所は設置していないことから、中央制御室内で監視を継続する。（PWRプラントは同様） ・設計方針の相違 女川はC/V加圧破損防止として原子炉格納容器ベントを実施する。</p> <p>・設計の相違 泊は、中央制御室待避所を設置していないことから、緊急時対策所指揮所においてパラメータを確認する。</p> <p>・設備名称の相違 女川：使用済燃料プール 泊：使用済燃料ピット （以降、同様な相違箇所の差異理由記載を省略する。）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) 監視対象</p> <p>2号炉申請時点で、申請前かつプラント停止中の1号及び3号炉においては、いずれも使用済燃料プールに使用済燃料が保管・冷却されているため、使用済燃料プールの冷却状態の把握が必要である。</p> <p>なお、1号及び3号炉においては、いずれも使用済燃料の崩壊熱は低くなっているため、対応操作に対する時間余裕も充分ある状況である（スロッシングによる漏えいを考慮し、65℃から100℃に達するまでに約430時間）。</p> <p>(2) 使用済燃料プールの冷却状態の把握方法</p> <p>1号及び3号炉の使用済燃料プール水位は、プール水位の異常な低下及び上昇の監視を目的に、フロート式水位スイッチにより監視し、通常水位から水位が低下した場合には、スイッチが動作し中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。</p> <p>また、1号及び3号炉の使用済燃料プール水温度は、プール水温の異常な上昇の監視及び冷却状況の把握を目的に、温度検出器により監視、指示及び記録するとともに、異常な温度上昇を検知した場合には、中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。</p>  <p>図5.10-1 使用済燃料プール水位・水温計概要図（1号炉）</p>  <p>図5.10-2 使用済燃料プール水位・水温計概要図（3号炉）</p>	<p>(1) 監視対象</p> <p>3号炉申請時点で、プラント停止中の1号及び2号炉においては、いずれも使用済燃料ピットに使用済燃料が保管・冷却されているため、使用済燃料ピットの冷却状態の把握が必要である。</p> <p>なお、1号及び2号炉においては、いずれも使用済燃料の崩壊熱は低くなっているため、対応操作に対する時間余裕も十分ある状況である。（スロッシングによる漏えいを考慮し、65℃から100℃に達するまでに約144時間）。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの冷却状態の把握方法</p> <p>1号及び2号炉の使用済燃料ピット水位は、ピット水位の異常な低下及び上昇の監視を目的に、フロート式水位スイッチにより監視し、通常水位から水位が低下した場合には、スイッチが動作し中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。</p> <p>また、1号及び2号炉の使用済燃料ピット温度は、ピット水温の異常な上昇の監視及び冷却状況の把握を目的に、温度検出器により監視、指示するとともに、異常な温度上昇を検知した場合には、中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。</p>  <p>図5.10-1 使用済燃料ピット水位計及び温度計概要図（1号及び2号炉）</p>	<p>・評価結果の相違</p> <p>使用済燃料崩壊熱の相違によりピット推沸騰までの時間に相違がある。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) データ伝達方法</p> <p>測定した1号及び3号炉の使用済燃料プール水位、水温データについては、通信連絡設備により緊急時対策所に情報連絡することによって、所内の必要箇所において使用済燃料プールの冷却状態を把握することが可能である。</p>	<p>(3) データ伝送方法</p> <p>測定した1号及び2号炉の使用済燃料ビット水位、水温データについては、通信連絡設備により緊急時対策所指揮所に情報連絡することによって、所内の必要箇所において使用済燃料ビットの冷却状態を把握することが可能である。</p>	

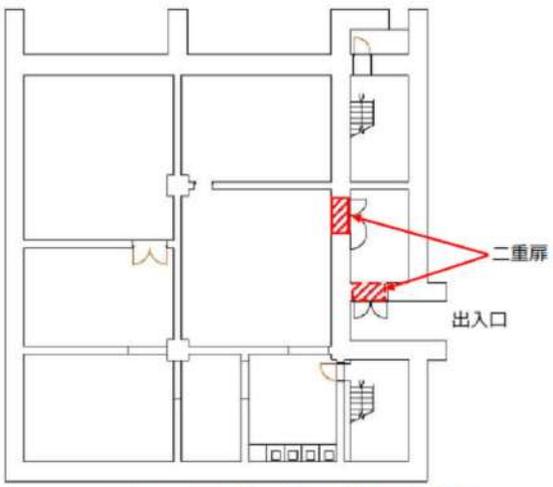
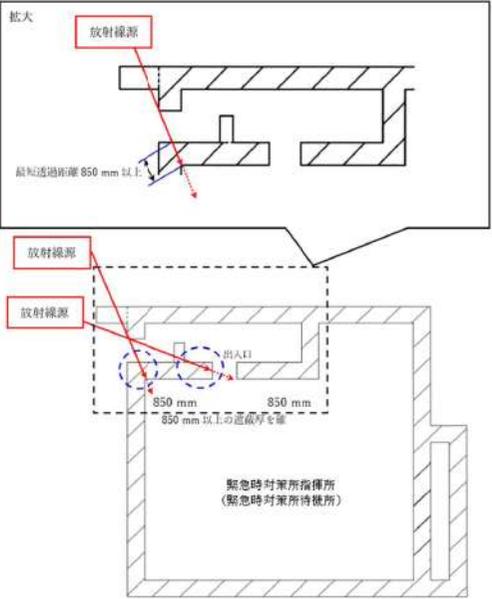
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料1</p> <p>出入口開口及び配管その他の貫通部の遮へい設計について</p> <p>1. はじめに</p> <p>緊急時対策所遮蔽の開口部又は室内換気のための配管やケーブル等を施設するために必要な開口部（以下「配管その他の貫通部」という。）については、必要に応じて次の放射線漏えい防止措置を講じた設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開口部を設ける場合は、人が容易に接近できないような場所への開口部設置 ・貫通部に対する遮蔽補強 ・線源機器と貫通孔との位置関係により、貫通孔から線源機器が直視できない措置 <p>ただし、人が居住するエリア以外の限定的な範囲において遮蔽厚を確保でない部分については、放射線の入射を可能な限り防止する等、適切な処置を講じる。</p> <p>以下に緊急時対策所遮蔽の遮蔽設計を示す。</p> <p>2. 出入口開口に関する遮へい設計</p> <p>緊急時対策所の出入口は、気密性を確保した上で2箇所とする。出入口には扉を設置するが、扉は遮蔽として考慮しないため、出入口開口として以下のとおり設計する。出入口開口に関する遮蔽概要図を第2-1図示す。</p> <p>(a) 出入口開口は高所等の人が容易に接近できないような場所に設置しないため、緊急時対策所遮蔽を透過せず、散乱等による緊急時対策所エリアへ侵入するストリーミングを考慮する。ストリーミングは緊急時対策所エリアに対して2回以上散乱するように設計する。</p> <p>(b) 外部の放射線源に対して、最短通過距離部においても950mm以上の遮へい厚を確保する設計とする。</p> <p>(c) 出入口開口は、二重扉の迷路構造とする。原子炉と反対側に設置することにより、外部の放射線源を直接見込まない設計とする。</p>		<p>5.11 出入口開口及び配管その他の貫通部の遮蔽設計について</p> <p>(1) はじめに</p> <p>緊急時対策所遮へいの開口部又は室内換気のための配管やケーブル等を施設するために必要な開口部（以下「配管その他の貫通部」という。）については、必要に応じて次の放射線漏えい防止措置を講じた設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開口部を設ける場合は、人が容易に接近できないような場所への開口部設置 ・貫通部に対する遮蔽補強 ・線源機器と貫通孔との位置関係により、貫通孔から線源機器が直視できない措置 <p>ただし、人が居住するエリア以外の限定的な範囲において遮蔽厚を確保でない部分については、放射線の入射を可能な限り防止する等、適切な処置を講じる。</p> <p>以下に緊急時対策所遮へいの遮蔽設計を示す。</p> <p>(2) 出入口開口に関する遮蔽設計</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の出入口は、気密性を確保した上でそれぞれ2箇所とする。出入口には扉を設置するが、扉は遮蔽として考慮しないため、出入口開口として以下のとおり設計する。出入口開口に関する遮蔽概要図を図5.11-1に示す。</p> <p>a. 出入口開口は高所等の人が容易に接近できないような場所に設置しないため、緊急時対策所遮へいを透過せず、散乱等による緊急時対策所エリアへ侵入するストリーミングを考慮する。ストリーミングは緊急時対策所エリアに対して2回以上散乱するように設計する。</p> <p>b. 外部の放射線源に対して、最短通過距離部においても850mm以上の遮蔽厚を確保する設計とする。</p> <p>c. 出入口開口は、二重扉の迷路構造とする。原子炉と反対側に設置することにより、外部の放射線源を直接見込まない設計とする。</p>	<p>【女川】 記載充実（大飯参考）</p> <p>・設計の相違 壁の遮蔽厚に相違があるが、居住性を確保できるとに相違なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

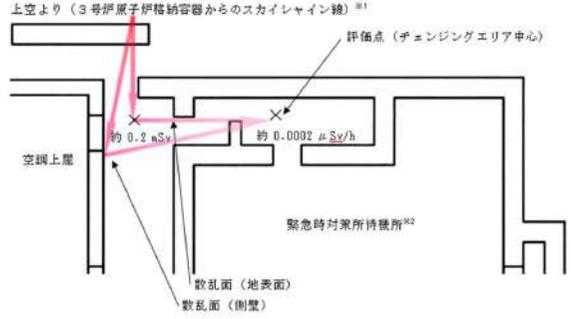
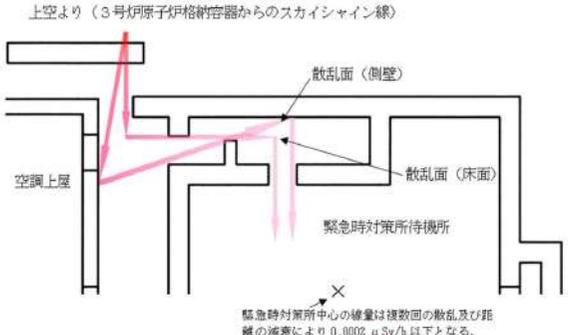
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第1-1図 出入口開口に関する遮蔽概要</p>		 <p>図5.11-1 出入口開口に関する遮蔽概要</p>	<p>【女川】 記載充実（大飯参考）</p> <p>・記載表現の相違 図の表現方法に相違はあるが、出入口を迷路構造とし外部の放射線を直接見込まない設計であることに相違なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

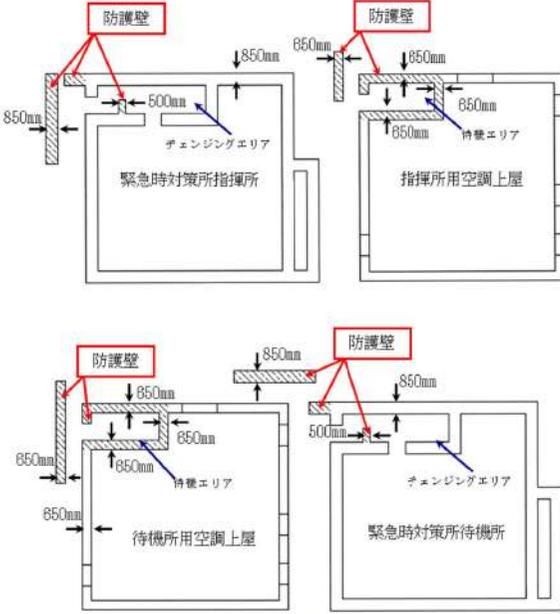
第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 配管その他の貫通部に関する設計</p> <p>緊急時対策所に設ける配管その他の貫通部は、外部の放射線からの遮蔽を考慮し、以下の通り設計する。</p> <p>配管その他の貫通部に関する遮蔽概要図を第1-2図に示す。</p> <p>(a) 配管その他貫通部は、居住エリアに放射線が入射しないよう、人が容易に接近できないような高所に設置する設計とする。</p> <p>(b) 貫通部の隙間は、モルタルを充填する等の措置を実施し、放射線流入を可能な限り防止する設計とする。</p> <p>(c) 配管その他の貫通部については、迷路構造の遮へいを追加して、可能な限り外部放射線源を直接見込まない設計とする。</p> <p>代表例として、配管貫通部について以下に示す、電線管等貫通部についても同様の設計をしている。</p> <div data-bbox="73 821 680 1099" data-label="Image"> <p>第1-2図 配管その他の貫通部に関する遮蔽概要</p> </div>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>(3) 配管その他の貫通部に関する設計</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に設ける配管その他の貫通部は、外部の放射線からの遮蔽を考慮し、以下の通り設計する。</p> <p>配管その他の貫通部に関する遮蔽概要図を図5.11-2に示す。</p> <p>a. 配管その他貫通部は、居住エリアに放射線が入射しないよう、人が容易に接近できないような高所に設置する設計とする。</p> <p>b. 貫通部の隙間は、鉛毛処理等の措置を実施し、放射線流入を可能な限り防止する設計とする。</p> <p>c. 配管その他の貫通部については、迷路構造の遮蔽を追加して、可能な限り外部放射線源を直接見込まない設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の壁面上部の貫通部の一部に850mm以上の遮蔽厚を確保できない箇所があるものの、高所かつ配管等が設置され要員が寄り付き難く、当該貫通部の隙間は鉛毛処理の措置を実施することで放射線流入を可能な限り防止することから要員に対する影響は小さいが、当該箇所付近には接近禁止表示により注意喚起を施す。</p> <div data-bbox="1330 810 1928 1417" data-label="Image"> <p>図5.11-2 配管その他の貫通部に関する遮蔽概要</p> </div>	<p>【女川】 記載充実（大飯参照）</p> <p>・設計の相違 泊は主に鉛毛処理であり、比較表「3.遮蔽設計について」においても鉛毛処理と記載しているため、大飯と記載に相違があるが、遮蔽材であることに相違なし。</p> <p>・設計の相違 泊には壁面上部の貫通部の一部に850mm以上の遮蔽厚を確保できない箇所があるものの、当該貫通部の隙間には当該壁の遮蔽能力に相当する鉛毛処理の措置を実施していることから、十分な遮蔽能力を有した設計であることに相違なし。</p> <p>・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(4) 出入口からのストリーミング線の評価</p> <p>緊急時対策所の出入口と対面する空調上屋との距離が長く散乱面積が大きくなり評価結果が厳しくなる緊急時対策所待機所出入口外側からのストリーミング線による線量は、SCATTERINGコードを用いて評価した結果、約0.2mSv（7日間積算）となる。</p> <p>また、当該結果からチェンジングエリア内中心における線量率は、簡易計算法である一般的なアルベド方式（微分線量アルドはChiltonとHuddrestonの経験式を用いて計算）を用いて評価した結果、7日間平均で約0.0002μSv/hとなる。</p> <p>このため、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所中心におけるストリーミング線による影響は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の出入口が3号炉原子炉格納容器を直接見込むことができないこと、ストリーミング線はチェンジングエリア内で1回以上散乱し緊急時対策所中心に到達すること及び距離による減衰が生じることから十分に小さい。</p> <p>上空より（3号炉原子炉格納容器からのスカイシャイン線）^{※1}</p>  <p>※1 3号炉原子炉格納容器は直接見込みないため、直接線による影響は考慮しない。 ※2 緊急時対策所待機所の評価結果が安全側であることから待機所側で代表した。</p> <p>図5.11-3 チェンジングエリアの散乱線（概念図）</p> <p>上空より（3号炉原子炉格納容器からのスカイシャイン線）</p>  <p>図5.11-4 緊急時対策所エリア中心の散乱線（概念図）</p>	<p>【女川】【大飯】 記載充実</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(5) 防護壁の設置</p> <p>緊急時対策所へのストリーミング線による影響は十分に小さいものの、緊急時対策所のチェンジングエリア及び空調上屋の待機エリアの線量率の低減及び要員の更なる被ばく低減を目的とし、図5.11-5のとおり、緊急時対策所及び空調上屋に防護壁を設置する。</p>  <p>図5.11-5 防護壁の設置場所</p>	<p>【女川】【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 <p>建屋壁厚確保により緊急時対策所で活動する要員の被ばく線量は十分に小さくなるが、更なる被ばく低減を目的に防護壁を設置する設計としている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>5.12 緊急時対応センター（1号、2号及び3号炉共用）について</p> <p>泊発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）（平成26年3月7日）の補正により、緊急時対応センター（1号、2号及び3号炉共用）内に設けるとした緊急時対策所（1号、2号及び3号炉共用）の位置付けを以下に示す。</p> <p>泊発電所の敷地内に緊急時対応センター（1号、2号及び3号炉共用）を設置する。</p> <p>緊急時対応センター（1号、2号及び3号炉共用）内には、新たに緊急時対策所（1号、2号及び3号炉共用）を設け、現在申請中の緊急時対策所を廃止する。</p> <p>緊急時対策所の機能移転並びに緊急時対策所（1号、2号及び3号炉共用）の収容人員及び建屋規模等の基本仕様は、泊発電所1号及び2号炉の原子炉設置変更許可申請書の審査にて示す。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>【泊】記載充実 泊独自の資料であるため、先行電力には比較対象となる資料は無い。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別添2</p> <p style="text-align: center;">大飯発電所3号炉及び4号炉</p> <p style="text-align: center;">技術的能力説明資料 緊急時対策所</p>	<p style="text-align: right;">別添2</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 緊急時対策所</p>	<p style="text-align: right;">別添2</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 緊急時対策所</p>	<p>【女川】 ・資料名称の相違</p> <p>【大飯】 女川及び泊の他条文との 整合（記載統一）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所 (別添2)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">第34条 緊急時対策所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【要求事項】 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。 【解釈】 —</p> </div> <pre> graph TD A["緊急時対策所を設置する"] --> B["必要な情報を把握する"] A --> C["緊急時対策所"] B --> D["発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う"] D --> E["通信連絡設備"] C --> F["情報収集設備"] </pre>	<p style="text-align: center;">34条 緊急時対策所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【要求事項】 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。 【解釈】 —</p> </div> <pre> graph TD A["設置場所及び収容人員"] --> B["プラントの状態を把握するための設備"] A --> C["中央制御室以外の場所に、緊急時対策所を設置する"] B --> D["発電所内外関係箇所との通信連絡設備"] D --> E["酸素濃度及び二酸化炭素濃度の把握"] E --> F["酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計"] C --> G["安全パラメータ表示システム (SPDS)"] G --> H["通信連絡設備"] </pre>	<p style="text-align: center;">34条 緊急時対策所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【要求事項】 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。 【解釈】 —</p> </div> <pre> graph TD A["設置場所及び収容人数"] --> B["プラントの情報を把握するための設備"] A --> C["中央制御室以外の場所に、緊急時対策所を設置する"] B --> D["発電所内外関係箇所との通信連絡設備"] D --> E["酸素濃度及び二酸化炭素濃度の把握"] E --> F["酸素濃度・二酸化炭素濃度計"] C --> G["安全パラメータ表示システム (SPDS)"] G --> H["通信連絡設備"] </pre>	<p>【女川】 表構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p style="text-align: center;">技術的能力に係る運用対策等（設計基準）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">設置許可基準対象条文</td> <td style="width: 25%;">対象項目</td> <td style="width: 25%;">区分</td> <td style="width: 25%;">運用対策等</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第34条 緊急時対策所</td> <td rowspan="4">緊急時対策所</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>保守管理に関する教育を定期的に行う。</td> </tr> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	保守管理に関する教育を定期的に行う。	<p style="text-align: center;">表1 技術的能力に係る運用対策等（設計基準）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">設置許可基準対象条文</td> <td style="width: 25%;">対象項目</td> <td style="width: 25%;">区分</td> <td style="width: 25%;">運用対策等</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第34条 緊急時対策所</td> <td rowspan="4">緊急時対策所</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>・保守・点検に関する教育を定期的に行う。</td> </tr> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	・保守・点検に関する教育を定期的に行う。	<p style="text-align: center;">表1 運用、手順に係る対策等（設計基準）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">設置許可基準対象条文</td> <td style="width: 25%;">対象項目</td> <td style="width: 25%;">区分</td> <td style="width: 25%;">運用対策等</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第34条 緊急時対策所</td> <td rowspan="4">緊急時対策所</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>・保守・点検に関する教育を定期的に行う。</td> </tr> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	・保守・点検に関する教育を定期的に行う。	<p>【大飯】【女川】 表題の相違 泊の他条文との整合（記載等）</p>
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																										
第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—																																										
		体制	—																																										
		保守・点検	緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																										
		教育・訓練	保守管理に関する教育を定期的に行う。																																										
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																										
第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—																																										
		体制	—																																										
		保守・点検	・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																										
		教育・訓練	・保守・点検に関する教育を定期的に行う。																																										
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																										
第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—																																										
		体制	—																																										
		保守・点検	・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																										
		教育・訓練	・保守・点検に関する教育を定期的に行う。																																										

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	DB35-9 r.10.0
提出年月日	令和5年7月31日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(設計基準対象施設等)
比較表

第35条 通信連絡設備

令和5年7月

北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

比較結果等を取りまとめた資料1. 最新審査実績を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した事項

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：あり（4件）
 - ・中央制御室に保管する衛星電話設備（固定型）の電源構成を以下のとおり変更。
変更前：充電式電池
変更後：非常用交流電源設備に加え、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計。
 - ・電力保安通信用電話設備のうち保安電話（FAX）を中央制御室及び緊急時対策所指揮所に設置することに変更しました。
 - ・無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所指揮所に設置することに変更しました。
 - ・無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）の保管場所を屋外（車両内）及び緊急時対策所待機所内から、中央制御室及び緊急時対策所待機所内に変更しました。
- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの：なし

1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載を充実を行った事項

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：あり
 - ・全体を女川2号炉まとめ資料と同じ構成に合わせた。
 - ・2.19 通信連絡設備【62条】添付資料を追加。
- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの：なし

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

2. 女川2号まとめ資料との比較結果の概要

2-1) 設備名称・用語等の相違（以下については、相違理由欄に相違理由を記載しない。）

No.	大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考
1	運転指令設備（警報装置を含む） ・送受話器・スピーカー	送受話設備（ページング）（警報装置を含む。） ・ハンドセット・スピーカー	運転指令設備（警報装置を含む。） ・ハンドセット・スピーカー	設備名称の相違
2	電力保安通信用電話設備 ・保安電話（固定） ・保安電話（携帯） ・（記載なし） ・（記載なし） ・衛星保安電話	電力保安通信用電話設備 ・固定電話機 ・PHS 端末 ・FAX ・（記載なし） ・（記載なし） ・衛星保安電話（固定型）	電力保安通信用電話設備 ・保安電話（固定） ・保安電話（携帯） ・保安電話（FAX） ・専用電話 ・衛星保安電話	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違①及び②参照
3	（記載なし）	（記載なし）	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	設備の相違参照 赤字部は、設備の相違③参照
4	インターフォン	（記載なし）	インターフォン	設備の相違参照 赤字部は、設備の相違③参照
5	無線通話装置 ・固定 ・車載	移動無線設備 ・移動無線設備（固定型） ・移動無線設備（車載型）	移動無線設備 ・移動無線設備（固定型） ・移動無線設備（車載型）	設備名称の相違
6	トランシーバー	無線連絡設備 ・無線連絡設備（固定型） ・無線連絡設備（携帯型）	無線連絡設備 ・無線連絡設備（固定型） ・無線連絡設備（携帯型）	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違④参照
7	携帯電話	（記載なし）	携帯電話	設備の相違参照 赤字部は、設備の相違⑤参照
8	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ・TV会議システム ・IP電話 ・IP-FAX （記載なし）	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・テレビ会議システム ・IP電話 ・IP-FAX	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・テレビ会議システム ・IP電話 ・IP-FAX	設備名称の相違
9	（記載なし）	専用電話設備 ・専用電話設備（地方公共団体向けホットライン） ・（記載なし）	専用電話設備 ・専用電話設備（固定型） ・専用電話設備（FAX）	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑧参照
10	加入電話設備 ・固定電話 ・FAX	局線加入電話設備 ・加入電話機 ・加入FAX	加入電話設備 ・加入電話機 ・加入FAX	設備名称の相違
11	・（記載なし） ・衛星電話（固定） ・衛星電話（携帯）	衛星電話設備 ・（記載なし） ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（携帯型）	衛星電話設備 ・衛星電話設備（FAX） ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（携帯型）	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑥参照
12	データ伝送設備（発電所内） ・安全パラメータ表示システム（SPDS） ・（記載なし） ・SPDS表示装置	安全パラメータ表示システム（SPDS） ・データ収集装置 ・SPDS伝送装置 ・SPDS表示装置	データ伝送設備（発電所内） ・データ収集計算機 ・（記載なし） ・データ表示端末	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑩参照
13	データ伝送設備（発電所外） ・安全パラメータ伝送システム ・安全パラメータ表示システム（SPDS）	データ伝送設備 ・SPDS伝送装置 ・（記載なし）	データ伝送設備（発電所外） ・ERSS伝送サーバ ・データ収集計算機	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑪参照
14	通信設備（発電所内）	通信連絡設備（発電所内）	通信連絡設備（発電所内）	総称の相違
15	通信設備（発電所外）	通信連絡設備（発電所外）	通信連絡設備（発電所内）	総称の相違
16	非常用所内電源 ・ディーゼル発電機	非常用交流電源設備（非常用所内電源設備） ・非常用ディーゼル発電機	非常用交流電源設備（非常用所内電源設備） ・ディーゼル発電機	設備名称の相違
17	空冷式非常用発電装置	常設代替交流電源設備 ・ガスタービン発電機	常設代替交流電源設備 ・代替非常用発電機	設備名称の相違

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

2-1) 設備名称・用語等の相違（以下については、相違理由欄に相違理由を記載しない。）

No.	大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考
18	電源車	可搬型代替交流電源設備 ・電源車	可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替電源車	設備名称の相違
19	電源車（緊急時対策所用）	緊急時対策所用代替交流電源設備 ・電源車（緊急時対策所用）	緊急時対策所用代替交流電源設備 ・緊急時対策所用発電機	設備名称の相違
20	充電電池	充電式電池	充電式電池	設備名称の相違
21	基準地震動	基準地震動 S_s	基準地震動	呼称の相違（他条文との整合）
22	事故一斉放送装置	（記載なし）	（記載なし）	赤字部は、設備の相違①参照
23	緊急時対策所	緊急時対策所 緊急時対策建屋	緊急時対策所 緊急時対策所指揮所 緊急時対策所待機所	建屋名称の相違

上記表は、35条、62条、1.19 共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

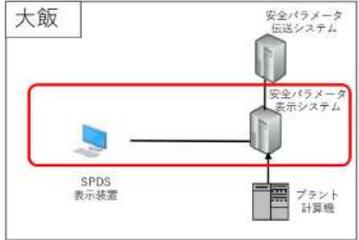
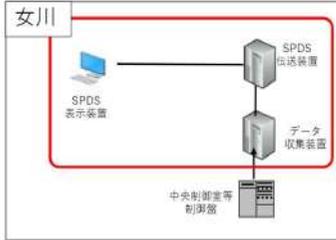
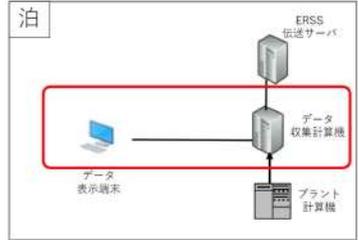
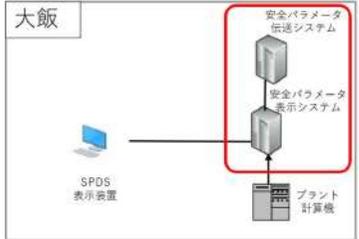
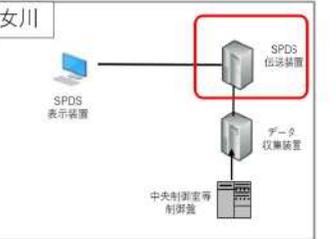
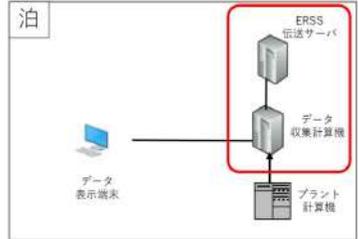
2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違No. を記載する）

項目	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
① 電力保安通信用電話設備のうちFAXの有無	記載なし	電力保安通信用電話設備のうちFAX 設置場所：中央制御室及び緊急時対策所	電力保安通信用電話設備のうち保安電話（FAX） 設置場所：中央制御室及び緊急時対策所指揮所	・大飯3/4号炉では電力保安通信用電話設備のうちFAXを中央制御室及び緊急時対策所に設置していない。
② 電力保安通信用電話設備のうち専用電話の有無	記載なし	記載なし	電力保安通信用電話設備のうち専用電話 設置場所：中央制御室	・泊3号炉では、地元消防と中央制御室との連絡用にホットラインとなる専用電話を設置している（島根2号炉と同様）。
③ テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの有無	インターフォン 設置場所：緊急時対策所	記載なし	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォン 設置場所：緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所	・泊3号炉では、インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）を、指揮所、待機所間を往來することなく、十分なコミュニケーションを可能にする目的で設置している。（インターフォンは、高浜3/4号炉及び大飯3/4号炉と同様）
④ 無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）の有無	記載なし	無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型） 設置場所：中央制御室及び緊急時対策所	無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型） 設置場所：中央制御室及び緊急時対策所指揮所	・大飯3/4号炉では無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）を設置していない。
⑤ 携帯電話の有無	携帯電話	記載なし	携帯電話	・緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断して緊急時対策所内にて利用可能としている。
⑥ 衛星電話設備のうち衛星電話設備（FAX）の有無	記載なし	記載なし	衛星電話設備のうち衛星電話設備（FAX） 設置場所：緊急時対策所指揮所	・緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断して緊急時対策所内にて利用可能としている（柏崎6/7号炉と同様）。
⑦ 衛星電話設備（携帯型）の保管場所の相違	衛星電話（携帯） 保管場所：緊急時対策所	衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型） 保管場所：緊急時対策所	衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型） 保管場所：中央制御室及び緊急時対策所指揮所	・泊3号炉では、災害対策要員が初動で中央制御室に集合することから、動線を考慮し衛星電話設備（携帯型）を中央制御室にも保管している。なお、その利用目的は、給水準備作業などにおける現場の発電所対策要員と発電所災害対策本部または中央制御室間の連絡である。
⑧ 無線連絡設備（携帯型）の保管場所の相違	トランシーバー 保管場所：緊急時対策所	無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型） 保管場所：中央制御室及び緊急時対策所	無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型） 保管場所：中央制御室及び緊急時対策所待機所	・大飯3/4号炉ではトランシーバーを中央制御室に保管していない。
⑨ 携行型通話装置の保管場所の相違	携行型通話装置 保管場所：原子炉補助建屋及び緊急時対策所	携行型通話装置 保管場所：中央制御室	携行型通話装置 保管場所：中央制御室及び原子炉補助建屋	・泊3号炉では、中央制御室内の保管スペースの関係から、中央制御室内及び原子炉補助建屋（中央制御室付近）に携行型通話装置を保管している（島根2号炉と同様）。

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違N o. を記載する）

項目	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
⑩ データ伝送設備（発電所内）の構成の相違	<p>■発電所内のデータ伝送設備（データ伝送設備（発電所内））</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全パラメータ表示システム 設置場所：3号及び4号炉原子炉補助建屋内 SPDS表示装置 設置場所：緊急時対策所内 	<p>■発電所内のデータ伝送設備（安全パラメータ表示システム（SPDS））</p> <ul style="list-style-type: none"> データ収集装置 設置場所：制御建屋内 SPDS伝送装置 設置場所：緊急時対策所内 SPDS表示装置 設置場所：緊急時対策所内 	<p>■発電所内のデータ伝送設備（データ伝送設備（発電所内））</p> <ul style="list-style-type: none"> データ収集計算機 設置場所：3号炉原子炉補助建屋内 データ表示端末 設置場所：緊急時対策所指揮所内 	<ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉では、表示端末が収集部に当たる「データ収集計算機」と接続されているが、女川2号炉では、表示端末がサーバ部に当たる「SPDS伝送装置」と接続されている。そのため、女川2号炉ではSPDS伝送装置を「発電所内のデータ伝送設備」「発電所外のデータ伝送設備」で共有している。 泊3号炉では、データ収集計算機を「発電所内のデータ伝送設備」「発電所外のデータ伝送設備」で共有している。 女川2号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置、電源構成、設備の役割に相違があるが、緊急時対策所におけるデータ表示の機能に相違はない。 なお、大飯3/4号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置、設備の役割は同じ。
⑪ データ伝送設備（発電所外）の構成の相違	<p>■発電所外のデータ伝送設備（データ伝送設備（発電所外））</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全パラメータ伝送システム 設置場所：3号及び4号炉原子炉補助建屋内 安全パラメータ表示システム 設置場所：3号及び4号炉原子炉補助建屋内 	<p>■発電所外のデータ伝送設備（データ伝送設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> SPDS伝送装置 設置場所：緊急時対策所内 	<p>■発電所外のデータ伝送設備（データ伝送設備（発電所外））</p> <ul style="list-style-type: none"> ERSS伝送サーバ 設置場所：3号炉原子炉補助建屋内 データ収集計算機 設置場所：3号炉原子炉補助建屋内 	<ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉では、発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、ERSS伝送サーバに加え、データの収集部に当たるデータ収集計算機を含め、「データ伝送設備（発電所外）」と呼称している。 女川2号炉では、発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS伝送装置のみで「データ伝送設備」と呼称している。 女川2号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置、電源構成、設備の役割に相違があるが、ERSSへの伝送機能に相違はない。 なお、大飯3/4号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置、設備の役割は同じ。
⑫ 中央制御室待避所の有無	記載なし	中央制御室待避所	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> 女川ではフィルタベント操作によるブルーム発生に備え設置している。泊では当該操作はなく、中央制御室待避所及び、その内部で活動を行うための設備はない。

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違No. を記載する）

項目	大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
⑬ 通信連絡設備の電源構成の相違	ディーゼル発電機又は電源車(緊急時対策所用) (DB)	非常用交流電源設備	非常用交流電源設備	・大阪3/4号炉では、設計基準事故時において緊急時対策所に設置する通信連絡設備への電源は多様性を確保している。(泊3号炉は女川同様非常用交流電源設備のみ)
⑭ インターフォンの電源の相違	インターフォンの電源 乾電池	記載なし	インターフォンの電源 緊急時対策所用代替交流電源設備	・インターフォン機種の相違による。
⑮ 緊急時衛星通報システムの有無	緊急時衛星通報システム	記載なし	記載なし	・大阪3/4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、緊急時対策所に設置しているPCから地方公共団体等へ通報できる緊急時衛星通報システムを設置している。 ・女川2号炉および泊3号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備(固定型)により通報できる(伊方3号炉および川内1/2号炉と同様)。また、泊3号炉は衛星電話設備(FAX)を設置しており、これによる通報も可能。
⑯ 衛星電話(可搬)の有無	衛星電話(可搬)	記載なし	記載なし	・大阪3/4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、衛星アンテナが可搬できる衛星電話設備を設置又は保管している。 ・女川2号炉および泊3号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備(固定型)により通報できる(伊方3号炉および川内1/2号炉と同様)。また、泊3号炉は衛星電話設備(FAX)を設置しており、これによる通報も可能。
⑰ 事故一斉放送装置の有無	事故一斉放送装置の有無	記載なし	記載なし	・大阪3/4号炉は、設計基準事故時にスピーカーにて一斉放送をする警報装置を準備している。 ・泊発電所3号炉は、警報機能の機能を有する運転指令設備(警報装置を含む。)のスピーカーにて一斉放送する機能を有している。(伊方3号炉、女川2号炉、柏崎6/7号炉、東海第二、島根2号炉と同様)
⑱ 専用電話装置のうちFAXの有無	記載なし	専用電話設備 記載なし	専用電話設備 専用電話設備(FAX)	・泊発電所3号炉は、地方公共団体へのFAX送付の多様性を確保する目的で専用電話設備のうち専用電話装置(FAX)を設置している。(伊方3号炉と同様)

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違No. を記載する）

項目	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
⑬ 緊急時対策所の構成の相違	<p>緊急時対策所は、1号炉及び2号炉原子炉補助建屋内に指揮所及び待機場所を設ける。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉の記載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)から構成される設計とする。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は5号炉原子炉建屋に設置する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、緊急対策室及びSPDS室から構成される設計とする。 緊急時対策所は、緊急時対策建屋に設置する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所から構成する設計とする。 緊急時対策所は、それぞれ独立した建屋を敷地高さT.P.39mに設置する設計とする。</p>	<p>・泊発電所3号炉の緊急時対策所は、緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所の2棟から構成し、緊急時対策所指揮所に指示を行う要員を収容し、緊急時対策所待機所には現場作業を行う要員を収容する。 (緊急時対策所を指揮所と待機所に分割し、要員の収容所として待機所を運用している点は、柏崎6/7号炉の緊急時対策所(対策本部)および緊急時対策所(待機場所)と同様)</p>

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2-3) 記載方針の相違（以下については相違理由欄に相違No. を記載する）

項目	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
①泊発電所3号炉が緊急時対策所と記載する場合	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 <p>【柏崎刈羽6/7号炉の記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 	<p>柏崎刈羽発電所は、複数の緊急時対策所を設置しているため、柏崎刈羽6/7号炉の緊急時対策所として申請する対象を「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所」と記載し、対象を明確化している。</p> <p>泊発電所3号炉は、設置する緊急時対策所はひとつのみであるため、「緊急時対策所」と記載し、号炉と建物を区別しないで記載する。（女川発電所2号炉と同様）</p> <p>また、条文要求事項に対する設計方針を示す場合や、手順の題名等を指す場合、「緊急時対策所」と記載する。</p> <p>なお、柏崎刈羽6/7号炉も条文要求事項に対する設計方針を示す場合や、手順の題名等を指す場合、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所」以外に「緊急時対策所」という記載を用いている場合がある。</p>
②泊発電所3号炉が緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所と記載する場合	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所 緊急時対策所指揮所 緊急時対策所待機場所 <p>【柏崎刈羽6/7号炉の記載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所 緊急時対策所指揮所 緊急時対策所待機所 	<p>泊発電所3号炉は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2棟から構成する設計であり、具体的に設置、保管、通信又は操作がいずれの棟が該当するのか示す場合、「緊急時対策所指揮所」、「緊急時対策所待機所」又は「緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所」と、その棟を区別して記載する。</p> <p>なお、柏崎刈羽6/7号炉も対策本部又は待機場所について具体的に示す必要がある場合、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）」又は「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）」という記載を用いている。</p>

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第35条：通信連絡設備</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>2.1.1 通信連絡設備（発電所内用）の概要</p> <p>2.1.2 通信連絡設備（発電所外用）の概要</p> <p>2.2 多様性を確保した専用通信回線</p> <p>2.3 通信連絡設備の電源及び代替電源設備</p>	<p>第35条：通信連絡設備</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>2.2 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）</p> <p>2.3 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>2.4 安全パラメータ表示システム(SPDS)及びデータ伝送設備</p> <p>2.5 多様性を確保した通信回線</p> <p>2.6 通信連絡設備の電源設備</p>	<p>第35条：通信連絡設備</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>2.2 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）</p> <p>2.3 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>2.4 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）</p> <p>2.5 多様性を確保した通信回線</p> <p>2.6 通信連絡設備の電源設備</p>	<p>【女川】記載方針の相違・記載の充実</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大阪では、本章にて警報装置の概要も説明している。</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大阪では、2.1.1及び2.1.2にデータ伝送設備の説明を記載している。</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・泊は、大阪同様、外部との通信回線について記載している。（女川同様）</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.4 緊急時対策所の通信連絡設備及びSPDSデータ表示に係る耐震性</p> <p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>3. 技術的能力説明資料 (別添資料) 通信連絡設備</p> <p>(参考資料) 参考1. 通信連絡設備の一覧 参考2. 機能毎に必要な通信連絡設備 参考3. 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考7. 加入電話システムの構成</p>	<p>3. 別添 別添 女川原子力発電所2号炉 運用、手順説明資料 通信連絡設備</p> <p>4. 参考 参考1 通信連絡設備の一覧 参考2 機能ごとに必要な通信連絡設備 参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>参考4 加入電話システムの構成</p>	<p>2.7 緊急時対策所の通信連絡設備及びSPDSパラメータ表示に係る耐震性</p> <p>3. 運用、手順説明資料 別添 泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 通信連絡設備</p> <p>4. 参考 参考1 通信連絡設備の一覧 参考2 機能ごとに必要な通信連絡設備 参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>参考4 加入電話システムの構成</p>	<p>【女川】記載方針の相違 (大阪審査実績の反映) ・女川は参考資料の参考8に耐震措置について記載している。泊は、大阪審査実績を踏まえ、本項を記載しつつ、女川審査実績を踏まえ参考8にも耐震措置について記載している。 なお、メーカー設計が同様である大阪の耐震性確保の範囲は泊と同様である。</p> <p>【大阪】【女川】記載表現の相違 他条文との記載の横並び</p> <p>【大阪】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) ・大阪：技術的能力、女川・泊：運用、手順 実質的な相違なし。以降同様の記載箇所については相違理由記載を省略する。</p> <p>【大阪】【女川】記載表現の相違 ・申請プラント名称の相違。以降、同様の記載箇所については、相違理由記載を省略する。</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・大阪では参考7に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考4. 緊急時対策所のSPDS表示装置</p>	<p>参考5 緊急時対策所におけるSPDS表示装置</p>	<p>参考5 緊急時対策所におけるデータ表示端末</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・データ伝送に関する参考資料のため、泊はデータ伝送設備（発電所内）とデータ伝送設備（発電所外）を合わせて説明している。</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 参考4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所におけるSPDS表示装置</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>
<p>参考5. SPDSバックアップラインで確認できるパラメータリスト</p>	<p>参考6 安全パラメータ表示システム(SPDS)のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p>	<p>参考6 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p>	<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・記載内容に合わせた資料名の相違 ・記載箇所の相違。大阪では参考5に記載</p>
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考8. 緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る耐震性 参考9. 緊急時対策所の通信連絡設備の耐震性</p>	<p>参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について</p>	<p>参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について</p>	<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考8. 緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る耐震性 参考9. 緊急時対策所の通信連絡設備の耐震性</p>	<p>参考8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p>	<p>参考8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p>	<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の参考8に大阪の参考8及び参考9の内容を記載 【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 参考7 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考6. 緊急時対策所の通信連絡設備電源</p>	<p>参考9 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p>	<p>参考9 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p>	<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・記載箇所の相違。大阪では参考6に記載</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 参考8 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため再掲】</p> <p>参考6. 緊急時対策所の通信連絡設備電源</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>参考8 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p>	<p>参考10 緊急時対策所の充電器及び通信用電源装置（蓄電池）の仕様について</p>	<p>参考10 緊急時対策所の通信連絡設備用無停電電源の主要仕様について</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・女川は緊急時対策所の電源として無停電電源装置を設置しているが、泊は通信機器個別に無停電電源を設置している。</p> <p>【女川】記載方針の相違 （泊既許可の記載を踏襲）</p> <p>【大阪】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・記載箇所の相違。大阪では参考6に記載</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考12. 多様性を確保した通信連絡設備</p>	<p>参考11 多様性を確保した通信回線の容量について</p>	<p>参考11 多様性を確保した通信回線の容量について</p>	<p>【大阪】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・泊は、発電所外との通信回線の容量の説明をしている（女川同様） ・大阪では参考12に記載</p>
<p>【比較のため再掲】</p> <p>参考2. 機能毎に必要な通信連絡設備</p>	<p>参考12 主要な通信連絡設備の配置について</p> <p>参考13 協力会社との通信連絡</p>	<p>参考12 主要な通信連絡設備の配置について</p> <p>参考13 協力会社との通信連絡</p>	<p>【大阪】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・大阪では該当参考なし</p> <p>【大阪】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・大阪では参考2に記載</p>
<p>参考10. 設計基準事故対処設備における点検頻度</p>	<p>参考14 公的機関等の情報を入手するための設備</p>	<p>参考14 公的機関等の情報を入手するための設備</p>	<p>【大阪】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・大阪では該当参考なし</p> <p>【大阪】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・技術的能力説明資料にて記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考11. データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類</p> <p>参考13. トランシーバーの仕様</p>		<p>参考15 データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類</p> <p>参考16 無線連絡設備（携帯型）の主要仕様</p> <p>参考17 可搬型重大事故対処設備としている通信連絡設備の予備機保有台数と考え方</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実</p> <p>【大阪】【女川】記載方針の相違 ・2016年度ヒアリングコメントの反映（記載の充実）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それらの要求に対する大阪発電所3号及び4号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する女川原子力発電所における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる対策等を整理する。</p>	<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる運用対策を整理する。</p>	<p>【大阪】【女川】女川及び泊の他条文との整合（記載統一）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由																				
1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 通信連絡設備について、設置許可基準規則第35条及び第62条並びに技術基準規則第47条及び第77条において、追加要求事項を明確化する。(表1)			1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 通信連絡設備について、設置許可基準規則第35条及び技術基準規則第47条において、追加要求事項を明確化する。(第1.1-1表)			1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 通信連絡設備について、設置許可基準規則第35条及び技術基準規則第47条において、追加要求事項を明確化する。(第1.1.1表)			【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績を反映) ・重大事故等対処設備の 条文(設置許可基準第62 条及び技術基準規則第 77条)に係る記載につい ては、設置許可基準62 条側に記載。																				
表1 設置許可基準規則第35条及び第62条、技術基準規則第47条及び第77条 要求事項			第1.1-1表 設置許可基準規則第35条及び技術基準規則第47条 要求事項			第1.1.1表 設置許可基準規則第35条、技術基準規則第47条 要求事項																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第35条(通信連絡設備)</th> <th>技術基準規則 第47条(警報装置等)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</td> <td>4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。</td> <td>一部追加要求</td> </tr> <tr> <td>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</td> <td>5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。</td> <td>追加要求事項</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第35条(通信連絡設備)	技術基準規則 第47条(警報装置等)	備考	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求	2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。		追加要求事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第35条(通信連絡設備)</th> <th>技術基準規則 第47条(警報装置等)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</td> <td>4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。</td> <td>一部追加要求事項</td> </tr> <tr> <td>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</td> <td>5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。</td> <td>追加要求事項</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第35条(通信連絡設備)	技術基準規則 第47条(警報装置等)	備考	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求事項	2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。	追加要求事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第35条(通信連絡設備)</th> <th>技術基準規則 第47条(警報装置等)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</td> <td>4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。</td> <td>一部追加要求事項</td> </tr> <tr> <td>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</td> <td>5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。</td> <td>追加要求事項</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第35条(通信連絡設備)	技術基準規則 第47条(警報装置等)	備考	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求事項	2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。
設置許可基準規則 第35条(通信連絡設備)	技術基準規則 第47条(警報装置等)	備考																											
工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求																											
2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。	追加要求事項																											
設置許可基準規則 第35条(通信連絡設備)	技術基準規則 第47条(警報装置等)	備考																											
工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求事項																											
2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。	追加要求事項																											
設置許可基準規則 第35条(通信連絡設備)	技術基準規則 第47条(警報装置等)	備考																											
工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求事項																											
2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。	追加要求事項																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設置許可基準規則 第62条（通信連絡を行うために必要な設備）</p>	<p>技術基準規則 第77条（通信連絡を行うために必要な設備）</p>	備考			
<p>発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>【解釈】 1 第62条に規定する「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。 a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p>	<p>発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を施設しなければならない。</p> <p>【解釈】 1 第77条に規定する「当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。 a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p>	追加要求事項			<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条側に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ロ、発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造</p> <p>(ad) 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、通信設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信設備（発電所外）、及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から、人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）（安全施設に属するものに限る。）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合方針 (1) 位置、構造及び設備</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (ad) 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備</p> <p>ロ、発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (ad) 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p>	<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大阪：原子炉施設、女川泊：発電用原子炉施設 【大阪】【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。 【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大阪：操作、女川・泊必要な操作。 【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大阪では（安全施設に属するものに限る）と記載しているが、それ以外の所もあることから記載していない（女川同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）（安全施設に属するものに限る。）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【大阪】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) ・大阪：原子炉施設、女川・泊：発電用原子炉施設</p> <p>【大阪】体制の相違 関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。</p> <p>【大阪】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。</p> <p>【大阪】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) ・大阪：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大阪】【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>【説明資料(2.1~2.3:P4-35-19~28)】</p> <p>五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ヌ、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項</p> <p>(vii) 通信連絡設備</p> <p>通信連絡設備は、警報装置、通信設備(発電所内)、データ伝送設備(発電所内)、通信設備(発電所外)及びデータ伝送設備(発電所外)から構成される。</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置である事故一斉放送装置及び多様性を確保した通信設備(発電所内)である運転指令設備、電力保安通信用電話設備等を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備(発電所内用)として、安全パラメータ表示システム(SPDS)及びSPDS表示装置を設置する設計とする。</p>	<p>【説明資料(2.1:P35条-11,12)(2.2:P35条-13~15)(2.3:P35条-16~20)(2.4:P35条-21,22)(2.5:P35条-23,24)(2.6:P35条-25~32)】</p> <p>ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項</p> <p>(vii) 通信連絡設備</p> <p>通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備(発電所内)、安全パラメータ表示システム(SPDS)、通信連絡設備(発電所外)及びデータ伝送設備から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、送受話器(ページング)(警報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。</p>	<p>【説明資料(2.1:P35条-12)(2.2:P35条-13~15)(2.3:P35条-16~18)(2.4:P35条-19)】</p> <p>ヌ、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項</p> <p>(vii) 通信連絡設備</p> <p>通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備(発電所内)、データ伝送設備(発電所内)、通信連絡設備(発電所外)及びデータ伝送設備(発電所外)から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、運転指令設備(警報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備(発電所内)を設置する設計とする。</p>	<p>【大阪】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) ・大阪：原子炉施設、女川・泊：発電用原子炉施設</p> <p>【大阪】【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。</p> <p>【大阪】設計方針の相違 ・2-2⑩参照</p> <p>【大阪】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・大阪：通信連絡設備の種類が多いことから、「〇等」と記載、女川・泊：「等」とはせずに通信連絡設備(発電所内)該当となる設備を網羅的に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、加入電話、衛星電話（携帯）等の通信設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを設置する設計とする。</p>	<p>警報装置、通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム(SPDS)については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p>	<p>警報装置、通信連絡設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備、携帯電話及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【大阪】【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大阪：原子炉施設、女川泊：発電用原子炉施設 【大阪】体制の相違 ・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。 【女川】設計方針の相違 ・2-2⑤参照 【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大阪：通信連絡設備の種類が多いことから、「○等」と記載、女川・泊：「等」とはせずに通信連絡設備（発電所外）該当となる設備を網羅的に記載</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所内）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンを設置又は保管する設計とする。衛星電話（固定）は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、衛星電話（携帯）、トランシーバー及びインターフォンは、緊急時対策所に保管し、携行型通話装置は、原子炉補助建屋及び緊急時対策所に保管する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）は、原子炉補助建屋に設置し、SPDS表示装置を緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）の電源は、ディーゼル発電機又は電源車（緊</p>	<p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・女川審査実績を反映し、重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条側に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>急時対策所用) (DB)に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置又は電源車(緊急時対策所用)から給電できる設計とする。</p> <p>衛星電話(携帯)の電源は、充電電池を使用しており、充電電池の残量が少なくなった場合は別の端末と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>トランシーバーの電源は、充電電池又は乾電池を使用しており、充電電池を用いるものについては、充電電池の残量が少なくなった場合は、別の端末と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>携行型通話装置及びインターフォンの電源は、乾電池を使用しており、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム(SPDS)については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>また、SPDS表示装置については、電源車(緊急時対策所用)(DB)に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車(緊急時対策所用)から給電できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備(発電所外)を設ける。</p> <p>通信設備(発電所外)として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話(固定)、衛星電話(携帯)、衛星電話(可搬)、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。衛星電話(固定)は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、衛星電話(携帯)及び衛星電話(可搬)は、緊急時対策所に保管し、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備(発電所外)として、安全パラメータ表示システム(SPDS)及び安全パラメータ伝送システムは、原子炉補助建屋に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話(固定)、衛星電話(可搬)及び緊急時衛星通報システムは、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話(固定)の電源は、ディーゼル発電機又は電源車(緊急時対策所用)(DB)に加えて、全交流動力電源が喪失した場</p>			<p>【大阪】記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>・女川審査実績を反映し、重大事故等対処設備の条文(設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条)に係る記載については、設置許可基準62条側に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置又は電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>衛星電話（携帯）の電源は、充電池を使用しており、充電池の残量が少なくなった場合は、別の端末と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>衛星電話（可搬）及び緊急時衛星通報システムの電源は、電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムについては、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じ、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>空冷式非常用発電装置については、「ヌ、(2)(v) 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）については、「ヌ、(3)(vi) 緊急時対策所」にて記載する。</p>			<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・女川審査実績を反映し、重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条例に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>事故一斉放送装置（3号及び4号炉共用） 一式</p>	<p>通信連絡設備の一覧を以下に示す。</p>	<p>通信連絡設備の一覧を以下に示す。</p>	<p>【大阪】記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p>
<p>運転指令設備（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3) (vi)と兼用） 一式</p>	<p>送受信器（ページング）（警報装置を含む。） （「ヌ(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>運転指令設備（警報装置を含む。） （「ヌ(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【大阪】設計方針の相違 ・2-2⑩記載のとおり。</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 送受信器（警報装置を含む。）（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>			<p>【大阪】設計方針の相違 ・大阪は3号及び4号炉 で共用することから（3 号及び4号炉共用）と記 載</p>
<p>加入電話（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3) (vi)と兼用） 一式</p>	<p>局線加入電話設備 （「ヌ(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>加入電話設備 （「ヌ(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【大阪】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・泊では、分類名で記載</p>
<p>加入ファクシミリ（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3) (vi)と兼用） 一式</p>			
<p>携帯電話（3号及び4号炉共用） 一式</p>		<p>携帯電話 一式</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・2-2⑤記載のとおり</p>
<p>電力保安通信用電話設備（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3) (vi)と兼用） 一式</p>	<p>電力保安通信用電話設備 （「ヌ(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>電力保安通信用電話設備 （「ヌ(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 電力保安通信用電話設備（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>			
<p>社内TV会議システム（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3) (vi)と兼用） 一式</p>	<p>社内テレビ会議システム （「ヌ(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>社内テレビ会議システム （「ヌ(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 テレビ会議システム（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>			
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 専用電話設備（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>専用電話設備 （「ヌ(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>専用電話設備 （「ヌ(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】 無線通話装置（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式</p>	<p>移動無線設備 一式</p>	<p>移動無線設備 （「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【女川】運用の相違 ・泊では、緊急時対策所とモニタリング車との間で使用することから、「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 無線連絡設備（常設）（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>[常設重大事故等対処設備] 無線連絡設備（固定型） （「へ(5)(vi)中央制御室」及び「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>[常設重大事故等対処設備] 無線連絡設備（固定型） （「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【大飯】設計方針の相違 ・2-2④記載のとおり 【女川】設計方針の相違 ・泊に中央制御室待避所がないことから、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備として（設置許可59条）の無線連絡設備（固定型）を「へ(5)(vi)中央制御室」と兼用しない。</p>
<p>インターフォン（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用）</p>			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・女川審査実績を反映し、重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条側に記載</p>
<p>【比較のため順番を変更して記載】 衛星電話（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式</p>	<p>衛星電話設備（固定型） （「へ(5)(vi)中央制御室」及び「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>衛星電話設備（固定型） （「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・泊に中央制御室待避所がないことから、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備として（設置許可59条）の衛星電話設備（固定型）を「へ(5)(vi)中央制御室」と兼用しない（大飯と同様）</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 衛星電話設備（常設）（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】 緊急時衛星通報システム（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3)(vi)と兼用） 一式</p>		<p>衛星電話設備（FAX） （「ヌ(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【大阪】【女川】設計方針の相違 ・2-2④記載のとおり 【大阪】設計方針の相違 ・2-2⑤記載のとおり</p>
<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）（3号及び4号炉共用） （ヌ、(3)(vi)と兼用） 一式</p>	<p>安全パラメータ表示システム（SPDS） （「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>データ収集計算機 （「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実（大阪参照） 女川はサーバ部に該当する「SPDS伝送装置」を「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」と兼用させていることから、設備分類名（安全パラメータ表示システム（SPDS））のみの記載としている。 ・泊はサーバ部に該当する「ERSS伝送サーバ」のみ「計測制御系統施設」と兼用しないため、設備分類名での記載ではなく、大阪審査実績を踏まえ個別の設備名を記載している。なお、兼用の考え方については大阪と同様である。</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 安全パラメータ表示システム（SPDS）（緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は6号及び7号炉共用） （「計測制御系統施設」及び「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>			
<p>SPDS表示装置（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3)(vi)と兼用） 一式</p>		<p>データ表示端末 （「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	
<p>【比較のため順番を変更して記載】 安全パラメータ伝送システム（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3)(vi)と兼用） 一式</p>		<p>ERSS伝送サーバ （「ヌ(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	
<p>【比較のため順番を変更して記載】 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3)(vi)と兼用） 一式</p>	<p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） （「ヌ(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） （「ヌ(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	データ伝送設備 一式		【女川】記載方針の相違 ・女川は設備分類名(データ伝送設備)のみ記載しているのに対し、泊は大飯審査実績を踏まえ、上記で設備内訳を記載している。
<p>【比較のため順番を変更して記載】 携帯型通話装置（3号及び4号炉共用）(又、(3)(vi)と兼用) 一式</p>	[可搬型重大事故等対処設備] 携帯型通話装置 一式	[可搬型重大事故等対処設備] 携帯型通話装置 一式	【大飯】設計方針の相違 ・大飯では、携帯型通話装置を緊急時対策所の機能として使用することから、「又、(3)(vi)」(緊急時対策所)と兼用としている。女川・泊は、緊急時対策所で使用しないことから兼用としていない。
トランシーバー（3号及び4号炉共用） 一式	無線連絡設備（携帯型） （「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式	無線連絡設備（携帯型） （「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式	
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 無線連絡設備（可搬型）(6号及び7号炉共用) （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>			
<p>【比較のため順番を変更して記載】 衛星電話（3号及び4号炉共用）(又、(3)(vi)と兼用) 一式</p>	衛星電話設備（携帯型） （「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式	衛星電話設備（携帯型） （「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式	【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）で構成する衛星電話として表現。 ・泊：衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）及び衛星電話設備（携帯型）で構成する衛星電話設備として表現。 ・女川にあわせて、泊では個別の機器を記載していることから相違になっている。
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 衛星電話設備（可搬型）(6号及び7号炉共用) （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>携行型通話装置、トランシーバー、衛星電話、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、インターフォン、緊急時衛星通報システム、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置は、設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。</p> <p>【説明資料（2.1～2.3：P4-35-19～28）】</p>	<p>携行型通話装置、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p> <p>【説明資料（2.1：P35 条-11,12）（2.2：P35 条-13～15）（2.3：P35 条-16～20）（2.4：P35 条-21,22）（2.5：P35 条-23,24）（2.6：P35 条-25～32）】</p>	<p>携行型通話装置、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ収集計算機、データ表示端末及びERSS 伝送サーバは、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p> <p>【説明資料（2.1：P35 条-12）（2.2：P35 条-13～15）（2.3：P35 条-16～18）（2.4：P35 条-19）】</p>	<p>【大阪】記載方針の相違 ・泊では、DB 事象時に使用しないことから、62 条に記載</p> <p>【大阪】設計方針の相違 ・2-2⑨記載のとおり</p> <p>【大阪】記載表現の相違 大阪：共に、女川・泊：ともに</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 安全設計方針</p> <p>1.1.1 安全設計の基本方針</p> <p>1.1.1.10 避難通路、照明、通信連絡設備</p> <p>原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び事故対策用照明、通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>(3) 適合性説明 (通信連絡設備)</p> <p>第三十五条 通信連絡設備</p> <p>工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p> <p>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p>	<p>(2) 安全設計方針</p> <p>該当なし</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>第三十五条 通信連絡設備</p> <p>1 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p> <p>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p>	<p>(2) 安全設計方針</p> <p>1.1.1 基本的方針</p> <p>1.1.1.11 避難通路、照明、通信連絡設備</p> <p>発電用原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び設計基準事故対策用照明、通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>第三十五条 通信連絡設備</p> <p>1 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p> <p>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 泊他条文との整合</p>
<p>適合のための方針</p> <p>第1項について</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信設備(発電所内)を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備(発電所内)を設置する設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。</p>	<p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。</p>	<p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備(発電所内)を設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1～2.1.1:P4-35-19～20） (2.2～2.3:P4-35-24～28)】</p> <p>第2項について 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p>	<p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>第2項について 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。 また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p>	<p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P35条-12）（2.2:P35条-13～15） (2.4:P35条-19)】</p> <p>第2項について 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。 また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p>	<p>【大阪】【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大阪】体制の相違 ・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大阪：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P4-35-19）（2.1.2~2.3:P4-35-21~28）】</p> <p>1.3 気象等 なし</p>	<p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p>	<p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P35条-12）（2.3:P35条-16~18）（2.4:P35条-19）】</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p>	<p>【大阪】【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.12 通信連絡設備</p> <p>10.12.1 通常運転時等</p> <p>10.12.1.1 概要</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。</p> <p>【説明資料（2.1～2.1.2：P4-35-19～23）】</p> <p>10.12.1.2 設計方針</p> <p>(1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から、人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1～2.1.1：P4-35-19～20）（2.3：P4-35-26～28）】</p>	<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.12 通信連絡設備</p> <p>10.12.1 通常運転時等</p> <p>10.12.1.1 概要</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。</p> <p>10.12.1.2 設計方針</p> <p>(1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.12 通信連絡設備</p> <p>10.12.1 通常運転時等</p> <p>10.12.1.1 概要</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。</p> <p>【説明資料（2.1：P35条-12）（2.2：P35条-13～15）（2.3：P35条-16～18）】</p> <p>10.12.1.2 設計方針</p> <p>(1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）は、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1：P35条-12）（2.2：P35条-13～15）（2.4：P35条-19）】</p>	<p>相違理由</p> <p>【大阪】【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【大阪】【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【説明資料（2.1:P4-35-19）（2.1.2～2.3:P4-35-21～28）】</p>	<p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）は、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【説明資料(2.1:P35条-12)（2.3:P35条-16～18）（2.4:P35条-19）】</p>	<p>な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大阪】体制の相違 ・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、伝送先がERSSしかないので「等」は記載していない</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大阪：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大阪】【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源(UPSの類)、無停電電源装置、充電式電池、乾電</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため再掲】</p> <p>10.12.1.4 主要仕様 通信連絡設備の一覧を第10.12.1.1表から第10.12.1.5表に示す。</p> <p>【説明資料（2.2～2.3:P4-35-24～28）】</p> <p>10.12.1.3 主要設備 10.12.1.3.1 通信連絡設備（3号及び4号炉共用） (1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置である事故一斉放送装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）である運転指令設備、電力保安通信用電話設備等を設置又は保管する。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を設置する。</p> <p>事故一斉放送装置及び運転指令設備については、発電所内のすべての人に対し通信連絡できる設計とする。</p>	<p>10.12.1.3 主要設備の仕様 通信連絡設備の一覧表を第10.12-1表に示す。</p> <p>10.12.1.4 主要設備 (1) 警報装置及び通信連絡設備（発電所内） 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p>	<p>10.12.1.3 主要設備の主要仕様 通信連絡設備の一覧表を第10.12.1表に示す。</p> <p>【説明資料(2.5:P35条-20～21)(2.6:P35条-22～27)】</p> <p>10.12.1.4 主要設備 (1) 警報装置及び通信連絡設備（発電所内） 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>運転指令設備については、発電所内のすべての人に対し通信連絡できる設計とする。</p>	<p>池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【女川】記載方針の相違（泊既許可の記載を踏襲）</p> <p>【大阪】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。 【大阪】記載方針の相違 ・（女川審査実績の反映）大阪：通信連絡設備の種類が多いことから、「○○等」と記載。 ・女川・泊：「等」とはせずに通信連絡設備（発電所外）該当となる設備を網羅的に記載</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、女川審査実績を踏まえ、「(2)データ伝送設備（発電所内）」に、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備を記載している。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実 【大阪】設計方針の相違 ・2-2⑩記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1～2.1.1: P4-35-19～20）（2.3:P4-35-26～28）】</p> <p>【比較のため再掲】</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を設置する。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>【比較のため再掲】</p> <p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>また、警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(2) 安全パラメータ表示システム（SPDS）</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>また、警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1：P35 条-12）（2.2：P35 条-13～15）（2.5：P35 条-20～21）（2.6：P35 条-22～27）】</p> <p>(2) データ伝送設備（発電所内）</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末で構成するデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1：P35 条-12）（2.4：P35 条-19）】</p>	<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・データ伝送設備の記載箇所の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【女川】設備の相違 ・2-2②記載のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【大阪】記載箇所の相違</p> <p>【大阪】【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、加入電話、衛星電話（携帯）等の通信設備（発電所外）を設置又は保管する。</p> <p>【比較のため再掲】 通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>【比較のため再掲】 なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを設置する。</p>	<p>(3) 通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、通信連絡設備（発電所外）は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 なお、通信連絡設備（発電所外）は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p>(4) データ伝送設備 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p>	<p>(3) 通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備、携帯電話及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、通信連絡設備（発電所外）は、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 なお、通信連絡設備（発電所外）は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。 【説明資料(2.1：P35 条-12) (2.3：P35 条-16～18) (2.5：P35 条-20～21) (2.6：P35 条-22～27)】</p> <p>(4) データ伝送設備（発電所外） 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びERSS 伝送サーバで構成するデータ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p>	<p>【大阪】体制の相違 ・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。 【女川】設備の相違 ・2-2⑤記載のとおり。 【大阪】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・大阪：通信連絡設備の種類が多いことから、「○○等」と記載 ・泊：「等」とはせずに通信連絡設備（発電所外）該当となる設備を網羅的に記載</p> <p>【大阪】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) ・大阪：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大阪】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大阪】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。 【女川】設備の相違 ・2-2⑤記載のとおり 【大阪】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>さらに、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、定期的に点検を行うとともに、専用通信回線及びデータ伝送設備（発電所外）の常時監視を行うことにより、常時使用できることを確認する。 【説明資料（2.1:P4-35-19）（2.1.2～2.3:P4-35-21～28）】</p> <p>10.12.1.4 主要仕様 通信連絡設備の一覧を第10.12.1.1表から第10.12.1.5表に示す。 【説明資料（2.2～2.3:P4-35-24～28）】</p> <p>10.12.1.5 試験検査 警報装置、通信設備（発電所内）及び通信設備（発電所外）は、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>データ伝送設備は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、データ伝送設備は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、データ伝送設備は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p>10.12.1.5 試験検査 警報装置、通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>データ伝送設備（発電所外）は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所外）は、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、データ伝送設備（発電所外）は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。 【説明資料（2.1:P35条-12）（2.4:P35条-19）（2.5:P35条-20～21）（2.6:P35条-22～27）】</p> <p>10.12.1.5 試験検査 警報装置、通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大阪：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大阪】記載表現の相違 【大阪】【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大阪】記載方針の相違 ・記載箇所の相違。大阪：10.12.1.4、女川・泊：10.12.1.3。再掲して比較済み。</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大阪：通話通信の確認、女川・泊：機能・性能の確認。（同意）</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、通信連絡設備とデータ伝送設備をまとめて記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.12.1.6 手順等</p> <p>(1) 通信連絡設備の操作については、手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 専用通信回線、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）については、常時監視を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。 また、異常時の対応手順に関する訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 通信連絡設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(4) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的実施する。</p>	<p>10.12.1.6 手順等</p> <p>通信連絡設備については、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 専用通信回線、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備については、通信が正常に行われていることを確認するため、定期的に点検を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。</p> <p>(3) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的実施する。</p>	<p>10.12.1.6 手順等</p> <p>通信連絡設備については、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 専用通信回線、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）については、通信が正常に行われていることを確認するため、定期的に点検を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。</p> <p>(3) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的実施する。</p>	<p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大阪：常時監視を行うとともに、女川・泊：通信が正常に行われていることを確認するため～</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、(2)にて機能維持に関する記載をしている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

第10.12.1.1表 警報装置の仕様

通信種別	主要設備	電源	通信回路
警報装置	事故一斉放送装置	非常用内電源 通信用無停電電源装置	—

第10.12.1.2表 通信設備（発電所内）の仕様

通信種別	主要設備	電源	通信回路	
通信設備（発電所内）	運転指令設備	1号及び2号炉送受話器	常用内電源 通信用無停電電源装置	—
		3号及び4号炉送受話器	非常用内電源 通信用無停電電源装置	—
	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定）（注1）	常用内電源 通信用無停電電源装置	衛星系回線 （通信事業者回線）
		保安電話（携帯）（注1）	常用内電源 通信用無停電電源装置 充電電池	
	トランシーバー	充電電池 乾電池	—	
	携帯型通話装置	乾電池	—	
	衛星電話	固定（注1）	非常用内電源 電源車（緊急時対策所用）（DB） 衛星電話用無停電電源装置 蓄電池	衛星系回線 （通信事業者回線）
		携帯（注1）	充電電池	
	インターフォン	乾電池	—	
	無線通話装置（注2）	固定：常用内電源、 通信用無停電電源装置 電源車（緊急時対策所用）（DB） 車載：移動式放射能測定装置（モニタ車）の車用蓄電池	無線系回線	

（注1）：発電所外用（社内及び社外）と共用。
 （注2）：発電所外用（社内）と共用。

女川原子力発電所2号炉

第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表

通信種別	主要設備	非常用内電源設備又は非常用電源装置等	通信回路
通信連絡設備（発電所内）	携帯型通話装置	乾電池	—
	送受話器（ハンズフリー） （警報装置を含む）	ハンドセット・スピーカ 非常用ジーゼル発電機、 通信用無停電装置（蓄電池）	—
	移動無線設備	移動無線設備（固定型） 移動無線設備（車載型）	非常用ジーゼル発電機、 通信用無停電装置（蓄電池） 非常用ジーゼル発電機、 通信用無停電装置（蓄電池）
	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型）	非常用ジーゼル発電機、 120V充電機（120V蓄電池） 非常用ジーゼル発電機、 120V充電機（120V蓄電池）
通信連絡設備（発電所外）	固定電話機	非常用ジーゼル発電機、 通信用無停電装置（蓄電池）	有線系回線、 衛星系回線
	電力保安通信用電話設備	FIS端末 FIS	充電式電池（本体内部） 非常用ジーゼル発電機、 通信用無停電装置（蓄電池）
	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（携帯型）	非常用ジーゼル発電機、 120V充電機（120V蓄電池） 充電式電池（本体内部）
	完全パナメータ表示システム（GPS）	データ収集装置 GPS伝送装置 GPS表示装置	非常用ジーゼル発電機、 120V充電機（120V蓄電池） 非常用ジーゼル発電機、 120V充電機（120V蓄電池） 非常用ジーゼル発電機、 120V充電機（120V蓄電池）
通信連絡設備（発電所内）	統合電子防炎ネットワークを用いた通話連絡設備	テレビ会議システム（有線系、衛星系） IP電話（有線系、衛星系） IP-FAX（有線系、衛星系）	有線系回線、 衛星系回線、 衛星系回線、 衛星系回線
	衛星加入電話設備	加入電話機 加入FAX	有線系回線、 衛星系回線
	電力保安通信用電話設備	衛星保安電話（固定型）	非常用ジーゼル発電機、 120V充電機（120V蓄電池）
	社内テレビ会議システム	社内テレビ会議システム	非常用ジーゼル発電機
データ伝送設備	専用電話設備	専用電話設備（地方公共団体用ホットライン）	有線系回線、 衛星系回線
	データ伝送装置	データ伝送装置	有線系回線、 衛星系回線
	データ伝送装置	データ伝送装置	有線系回線、 衛星系回線
	データ伝送装置	データ伝送装置	有線系回線、 衛星系回線

泊発電所3号炉

第10.12.1表 通信連絡設備の一覧表

通信種別	主要設備	非常用内電源設備又は非常用電源装置等	通信回路
通信連絡設備（発電所内）	運転指令設備（警報装置を含む）	非常用ジーゼル発電機 通信用無停電装置（蓄電池）	—
	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）	非常用ジーゼル発電機、 通信用無停電装置（蓄電池）
		無線連絡設備（携帯型）	非常用ジーゼル発電機、 通信用無停電装置（蓄電池）
	携帯型通話装置	乾電池	—
通信連絡設備（発電所外）	移動無線設備	移動無線設備（固定型） 移動無線設備（車載型）	非常用ジーゼル発電機、 通信用無停電装置（蓄電池） 非常用ジーゼル発電機、 通信用無停電装置（蓄電池）
	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） 保安電話（携帯） 保安電話（FAX）	充電式電池（蓄電池） 非常用ジーゼル発電機、 通信用無停電装置（蓄電池） 非常用ジーゼル発電機、 通信用無停電装置（蓄電池）
通信連絡設備（発電所内）	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（携帯型）	衛星系回線 衛星系回線 衛星系回線 衛星系回線
	電力保安通信用電話設備	衛星保安電話	衛星系回線 衛星系回線
		専用電話	衛星系回線 衛星系回線
	社内テレビ会議システム	テレビ会議システム	衛星系回線 衛星系回線
データ伝送設備	統合電子防炎ネットワークを用いた通信連絡設備	IP電話 IP-FAX	有線系回線、 衛星系回線 （通信事業者が提供する神光臨専用 の統合電子防炎ネットワーク）
	加入電話設備（注1）	加入電話機 加入FAX	有線系回線 衛星系回線 衛星系回線 衛星系回線
	専用電話設備	専用電話設備（固定型） 専用電話設備（FAX）	衛星系回線 衛星系回線
	衛星電話設備	衛星電話設備（FAX）	衛星系回線 衛星系回線
データ伝送設備	データ表示端末	非常用ジーゼル発電機 充電式電池（機内蔵）	—
データ伝送設備	データ収集計算機	非常用ジーゼル発電機 無停電装置	有線系回線、 衛星系回線 衛星系回線、 衛星系回線 （専用の電力保安通信用回線）
データ伝送設備	DBSS伝送サーバ	非常用ジーゼル発電機 無停電装置	有線系回線、 衛星系回線 衛星系回線 衛星系回線 （専用の通信事業者回線）

相違理由

【大飯】
 記載方針の相違
 （女川審査実績の反映）
 ・表レイアウトの相違

DB/SA 設備（緑枠）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第10.12.1.3表 通信設備（発電所外）（社内）の仕様						
通信設備（発電所外）	社内	通信種別	主要設備	電源	通信回線	
		加入電話（注2）（注4）		通信事業者から給電	有線系回線 （通信事業者回線）	
		携帯電話（注2）（注4）		充電電池	無線系回線 （通信事業者回線）	
		加入ファクシミリ（注2）		電源車（緊急時対策用）（DB）	有線系回線 （通信事業者回線）	
		電力保安通信用電話設備	保安電話（固定）（注1）	非常用所内電源 通信用無停電電源装置	有線系回線、無線系回線 （専用の電力保安通信用回線）	
			保安電話（携帯）（注1）	非常用所内電源 通信用無停電電源装置 充電電池	無線系回線 （通信事業者回線）	
			衛星保安電話	非常用所内電源 ゲータ伝送設備電源切替専用無停電電源装置	無線系回線 （通信事業者回線）	
		統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（注2）	TV会議システム			
			IP電話	電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置	有線系回線、衛星系回線 （通信事業者回線）	
			IP-FAX			
		社内TV会議システム		電源車（緊急時対策用）（DB）	有線系回線 （専用の電力保安通信用回線） 衛星系回線 （通信事業者回線）	
		衛星電話	固定（注1）	非常用所内電源 電源車（緊急時対策用）（DB） 衛星電話用無停電電源装置 蓄電池	衛星系回線 （通信事業者回線）	
携帯（注1）	充電電池					
可搬	電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置 衛星電話用無停電電源装置		無線系回線 （通信事業者回線）			
無線通話装置（注3）		固定：非常用所内電源、通信用無停電電源装置 電源車（緊急時対策用）（DB） 車載：移動式設備用固定装置（モニタ車）の車用蓄電池	無線系回線			
(注1)：発電所内用及び発電所外用（社外）と共用。 (注2)：発電所外用（社外）と共用。 (注3)：発電所内用と共用。 (注4)：災害時優先回線を含む。						
						【大阪】 記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・表レイアウトの相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第10.12.1.4表 通信設備（発電所外）（社外）の仕様

通信種別	主要設備	電源	通信回線	
通信設備 （社外） （発電所外）	加入電話（注2）（注3）	通信事業者から給電	有線系回線 （通信事業者回線）	
	携帯電話（注2）（注3）	充電電池	無線系回線 （通信事業者回線）	
	加入ファクシミリ（注2）	電源車（緊急時対策用）（DB）	有線系回線 （通信事業者回線）	
	電力保安通信用 電話設備	保安電話（固定） （注1）	常時用所内電源 通信用無停電電源装置	有線系回線 （通信事業者回線）
		保安電話（携帯） （注1）	非常用所内電源 通信用無停電電源装置 充電電池	
	統合原子力防災 ネットワークに 接続する 通信連絡設備 （注2）	T V会議システム	電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置	有線系回線、衛星系回線 （通信事業者回線）
		I P電話 I P - F A X		
	衛星電話	固定（注1）	非常用所内電源 電源車（緊急時対策用）（DB） 衛星電話用無停電電源装置 蓄電池	衛星系回線 （通信事業者回線）
携帯（注1）		充電電池		
緊急時衛星通報システム		電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置 衛星電話用無停電電源装置	衛星系回線 （通信事業者回線）	

（注1）：発電所内用及び発電所外用（社内）と共用。
 （注2）：発電所外用（社内）と共用。
 （注3）：災害時優先回線を含む。

第10.12.1.5表 データ伝送設備の仕様

通信種別	主要設備	電源	通信回線
データ伝送設備 （社外） （発電所内）	S P D S表示装置	電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置	有線系回線、無線系回線
	安全パラメータ表示システム（S P D S）（注1）	非常用所内電源 データ伝送設備電源切替装置用無停電電源装置	
	安全パラメータ表示システム（S P D S）（注1）	非常用所内電源 データ伝送設備電源切替装置用無停電電源装置	有線系回線、無線系回線 （専用の電力保安通信用回線）
	安全パラメータ伝送システム	非常用所内電源 データ伝送設備電源切替装置用無停電電源装置	有線系回線、衛星系回線 （通信事業者回線）

（注1）：発電所内用及び発電所外用と共用。

【説明資料（2.2～2.3:P4-35-24～28）】

【大飯】
 記載方針の相違
 （女川審査実績の反映）
 ・表レイアウトの相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>発電所内、外の通信連絡設備として、以下に記載する警報装置、通信設備及びデータ伝送設備を設置する。</p> <p>概要を図1に示す。</p> <p>警報装置：事故等が発生した場合に、建屋内外の者への退避の指示を行う。</p> <p>通信設備（発電所内）：中央制御室、緊急時対策所指揮所から建屋内外の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）：緊急時対策所指揮所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送する。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(2)安全パラメータ表示システム(SPDS) 重大事故等時に対処するために必要な情報（プラントパラメータ）を把握するため、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へデータを伝送する。</p> <p>通信設備（発電所外）：発電所外の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を行う。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）：所内から所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送する。</p>	<p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>発電所内及び発電所外との通信連絡設備として、以下の通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備から構成される。</p> <p>通信連絡設備の概要を第2.1-1図に示す。</p> <p>(1) 警報装置 事故等が発生した場合に、建屋内外の者へ退避の指示を行う。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所内） 中央制御室等から建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。</p> <p>(3) 安全パラメータ表示システム(SPDS) 事故状態等の把握に必要な情報（プラントパラメータ）を把握するため、緊急時対策所へデータを伝送する。</p> <p>(4) 通信連絡設備（発電所外） 発電所外の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行う。</p> <p>(5) データ伝送設備 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送する。</p>	<p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>発電所内及び発電所外との通信連絡設備として、以下の通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>通信連絡設備の概要を第2.1.1図に示す。</p> <p>(1) 警報装置 事故等が発生した場合に、建屋内外の者へ退避の指示を行う。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所内） 中央制御室等から建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。</p> <p>(3) データ伝送設備（発電所内） 事故状態等の把握に必要な情報（プラントパラメータ）を把握するため、緊急時対策所指揮所へデータを伝送する。</p> <p>(4) 通信連絡設備（発電所外） 発電所外の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行う。</p> <p>(5) データ伝送設備（発電所外） 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送する。</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【大阪】記載表現の相違 【大阪】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・大阪は、通信連絡設備の内訳を記載していない 【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績を反映） ・緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要な情報を伝送することは変わらない。 【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績を反映） ・音声等による連絡は変わらない。</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績を反映） 【大阪】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・泊は、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図1 通信連絡設備の概要</p>	<p>第2.1-1図 通信連絡設備の概要</p>	<p>第2.1.1図 通信連絡設備の概要</p>	<p>DB/SAに係る内容(当図)</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>図2.1-1 通信連絡設備の概要</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.1 通信連絡設備（発電所内用）の概要</p> <p>中央制御室等から人が立ち入る可能性のある建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる警報装置（事故一斉放送装置）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）（電力保安通信用電話設備（保安電話）、運転指令設備（送受話器）、トランシーバー、携行型通話装置、衛星電話、インターフォン及び無線通話装置）及びデータ伝送設備（発電所内）（安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置）を設置している。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 電力保安通信用電話設備における建屋間の有線系回線の構成は、6号及び7号炉に設置する電力保安通信用電話設備（交換機）と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する固定電話機を接続する設計とする。</p>	<p>2.2 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、送受話器（ベージング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。概要を第2.2-1 図に示す。</p> <p>通信連絡設備（発電所内）の多様性を第2.2-1 表に示す。 また、通信連絡設備（発電所内）のうち、設計基準対象施設である衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>電力保安通信用電話設備における建屋間の有線系回線の構成は、2号炉に設置する電力保安通信用電話設備（交換機）と緊急時対策所内に設置する固定電話機を接続する設計とする。</p>	<p>2.2 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。概要を第2.2.1 図に示す。</p> <p>通信連絡設備（発電所内）の多様性を第2.2.1表に示す。 また、通信連絡設備（発電所内）のうち、設計基準対象施設である衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>電力保安通信用電話設備における建屋間の有線系回線の構成は、管理事務所内に設置する電力保安通信用電話設備（交換機）と緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所持機所内に設置する保安電話（固定）を接続する設計とする。</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績を反映） ・大阪も、当章にて警報装置の概要も説明している。</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績を反映） 【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する建屋として原子炉補助建屋を挙げた。 【大阪】設計方針の相違 ・2-2⑩記載のとおり 【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の範囲）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・電力保安通信用電話設備（交換機）の設置場所の相違。女川は発電所建屋に設置されているが泊は事務所建屋に設置されている 【大阪】【女川】設計方針の相違 ・2-2⑩記載のとおり 【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																				
<p>また、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、定期的な外観点検及び通話通信確認により適切な保守管理を行う。 概要を図2.1及び図2.2に示す。</p>	<p>万一、有線系回線が損傷し、電力保安通信用電話設備の機能が喪失した場合、発電所建屋外は無線連絡設備又は衛星電話設備、発電所建屋内は携帯型通話装置により、発電所内の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>万一、有線系回線が損傷し、電力保安通信用電話設備の機能が喪失した場合、発電所建屋外は無線連絡設備又は衛星電話設備、発電所建屋内は携帯型通話装置により、発電所内の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>【女川】記載表現の相違・記載の統一（万一） 【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映） 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・泊は、データ伝送設備を2.4に記載している（女川同様）</p>																																																																																																				
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>表2.2-1 通信連絡設備（発電所内）の多様性</p> <table border="1" data-bbox="67 574 703 957"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>機能</th> <th>通信回線種別</th> <th>通信連絡の場所^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送受話器（警報装置を含む。）</td> <td>ハンドセット・スピーカー</td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力保安通信用電話設備</td> <td>固定電話機</td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・中央制御室-現場（屋内）</td> </tr> <tr> <td>PHS端末</td> <td>電話</td> <td>有線系/無線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋外） ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>FAX</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（携帯型）</td> <td>電話</td> <td>衛星系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備（常設）、無線連絡設備（携帯型）</td> <td>電話</td> <td>無線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>携帯型音声呼出電話設備</td> <td>携帯型音声呼出電話機</td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・中央制御室-現場（屋内） ・緊急時対策所^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 緊急時対策所：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 中央制御室：6号及び7号炉中央制御室 現場（屋内）：コントロール建屋、原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋 ※2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の対象本館と特機棟所間の通信連絡を行う。</p>	主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所 ^{※1}	送受話器（警報装置を含む。）	ハンドセット・スピーカー	電話	有線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外）	電力保安通信用電話設備	固定電話機	電話	有線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・中央制御室-現場（屋内）	PHS端末	電話	有線系/無線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋外） ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外）	FAX	FAX	有線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室	衛星電話設備	衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（携帯型）	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋外）	無線連絡設備	無線連絡設備（常設）、無線連絡設備（携帯型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋外）	携帯型音声呼出電話設備	携帯型音声呼出電話機	電話	有線系回線 ・中央制御室-現場（屋内） ・緊急時対策所 ^{※2}	<p>第2.2-1表 通信連絡設備（発電所内）の多様性</p> <table border="1" data-bbox="703 542 1335 1005"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>機能</th> <th>通信回線種別</th> <th>通信連絡の場所^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送受話器（ハンドセット・スピーカーを含む。）</td> <td>ハンドセット・スピーカー</td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋外） ・緊急時対策所-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力保安通信用電話設備</td> <td>固定電話機</td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋内）</td> </tr> <tr> <td>PHS端末</td> <td>電話</td> <td>有線系/無線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋外） ・緊急時対策所-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>FAX</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室</td> </tr> <tr> <td>移動無線設備</td> <td>移動無線設備（固定型）、移動無線設備（携帯型）</td> <td>電話</td> <td>無線系回線 ・緊急時対策所-現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）</td> <td>電話</td> <td>衛星系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）</td> <td>電話</td> <td>無線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>携帯型通話装置</td> <td></td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・中央制御室-現場（屋内）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 現場（屋内）：制御建屋、原子炉建屋、タービン建屋</p>	主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所 ^{※1}	送受話器（ハンドセット・スピーカーを含む。）	ハンドセット・スピーカー	電話	有線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋外） ・緊急時対策所-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外）	電力保安通信用電話設備	固定電話機	電話	有線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋内）	PHS端末	電話	有線系/無線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋外） ・緊急時対策所-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外）	FAX	FAX	有線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室	移動無線設備	移動無線設備（固定型）、移動無線設備（携帯型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所-現場（屋外）	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋外）	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外）	携帯型通話装置		電話	有線系回線 ・中央制御室-現場（屋内）	<p>第2.2.1表 通信連絡設備（発電所内）の多様性</p> <table border="1" data-bbox="1335 542 1966 1308"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>機能</th> <th>通信回線種別</th> <th>通信連絡の場所^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転指令設備（警報装置を含む。）</td> <td></td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所指揮所-中央制御室 ・緊急時対策所待機所-中央制御室 ・緊急時対策所指揮所-現場（屋内） ・緊急時対策所待機所-現場（屋内） ・緊急時対策所指揮所-現場（屋外） ・緊急時対策所待機所-現場（屋外） ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外） ・現場（屋内）-現場（屋内） ・現場（屋内）-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外） ・緊急時対策所指揮所-緊急時対策所待機所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力保安通信用電話設備</td> <td>保安電話（固定）^{※2}</td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所指揮所-中央制御室 ・緊急時対策所待機所-中央制御室 ・緊急時対策所指揮所-現場（屋内） ・緊急時対策所待機所-現場（屋内） ・緊急時対策所指揮所-現場（屋外） ・緊急時対策所待機所-現場（屋外） ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外） ・現場（屋内）-現場（屋内） ・現場（屋内）-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外） ・緊急時対策所指揮所-緊急時対策所待機所</td> </tr> <tr> <td>保安電話（携帯）^{※2}</td> <td>電話</td> <td>無線系回線 ・緊急時対策所指揮所-中央制御室 ・緊急時対策所待機所-中央制御室 ・緊急時対策所指揮所-現場（屋内） ・緊急時対策所待機所-現場（屋内） ・緊急時対策所指揮所-現場（屋外） ・緊急時対策所待機所-現場（屋外） ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外） ・現場（屋内）-現場（屋内） ・現場（屋内）-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外） ・緊急時対策所指揮所-緊急時対策所待機所</td> </tr> <tr> <td>保安電話（FAX）^{※2}</td> <td>FAX</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所指揮所-中央制御室</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）</td> <td>電話</td> <td>無線系回線 ・緊急時対策所指揮所-中央制御室 ・緊急時対策所待機所-中央制御室 ・緊急時対策所指揮所-現場（屋外） ・緊急時対策所待機所-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>携帯型通話装置</td> <td></td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・中央制御室-現場（屋内）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備（固定型）^{※2}</td> <td>電話</td> <td>衛星系回線 ・緊急時対策所指揮所-中央制御室 ・緊急時対策所待機所-現場（屋外） ・中央制御室-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（携帯型）^{※2}</td> <td>電話</td> <td>衛星系回線 ・緊急時対策所待機所-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>移動無線設備</td> <td>移動無線設備（固定型）、移動無線設備（携帯型）</td> <td>電話</td> <td>無線系回線 ・緊急時対策所待機所-現場（屋外）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 現場（屋内）：原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋等 ※2：発電所内と発電所外で共用</p> <p>DBに係る内容（当表） 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） 【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>	主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所 ^{※1}	運転指令設備（警報装置を含む。）		電話	有線系回線 ・緊急時対策所指揮所-中央制御室 ・緊急時対策所待機所-中央制御室 ・緊急時対策所指揮所-現場（屋内） ・緊急時対策所待機所-現場（屋内） ・緊急時対策所指揮所-現場（屋外） ・緊急時対策所待機所-現場（屋外） ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外） ・現場（屋内）-現場（屋内） ・現場（屋内）-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外） ・緊急時対策所指揮所-緊急時対策所待機所	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） ^{※2}	電話	有線系回線 ・緊急時対策所指揮所-中央制御室 ・緊急時対策所待機所-中央制御室 ・緊急時対策所指揮所-現場（屋内） ・緊急時対策所待機所-現場（屋内） ・緊急時対策所指揮所-現場（屋外） ・緊急時対策所待機所-現場（屋外） ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外） ・現場（屋内）-現場（屋内） ・現場（屋内）-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外） ・緊急時対策所指揮所-緊急時対策所待機所	保安電話（携帯） ^{※2}	電話	無線系回線 ・緊急時対策所指揮所-中央制御室 ・緊急時対策所待機所-中央制御室 ・緊急時対策所指揮所-現場（屋内） ・緊急時対策所待機所-現場（屋内） ・緊急時対策所指揮所-現場（屋外） ・緊急時対策所待機所-現場（屋外） ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外） ・現場（屋内）-現場（屋内） ・現場（屋内）-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外） ・緊急時対策所指揮所-緊急時対策所待機所	保安電話（FAX） ^{※2}	FAX	有線系回線 ・緊急時対策所指揮所-中央制御室	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所指揮所-中央制御室 ・緊急時対策所待機所-中央制御室 ・緊急時対策所指揮所-現場（屋外） ・緊急時対策所待機所-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外）	携帯型通話装置		電話	有線系回線 ・中央制御室-現場（屋内）	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） ^{※2}	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所指揮所-中央制御室 ・緊急時対策所待機所-現場（屋外） ・中央制御室-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外）	衛星電話設備（携帯型） ^{※2}	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所待機所-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外）	移動無線設備	移動無線設備（固定型）、移動無線設備（携帯型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所待機所-現場（屋外）
主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所 ^{※1}																																																																																																				
送受話器（警報装置を含む。）	ハンドセット・スピーカー	電話	有線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外）																																																																																																				
電力保安通信用電話設備	固定電話機	電話	有線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・中央制御室-現場（屋内）																																																																																																				
	PHS端末	電話	有線系/無線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋外） ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外）																																																																																																				
	FAX	FAX	有線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室																																																																																																				
衛星電話設備	衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（携帯型）	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋外）																																																																																																				
無線連絡設備	無線連絡設備（常設）、無線連絡設備（携帯型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋外）																																																																																																				
携帯型音声呼出電話設備	携帯型音声呼出電話機	電話	有線系回線 ・中央制御室-現場（屋内） ・緊急時対策所 ^{※2}																																																																																																				
主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所 ^{※1}																																																																																																				
送受話器（ハンドセット・スピーカーを含む。）	ハンドセット・スピーカー	電話	有線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋外） ・緊急時対策所-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外）																																																																																																				
電力保安通信用電話設備	固定電話機	電話	有線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋内）																																																																																																				
	PHS端末	電話	有線系/無線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋外） ・緊急時対策所-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外）																																																																																																				
	FAX	FAX	有線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室																																																																																																				
移動無線設備	移動無線設備（固定型）、移動無線設備（携帯型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所-現場（屋外）																																																																																																				
衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋外）																																																																																																				
無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所-中央制御室 ・緊急時対策所-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外）																																																																																																				
携帯型通話装置		電話	有線系回線 ・中央制御室-現場（屋内）																																																																																																				
主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所 ^{※1}																																																																																																				
運転指令設備（警報装置を含む。）		電話	有線系回線 ・緊急時対策所指揮所-中央制御室 ・緊急時対策所待機所-中央制御室 ・緊急時対策所指揮所-現場（屋内） ・緊急時対策所待機所-現場（屋内） ・緊急時対策所指揮所-現場（屋外） ・緊急時対策所待機所-現場（屋外） ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外） ・現場（屋内）-現場（屋内） ・現場（屋内）-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外） ・緊急時対策所指揮所-緊急時対策所待機所																																																																																																				
電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） ^{※2}	電話	有線系回線 ・緊急時対策所指揮所-中央制御室 ・緊急時対策所待機所-中央制御室 ・緊急時対策所指揮所-現場（屋内） ・緊急時対策所待機所-現場（屋内） ・緊急時対策所指揮所-現場（屋外） ・緊急時対策所待機所-現場（屋外） ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外） ・現場（屋内）-現場（屋内） ・現場（屋内）-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外） ・緊急時対策所指揮所-緊急時対策所待機所																																																																																																				
	保安電話（携帯） ^{※2}	電話	無線系回線 ・緊急時対策所指揮所-中央制御室 ・緊急時対策所待機所-中央制御室 ・緊急時対策所指揮所-現場（屋内） ・緊急時対策所待機所-現場（屋内） ・緊急時対策所指揮所-現場（屋外） ・緊急時対策所待機所-現場（屋外） ・中央制御室-現場（屋内） ・中央制御室-現場（屋外） ・現場（屋内）-現場（屋内） ・現場（屋内）-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外） ・緊急時対策所指揮所-緊急時対策所待機所																																																																																																				
	保安電話（FAX） ^{※2}	FAX	有線系回線 ・緊急時対策所指揮所-中央制御室																																																																																																				
無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所指揮所-中央制御室 ・緊急時対策所待機所-中央制御室 ・緊急時対策所指揮所-現場（屋外） ・緊急時対策所待機所-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外）																																																																																																				
携帯型通話装置		電話	有線系回線 ・中央制御室-現場（屋内）																																																																																																				
衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） ^{※2}	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所指揮所-中央制御室 ・緊急時対策所待機所-現場（屋外） ・中央制御室-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外）																																																																																																				
	衛星電話設備（携帯型） ^{※2}	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所待機所-現場（屋外） ・現場（屋外）-現場（屋外）																																																																																																				
移動無線設備	移動無線設備（固定型）、移動無線設備（携帯型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所待機所-現場（屋外）																																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

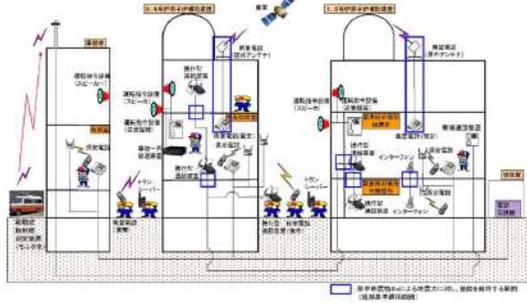
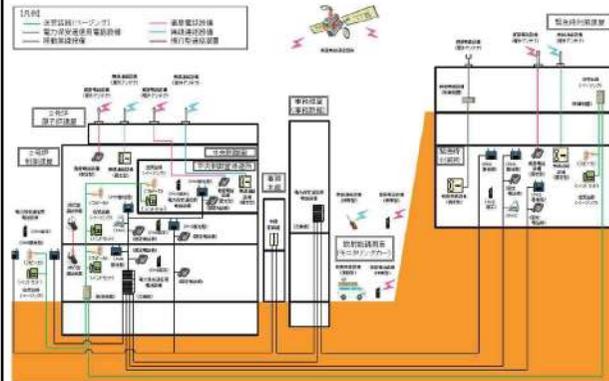


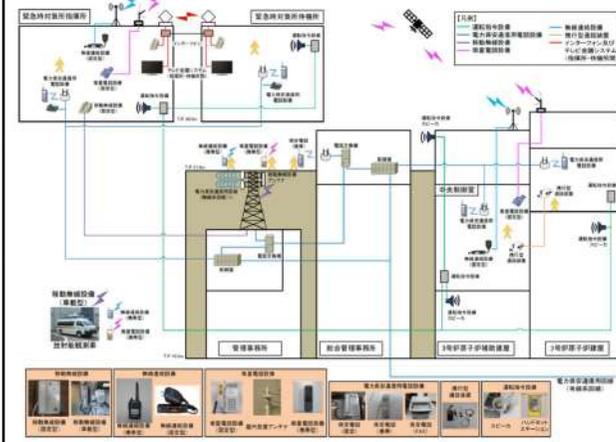
図 2.1 通信連絡設備（発電所内用）の概要 [通信連絡設備（発電所外用）と共用のものを含む]

女川原子力発電所2号炉



第2.2-1図 通信連絡設備（発電所内）の概要

泊発電所3号炉



第 2.2.1 図 通信連絡設備（発電所内）の概要 [通信連絡設備（発電所外）と共用のものを含む]

相違理由
 DB/SAに係る内容(当図)

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

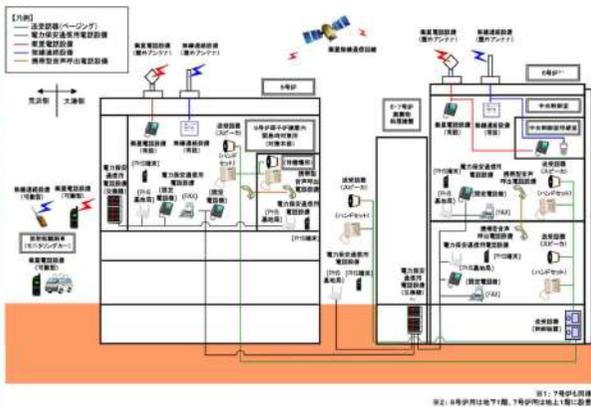
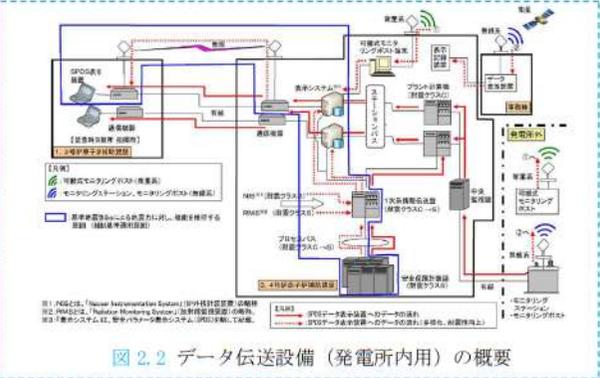


図 2.2-1 通信連絡設備（発電所内）の概要

【女川】記載方針の相違・泊は通信連絡設備（発電所外）と共用している設備も含めて記載している旨を記載している（大飯同様）

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図 2.2 データ伝送設備（発電所内用）の概要</p>			<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績を反映) ・泊は、データ伝送設備を2.4に記載している (女川同様)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.2 通信連絡設備（発電所外用）の概要</p> <p>発電所外の社内関係箇所との連絡用として、電力保安通信用電話設備（保安電話）、社内TV会議システム及び電力保安通信用電話設備（衛星保安電話）等を設置している。電力保安通信用電話設備（保安電話）は、当社が構築する電力保安通信用回線（有線系回線及び無線系回線）に接続している。</p> <p>社内TV会議システムは、当社が構築する電力保安通信用回線（有線系回線）及び通信事業者が提供する特定顧客専用の通信回線（衛星系回線）に接続している。電力保安通信用電話設備（衛星保安電話）は、通信事業者が提供する特定顧客専用の通信回線（衛星系回線）に接続している。これらの回線は、多様性を確保した専用回線としている。</p> <p>社外との連絡用として、通信事業者が提供する加入電話、携帯電話及び衛星電話等を設置している。また、多様性を確保した通信事業者が提供する統合原子力防災ネットワーク（有線系回線及び衛星系回線）に接続する通信連絡設備及び緊急時対策支援システム（E R S S）等へのデータを伝送出来る設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置している。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）については、バックアップとして当社が構築する電力保安通信用回線（有線系回線及び無線系回線）に接続し原子力事業本部からも伝送できるようにしている。</p>	<p>2.3 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>(1) 所外必要箇所の選定</p> <p>発電所外の通信連絡をする必要がある場所として、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等を選定する。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の必要箇所と事故の発生等に係る連絡を音声等により行うため、通信連絡設備（発電所外）として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とし、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。概要を第2.3-1図、第2.3-2図及び第2.3-3図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備（発電所外）のうち、設計基準対象施設である統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備は、重大事故等が発生した場合においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p>	<p>2.3 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>(1) 所外必要箇所の選定</p> <p>発電所外の通信連絡をする必要がある場所として、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等を選定する。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の必要箇所と事故の発生等に係る連絡を音声等により行うため、通信連絡設備（発電所外）として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備、携帯電話及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とし、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。概要を第2.3.1図、第2.3.2図及び第2.3.3図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備（発電所外）のうち、設計基準対象施設である統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備は、重大事故等が発生した場合においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違・2-2③記載のとおり</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・大飯は通信連絡設備を一括して記載している</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>a. 電力保安通信用電話設備 専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）に接続している固定電話機、PHS 端末、FAX 及び通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星保安電話（固定型）</p> <p>b. 社内テレビ会議システム 専用の電力保安通信用回線（有線系）及び通信事業者が提供する通信事業者回線（衛星系）に接続しているテレビ会議システム</p> <p>c. 局線加入電話設備 通信事業者が提供する災害時優先加入契約された通信事業者回線（有線系）に接続している加入電話機及び加入FAX</p> <p>d. 専用電話設備 通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続する専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）</p> <p>e. 衛星電話設備 通信事業者が提供する通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）</p>	<p>a. 電力保安通信用電話設備 専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）に接続している保安電話（固定）、保安電話（携帯）、保安電話（FAX）、通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星保安電話及び通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続している専用電話</p> <p>b. 社内テレビ会議システム 通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）及び専用の電力保安通信用回線（無線系）に接続しているテレビ会議システム</p> <p>c. 加入電話設備 通信事業者が提供する災害時優先加入契約された通信事業者回線（有線系）に接続している加入電話機及び加入FAX</p> <p>d. 専用電話設備 通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続する専用電話設備（固定型）及び専用電話設備（FAX）</p> <p>e. 衛星電話設備 通信事業者が提供する通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）及び衛星電話設備（携帯型）</p> <p>f. 携帯電話 通信事業者が提供する災害時優先加入契約された通信事業者回線（無線系）に接続している携帯電話</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【大阪】設計方針の相違 ・2-2①記載のとおり</p> <p>【大阪】【女川】設計方針の相違 ・2-2②記載のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・女川は主回線を自社回線、バックアップに通信事業者の衛星系回線を使用しているが泊は主回線を通信事業者回線、バックアップに自社回線の無線系回線を使用している。専用回線を使用していること及び通信回線の多様性を確保することには相違ないことから、問題はない。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2④記載のとおり</p> <p>【大阪】【女川】設計方針の相違 ・2-2⑥記載のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2⑤記載のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、定期的な外観点検、通話通信確認等により適切な保守管理を行う。</p>	<p>f. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）を用いたIP 電話、IP-FAX、テレビ会議システム</p> <p>なお、専用の電力保安通信用回線は、送電鉄塔に配備する有線系回線及び排気筒に固定設置する無線系回線によって構成し、発電所外の必要箇所と通信連絡する設計とする。万一、電力保安通信用回線による通信連絡の機能が喪失した場合、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等の衛星系回線により、発電所外の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>g. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）を用いたIP 電話、IP-FAX及びテレビ会議システム</p> <p>なお、専用の電力保安通信用回線は、送電鉄塔に配備する有線系回線及び管理事務所の通信鉄塔に固定設置する無線系回線によって構成し、発電所外の必要箇所と通信連絡する設計とする。万一、電力保安通信用回線による通信連絡の機能が喪失した場合、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等の衛星系回線により、発電所外の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 女川：「、」、泊：「及び」</p> <p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・電力保安通信用電話設備の無線系回線の設置場所の相違。女川：発電所建屋の排気筒、泊：管理事務所の通信鉄塔（伊方、川内、玄海、島根と同様）</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・記載の統一（万一）</p> <p>【大阪】記載方針の相違 （女川審査実績を反映） ・女川・泊は、データ伝送設備を2.4に記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

概要を図3～6に示す。

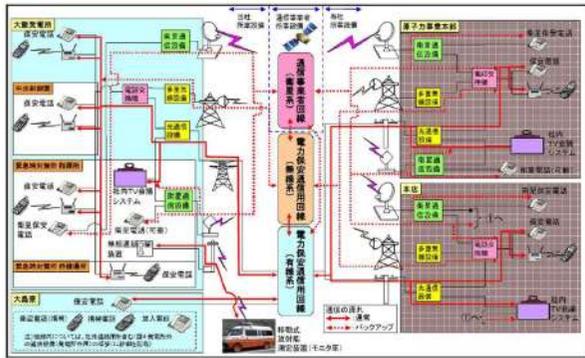
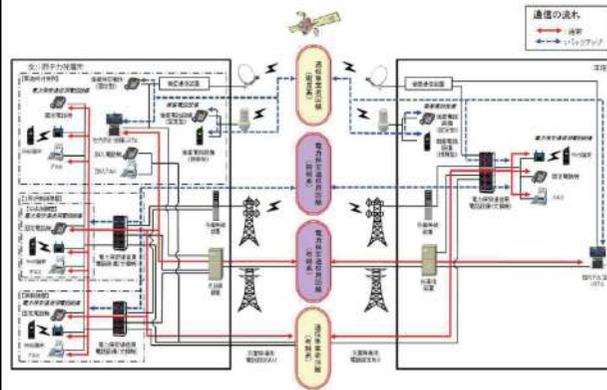
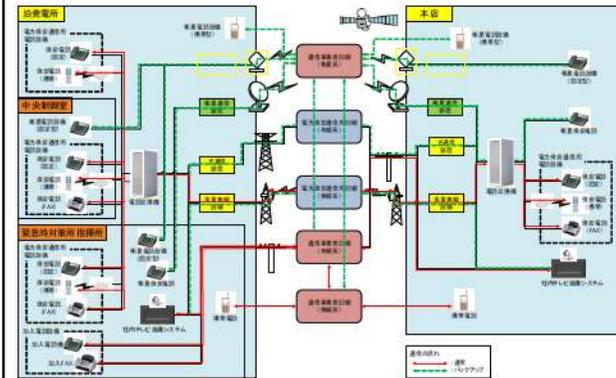


図3 通信設備（発電所外）の概要（社内関係箇所）



第2.3-1図 通信連絡設備（発電所外〔社内関係箇所〕）の概要（その1）

（電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、衛星電話設備）



第2.3.1図 通信連絡設備（発電所外〔社内関係箇所〕）の概要

（電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、衛星電話設備、携帯電話）

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

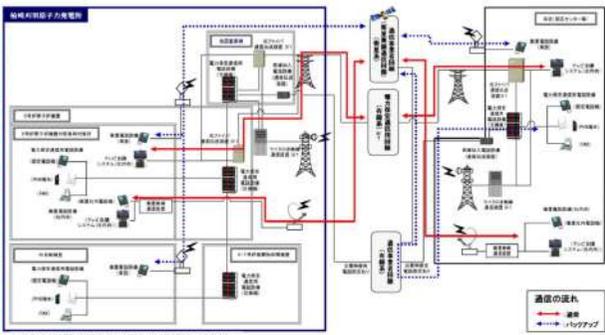
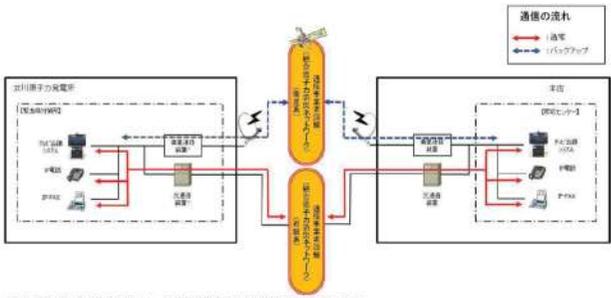


図2.3-1 通信連絡設備（発電所外〔社内関係箇所〕）の概要（その1）
 （テレビ会議システム〔社内向〕、衛星電話設備〔社内向〕、衛星電話設備）

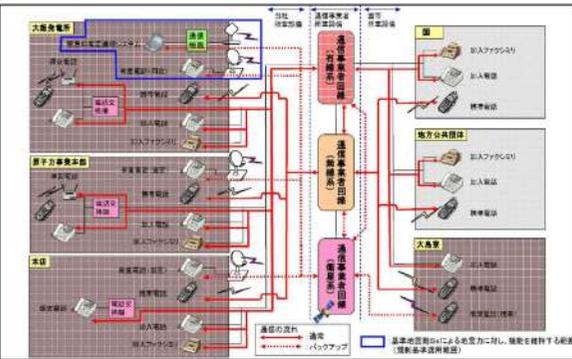
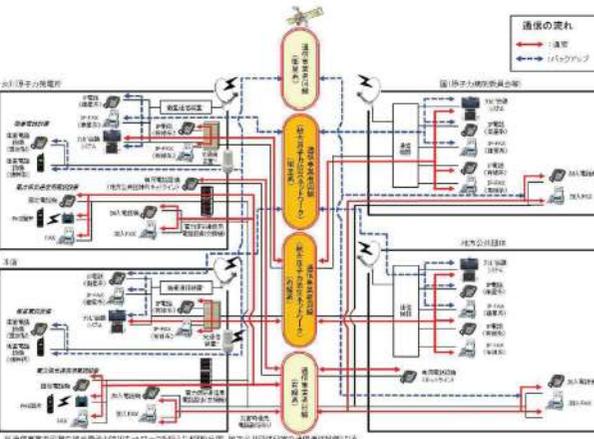
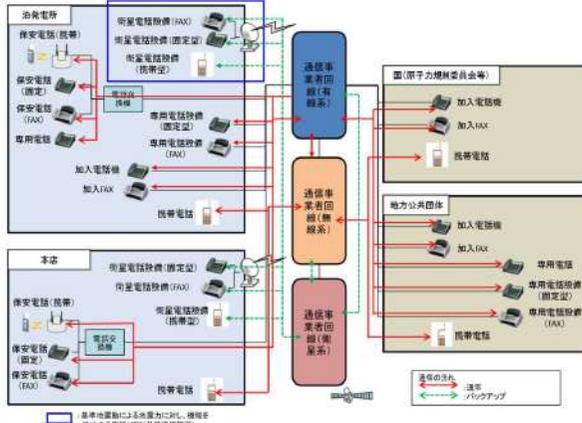
【女川】設計方針の相違
 ・2-2⑤記載のとおり

【柏崎】記載方針の相違
 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2.3-2図 通信連絡設備（発電所外〔社内関係箇所〕）の概要（その2） （統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備）</p>		DB/SAに係る内容(当図)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図4 通信設備（発電所外）の概要（社外関係箇所1/2）</p>	 <p>第2.3-3図 通信連絡設備（発電所外〔社外関係箇所〕）の概要（衛星電話設備、専用電話設備〔ホットライン〕、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備）</p>	 <p>第2.3.2図 通信連絡設備（発電所外〔社外関係箇所〕）の概要（その1） （加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備、携帯電話）</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・2-2⑤記載のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

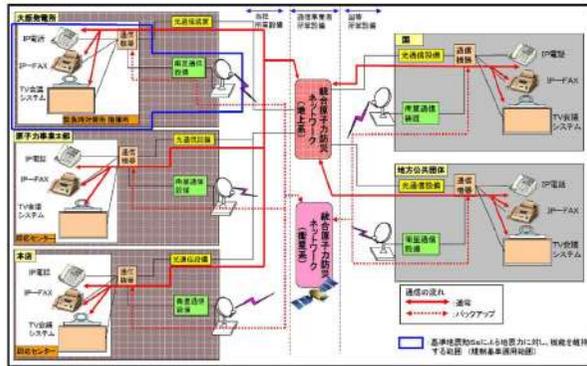


図5 通信設備（発電所外）の概要（社外関係箇所2/2）

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

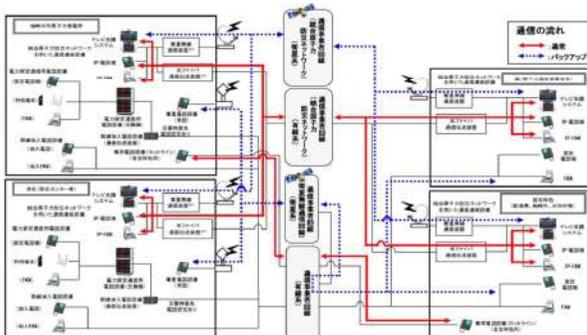
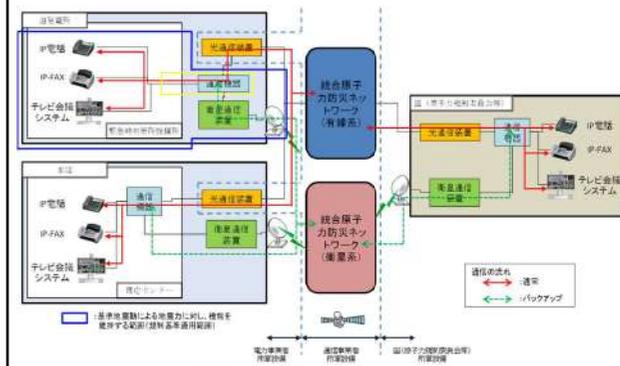


図2-3-3 通信連絡設備（発電所外（社外関係箇所））の概要



第2.3.3図 通信連絡設備（発電所外〔社外関係箇所〕）の概要（その2）
 （統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備）

DB/SAに係る内容(当図)

【柏崎】記載方針の相違
 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>【大飯3/4号炉まとめ資料より比較のため再掲】 多様性を確保した通信事業者が提供する統合原子力防災ネットワーク（有線系回線及び衛星系回線）に接続する通信連絡設備及び緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータを伝送出来る設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置している。 データ伝送設備（発電所外）については、バックアップとして当社が構築する電力保安通信用回線（有線系回線及び無線系回線）に接続し原子力事業本部からも伝送できるようにしている。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 安全パラメータ表示システム（SPDS）における発電所内建屋間の有線系回線の構成は、6号及び7号炉と5号炉間を直接接続する設計とする。</p>	<p>2.4 安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備 緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、データ収集装置からデータを収集し、緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送可能な設計とし、常時使用できるよう、通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）に接続し、多様性を確保するとともに、専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）及び通信事業者が提供する専用の衛星無線通信回線（衛星系）にも接続し多様性を確保する設計とする。概要を第2.4-1 図に示す。</p> <p>なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備のうち、設計基準対象施設であるデータ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）における発電所内建屋間の有線系回線の構成は、2号炉と緊急時対策所間を直接接続する設計とする。 万が一、有線系回線に損傷が発生し有線系回線によるデータ伝送の機能が喪失した場合、無線通信装置により、発電所内建屋間のデータ伝送が継続可能な設計とする。 安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>2.4 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外） 緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末で構成するデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びERSS伝送サーバで構成するデータ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、データ収集計算機からデータを収集し、緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送可能な設計とし、常時使用できるよう、通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）に接続し、多様性を確保するとともに、専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）にも接続し多様性を確保する設計とする。概要を第2.4.1 図に示す。</p> <p>なお、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）のうち、設計基準対象施設であるデータ収集計算機、ERSS 伝送サーバ及びデータ表示端末は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）における発電所内建屋間の有線系回線の構成は、3号炉と緊急時対策所間を直接接続する設計とする。 万一、有線系回線に損傷が発生し有線系回線によるデータ伝送の機能が喪失した場合、無線通信装置により、発電所内建屋間のデータ伝送が継続可能な設計とする。 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>DBに係る内容（当ページ） 【女川】設計方針の相違 ・2-2⑩記載のとおり 【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2⑩記載のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・当社は先行PWR同様に通信事業者が提供する専用の衛星無線通信回線（衛星系）を保有していない。ただし、パラメータを共有する手段として、衛星電話設備（FAX）を保有している。 【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績を反映） ・大飯も泊と同様に統合原子力防災ネットワークおよび電力保安通信用回線の2種類の回線でデータ伝送しており、設備構成に相違は無い。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・記載の統一（万一）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉

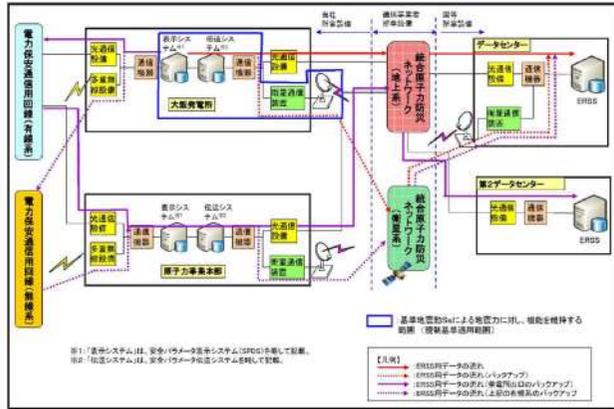


図6 データ伝送設備（発電所外）の概要

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

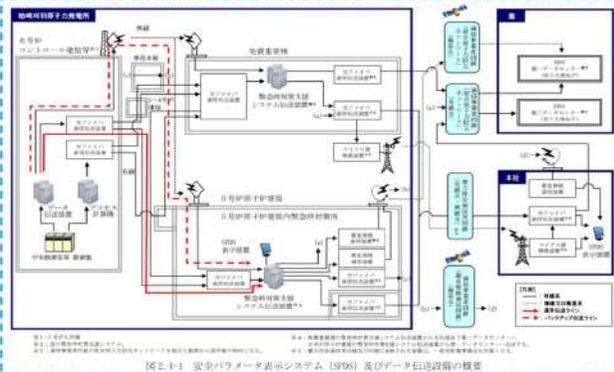
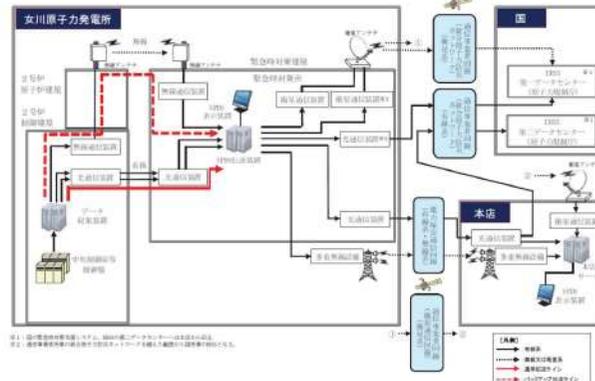


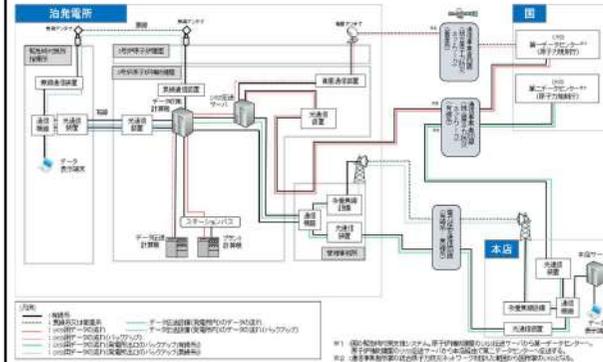
図2-1-1 安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備の概要

女川原子力発電所2号炉



第2.4-1図 安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備の概要

泊発電所3号炉



第2.4.1図 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）の概要

相違理由
 DB/SAに係る内容(当図)

【柏崎】記載方針の相違
 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉

2.2 多様性を確保した専用通信回線

通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる。

設備ごとに接続する通信回線について表1に記載し、その概要を図7に示す。

表1 多様性を確保した専用通信回線

主要設備	通信回線種別	専用	輻輳	必要容量	回線容量	
保安電話	電力保安通信回線	有線系(光ケーブル) 2方向	○	○	<無線系・有線系> 52Mbps 2512kbps <有線系> 64kbps×8回線	<無線系> 96kbps <有線系> 600Mbps
		無線系(多重無線) 2方向	○	○		
衛星保安電話	通信事業者回線	無線系	○	○	96kbps (32kbps×3回+96kbps)	96kbps
衛星電話(可搬)	通信事業者回線	衛星系	○	○	32kbps	32kbps
社内テレビ会議システム	電力保安通信回線	有線系(光ケーブル) 2方向	○	○	2Mbps	10Mbps
		無線系(多重無線)	○	○		
加入電話 (災害時優先電話)	通信事業者回線	有線系(タルケーブル)	-	△	10台	-
携帯電話 (災害時優先電話)	通信事業者回線	無線系	-	△	15台	-
衛星電話	通信事業者回線	衛星系	-	○	8kbps	144kbps
統合原子力防災ネットワーク に接続する通信連絡設備	TV会議システム	有線系(光ケーブル)	○	○	472kbps ^{※1} TV会議 384kbps 1台 IP電話 88kbps 1台 IP-FAX 64 ^{※1} 1台	5Mbps
			無線系	○	○	210kbps TV会議 128kbps 1台 IP電話 32kbps 1台 IP-FAX 50kbps 1台
データ伝送システム (全ラウナウト伝送システム)	電力保安通信回線	有線系(光ケーブル) 2方向	○	○	730kbps	100Mbps
		無線系(多重無線) 2方向	○	○	730kbps	1.5Mbps
緊急時衛星通信システム	通信事業者回線	有線系(光ケーブル)	○	○	40kbps ^{※2}	5Mbps
		無線系	○	○	40kbps ^{※2}	340kbps
無線伝送装置	無線回線	無線系	○	○	64kbps	144kbps

【凡例】 ○：輻輳の恐れなし △：一部回線に比べ輻輳の恐れあり ×：輻輳の恐れがある

※1：帯域優先が低いため、5Mbpsまでの定常通信で確保する。 ※2：専用回線にてデータ伝送しており、専用線の必要量の最大値を記載。

女川原子力発電所2号炉

2.5 多様性を確保した通信回線

通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。多様性を確保した通信回線を第2.5-1表に記載するとともに、概要を第2.5-1図に示す。

なお、通信連絡設備（無線系）の通信手段は、意図的な妨害電波等への対策として、外部からの妨害電波等によって、機器が性能劣化を起こさずに正常に動作するよう対策を施し、かつ、傍受されにくいデジタル無線機等を設置する設計としている。

第2.5-1表 多様性を確保した通信回線

通信回線種別	主要設備	機能	専用	輻輳 [※]
電力保安通信回線 (光ケーブル)	電力保安通信用電話設備 ^{※1}	固定電話機、FAX	電話	○
	社内テレビ会議システム	FAX	FAX	○
	データ伝送設備	SPDC伝送装置	データ伝送	○
	無線系回線(多重無線)	電力保安通信用電話設備 ^{※1}	電話	○
通信事業者回線	有線系回線(タルケーブル)	加入FAX	FAX	-
	無線系回線(衛星系)	加入FAX	FAX	-
	衛星系回線	衛星電話設備(固定型)	電話	-
	無線系回線(光ケーブル)	電力保安通信用電話設備	電話	○
通信事業者回線	有線系回線(タルケーブル)	加入FAX	FAX	-
	無線系回線(衛星系)	加入FAX	FAX	-
	衛星系回線	衛星電話設備(固定型)	電話	-
	無線系回線(光ケーブル)	電力保安通信用電話設備	電話	○
通信事業者回線	有線系回線(タルケーブル)	加入FAX	FAX	-
	無線系回線(衛星系)	加入FAX	FAX	-
	衛星系回線	衛星電話設備(固定型)	電話	-
	無線系回線(光ケーブル)	電力保安通信用電話設備	電話	○
通信事業者回線	有線系回線(タルケーブル)	加入FAX	FAX	-
	無線系回線(衛星系)	加入FAX	FAX	-
	衛星系回線	衛星電話設備(固定型)	電話	-
	無線系回線(光ケーブル)	電力保安通信用電話設備	電話	○

※1：局線加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能

※2：通信の制限とは、輻輳のほか、災害発生時等の通信事業者による通信制限を想定

※3：通信の制限時は、ほかの通信連絡設備で発電所外への連絡が可能

【凡例】 専用 ○：専用回線、-：非専用回線
 ・通信の制限 ○：制限なし、○：制限の恐れが少ない、×：制限の恐れがある

泊発電所3号炉

2.5 多様性を確保した通信回線

通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。多様性を確保した通信回線を第2.5.1表に記載するとともに、概要を第2.5.1図に示す。

なお、通信連絡設備（無線系）の通信手段は、意図的な妨害電波等への対策として、外部からの妨害電波等によって、機器が性能劣化を起こさずに正常に動作するよう対策を施し、かつ、傍受されにくいデジタル無線機等を設置する設計としている。

第2.5.1表 多様性を確保した通信回線

通信回線種別	主要設備	機能	専用	輻輳 [※]
電力保安通信回線 (光ケーブル)	電力保安通信用電話設備 ^{※1}	固定電話機、FAX	電話	○
	社内テレビ会議システム	FAX	FAX	○
	データ伝送設備	SPDC伝送装置	データ伝送	○
	無線系回線(多重無線)	電力保安通信用電話設備 ^{※1}	電話	○
通信事業者回線	有線系回線(タルケーブル)	加入FAX	FAX	-
	無線系回線(衛星系)	加入FAX	FAX	-
	衛星系回線	衛星電話設備(固定型)	電話	-
	無線系回線(光ケーブル)	電力保安通信用電話設備	電話	○
通信事業者回線	有線系回線(タルケーブル)	加入FAX	FAX	-
	無線系回線(衛星系)	加入FAX	FAX	-
	衛星系回線	衛星電話設備(固定型)	電話	-
	無線系回線(光ケーブル)	電力保安通信用電話設備	電話	○

※1：加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能

※2：制限とは、輻輳のほか、災害発生時等の通信事業者による通信制限を想定

※3：制限時は、ほかの通信連絡設備で発電所外への連絡が可能

【凡例】 専用 ○：専用回線、-：非専用回線
 ・制限 ○：制限なし、○：制限の恐れが少ない、×：制限の恐れがある

相違理由

DBに係る内容(当ページ)

【大阪】記載表現の相違(女川審査実績の反映)

・大阪：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線

【大阪】記載表現の相違・女川・泊では必ずしも専用の通信回線ではないことから、通信回線と記載。

【大阪】記載表現の相違(女川審査実績を反映)

【大阪】記載方針の相違(女川審査実績を反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

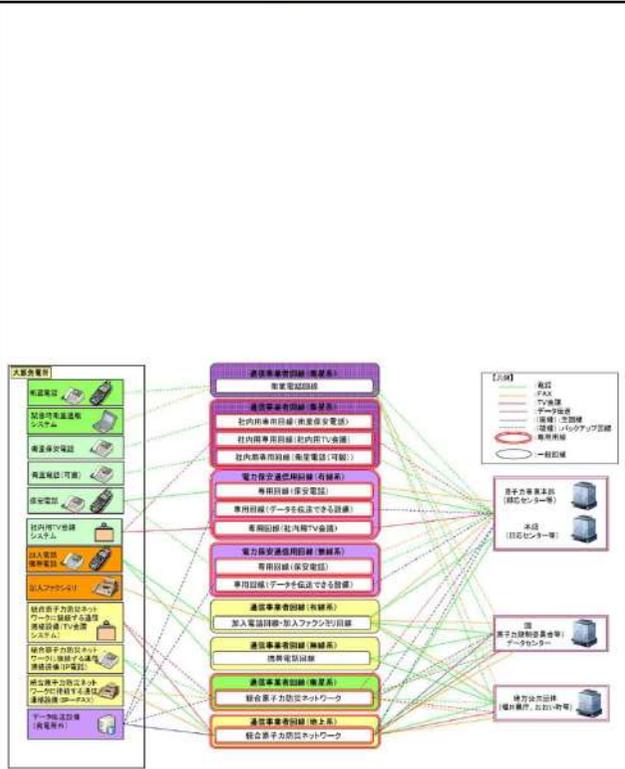
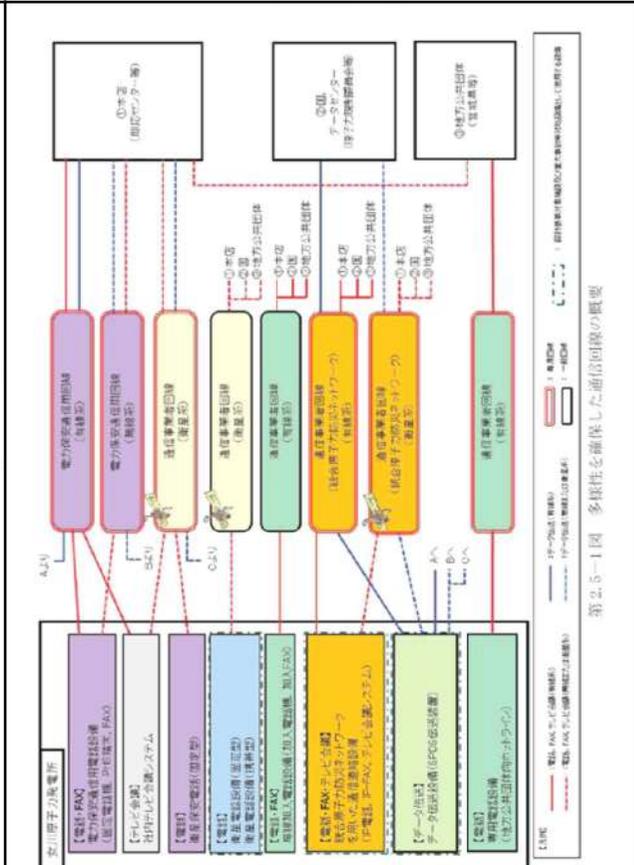


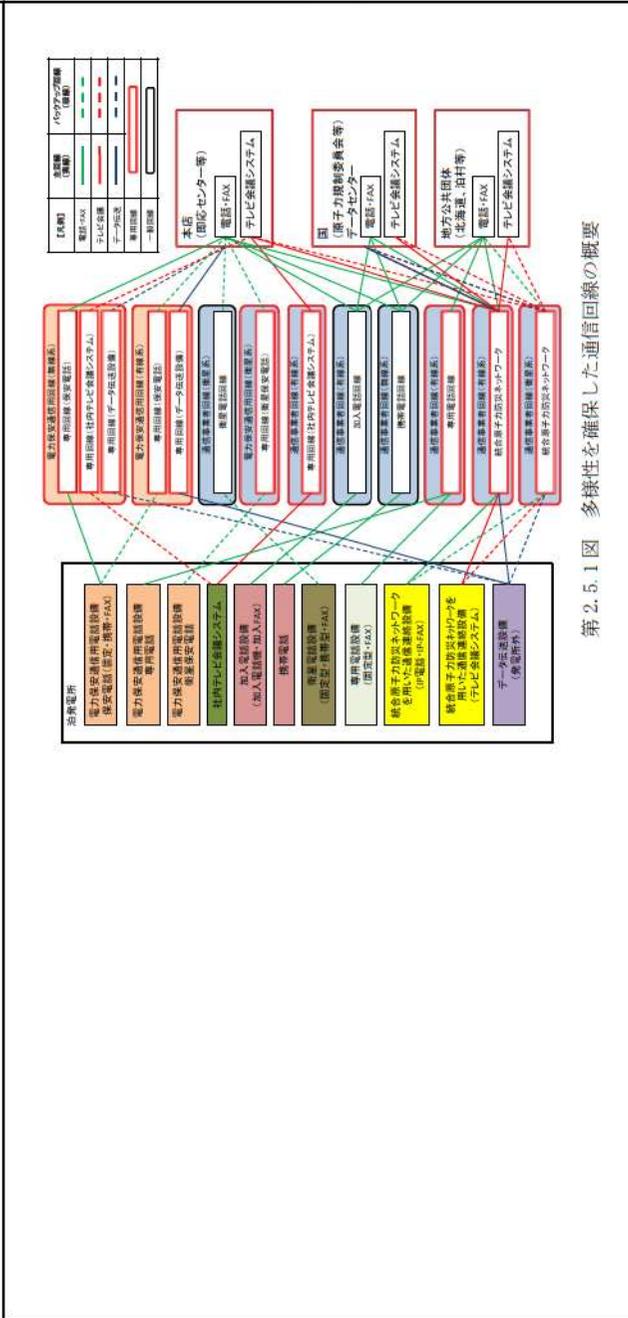
図7 多様性を確保した専用通信回線概要

女川原子力発電所2号炉



第2.5-1図 多様性を確保した通信回線の概要

泊発電所3号炉



第2.5.1図 多様性を確保した通信回線の概要

相違理由

DBに係る内容（当ペー
 ジ）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.3 通信連絡設備の電源及び代替電源設備</p> <p>通信連絡設備の電源については、非常用所内電源又は無停電電源から給電可能としている。又、重大事故等対処設備の通信連絡設備（衛星電話（固定）等）は、代替電源設備（電池等を含む。）から給電可能としている。通信連絡設備の電源接続系統図を図8～10に示し、接続電源の一覧を表2、3に記載する。</p> <p>図8は、大飯発電所3/4号炉の通信連絡設備の電源供給系統を示している。図には、非常用所内電源（4-2D2, 4-4D2, 4-3A, 4-4A）、常用所内電源（4-3C2, 4-4C2）から各配電盤（3-3A1, 3-3A2, 3-3A3, 3-4A1, 3-4A2, 3-4A3, 3-4A4, 3-4A5）へ電力が供給されている。また、3A2, 4A2, 4A1各配電盤には、3A2, 4A2, 4A1各端子PCCが接続されている。さらに、図には保安電話、運転指令設備（3, 4号）、緊急一斉放送装置、航行記録装置、衛星電話（固定）などの通信設備が接続されている。図の下部には、保安電話、航行記録装置、衛星電話（固定）の接続先が示されている。</p>	<p>2.6 通信連絡設備の電源設備</p> <p>(1) 中央制御室</p> <p>中央制御室における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備である非常用ディーゼル発電機又は無停電電源装置（充電器等を含む。）から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、中央制御室における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備である電源車から受電可能な設計とする。</p> <p>中央制御室における通信連絡設備の電源構成を第2.6-1図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6-1表、第2.6-2表、第2.6-3表及び第2.6-4表に示す。</p> <p>第2.6-1図は、中央制御室における通信連絡設備の電源構成を示している。図には、非常用ディーゼル発電機、無停電電源装置（UPS）、ガスタービン発電機、電源車などの電源設備が接続されている。また、図には、保安電話、航行記録装置、衛星電話（固定）などの通信設備が接続されている。図の下部には、保安電話、航行記録装置、衛星電話（固定）の接続先が示されている。</p>	<p>2.6 通信連絡設備の電源設備</p> <p>(1) 中央制御室</p> <p>中央制御室における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備であるディーゼル発電機又は無停電電源等から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、中央制御室における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から受電可能な設計とする。</p> <p>中央制御室における通信連絡設備の電源構成を第2.6.1図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6.1表及び第表2.6.2表に示す。</p> <p>第2.6.1図は、中央制御室における通信連絡設備の電源構成を示している。図には、非常用ディーゼル発電機、無停電電源装置（UPS）、代替非常用発電機、可搬型代替電源車などの電源設備が接続されている。また、図には、保安電話、航行記録装置、衛星電話（固定）などの通信設備が接続されている。図の下部には、保安電話、航行記録装置、衛星電話（固定）の接続先が示されている。</p>	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映）・女川・泊ともに、大飯と同様DBの通信連絡設備の電源にくわえ、SA時の通信連絡設備の電源についても記載している（実質同様）</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>SAに係る内容（赤枠）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備である非常用ディーゼル発電機又は無停電電源装置（充電器等を含む。）から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備は、代替電源設備として代替交流電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から受電可能な設計とする。概要を図2.6-3に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を表2.6-1、表2.6-2、表2.6-3及び表2.6-4に示す。</p>	<p>(2) 緊急時対策所 緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備である非常用ディーゼル発電機又は無停電電源装置（充電器等を含む。）から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、緊急時対策所における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機又は緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）から受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成を第2.6-2図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6-1表、第2.6-2表、第2.6-3表及び第2.6-4表に示す。</p>	<p>(2) 緊急時対策所 緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備であるディーゼル発電機又は無停電電源等から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、緊急時対策所における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成を第2.6.2図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6.1表、第2.6.2表及び第2.6.3表に示す。</p>	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>SAに係る内容（赤枠）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

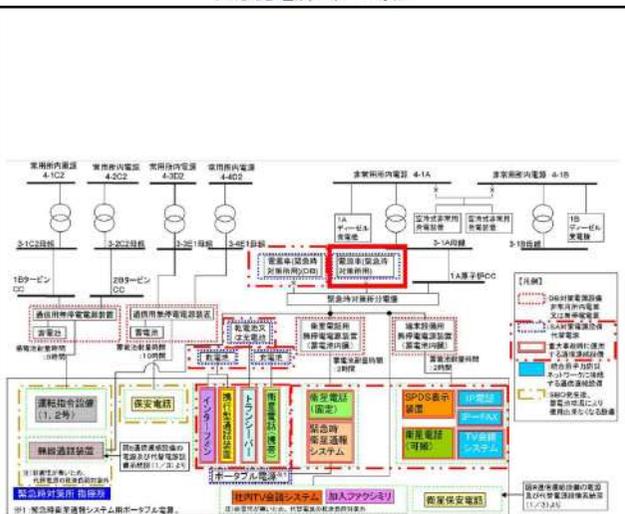


図9 通信連絡設備の電源及び代替電源設備系統図(2/3)

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

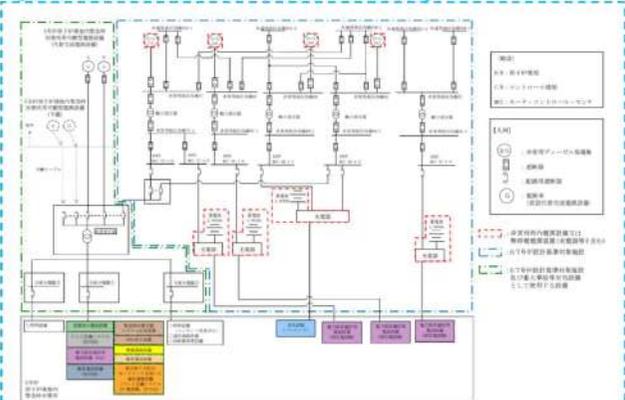
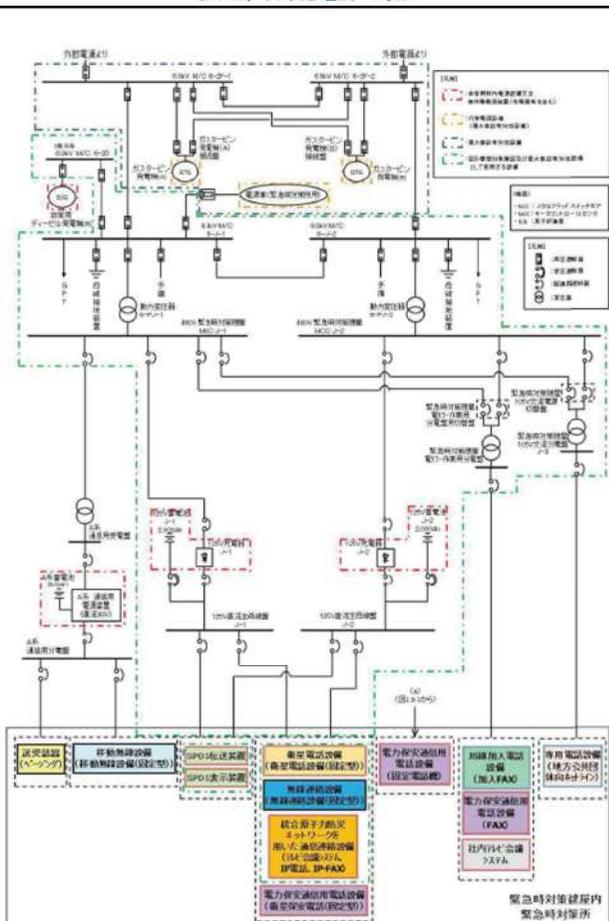


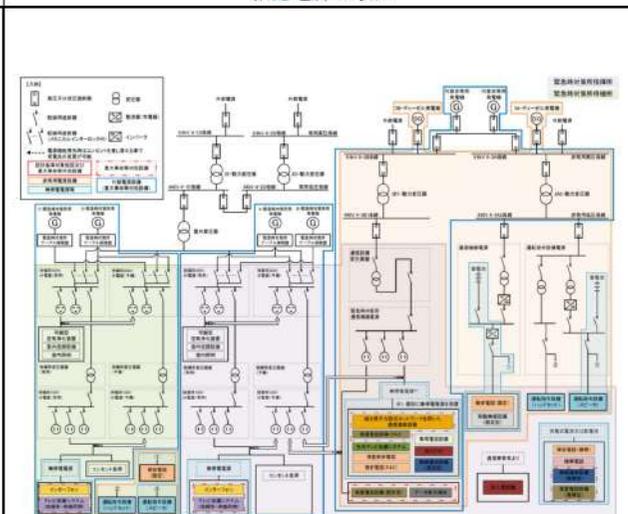
図2.6-3 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成

女川原子力発電所2号炉



第2.6-2図 緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成

泊発電所3号炉



第2.6.2図 緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成

相違理由

【柏崎】記載方針の相違
 2-3①のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図10 通信連絡設備の電源及び代替電源設備系統図(3/3)</p>		<p>(3) 原子炉補助建屋</p> <p>原子炉補助建屋における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備であるディーゼル発電機又は無停電電源等から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、原子炉補助建屋の通信連絡設備は代替電源設備として常設代替交流電源設備である代替非常用発電機及び可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から受電可能な設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋における通信連絡設備の電源構成を第2.6.3図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6.1表、第2.6.2表、第2.6.3表及び第2.6.4表に示す。</p> <p>第2.6.3図 原子炉補助建屋における通信連絡設備の電源構成</p>	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【女川】設計方針の相違・通信連絡設備設置建屋の相違。泊は原子炉補助建屋にも通信連絡設備が設置されている。SAに係る内容（赤枠）</p> <p>【大飯】設計方針の相違（女川審査実績を反映）・電源系統としての記載であり、建屋別に電源の詳細については記載されていない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

表3 通信連絡設備の電源及び代替電源設備一覧(2/2)

通信種別	主要設備	電源	代替電源設備
加入電話	加入電話機	不備(運用時専ら交換機から給電)	なし
	加入ファクシミリ	電源車(緊急時対策用)(DB)	なし
移動電話	移動電話機	充電機	なし
	電力保安設備用電話機	指定:専用内線電源、通用用無停電電源装置 ^{※1} 、機庫:専用内線電源、通用用無停電電源装置 ^{※1} 、充電機	指定:なし、機庫:なし
非常電話	指定非常電話	指定:専用内線電源、専用用無停電電源装置 ^{※1} 、専用用充電機	指定:専用用充電機
	指定非常電話	指定:専用内線電源、専用用無停電電源装置 ^{※1} 、専用用充電機	指定:専用用充電機
非常電話	指定非常電話	指定:専用内線電源、専用用無停電電源装置 ^{※1} 、専用用充電機	指定:専用用充電機
	指定非常電話	指定:専用内線電源、専用用無停電電源装置 ^{※1} 、専用用充電機	指定:専用用充電機
社内TV会議システム	社内TV会議システム	電源車(緊急時対策用)(DB)	なし
	無線連絡装置	指定:専用内線電源、専用用無停電電源装置 ^{※1} 、無線機、緊急時対策用(予備)の業務用電圧	なし
統合電子制御ネットワークに接続する遠隔連絡設備	統合電子制御ネットワークに接続する遠隔連絡設備	電源車(緊急時対策用)(DB)、指定非常電話専用電源装置	電源車(緊急時対策用)
	緊急時復旧連絡システム	電源車(緊急時対策用)(DB)、指定非常電話専用電源装置	電源車(緊急時対策用)、ポータブル電源 ^{※2}
データ伝送設備(発電所外)	安全/ラマータシステム(SPOS) 安全/ラマータシステム	専用用内線電源、データ伝送専用電源装置 ^{※3}	冷却式非常用充電装置

※1: 充電機は、緊急時対策用非常電話機、指定非常電話専用電源装置から給電可能であり、業務用充電機である。
 ※2: 充電機は、緊急時対策用非常電話機、指定非常電話専用電源装置から給電可能であり、業務用充電機である。
 ※3: 電源車は、緊急時対策用非常電話機、指定非常電話専用電源装置から給電可能であり、業務用充電機である。
 ※4: 充電機は、緊急時対策用非常電話機、指定非常電話専用電源装置から給電可能であり、業務用充電機である。
 ※5: 充電機は、緊急時対策用非常電話機、指定非常電話専用電源装置から給電可能であり、業務用充電機である。
 ※6: 充電機は、緊急時対策用非常電話機、指定非常電話専用電源装置から給電可能であり、業務用充電機である。
 ※7: 充電機は、緊急時対策用非常電話機、指定非常電話専用電源装置から給電可能であり、業務用充電機である。
 ※8: 充電機は、緊急時対策用非常電話機、指定非常電話専用電源装置から給電可能であり、業務用充電機である。

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

表2の2 通信連絡設備(発電所内)の電源設備(その2)

通信種別	主要設備	非常用内線電源設備(注1)非常用充電機	代替電源設備
固定電話機	8号直7号炉 中央制御室	非常用ディーゼル発電機(充電機)	第一COP(注2)代替非常用充電機(充電機)
	8号直7号炉 炉内緊急時対策室	充電機(充電機)	第一COP(注2)代替非常用充電機(充電機)
移動電話機	8号直7号炉 中央制御室	充電機(充電機)	第一COP(注2)代替非常用充電機(充電機)
	8号直7号炉 炉内緊急時対策室	充電機(充電機)	第一COP(注2)代替非常用充電機(充電機)
FAX	8号直7号炉 中央制御室	非常用ディーゼル発電機	第一COP(注2)代替非常用充電機(充電機)
	8号直7号炉 炉内緊急時対策室	非常用ディーゼル発電機	第一COP(注2)代替非常用充電機(充電機)

注1: 充電機は、緊急時対策用非常電話機、指定非常電話専用電源装置から給電可能であり、業務用充電機である。
 注2: 充電機は、緊急時対策用非常電話機、指定非常電話専用電源装置から給電可能であり、業務用充電機である。

女川原子力発電所2号炉

第2.6-2表 通信連絡設備(発電所内及び発電所外)の電源設備(その1)

通信種別	主要設備	非常用内線電源設備(注1)非常用充電機	代替電源設備
加入電話	加入電話機	充電機(充電機)	第一COP(注2)代替非常用充電機(充電機)
	加入ファクシミリ	充電機(充電機)	第一COP(注2)代替非常用充電機(充電機)
移動電話	移動電話機	充電機(充電機)	第一COP(注2)代替非常用充電機(充電機)
	電力保安設備用電話機	充電機(充電機)	第一COP(注2)代替非常用充電機(充電機)
非常電話	指定非常電話	充電機(充電機)	第一COP(注2)代替非常用充電機(充電機)
	指定非常電話	充電機(充電機)	第一COP(注2)代替非常用充電機(充電機)
社内TV会議システム	社内TV会議システム	充電機(充電機)	第一COP(注2)代替非常用充電機(充電機)
	無線連絡装置	充電機(充電機)	第一COP(注2)代替非常用充電機(充電機)
統合電子制御ネットワークに接続する遠隔連絡設備	統合電子制御ネットワークに接続する遠隔連絡設備	充電機(充電機)	第一COP(注2)代替非常用充電機(充電機)
	緊急時復旧連絡システム	充電機(充電機)	第一COP(注2)代替非常用充電機(充電機)
データ伝送設備(発電所外)	安全/ラマータシステム(SPOS) 安全/ラマータシステム	専用用内線電源、データ伝送専用電源装置 ^{※3}	冷却式非常用充電装置

注1: 充電機は、緊急時対策用非常電話機、指定非常電話専用電源装置から給電可能であり、業務用充電機である。
 注2: 充電機は、緊急時対策用非常電話機、指定非常電話専用電源装置から給電可能であり、業務用充電機である。
 注3: 電源車は、緊急時対策用非常電話機、指定非常電話専用電源装置から給電可能であり、業務用充電機である。

泊発電所3号炉

第2.6.2表 通信連絡設備(発電所外)の電源設備

通信種別	主要設備	非常用内線電源設備又は非常用充電機	代替電源設備
加入電話設備	加入電話機	通信事業者回線からの給電	—
	加入FAX	通信事業者回線からの給電	代替非常用充電機(注1)代替非常用充電機(注1)
非常電話	指定非常電話(固定)	充電式電池 ^{※1}	—
	指定非常電話(携帯)	充電式電池 ^{※1}	—
専用電話設備	専用電話設備(固定)	充電式電池 ^{※1}	—
	専用電話設備(FAX)	充電式電池 ^{※1}	—
遠隔連絡設備	遠隔連絡設備(固定)	充電式電池 ^{※1}	代替非常用充電機(注1)代替非常用充電機(注1)
	遠隔連絡設備(FAX)	充電式電池 ^{※1}	代替非常用充電機(注1)代替非常用充電機(注1)
統合電子制御ネットワークに接続する遠隔連絡設備	統合電子制御ネットワークに接続する遠隔連絡設備	充電式電池 ^{※1}	代替非常用充電機(注1)代替非常用充電機(注1)
	緊急時復旧連絡システム	充電式電池 ^{※1}	代替非常用充電機(注1)代替非常用充電機(注1)
データ伝送設備(発電所外)	安全/ラマータシステム(SPOS) 安全/ラマータシステム	専用用内線電源、データ伝送専用電源装置 ^{※3}	冷却式非常用充電装置

注1: 充電機は、緊急時対策用非常電話機、指定非常電話専用電源装置から給電可能であり、業務用充電機である。
 注2: 充電機は、緊急時対策用非常電話機、指定非常電話専用電源装置から給電可能であり、業務用充電機である。
 注3: 電源車は、緊急時対策用非常電話機、指定非常電話専用電源装置から給電可能であり、業務用充電機である。

注1: 設計基準対象設備及び重大事故等対応設備として使用する設備
 注2: 設計基準対象設備
 注3: 重大事故等対応設備

【女川】記載方針の相違
 ・女川は発電所内・発電所内外・発電所外で整理されているが、泊は通信連絡設備(発電所内・外)、データ伝送設備(発電所内・外)で整理している

【柏崎】記載方針の相違
 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

表2.6-2 通信連絡設備（発電所内及び発電所外）の電源設備

通信種別	主要設備	非常用電源設備 又は準非常用電源設備	代替電源設備
発電所内	データ伝送設備	非常用電源設備 又は準非常用電源設備	第一電源（設計対象交流電源設備） 電源車（可搬型代替交流電源設備）
	データ伝送設備	非常用電源設備 又は準非常用電源設備	第一電源（設計対象交流電源設備） 電源車（可搬型代替交流電源設備）
発電所外	データ伝送設備	非常用電源設備 又は準非常用電源設備	第一電源（設計対象交流電源設備） 電源車（可搬型代替交流電源設備）
	データ伝送設備	非常用電源設備 又は準非常用電源設備	第一電源（設計対象交流電源設備） 電源車（可搬型代替交流電源設備）

※1：ボルトン電機
 ※2：東芝電機
 ※3：日立電機
 ※4：三菱電機
 ※5：富士電機
 ※6：東芝電機
 ※7：日立電機
 ※8：三菱電機
 ※9：富士電機
 ※10：東芝電機
 ※11：日立電機
 ※12：三菱電機
 ※13：富士電機
 ※14：東芝電機
 ※15：日立電機
 ※16：三菱電機
 ※17：富士電機
 ※18：東芝電機
 ※19：日立電機
 ※20：三菱電機
 ※21：富士電機
 ※22：東芝電機
 ※23：日立電機
 ※24：三菱電機
 ※25：富士電機
 ※26：東芝電機
 ※27：日立電機
 ※28：三菱電機
 ※29：富士電機
 ※30：東芝電機
 ※31：日立電機
 ※32：三菱電機
 ※33：富士電機
 ※34：東芝電機
 ※35：日立電機
 ※36：三菱電機
 ※37：富士電機
 ※38：東芝電機
 ※39：日立電機
 ※40：三菱電機
 ※41：富士電機
 ※42：東芝電機
 ※43：日立電機
 ※44：三菱電機
 ※45：富士電機
 ※46：東芝電機
 ※47：日立電機
 ※48：三菱電機
 ※49：富士電機
 ※50：東芝電機
 ※51：日立電機
 ※52：三菱電機
 ※53：富士電機
 ※54：東芝電機
 ※55：日立電機
 ※56：三菱電機
 ※57：富士電機
 ※58：東芝電機
 ※59：日立電機
 ※60：三菱電機
 ※61：富士電機
 ※62：東芝電機
 ※63：日立電機
 ※64：三菱電機
 ※65：富士電機
 ※66：東芝電機
 ※67：日立電機
 ※68：三菱電機
 ※69：富士電機
 ※70：東芝電機
 ※71：日立電機
 ※72：三菱電機
 ※73：富士電機
 ※74：東芝電機
 ※75：日立電機
 ※76：三菱電機
 ※77：富士電機
 ※78：東芝電機
 ※79：日立電機
 ※80：三菱電機
 ※81：富士電機
 ※82：東芝電機
 ※83：日立電機
 ※84：三菱電機
 ※85：富士電機
 ※86：東芝電機
 ※87：日立電機
 ※88：三菱電機
 ※89：富士電機
 ※90：東芝電機
 ※91：日立電機
 ※92：三菱電機
 ※93：富士電機
 ※94：東芝電機
 ※95：日立電機
 ※96：三菱電機
 ※97：富士電機
 ※98：東芝電機
 ※99：日立電機
 ※100：三菱電機

女川原子力発電所2号炉

第2.6-3表 通信連絡設備（発電所内及び発電所外）の電源設備（その2）

通信種別	主要設備	非常用電源設備 又は準非常用電源設備	代替電源設備
発電所内	データ伝送設備	非常用電源設備 又は準非常用電源設備	第一電源（設計対象交流電源設備） 電源車（可搬型代替交流電源設備）
	データ伝送設備	非常用電源設備 又は準非常用電源設備	第一電源（設計対象交流電源設備） 電源車（可搬型代替交流電源設備）
発電所外	データ伝送設備	非常用電源設備 又は準非常用電源設備	第一電源（設計対象交流電源設備） 電源車（可搬型代替交流電源設備）
	データ伝送設備	非常用電源設備 又は準非常用電源設備	第一電源（設計対象交流電源設備） 電源車（可搬型代替交流電源設備）

※1：東芝電機
 ※2：日立電機
 ※3：三菱電機
 ※4：富士電機
 ※5：東芝電機
 ※6：日立電機
 ※7：三菱電機
 ※8：富士電機
 ※9：東芝電機
 ※10：日立電機
 ※11：三菱電機
 ※12：富士電機
 ※13：東芝電機
 ※14：日立電機
 ※15：三菱電機
 ※16：富士電機
 ※17：東芝電機
 ※18：日立電機
 ※19：三菱電機
 ※20：富士電機
 ※21：東芝電機
 ※22：日立電機
 ※23：三菱電機
 ※24：富士電機
 ※25：東芝電機
 ※26：日立電機
 ※27：三菱電機
 ※28：富士電機
 ※29：東芝電機
 ※30：日立電機
 ※31：三菱電機
 ※32：富士電機
 ※33：東芝電機
 ※34：日立電機
 ※35：三菱電機
 ※36：富士電機
 ※37：東芝電機
 ※38：日立電機
 ※39：三菱電機
 ※40：富士電機
 ※41：東芝電機
 ※42：日立電機
 ※43：三菱電機
 ※44：富士電機
 ※45：東芝電機
 ※46：日立電機
 ※47：三菱電機
 ※48：富士電機
 ※49：東芝電機
 ※50：日立電機
 ※51：三菱電機
 ※52：富士電機
 ※53：東芝電機
 ※54：日立電機
 ※55：三菱電機
 ※56：富士電機
 ※57：東芝電機
 ※58：日立電機
 ※59：三菱電機
 ※60：富士電機
 ※61：東芝電機
 ※62：日立電機
 ※63：三菱電機
 ※64：富士電機
 ※65：東芝電機
 ※66：日立電機
 ※67：三菱電機
 ※68：富士電機
 ※69：東芝電機
 ※70：日立電機
 ※71：三菱電機
 ※72：富士電機
 ※73：東芝電機
 ※74：日立電機
 ※75：三菱電機
 ※76：富士電機
 ※77：東芝電機
 ※78：日立電機
 ※79：三菱電機
 ※80：富士電機
 ※81：東芝電機
 ※82：日立電機
 ※83：三菱電機
 ※84：富士電機
 ※85：東芝電機
 ※86：日立電機
 ※87：三菱電機
 ※88：富士電機
 ※89：東芝電機
 ※90：日立電機
 ※91：三菱電機
 ※92：富士電機
 ※93：東芝電機
 ※94：日立電機
 ※95：三菱電機
 ※96：富士電機
 ※97：東芝電機
 ※98：日立電機
 ※99：三菱電機
 ※100：富士電機

第2.6-4表 通信連絡設備（発電所外）の電源設備

通信種別	主要設備	非常用電源設備 又は準非常用電源設備	代替電源設備
発電所外	データ伝送設備	非常用電源設備 又は準非常用電源設備	第一電源（設計対象交流電源設備） 電源車（可搬型代替交流電源設備）
	データ伝送設備	非常用電源設備 又は準非常用電源設備	第一電源（設計対象交流電源設備） 電源車（可搬型代替交流電源設備）

※1：東芝電機
 ※2：日立電機
 ※3：三菱電機
 ※4：富士電機
 ※5：東芝電機
 ※6：日立電機
 ※7：三菱電機
 ※8：富士電機
 ※9：東芝電機
 ※10：日立電機
 ※11：三菱電機
 ※12：富士電機
 ※13：東芝電機
 ※14：日立電機
 ※15：三菱電機
 ※16：富士電機
 ※17：東芝電機
 ※18：日立電機
 ※19：三菱電機
 ※20：富士電機
 ※21：東芝電機
 ※22：日立電機
 ※23：三菱電機
 ※24：富士電機
 ※25：東芝電機
 ※26：日立電機
 ※27：三菱電機
 ※28：富士電機
 ※29：東芝電機
 ※30：日立電機
 ※31：三菱電機
 ※32：富士電機
 ※33：東芝電機
 ※34：日立電機
 ※35：三菱電機
 ※36：富士電機
 ※37：東芝電機
 ※38：日立電機
 ※39：三菱電機
 ※40：富士電機
 ※41：東芝電機
 ※42：日立電機
 ※43：三菱電機
 ※44：富士電機
 ※45：東芝電機
 ※46：日立電機
 ※47：三菱電機
 ※48：富士電機
 ※49：東芝電機
 ※50：日立電機
 ※51：三菱電機
 ※52：富士電機
 ※53：東芝電機
 ※54：日立電機
 ※55：三菱電機
 ※56：富士電機
 ※57：東芝電機
 ※58：日立電機
 ※59：三菱電機
 ※60：富士電機
 ※61：東芝電機
 ※62：日立電機
 ※63：三菱電機
 ※64：富士電機
 ※65：東芝電機
 ※66：日立電機
 ※67：三菱電機
 ※68：富士電機
 ※69：東芝電機
 ※70：日立電機
 ※71：三菱電機
 ※72：富士電機
 ※73：東芝電機
 ※74：日立電機
 ※75：三菱電機
 ※76：富士電機
 ※77：東芝電機
 ※78：日立電機
 ※79：三菱電機
 ※80：富士電機
 ※81：東芝電機
 ※82：日立電機
 ※83：三菱電機
 ※84：富士電機
 ※85：東芝電機
 ※86：日立電機
 ※87：三菱電機
 ※88：富士電機
 ※89：東芝電機
 ※90：日立電機
 ※91：三菱電機
 ※92：富士電機
 ※93：東芝電機
 ※94：日立電機
 ※95：三菱電機
 ※96：富士電機
 ※97：東芝電機
 ※98：日立電機
 ※99：三菱電機
 ※100：富士電機

泊発電所3号炉

第2.6.3表 データ伝送設備（発電所内）の電源設備

通信種別	主要設備	非常用電源設備 又は準非常用電源設備	代替電源設備
データ伝送設備 （発電所内）	データ表示端末	非常用電源設備 又は準非常用電源設備	第一電源（設計対象交流電源設備） 電源車（可搬型代替交流電源設備）
	データ収集計算機	非常用電源設備 又は準非常用電源設備	第一電源（設計対象交流電源設備） 電源車（可搬型代替交流電源設備）

※1：定電圧電源は、代替非常用発電機又は緊急時対策用発電機から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 ※2：無停電電源にて約1時間使用可能。
 ※3：設計基準対象施設及び重大事故等対策設備として使用する設備
 ※4：重大事故等対策設備

第2.6.4表 データ伝送設備（発電所外）の電源設備

通信種別	主要設備	非常用電源設備 又は準非常用電源設備	代替電源設備
データ伝送設備 （発電所外）	データ収集計算機	非常用電源設備 又は準非常用電源設備	第一電源（設計対象交流電源設備） 電源車（可搬型代替交流電源設備）
	BSS 伝送サーバ	非常用電源設備 又は準非常用電源設備	第一電源（設計対象交流電源設備） 電源車（可搬型代替交流電源設備）

※1：無停電電源にて約1時間使用可能。
 ※2：設計基準対象施設及び重大事故等対策設備として使用する設備
 ※3：重大事故等対策設備

相違理由

DB/SAに係る内容（当ページ）

【女川】記載方針の相違
 ・女川は発電所内・発電所内外・発電所外で整理されているが、泊は通信連絡設備（発電所内・外）、データ伝送設備（発電所内・外）で整理している
 【柏崎】記載方針の相違
 2-3①のとおり

【女川】記載方針の相違

・女川は発電所内・発電所内外・発電所外で整理されているが、泊は通信連絡設備（発電所内・外）、データ伝送設備（発電所内・外）で整理している

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.4 緊急時対策所の通信連絡設備及びSPDSデータ表示に係る耐震性</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する通信連絡設備については、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能を維持するため、設置する机等の転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を講じる。</p> <p>また、緊急時対策所指揮所のSPDSデータ表示に係る機能及び緊急時対策支援システム（ERSS）等へデータを伝送するための機能に関しては、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを耐震性を有する3号及び4号炉原子炉補助建屋に設置し、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能を喪失しないように耐震性を確保する設計としている。</p> <p>概要を図11、12に示す。（SPDS表示装置については、「第34条 緊急時対策所」にて整理する。）</p>		<p>2.7 緊急時対策所の通信連絡設備及びSPDSパラメータ表示に係る耐震性</p> <p>緊急時対策所に設置する通信連絡設備については、基準地震動による地震力に対し、機能を維持するため、設置する机等の転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を講じる。</p> <p>また、緊急時対策所のSPDSパラメータ表示に係る機能及び緊急時対策支援システム（ERSS）へデータを伝送するための機能に関しては、データ収集計算機及びERSS伝送サーバを耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋内に設置し、基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しないように耐震性を確保する設計としている。</p> <p>概要を第2.7.1図に示す。</p>	<p>SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【女川】記載方針の相違（大阪審査実績の反映） ・女川は参考資料の参考8に耐震措置について記載している。泊は、大阪審査実績を踏まえ、本項を記載しつつ、女川審査実績を踏まえ参考8にも耐震措置について記載している（女川・泊の参考8比較は別途参考資料の比較表に記載）。なお、メーカー設計が同様である大阪の耐震性確保の範囲は泊と同様である。 （女川に記載がないため、大阪との相違識別）</p> <p>【大阪】記載表現の相違 ・大阪：SPDSデータ、泊：SPDSパラメータ</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・泊は、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。 【大阪】記載方針の相違 大阪ではSPDS表示装置については、「34条」で整理するとしているが、泊3号炉では女川審査実績を踏まえ、SPDS表示端末について35条上で整理することとし、参考8にSPDS表示端末の耐震措置一覧を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

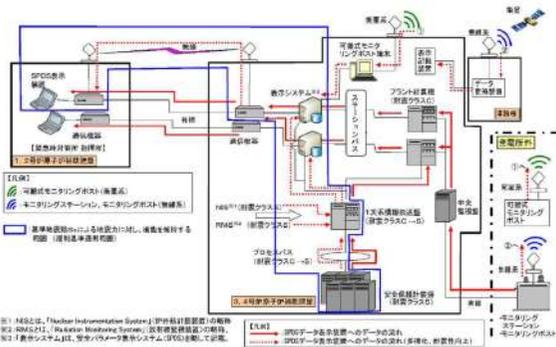


図11 緊急時対策所のSPDSデータ表示概要図

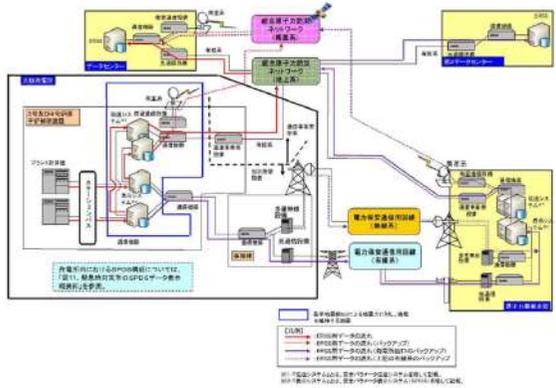
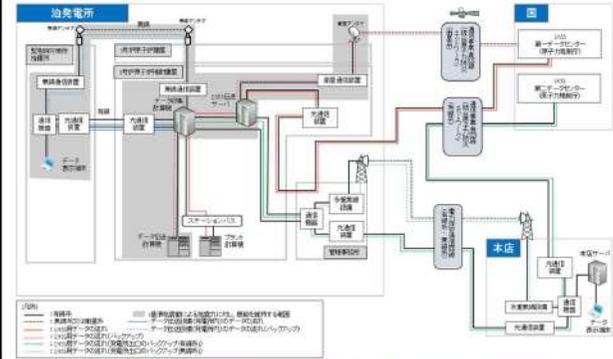


図12 緊急時対策支援システム (ERSS) 等へ伝送できる設備概要



第2.7.1図 データ伝送設備 (発電所内) 及びデータ伝送設備 (発電所外) に係る耐震性の概要

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉			
参考1. 通信連絡設備の一覧			
発電所内外に必要な箇所と通信連絡するための設備について、設置場所、台数等を表1~7に記載する。			
表1 警報装置			
主要設備	台数・設置場所	新規別置 既存・新増	写真
事故一斉放送装置	1式	○	 遠転指令設備のスピーカーを使用
表2 発電所内の通信設備（発電所内）（1/2）			
主要設備	台数・設置場所	新規別置 既存・新増	写真
遠転指令設備	1、2号炉 送受信機 全体台数：200台 緊急時対策用 指操所：1台 事務所等：199台	○	
	3、4号炉 送受信機 全体台数：270台 中央制御室：14台 事務所等：256台	○	
電力保安運用 電話設備 ^{※1}	保安電話 (固定) 全体台数：約680台 緊急時対策用 指操所：2台 中央制御室：7台 事務所等：571台	○	固定型 
	保安電話 (携帯) 全体台数：約680台 緊急時対策用 指操所：10台 緊急時対策用 指操場所：4台 中央制御室：8台 事務所等：668台	○	携帯型 
トランシーバー	全体台数：33台（予備3台含む） 緊急時対策用 指操所：33台（予備3台）	○	
訓練連絡装置	全体台数：2台 ^{※2} 緊急時対策用 指操所：1台 移動式放射能測定装置（モニタ車）：1台	△	固定型 移動型 

女川原子力発電所2号炉				
参考1. 通信連絡設備の一覧				
発電所内及び発電所外において必要な箇所と通信連絡を行うための設備について、保管場所及び配備台数を参考第1.1-1表、参考第1.1-2表及び参考第1.1-3表に示す。				
通信連絡設備の保管に当たっては、保管環境（温度、湿度、振動等）を考慮した設計とする。				
重大事故等が発生した場合においても使用する通信連絡設備についての保管に当たっては、有効性評価において想定する時間に対して影響がなく速やかに使用できるよう考慮した設計とする。また、保守点検時及び設備が故障した場合においても速やかに代替機器を準備できるよう予備品を配備する。				
保管場所及び配備台数については、訓練により実効性を確認し、必要に応じて適宜改善を図ることとする。				
参考第1.1-1表 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所内）） 通信連絡設備（発電所内）（1/4）				
主要設備	台数・保管場所	新規別置基準		写真
		既存	新規	
送受信機 (バーゼンダ) (警報装置を含む)	927台 ・中央制御室：17台 ・緊急時対策所：12台 ・事務建屋等：598台	○		
	935台 ・中央制御室：11台 ・緊急時対策所：2台 ・事務建屋等：922台	○		
通信連絡設備（発電所内）（2/4）				
主要設備	台数・保管場所	新規別置基準		写真
		既存	新規	
固定電話機	329台 ・中央制御室：5台 ・緊急時対策所：12台 ・事務建屋等：312台	○		
電力保安通信用 電話設備 [※]	PHS端末 507台 ・中央制御室：6台 ・緊急時対策所：12台 ・事務建屋等：489台	○		
	FAX 12台 ・中央制御室：1台 ・緊急時対策所：1台 ・事務建屋等：10台	○		

泊発電所3号炉				相違理由
参考1. 通信連絡設備の一覧				
発電所内及び発電所外において必要な箇所と通信連絡を行うための設備について、保管場所及び配備台数を参考第1-1表、参考第1-2表及び参考第1-3表に示す。				
通信連絡設備の保管に当たっては、保管環境（温度、湿度、振動等）を考慮した設計とする。				
重大事故等が発生した場合においても使用する通信連絡設備についての保管に当たっては、有効性評価において想定する時間に対して影響がなく速やかに使用できるよう考慮した設計とする。また、保守点検時及び設備が故障した場合においても速やかに代替機器を準備できるよう予備品を配備する。				
保管場所及び配備台数については、訓練により実効性を確認し、必要に応じて適宜改善を図ることとする。				
参考第1-1表 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所内）） 通信連絡設備（発電所内）				
主要設備	台数・保管場所	新規別置基準		写真
		既存	新規	
遠転指令設備 (警報装置を含む)	122台 ・緊急時対策用指操所：1台 ・緊急時対策用指操所：1台 ・中央制御室：40台 ・事務所：80台	○		
	1式	○		
電力保安通信用 電話設備 ^{※1}	保安電話(固定) 約400台 保安電話(携帯) 約1,600台 ・発電所内：約1,400台 ・発電所外：約200台	○		
	保安電話(FAX) 2台 ・緊急時対策用指操所：1台 ・中央制御室：1台	○		
訓練連絡装置 ^{※2}	24台(予備12台含む) ・中央制御室：12台 ・事務建屋等：12台	○		
訓練連絡装置 ^{※2}	28台 ・緊急時対策用指操所：28台	○		
緊急電話設備 ^{※3※4}	4台 ・緊急時対策用指操所：3台 ・中央制御室：1台	○		
	28台 ・緊急時対策用指操所：15台 ・中央制御室：5台 ・消防車室、中継所等：18台 支機室：2台	○		
無線連絡装置 ^{※5}	2台 ・緊急時対策用指操所：1台 ・中央制御室：1台	○		
無線連絡装置 ^{※5}	27台 ・緊急時対策用指操所：4台 ・中央制御室：4台 ・消防車室：7台 支機室：22台	○		
移動無線設備	1台 ・緊急時対策用指操所：1台	○		
移動無線設備	1台 ・消防用無線機：1台	○		

【大飯】記載方針の相違
 (女川実績の反映)
 ・大飯は警報装置を独立して表に記載
 ・表構成の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉						
表4 発電所外の通信設備 (発電所外) (1/3)						
主要設備	台数・設置場所	連絡先		新規格基準		写真
		社内	社外	既存	新規	
電力保安通信用電話設備	全体台数：約590台 緊急時対策所 指揮所：2台 中央制御室：7台 事務所等：57.1台	○	○	○	○	
保安電話 (携帯)	全体台数：約890台 緊急時対策所 指揮所：1台 緊急時対策所 待機場所：4台 中央制御室：8台 事務所等：88.8台	○	○	○	○	
衛星保安電話	全体台数：3台 緊急時対策所 指揮所：2台 事務所等：1台	○	○	○	○	
衛星電話 携帯	全体台数：2台 (予備1台含む) 緊急時対策所 指揮所：1台	○	○	△	△	
加入電話	全体台数：2.5台 (1.0台)※1 緊急時対策所 指揮所：5台 (5分)※2 中央制御室：1台 (1台)※2 事務所等：1.7台 (4台)※2	○	○	○	○	
加入ファクシミリ	全体台数：1.8台 緊急時対策所 指揮所：1台 中央制御室：1台 事務所等：1.6台	○	○	△	△	

※1：発電所内用を含む。
 ※2：災害時保安電話の台数を再掲。
 △：規制基準を定めて、網的に設置している設備。

表5 発電所外の通信設備 (発電所外) (2/3)

主要設備	台数・設置場所	連絡先		新規格基準		写真
		社内	社外	既存	新規	
携帯電話	全体台数：83台 (15台)※1	○	○	○	○	
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム 全体台数：2台 緊急時対策所 指揮所：1台 事務所：1台	○	○	○	○	
IP電話	全体台数：9台 緊急時対策所 指揮所：3台 事務所：6台	○	○	○	○	
	IP-FAX 全体台数：5台 緊急時対策所 指揮所：2台 事務所：3台	○	○	○	○	
衛星電話※1	固定 全体台数：20台 (予備10台含む) 緊急時対策所 指揮所：5台 (予備5台) 中央制御室：5台 (予備5台)	○	○	○	○	
	携帯 全体台数：3.8台 (予備1.0台含む) 緊急時対策所 指揮所：1.0台 (予備1.0台) 中央制御室：1台 移動式射撃測定装置 (花ニクス)：1台 事務所等：1.6台	○	○	○	○	

※1：発電所内用を含む。
 ※2：災害時保安電話の台数を再掲。

女川原子力発電所2号炉					
参考第1.1-2表 通信連絡設備の一覧 (通信連絡設備 (発電所外))					
主要設備	台数・設置場所	新規格基準		写真	
		既存	新規		
電力保安通信用電話設備※	固定電話機 329台 ・中央制御室：5台 ・緊急時対策所：12台 ・事務棟等：312台	○	○		
	PHS端末 507台 ・中央制御室：6台 ・緊急時対策所：12台 ・事務棟等：489台	○	○		
	FAX 12台 ・中央制御室：1台 ・緊急時対策所：1台 ・事務棟等：10台	○	○		
	衛星保安電話 (固定型) 2台 ・緊急時対策所：1台 ・事務棟等：1台	○	○		

※：発電所内と発電所外で共用
 ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

泊発電所3号炉					
参考第1-2表 通信連絡設備の一覧 (通信連絡設備 (発電所外))					
主要設備	台数・設置場所	新規格基準		写真	
		既存	新規		
電力保安通信用電話設備	保安電話 (固定)※1 約400台 ・発電所内 約400台	○	○		
	保安電話 (携帯)※1 約1,800台 ・発電所内 約1,800台 充電器 約1,800台	○	○		
	保安電話 (FAX)※1 2台 ・緊急時対策所指揮所 1台 ・中央制御室 1台	○	○		
	衛星保安電話 1台 ・緊急時対策所指揮所 1台	○	○		
	専用電話 1台 ・中央制御室 1台	○	○		
加入電話設備	加入電話機 2台 ・緊急時対策所指揮所 2台	○	○		
	加入FAX 1台 ・緊急時対策所指揮所 1台	○	○		
携帯電話	携帯電話 72台 充電器 72台	○	○		
衛星電話設備※2	衛星電話設備 (固定型)※1 4台 ・緊急時対策所指揮所 3台 ・中央制御室 1台	○	○		
	衛星電話設備 (FAX)※1 1台 ・緊急時対策所指揮所 1台	○	○		
	衛星電話設備 (携帯型)※1 29台 ・緊急時対策所指揮所 15台 ・中央制御室 2台 ・消防車庫、守衛等 12台 充電器 29台	○	○		

(注1)：発電所内と発電所外で共用
 (注2)：設計基準事故時及び重大事故等時と4に使用する。
 ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

相違理由
 【大阪】記載方針の相違
 (女川実績の反映)
 ・表構成の相違
 DB/SAに係る内容 (当ページ)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉

表 6 発電所外の通信設備 (発電所外) (3 / 3)

主要設備	台数・設置場所	連絡先		新規制基準		写真
		社内	社外	既存	新規	
社内TV会議システム	全体台数：4台 緊急時対策所 指保所：1台 事務所等：3台	○		△	△	
緊急時衛星通報システム	全体台数：2台 (予備1台含む) 緊急時対策所 指保所：1台 (予備1台)		○		○	
無線通信装置	全体台数：2台※1 緊急時対策所 指保所：1台 移動式放射能測定装置 (モニタ車)：1台		○※2		△	

※1：緊急時対策所指保所は固定型、移動型並射線測定装置(モニタ車)には無線型を計装。
 ※2：無線通信装置は、緊急時対策所指保所と移動式放射能測定装置(モニタ車)間の連絡に用いる。
 <凡例>
 ○：規制基準でなく、自主的に設置している設備。
 △：規制基準でなく、自主的に設置している設備。

女川原子力発電所 2 号炉

通信連絡設備 (発電所外) (2/3)

主要設備	台数・設置場所	新規制基準		写真
		既存	新規	
社内テレビ会議システム	7台 ・緊急時対策所：1台 ・事務所等：6台	○		
テレビ会議システム	1式 ・緊急時対策所 ・事務所等	○		
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	11台 ・緊急時対策所：6台 ・事務所等：5台	○		
IP電話	7台 ・緊急時対策所：3台 ・事務所等：4台	○		
IP-FAX	3台 ・緊急時対策所：2台 ・事務所等：1台	○		
相加入電話設備	47台 (30台)※ ・中央制御室：1台 (1台) ・緊急時対策所：12台 (1台) ・事務所等：34台 (8台)	○		
加入FAX	12台 (4台)※ ・中央制御室：1台 (0台) ・緊急時対策所：1台 (1台) ・事務所等：10台 (3台)	○		

※：災害時優先電話の台数を再掲
 ・台数については、今後、調整等を通して見直しを行う。

通信連絡設備 (発電所外) (3/3)

主要設備	台数・設置場所	新規制基準		写真
		既存	新規	
専用電話設備 (地方公共団体向ネットワーク)	20台 ・緊急時対策所：10台 ・事務所等：10台	○		
専用電話設備*	7台 中央制御室：2台 計装 ・緊急時対策所：4台 ・事務所等：1台	○		 専用電話設備用 電話設備 専用電話設備用 アンテナ 【イメージ】
専用電話設備 (携帯型)	10台 ・中央制御室：5台 計装 ・緊急時対策所：10台 ・事務所等：5台	○		 【イメージ】

※：発電所内と発電所外で共用
 ・台数については、今後、調整等を通して見直しを行う。

泊発電所 3 号炉

通信連絡設備 (発電所外) (2/2)

主要設備	台数・設置場所	新規制基準		写真
		設計基準事故対応設備	既存	
社内テレビ会議システム	社内テレビ会議システム 1台 ・緊急時対策所指保所 1台	○		
専用電話設備	専用電話設備 (固定型) 7台 ・緊急時対策所指保所 7台	○		
専用電話設備 (FAX)	専用電話設備 (FAX) 7台 ・緊急時対策所指保所 7台	○		
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備※1	IP電話 6台 ・緊急時対策所指保所 6台 (地上系 4台、衛星系 2台)	○		
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備※2	IP-FAX 3台 ・緊急時対策所指保所 3台 (地上系 2台、衛星系 1台)	○		
テレビ会議システム	テレビ会議システム 1台 ・緊急時対策所指保所 1台	○		

(注1)：発電所内と発電所外で共用
 (注2)：設計基準事故時及び重大事故時等にも使用する。
 ・台数については、今後、調整等を通して見直しを行う。

相違理由

【大飯】記載方針の相違
 (女川実績の反映)
 ・表構成の相違

DB/SAに係る内容 (当ページ)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
SPDS表示装置	全体台数：3台（予備1台含む） 【緊急時対策所：2台（予備1台）】	○		
データ伝送設備（発電所内） 安全パラメータ表示システム（SPDS）	全体台数：1式 【原子炉補助建屋：1式】	○		 安全パラメータ表示システム（SPDS）
データ伝送設備（発電所外） 安全パラメータ表示システム（SPDS） 安全パラメータ伝送システム	全体台数：1式 【原子炉補助建屋：1式】	○		 安全パラメータ表示システム（SPDS）  安全パラメータ伝送システム

表7 データ伝送設備

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

参考表 1.1-1 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所内））

通信連絡設備（発電所内）（1/3）

主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
送受設備（ケーブル） （警報装置を含む）	約370台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所：4台 ・6号及び7号炉中央制御室：各11台 ・6号及び7号炉原子炉建屋ほか：約330台 屋外：約20台	○		 ハンドセット
	約1000台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所：4台 ・中央制御室：21台(6号炉)、18台(7号炉) ・6号及び7号炉原子炉建屋ほか：約920台 屋外：約40台	○		 スピーカ

*台数については、今後、詳細を確認して見直しを行う。

女川原子力発電所2号炉

参考第1.1-3表 通信連絡設備の一覧
 （安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備）

主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
データ収集装置	1式 ・制御棟 プロセス計算機室		○	 【イメージ】
安全パラメータ表示システム（SPDS） 伝送装置	1式 ・緊急時対策所		○	 【イメージ】
SPDS表示装置	1式 ・緊急時対策所		○	 【イメージ】
データ伝送設備（発電所外） 伝送装置	1式 ・緊急時対策所		○	 【イメージ】

泊発電所3号炉

参考第1-3表 通信連絡設備の一覧
 （データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外））

主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
データ伝送設備（発電所内） データ表示端末	4台（予備0台を含む） ・緊急時対策所指揮所：4台		○	
データ伝送設備（発電所内） データ収集計算機 ^(注1)	1式 ・原子炉補助建屋：1式		○	
データ伝送設備（発電所外） データ収集計算機 ^(注1)	1式 ・原子炉補助建屋：1式		○	
データ伝送設備（発電所外） ERSS伝送サーバ	1式 ・原子炉補助建屋：1式		○	

（注1）：発電所内と発電所外で共用

相違理由

【大飯】記載方針の相違
 （女川実績の反映）
 ・表構成の相違

DB/SAに係る内容（当ページ）

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																											
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>通信連絡設備（発電所内）（2/3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数・設置場所</th> <th colspan="2">新規格基準要求</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>既存</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定電話機</td> <td>約280台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：19台 ・6号及び7号炉中央制御室：14台（共用） ・事務建屋・原子炉建屋ほか：約280台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備</td> <td>約260台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：30台 ・6号及び7号炉中央制御室：17台（共用） ・発電所員移動備分：約200台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>4台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：2台 ・6号及び7号炉中央制御室：各1台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p> <p>通信連絡設備（発電所内）（3/3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数・設置場所</th> <th colspan="2">新規格基準要求</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>既存</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>携帯型音声呼出電話設備</td> <td>26台 ・6号及び7号炉中央制御室：各10台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：6台</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中継用ケーブルドラム</td> <td>12台 ・6号及び7号炉中央制御室：各5台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：2台</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備</td> <td>11台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：9台 ・6号及び7号炉中央制御室：各1台（特設室用を含む）</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（可搬型）</td> <td>39台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：15台 ・警備地点（刈羽要、柏崎エネルギホール）：24台</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（常設）</td> <td>6台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：4台 ・6号及び7号炉中央制御室：各1台（特設室用を含む）</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（可搬型）</td> <td>180台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：90台 ・事務建屋ほか：90台</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>	主要設備	台数・設置場所	新規格基準要求		写真	既存	新規	固定電話機	約280台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：19台 ・6号及び7号炉中央制御室：14台（共用） ・事務建屋・原子炉建屋ほか：約280台	○			電力保安通信用電話設備	約260台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：30台 ・6号及び7号炉中央制御室：17台（共用） ・発電所員移動備分：約200台	○			FAX	4台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：2台 ・6号及び7号炉中央制御室：各1台	○			主要設備	台数・設置場所	新規格基準要求		写真	既存	新規	携帯型音声呼出電話設備	26台 ・6号及び7号炉中央制御室：各10台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：6台		○		中継用ケーブルドラム	12台 ・6号及び7号炉中央制御室：各5台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：2台		○		衛星電話設備	11台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：9台 ・6号及び7号炉中央制御室：各1台（特設室用を含む）		○		衛星電話設備（可搬型）	39台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：15台 ・警備地点（刈羽要、柏崎エネルギホール）：24台		○		無線連絡設備（常設）	6台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：4台 ・6号及び7号炉中央制御室：各1台（特設室用を含む）		○		無線連絡設備（可搬型）	180台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：90台 ・事務建屋ほか：90台		○				<p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>
主要設備			台数・設置場所	新規格基準要求		写真																																																								
	既存	新規																																																												
固定電話機	約280台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：19台 ・6号及び7号炉中央制御室：14台（共用） ・事務建屋・原子炉建屋ほか：約280台	○																																																												
電力保安通信用電話設備	約260台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：30台 ・6号及び7号炉中央制御室：17台（共用） ・発電所員移動備分：約200台	○																																																												
FAX	4台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：2台 ・6号及び7号炉中央制御室：各1台	○																																																												
主要設備	台数・設置場所	新規格基準要求		写真																																																										
		既存	新規																																																											
携帯型音声呼出電話設備	26台 ・6号及び7号炉中央制御室：各10台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：6台		○																																																											
中継用ケーブルドラム	12台 ・6号及び7号炉中央制御室：各5台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：2台		○																																																											
衛星電話設備	11台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：9台 ・6号及び7号炉中央制御室：各1台（特設室用を含む）		○																																																											
衛星電話設備（可搬型）	39台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：15台 ・警備地点（刈羽要、柏崎エネルギホール）：24台		○																																																											
無線連絡設備（常設）	6台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：4台 ・6号及び7号炉中央制御室：各1台（特設室用を含む）		○																																																											
無線連絡設備（可搬型）	180台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策用：90台 ・事務建屋ほか：90台		○																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

参考表 1.1-2 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所外））

通信連絡設備（発電所外）（1/3）

主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
テレビ会議システム	1式 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	○		
専用電話設備（ボットライン）	7台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所：7台	○		
衛星電話設備（社内用）	テレビ会議システム（社内用）	1式 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	○	
	衛星社内電話機	4台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所：4台	○	

*台数については、今後、詳細等を通じて見直しを行う。

通信連絡設備（発電所外）（2/3）

主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
IP-電話機	6台（有線系：4台、衛星系2台） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所：4台（有線系）、2台（衛星系）		○	
統合原子力防災ネットワークを用いた遠隔連絡設備	2台（有線系：1台、衛星系1台） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所：1台（有線系）、1台（衛星系）		○	
テレビ会議システム	1式（有線系・衛星系 共用） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所		○	

*台数については、今後、詳細等を通じて見直しを行う。

通信連絡設備（発電所外）（3/3）

主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
衛星電話設備	11台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所：9台 ・6号及び7号炉中央制御室：各1台		○	
	30台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所：15台 ・参集地点（刈羽原、柏崎工場ビル等）：24台		○	

*台数については、今後、詳細等を通じて見直しを行う。

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

参考表 1.1-3 通信連絡設備の一覧
 （安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備）

主要設備	台数・設置場所	新規格基準要求		写真
		既存	新規	
データ伝送装置	1式 ・6号炉 コントロール建屋 プロセス計算機室 ・7号炉 コントロール建屋 プロセス計算機室		○	
安全パラメータ表示システム（SPDS）	緊急時対策支援システム 伝送装置	1式 ・6号炉原子炉建屋内緊急時対策所	○	
	SPDS表示装置	1式 ・6号炉原子炉建屋内緊急時対策所	○	
データ伝送設備（発電所外）	緊急時対策支援システム 伝送装置	1式 ・6号炉原子炉建屋内緊急時対策所	○	

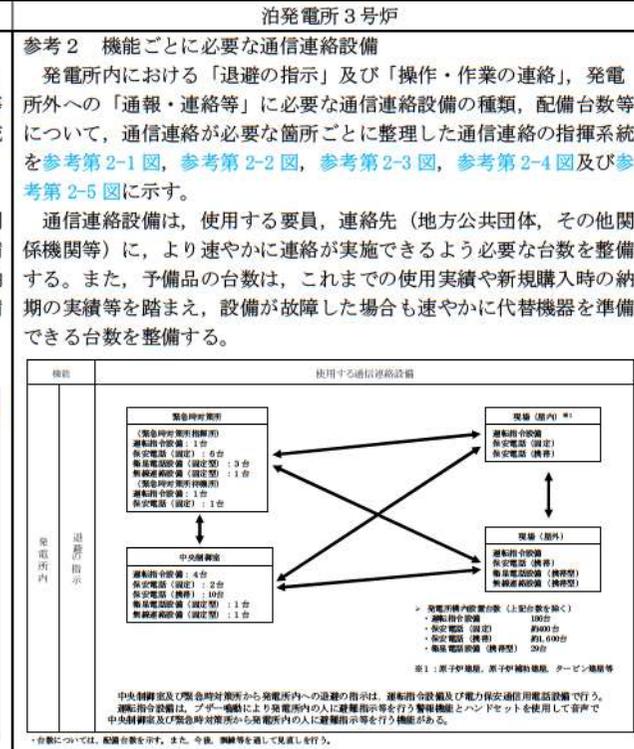
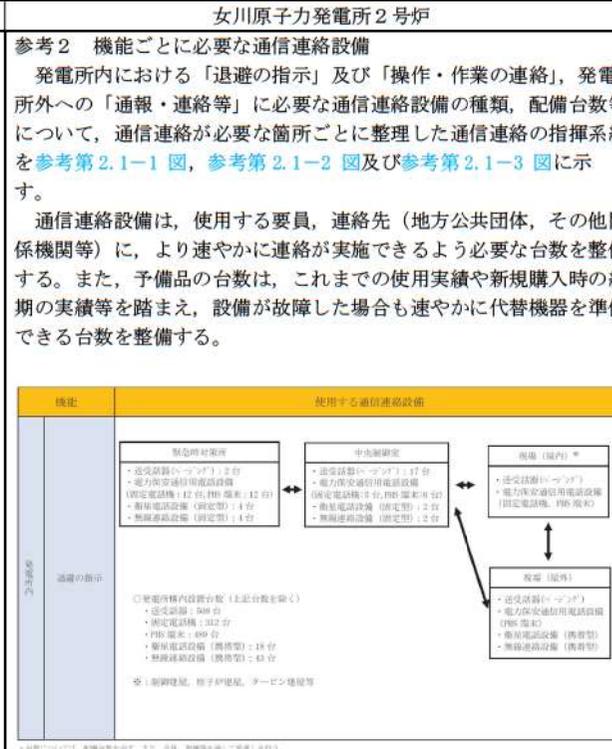
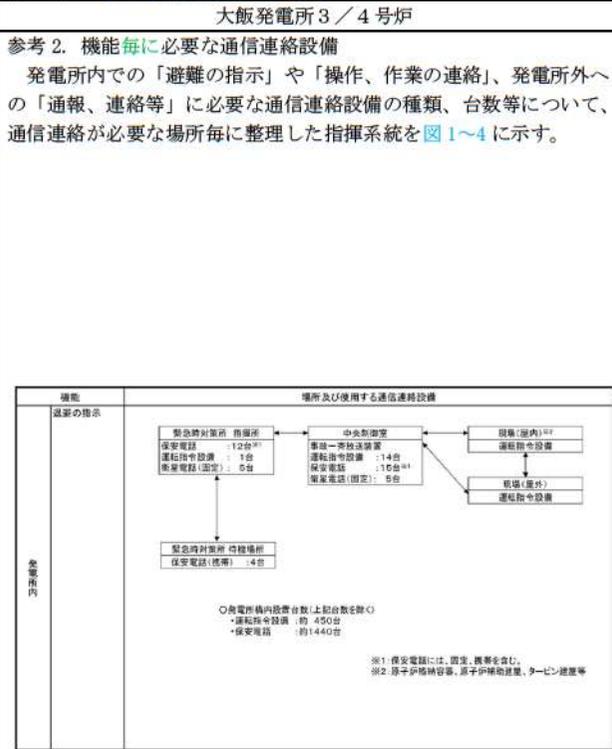
*台数については、今後、訂正等を通じて見直しを行う。

※イメージ写真

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

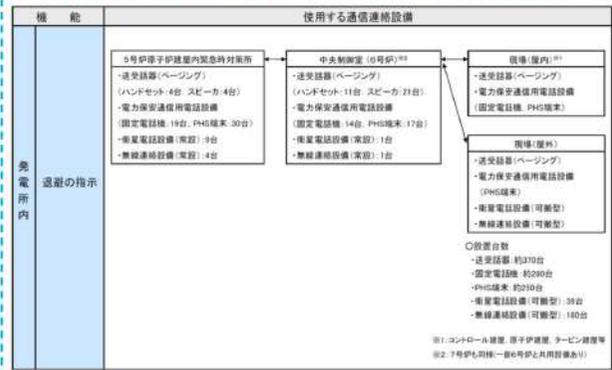


【大飯】記載表現の相違
 DB/SAに係る内容（当ページ）

【大飯】記載方針の相違
 （女川審査実績の反映）

【大飯】記載方針の相違
 （女川審査実績の反映）

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

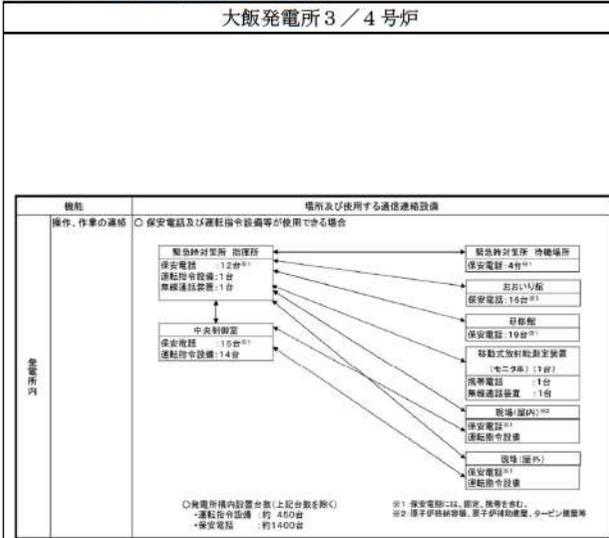
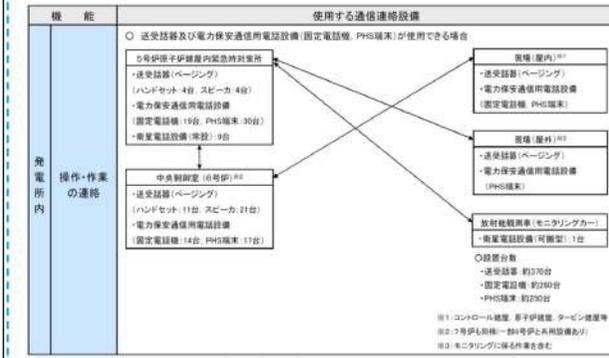
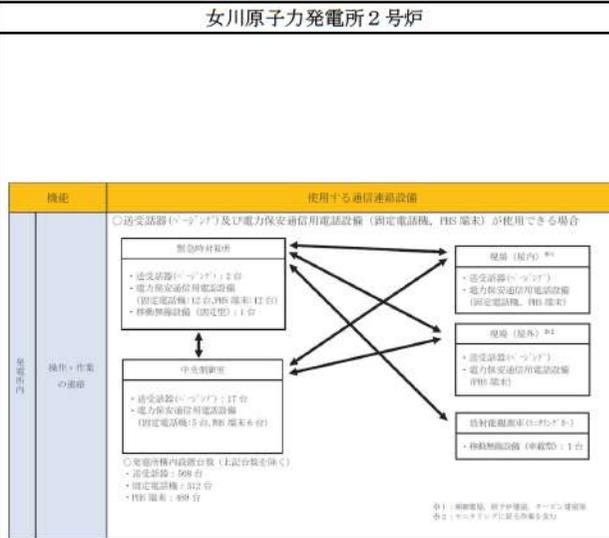


図2 「操作、作業の連絡」における指揮系統図（1/2）

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

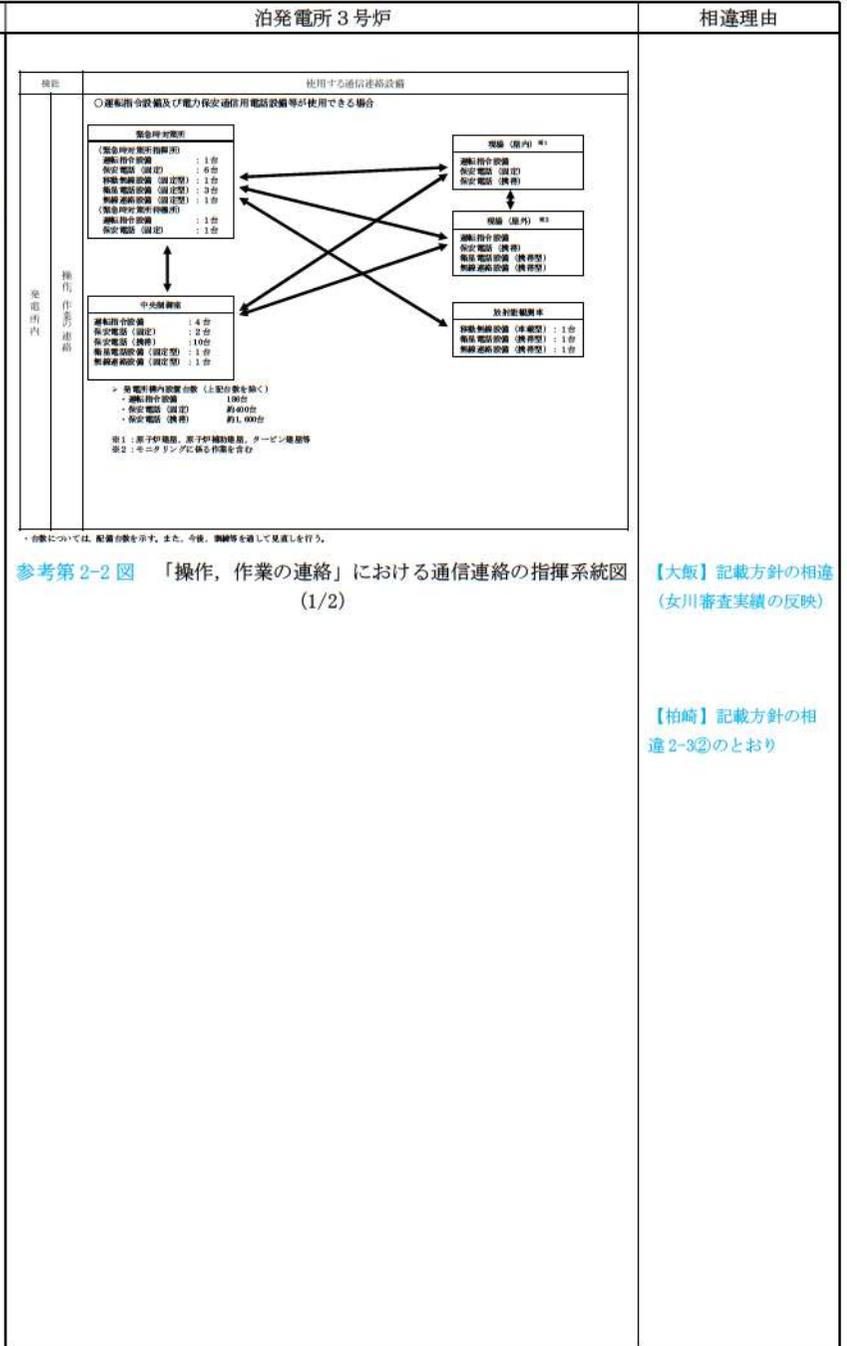


参考図 2.1-2 「操作、作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図（1/2）



※1 柏崎刈羽6/7号炉、柏崎刈羽6号炉、柏崎刈羽7号炉と共通

参考第 2.1-2 図 「操作、作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図（1/2）



参考第 2-2 図 「操作、作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図（1/2）

【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映）

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

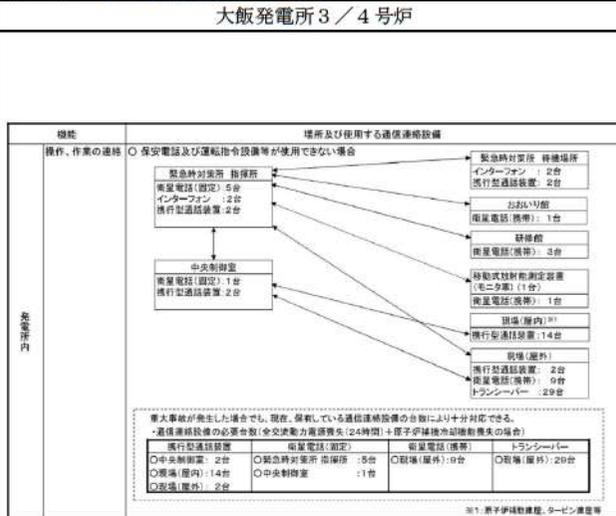
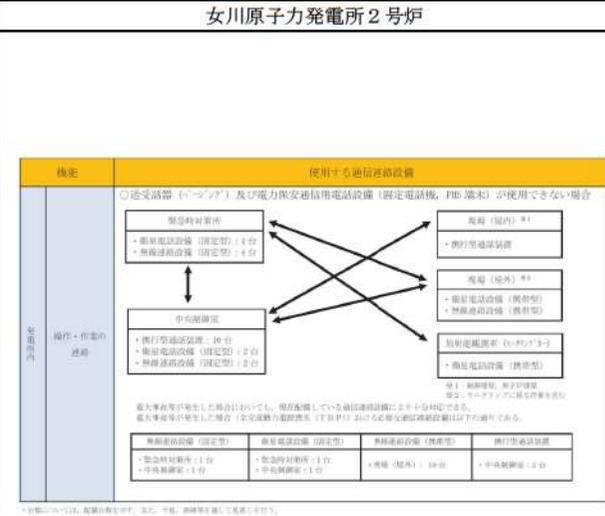


図3 「操作、作業の連絡」における指揮系統図（2/2）

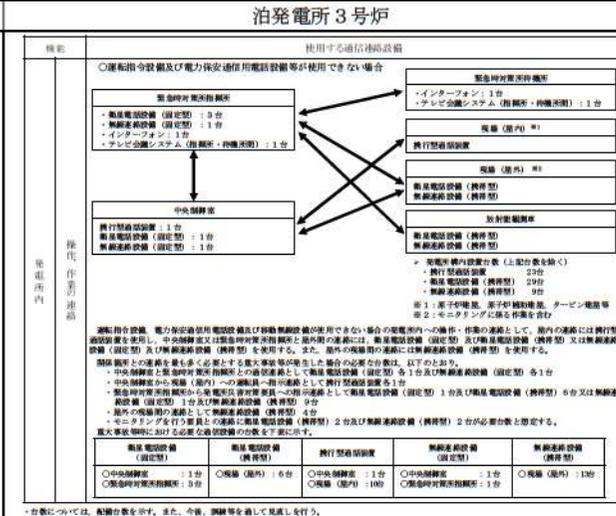


参考第2.1-2図 「操作、作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図（2/2）

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】



参考図 2.1-2 「操作、作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図（2/2）



参考第2-3図 「操作、作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図（2/2）

相違理由

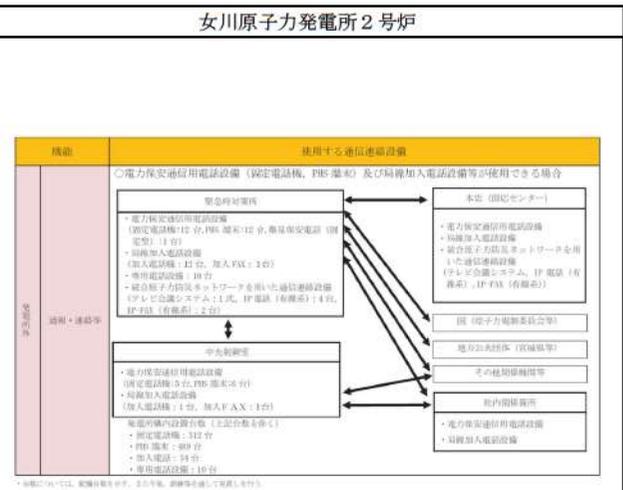
DB/SAに係る内容（当ページ）

【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）

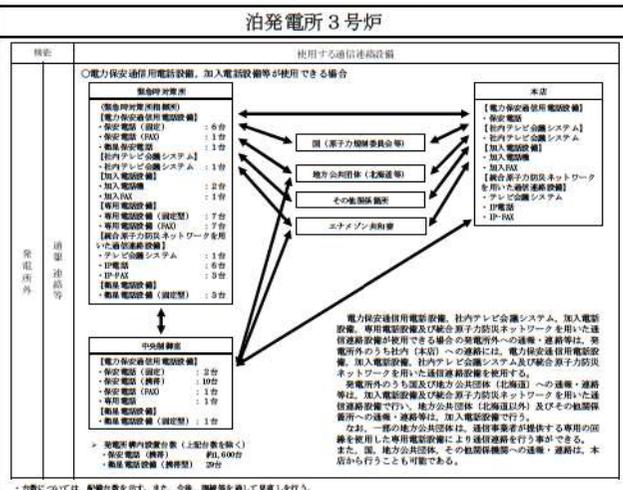
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)



図4 「通報、連絡等」における指揮系統図



参考第2.1-3図 「通報・連絡等」における通信連絡の指揮系統図 (1/2)

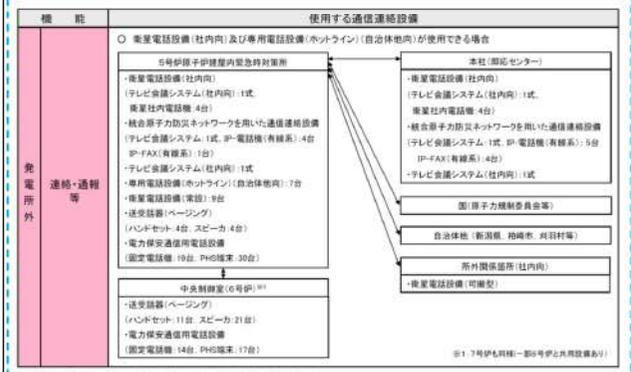


参考第2-4図 「通報、連絡等」における通信連絡の指揮系統図 (1/2)

相違理由

【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)

【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】



参考図 2.1-3 「連絡・通報等」における通信連絡の指揮系統図 (1 / 2)

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎列羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>機能 連絡・通報等</p> <p>使用する通信連絡設備</p> <p>○ 衛星電話設備 (社内用) 及び専用電話設備 (ホットライン) (自治体向け) が使用できない場合</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対応所</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (専用) : 3台 統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム 1式、IP-電話機 (衛星系) 2台、IP-FAX (衛星系) 1台) <p>本社 (固定センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (専用) 統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP-電話機 (衛星系)、IP-FAX (衛星系)) 無線加入電話設備 <p>国 (原子力規制委員会等)</p> <p>自治体 (新潟県、静岡県、浜崎村等)</p> <p>所外関係箇所 (社内用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (可搬型) <p>中央制御室 (4号炉) *</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (専用) : 1台 <p>※1: 7号炉も同様</p> <p>参考図 2.1-3 「連絡・通報等」における通信連絡の指揮系統図 (2/2)</p>	<p>機能 通報・連絡等</p> <p>使用する通信連絡設備</p> <p>○ 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、FIS端末) 及び無線加入電話設備等が使用できない場合</p> <p>緊急時対応所</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (固定型) : 1台 統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム 1式、IP-電話機 (衛星系) 2台、IP-FAX (衛星系) 1台) <p>本社 (固定センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (携帯型) 統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP-電話機 (衛星系)、IP-FAX (衛星系)) 無線加入電話設備 <p>国 (原子力規制委員会等)</p> <p>地方公共団体 (宮城県等)</p> <p>その他関係箇所等</p> <p>社内関係箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> 無線電話設備 (携帯型) * <p>中央制御室</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (固定型) : 2台 <p>※1: 4号炉も同様、設備の相違あり。また、今後、調整等を通じて見直しを行う。</p> <p>参考第 2.1-3 図 「通報・連絡等」における通信連絡の指揮系統図 (2/2)</p>	<p>機能 連絡等</p> <p>使用する通信連絡設備</p> <p>○ 電力保安通信用電話設備、加入電話設備等が使用できない場合</p> <p>緊急時対応所</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (携帯型) 統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP-電話機 (衛星系)、IP-FAX : 1台) <p>本社</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (固定型) 統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP-電話機 (衛星系)、IP-FAX) 無線加入電話設備 <p>国 (原子力規制委員会等)</p> <p>地方公共団体 (北海道等)</p> <p>その他関係箇所</p> <p>エナジメン事務局</p> <p>無線電話設備 (衛星電話設備 (携帯型))</p> <p>中央制御室</p> <ul style="list-style-type: none"> 無線電話設備 (固定型) : 1台 <p>電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備及び専用電話設備が使用できない場合の発電所外への連絡・連絡等は、発電所内のうち社内 (本社) への連絡には、衛星電話設備、衛星携帯用電話及び統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備を使用する。発電所外 (社外) のうち国及び地方公共団体 (北海道) への連絡・連絡等は、衛星電話設備及び統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備で行い、地方公共団体 (北海道以外) 及びその他関係箇所への連絡・連絡等は、衛星電話設備で行う。また、国、地方公共団体、その他関係箇所への連絡・連絡は、本社から行うことも可能である。</p> <p>参考第 2-5 図 「通報、連絡等」における通信連絡の指揮系統図 (2/2)</p>	<p>相違理由</p> <p>DB/SAに係る内容 (当ページ)</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・協力会社との通信連絡については参考 13 に記載</p>
<p>なお、協力会社を含めた通信連絡の整理については、以下のとおり。</p> <p><協力会社を含めた通信連絡の整理></p> <p>発電所の運営にあたっては、普段より当社と協力会社が一体となって運営してきており、協力会社においてもマイプラント意識に根ざした同様の価値観を持って取り組んでいただいているところである。</p> <p>従って、事故等が発生した際においても、協力会社と事前に覚書を結んでおり、その中で当社からの要請を受けるための連絡体制を構築していただき、設備所管箇所から設備の修理・復旧活動への協力要請を行い、一体となって対応しているところである。</p> <p>重大事故発生時も同様の観点で協力会社も含めた体制で対応することとしており、事故発生当初の緊急時対応においては発電所内の緊急時対策本部要員、中央制御室要員、緊急安全対策要員 (協力会社含む)、および召集要員 (社員) にて対応可能なように体制を整えている。</p> <p>設備の修理・復旧活動等といった緊急時対応以降の事故対応においても、事故の状況に応じて協力会社と一体となり必要な体制を整備し、事故対応を計画・実施することとしている。</p>	<p>参考 13 にて比較</p>	<p>参考 13 にて比較</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>携行型通話装置は、中央制御室と各現場間に敷設している通信線を用いて通信連絡を行う。 通信線（通常時）が使用出来ない場合は、中央制御室から通話装置用ケーブルを敷設し通信連絡に用いる。</p> <p>これらの装置については、操作マニュアルを作成しており、訓練において有効性を確認している。 最大通話可能距離は約10kmであり、通話装置用ケーブルを利用して、構内各所で使用可能である。また、通話装置用ケーブルについては、水による影響を受けにくい材質であり、溢水時においても使用できる。</p> <p>携行型通話装置、通話装置用ケーブルを用いた中央制御室と現場との通信連絡概要について、図5に示す。又、重大事故シナシナで使用する通信連絡設備（携行型通話装置、トランシーバー等）の使用台数を表8、9、10に記載する。</p>	<p>参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>中央制御室に保管する携行型通話装置は、通常使用している所内の通信連絡設備が使用できない場合において、中央制御室と各現場間に敷設している専用通信線を用い、携行型通話装置を専用接続箱に接続するとともに、必要時に中継用ケーブルを敷設することにより、必要な通信連絡を行うことが可能な設計とする。</p> <p>なお、携行型通話装置は、使用する専用通信線及び専用接続箱を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。</p> <p>また、専用接続箱については、地震起因による溢水の影響を受けない箇所に設置し、溢水時においても使用可能な設計とする。</p> <p>通信連絡設備の必要台数は、有効性評価における各事故シナシナグループ等で使用する台数とする。</p> <p>携行型通話装置を用いた中央制御室と現場との通信連絡の概要について、参考第3.1-1図に示す。また、各事故シナシナグループ等で使用する携行型通話装置を使用する通話場所の例を参考第3.1-1表、各事故シナシナグループ等で使用する携行型通話装置及び無線連絡設備等の台数を参考第3.1-2表及び参考第3.1-3表に示す。</p>	<p>参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>中央制御室及び原子炉補助建屋内に保管する携行型通話装置は、通常使用している所内の通信連絡設備が使用できない場合において、中央制御室と各現場間に敷設している通信線を用い、携行型通話装置を携行型通話装置ジャック箱に接続するとともに、必要時に通話装置用ケーブルを敷設することにより、必要な通信連絡を行うことが可能な設計とする。</p> <p>なお、携行型通話装置は、使用する通信線及び携行型通話装置ジャック箱を含め、基準地震動で機能維持できる設計とする。</p> <p>また、携行型通話装置ジャック箱については、地震起因による溢水の影響を受けない箇所に設置し、溢水時においても使用可能な設計とする。</p> <p>通信連絡設備の必要台数は、有効性評価における各事故シナシナグループ等で使用する台数とする。</p> <p>携行型通話装置を用いた中央制御室と現場との通信連絡の概要について、参考第3-1図に示す。また、各事故シナシナグループ等で使用する携行型通話装置を使用する通話場所の例を参考第3-1表、各事故シナシナグループ等で使用する携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備（携帯型）の台数を参考第3-2表、参考第3-3表及び参考第3-4表に示す。</p>	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・保管場所の相違 【女川】設備名称の相違 ・名称の相違 女川：専用通信線 泊：通信線 女川：専用接続箱 泊：携行型通話装置ジャック箱 女川：中継用ケーブル 泊：通話装置用ケーブル</p> <p>【大阪】記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・重大事故時に使用する設備を「等」ではなく、泊は各事故シナシナグループ等で衛星電話設備（携帯型）も使用すると明確化（女川も各事故シナシナグループの説明では、衛星電話設備（携帯型）を記載している）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉

表8 各重大事故シナリオで使用される携帯型通話装置の台数

Table with columns: 事故シナリオグループ, 中央制御室, 安全確認用監視室, etc. Lists various accident scenarios and the number of mobile communication devices used in each room.

※1：原子炉補助建屋等へ現場用 (中央制御室必要分含め) として38台保管しており、重大事故時においても、対応できる。

女川原子力発電所2号炉

参考第3.1-2表 各事故シナリオグループ等で使用される携帯型通話装置の台数

Table with columns: 事故シナリオグループ等, 中央制御室, 原子炉建屋原子炉棟, etc. Lists accident scenarios and device counts for the female Gatake nuclear power plant.

※：() は再掲、移動して使用する台数を示す。
・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。
・携帯型通話装置は、中央制御室に計10台を保管している。

泊発電所3号炉

参考第3-2表 各事故シナリオグループ等で使用される携帯型通話装置の台数

Table with columns: 事故シナリオグループ等, 中央制御室, 安全確認用監視室, etc. Lists accident scenarios and device counts for the Tokai nuclear power plant.

※ 中央制御室及び原子炉補助建屋に現場用 (中央制御室必要分含め) として24台保管しており、重大事故時においても対応できる。
・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

相違理由

SAに係る内容 (当ページ)

【女川】記載方針の相違 (大阪審査実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表9 各重大事故シーケンスで使用する衛星電話（固定・携帯）の台数

事故シーケンスグループ	中央制御室 (衛星電話(固定))	緊急時対策所 指揮所 (衛星電話(固定))	屋外 (衛星電話(携帯))
【炉心保護防止】			
① 炉心保護からの監視機能喪失 (主燃料冷却系+燃料貯蔵系喪失)	-	-	-
② 炉心保護からの監視機能喪失(炉心LOCA) 炉心保護からの監視機能喪失	1	5	7
③ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA)	1	5	7
④ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+炉心保護システム)	-	-	-
⑤ 炉心保護からの監視機能喪失 (主燃料冷却系+燃料貯蔵系)	-	-	-
⑥ ECCS注水機能喪失(炉心LOCA+高圧注水喪失) 高圧注水を利用しない場合(ライン断絶)	-	-	-
⑦ ECCS注水機能喪失(炉心LOCA+高圧注水喪失) 高圧注水を利用しない場合(ライン断絶)	-	-	-
⑧ ECCS注水機能喪失(炉心LOCA+高圧注水喪失) 高圧注水を利用しない場合(ライン断絶)	-	-	-
⑨ ECCS注水機能喪失 (炉心LOCA+高圧注水喪失+炉心保護システム)	-	-	-
⑩ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA)	-	-	-
⑪ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA)	-	-	-
【炉心保護防止】			
⑫ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失+燃料貯蔵系)	1	5	9 ^{※1}
⑬ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
⑭ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
⑮ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
⑯ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
【炉心保護防止】			
⑰ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
⑱ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
【炉心保護防止】			
⑲ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
⑳ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
【炉心保護防止】			
㉑ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㉒ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㉓ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㉔ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㉕ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㉖ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㉗ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㉘ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㉙ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㉚ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㉛ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㉜ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㉝ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㉞ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㉟ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㊱ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㊲ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㊳ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㊴ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㊵ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㊶ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㊷ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㊸ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㊹ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㊺ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㊻ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㊼ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㊽ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㊾ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
㊿ 炉心保護からの監視機能喪失 (炉心LOCA+ECCS注水喪失)	1	5	9 ^{※1}
保有台数	10 (予備5台含む)	10 (予備5台含む)	38 (予備10台含む)

※1: 緊急時対策所 指揮所等へ現場用として、38台保管しており、重大事故時においても、対応できる。

参考第3-3表 各事故シーケンスグループ等で使用する衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）の台数

事故シーケンスグループ	衛星電話設備(固定型)		衛星電話設備(携帯型)	
	台数	台数	台数	台数
【炉心保護防止】				
①	0	0	0	0
②	1	5	7	7
③	1	5	7	7
④	0	0	0	0
⑤	0	0	0	0
⑥	0	0	0	0
⑦	0	0	0	0
⑧	0	0	0	0
⑨	0	0	0	0
⑩	0	0	0	0
⑪	0	0	0	0
⑫	1	5	9	9
⑬	1	5	9	9
⑭	1	5	9	9
⑮	1	5	9	9
⑯	1	5	9	9
⑰	1	5	9	9
⑱	1	5	9	9
⑲	1	5	9	9
⑳	1	5	9	9
㉑	1	5	9	9
㉒	1	5	9	9
㉓	1	5	9	9
㉔	1	5	9	9
㉕	1	5	9	9
㉖	1	5	9	9
㉗	1	5	9	9
㉘	1	5	9	9
㉙	1	5	9	9
㉚	1	5	9	9
㉛	1	5	9	9
㉜	1	5	9	9
㉝	1	5	9	9
㉞	1	5	9	9
㉟	1	5	9	9
㊱	1	5	9	9
㊲	1	5	9	9
㊳	1	5	9	9
㊴	1	5	9	9
㊵	1	5	9	9
㊶	1	5	9	9
㊷	1	5	9	9
㊸	1	5	9	9
㊹	1	5	9	9
㊺	1	5	9	9
㊻	1	5	9	9
㊼	1	5	9	9
㊽	1	5	9	9
㊾	1	5	9	9
㊿	1	5	9	9

※ 衛星電話設備(携帯型)は、緊急時対策所に現場用として15台、中央制御室及び原子炉補助建屋に現場用として2台保管しており、重大事故時においても対応できる。
 *台数については、今後、訓練等を通じて見直しを行う。

SAに係る内容(当ページ)

【女川】記載方針の相違(大飯審査実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

表10 各重大事故シナシスで使用使用するトランシーバーの台数

事故シナシスグループ	屋外
【炉心損傷防止】	
① 2次冷却系からの除熱機能喪失 (主給水喪失+補助給水失敗)	-
② 全交流動力電源喪失+RCPシールドLOCA +原子炉格納炉冷却機能喪失	19
③ 全交流動力電源喪失 +RCPシールドLOCA断絶	19
④ 格納炉の除熱機能喪失 (大LOCA+低圧再循環失敗+格納炉スプレイ失敗)	-
⑤ 原子炉停止機能喪失 (主給水流量喪失+原子炉自動停止失敗)	-
⑥ ECCS注水機能喪失(中LOCA+高圧注入失敗) +低圧注水系を用いる場合(6インチ断絶)	-
⑦ ECCS注水機能喪失(中LOCA+高圧注入失敗) +低圧注水系を用いる場合(4インチ断絶)	-
⑧ ECCS注水機能喪失(中LOCA+高圧注入失敗) +低圧注水系を用いる場合(2インチ断絶)	-
⑨ ECCS高圧再循環機能喪失 +ECCS高圧再循環失敗+低圧再循環失敗	-
⑩ 格納炉器バイパス (インターフェイスシステムLOCA)	-
⑪ 格納炉器バイパス (緊急発生器伝動管破損)	-
【格納炉器破損防止】	
⑫ 格納炉器過圧破損 (大LOCA+ECCS注入失敗+格納炉器スプレイ失敗)	29※1
⑬ 格納炉器過温破損 (全交流電源喪失+補助給水失敗)	29※1
⑭ 格納炉器過熱破損 (全交流電源喪失+補助給水失敗)	29※1
⑮と同様 (大LOCA+ECCS注入失敗)	29※1
⑯ 水素燃焼 (大LOCA+ECCS注入失敗)	29※1
⑰と同様 (大LOCA+ECCS注入失敗+格納炉器スプレイ失敗)	29※1
【SFPの燃料損傷防止】	
⑱ 想定事故1 (使用済燃料ピット冷却系及び補給水系の故障)	11
⑲ 想定事故2 (使用済燃料ピット冷却系配管の破断)	11
【停止中原子炉の燃料損傷防止】	
⑳ 炉心熱除去機能喪失 (ミッドループ運転中の余熱除去系統の機能喪失 及び全交流電源喪失)	19
㉑ 原子炉冷却材の流出 (ミッドループ運転中の原子炉冷却材流出)	-
㉒ 反応度の挿入	-
保有台数	33 (予備3台含む)

※1:緊急時対策所 指揮所へ現場用として、33台保管しており、重大事故時においても、対応できる。

女川原子力発電所2号炉

参考第3.1-3表 各事故シナシスグループ等で使用使用する無線連絡設備等の台数

事故シナシスグループ等	屋内 (緊急時対策所及び中央制御室)		屋外
	無線連絡設備等 (固定型)	無線連絡設備 (携帯型)	
【炉心損傷防止】			
高圧・低圧注水機能喪失	4	17	
高圧注水・減圧機能喪失	4	—	
全交流動力電源喪失 (長期T B)	4	18	
全交流動力電源喪失 (T B U)	4	18	
全交流動力電源喪失 (T B D)	4	18	
全交流動力電源喪失 (T B P)	4	19	
炉心熱除去機能喪失 (取水機能が喪失した場合)	4	18	
炉心熱除去機能喪失 (格納炉冷却系が故障した場合)	4	17	
原子炉停止機能喪失	4	17	
LOCA 時注水機能喪失 (中級断)	4	18	
格納炉器バイパス (シフト/スリッパLOCA)	4	17	
【格納炉器破損防止】			
格納炉器過圧・過温破損 (代替循環冷却系を使用する場合)	4	18	
格納炉器過熱・過温破損 (代替循環冷却系を使用できない場合)	4	18	
高圧炉心熱除去/格納炉器過熱破損	4	18	
原子炉圧力容器内の燃料燃料-冷却材相互作用	4	18	
水素燃焼	4	18	
炉心熱除去/コンクリート相互作用	4	18	
【燃料損傷防止】			
想定事故1 (SFP 補給水機能喪失)	4	17	
想定事故2 (SFP 補給水機能喪失+サイフォン現象による小規模漏えい)	4	17	
【運転停止中原子炉内の燃料損傷防止】			
炉心熱除去機能喪失	4	—	
全交流動力電源喪失	4	18	
原子炉冷却材の流出	4	—	
反応度の挿入	4	—	

・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。
 ・無線連絡設備のほか、衛星電話設備も使用可能であり、衛星電話設備も使用する。

泊発電所3号炉

参考第3-4表 各事故シナシスグループ等で使用使用する無線連絡設備 (固定型)、無線連絡設備 (携帯型) の台数

事故シナシスグループ	屋内 (緊急時対策所)		屋外
	無線連絡設備 (固定型)	無線連絡設備 (携帯型)	
【炉心損傷防止】			
① 2次冷却系からの除熱機能喪失 (主給水喪失+補助給水失敗)	-	-	
② 全交流動力電源喪失+RCPシールドLOCA +原子炉格納炉冷却機能喪失	2	9	
③ 全交流動力電源喪失 +RCPシールドLOCA断絶	2	9	
④ 格納炉の除熱機能喪失 (大LOCA+低圧再循環失敗+格納炉スプレイ失敗)	-	-	
⑤ 原子炉停止機能喪失 (主給水流量喪失+原子炉自動停止失敗)	-	-	
⑥ ECCS注水機能喪失(中LOCA+高圧注入失敗) +低圧注水系を用いる場合(6インチ断絶)	-	-	
⑦ ECCS注水機能喪失(中LOCA+高圧注入失敗) +低圧注水系を用いる場合(4インチ断絶)	-	-	
⑧ ECCS注水機能喪失(中LOCA+高圧注入失敗) +低圧注水系を用いる場合(2インチ断絶)	-	-	
⑨ ECCS高圧再循環機能喪失 +ECCS高圧再循環失敗+低圧再循環失敗	-	-	
⑩ 格納炉器バイパス (インターフェイスシステムLOCA)	-	-	
⑪ 格納炉器バイパス (緊急発生器伝動管破損)	-	-	
【格納炉器破損防止】			
⑫ 格納炉器過圧破損 (大LOCA+ECCS注入失敗+格納炉器スプレイ失敗)	2	9	
⑬ 格納炉器過温破損 (全交流電源喪失+補助給水失敗)	2	9	
⑭ 格納炉器過熱破損 (全交流電源喪失+補助給水失敗)	2	9	
⑮と同様 (大LOCA+ECCS注入失敗)	2	9	
⑯ 水素燃焼 (大LOCA+ECCS注入失敗)	2	9	
⑰と同様 (大LOCA+ECCS注入失敗+格納炉器スプレイ失敗)	2	9	
【SFPの燃料損傷防止】			
⑱ 想定事故1 (使用済燃料ピット冷却系及び補給水系の故障)	2	5	
⑲ 想定事故2 (使用済燃料ピット冷却系配管の破断)	2	5	
【停止中原子炉の燃料損傷防止】			
⑳ 炉心熱除去機能喪失 (ミッドループ運転中の余熱除去系統の機能喪失 及び全交流電源喪失)	-	-	
㉑ 原子炉冷却材の流出 (ミッドループ運転中の原子炉冷却材流出)	-	-	
㉒ 反応度の挿入	-	-	

※ 無線連絡設備 (携帯型) は、緊急時対策所待機所に現用として4台、中央制御室に現用として16台保管しており、重大事故時においても対応できる。
 ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

相違理由

SAに係る内容 (当ページ)

【女川】記載方針の相違 (大阪審査実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大阪発電所3/4号炉

【比較のため順番を変更して記載】

参考7. 加入電話システムの構成

加入電話については、通信事業者から電源が給電されるため、発電所内の電源に依存しない仕様となっている。
 加入電話システムの構成概要を図10に示す。

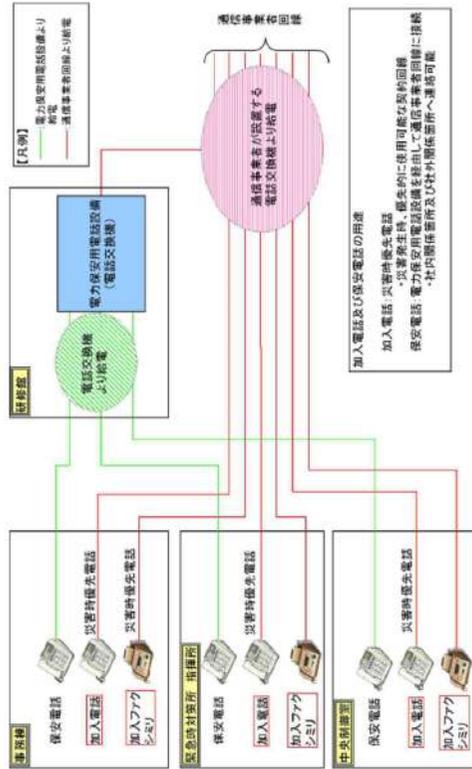
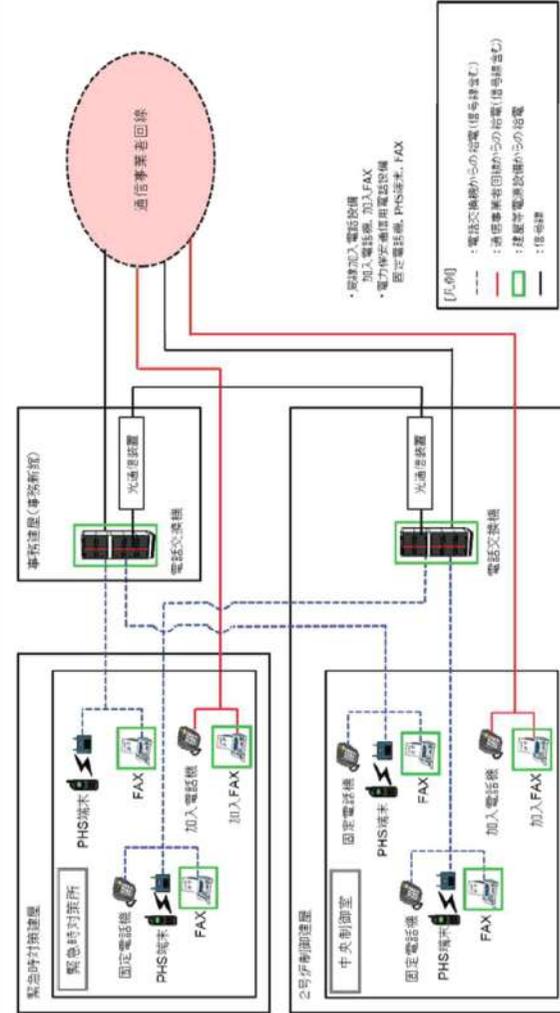


図10 加入電話システムの構成概要図

女川原子力発電所2号炉

参考4 加入電話システムの構成

加入電話については、通信事業者から電源が給電されるため、発電所内の電源に依存しない仕様となっている。
 加入電話システムの構成概要を参考第4.1-1図に示す。

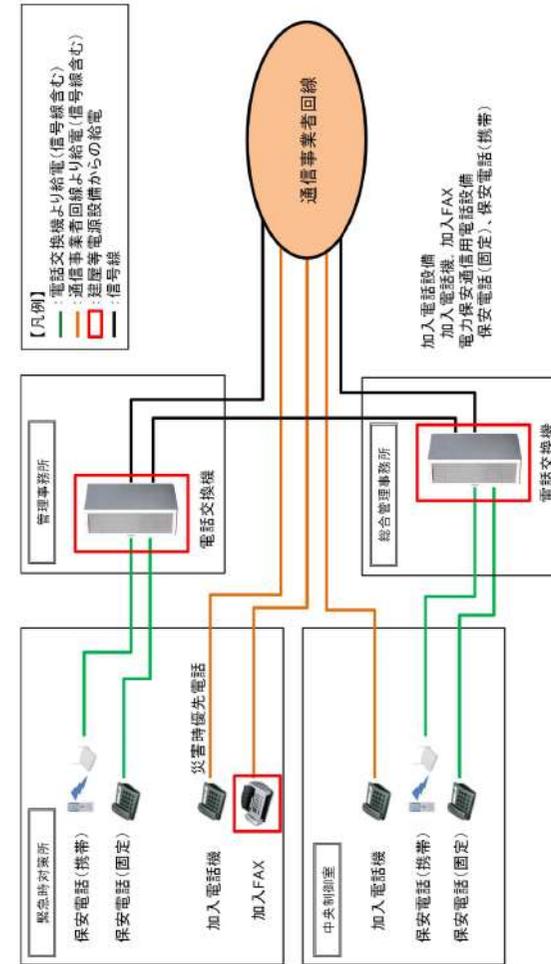


参考第4.1-1図 加入電話システムの構成概要図

泊発電所3号炉

参考4 加入電話システムの構成

加入電話については、通信事業者から電源が給電されるため、発電所内の電源に依存しない仕様となっている。
 加入電話システムの構成概要を参考第4-1図に示す。



参考第4-1図 加入電話システムの構成概要図

相違理由

【大阪】記載方針の相違
 (女川審査実績の反映)
 ・大阪は参考7に記載

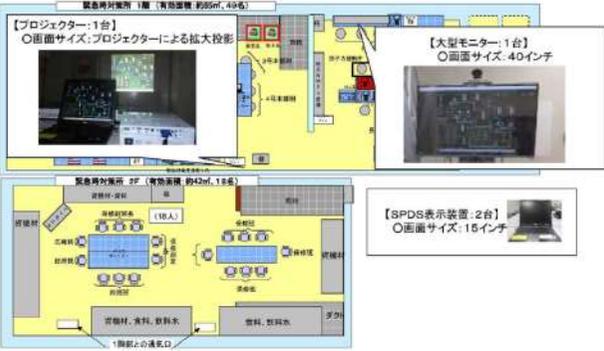
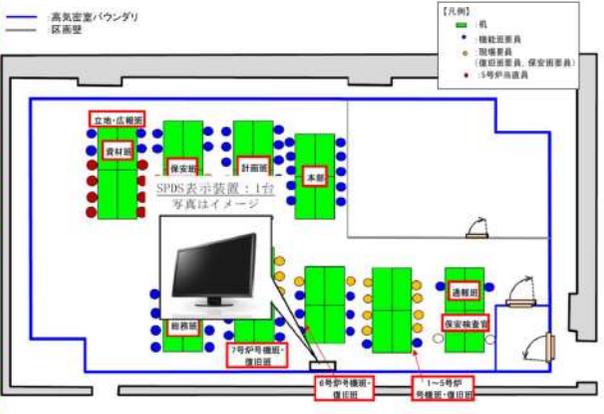
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考4 緊急時対策所のSPDS表示装置</p> <p>緊急時対策所 指揮所においては、SPDS表示装置から大型モニターに表示可能とし、さらにプロジェクターによる表示も可能としている。</p> <p>大型モニター等の設置位置を図6に示す。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所におけるSPDS表示装置</p> <p>(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所におけるSPDSデータの表示については、SPDS表示装置の画面に表示させることで、プラントの状態を共有すること可能な設計とする。</p> <p>なお、ほかの表示モニタを配備し、SPDS表示装置の画面を表示させることが可能な設計とする。</p> <p>概要を参考図4.1-1に示す。</p>	<p>参考5 緊急時対策所におけるSPDS表示装置</p> <p>緊急時対策所におけるSPDSデータの表示については、SPDS表示装置の画面により表示させることで、プラントの状態を共有することが可能な設計とする。</p> <p>なお、ほかの表示モニタを配備し、SPDS表示装置の画面を表示させることが可能な設計とする。</p> <p>概要を参考第5.1-1図に示す。</p>	<p>参考5 緊急時対策所におけるデータ表示端末</p> <p>緊急時対策所指揮所におけるSPDSパラメータの表示については、データ表示端末の画面により表示させることで、プラントの状態を共有することが可能な設計とする。</p> <p>なお、ほかの大型モニタを配備し、データ表示端末の画面を表示させることが可能な設計とする。</p> <p>概要を参考第5-1図に示す。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・名称の相違 女川：SPDS データ 泊：SPDS パラメータ 女川：表示モニタ 泊：大型モニタ</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>緊急時対策所 1階（有効面積：約85㎡、40名）</p> <p>【プロジェクター1台】 ○画面サイズ：プロジェクターによる拡大投影</p> <p>【大型モニター1台】 ○画面サイズ：40インチ</p> <p>緊急時対策所 2F（有効面積：約42㎡、18名）</p> <p>【SPDS表示装置2台】 ○画面サイズ：15インチ</p> <p>図6 緊急時対策所 指揮所における配置図</p>	 <p>SPDS表示装置：1台 (写真はイメージ)</p> <p>参考第5.1-1図 緊急時対策所におけるSPDSデータ表示の概要</p>	 <p>【データ表示端末1台(予備3台)】</p> <p>【大型モニター1台(予備2台)】</p> <p>注：本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。</p> <p>参考第5-1図 緊急時対策所におけるSPDSパラメータ表示の概要</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違 ・設備の相違 泊は、プロジェクターを 備えていないものの、 データ表示端末を予備含 め4台・大型モニタを予 備含め3台配備しており 緊急時対策所内でのデー タ共有の視認性に相違は ない</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>  <p>参考図4.1-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所におけるSPDSデータ表示の概要</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違2-3㉓のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

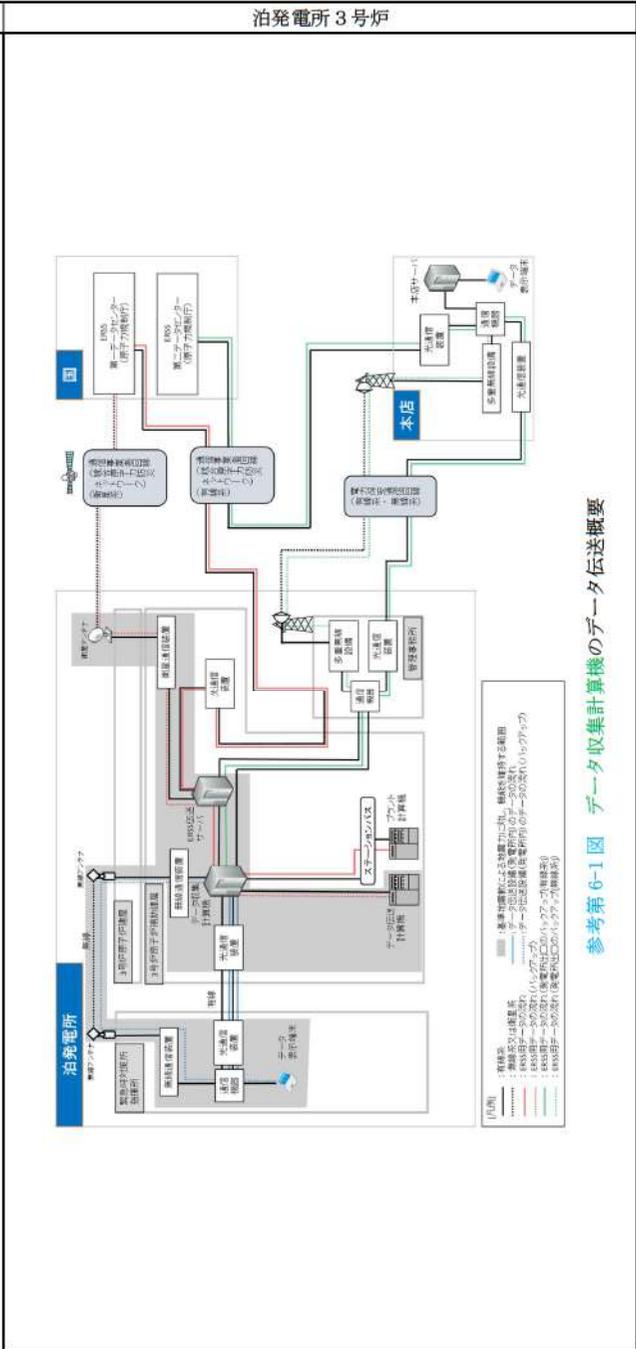
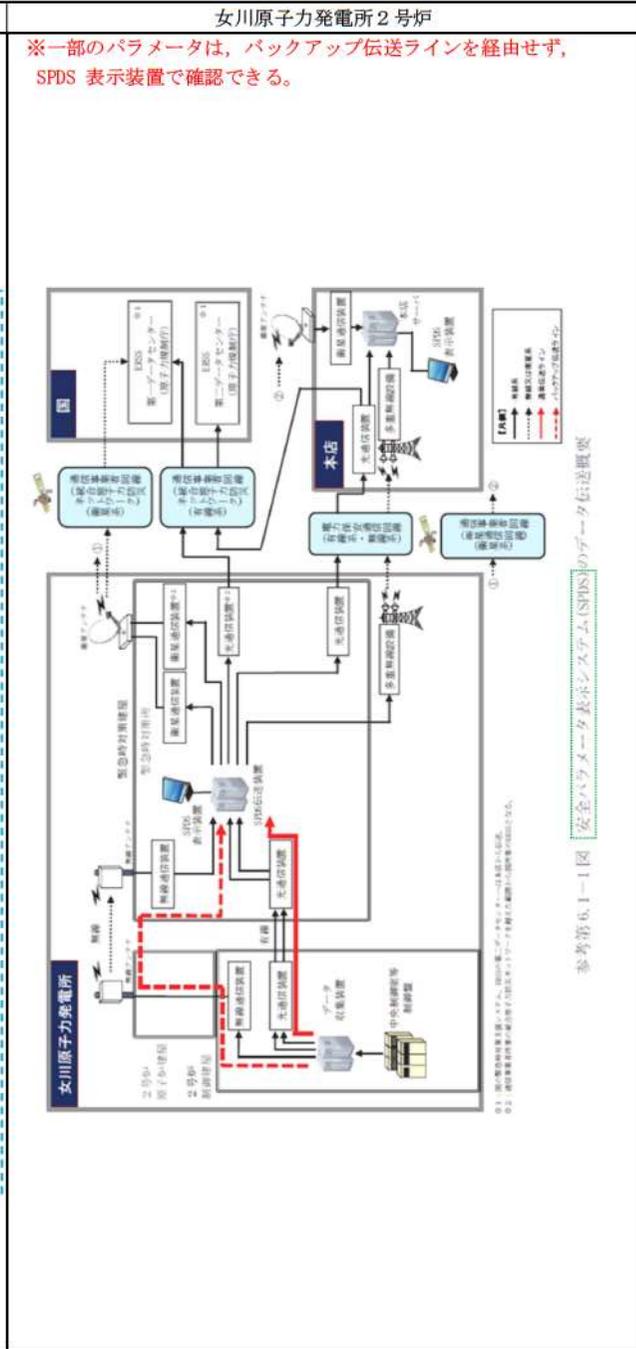
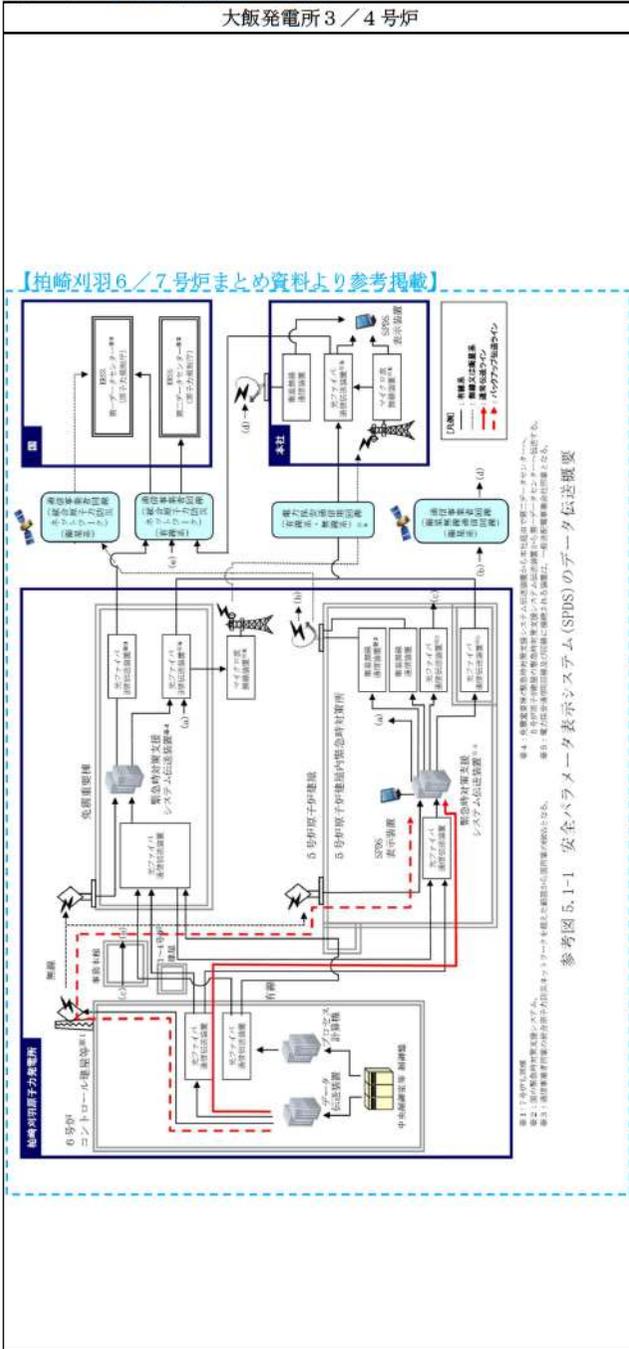
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考5. SPDSバックアップラインで確認できるパラメータリスト</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考5 安全パラメータ表示システム(SPDS)のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置は、6号及び7号炉のコントロール建屋に設置するデータ伝送装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置に入力されるパラメータ(SPDSパラメータ)は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において、データを確認できるとともに、国の緊急時対策支援システム(ERSS)へ伝送できる設計とする。</p> <p>SPDSへのデータ入力、通常時はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップラインを設置している。</p> <p>このバックアップラインは、安全保護系ラック、NIS^{*1}盤、RMS^{*2}盤等から直接データを収集することができ、主要プラントパラメータの大半をバックアップすることができる。</p> <p>バックアップ対象ではないプラントパラメータについては、今後バックアップライン他から収集できるプラントパラメータ対象範囲を検討し、増加する予定である。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置は、バックアップ伝送ラインである無線系回線により6号及び7号炉のコントロール建屋に設置するデータ伝送装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p>	<p>参考6 安全パラメータ表示システム(SPDS)のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p> <p>緊急時対策所内に設置するSPDS伝送装置は、2号炉の制御建屋に設置するデータ収集装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置するSPDS伝送装置に入力されるパラメータ(SPDSパラメータ)は、緊急時対策所において、データを確認できるとともに、国の緊急時対策支援システム(ERSS)へ伝送できる設計とする。</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所内に設置するSPDS伝送装置は、バックアップ伝送ラインである無線系回線により2号炉の制御建屋に設置するデータ収集装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p>	<p>参考6 データ伝送設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所外)のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p> <p>原子炉補助建屋内に設置するデータ収集計算機は、プラント計算機からデータを収集し、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋内に設置するデータ収集計算機に入力されるパラメータ(SPDSパラメータ)は、緊急時対策所において、データを確認できるとともに、国の緊急時対策支援システム(ERSS)へ伝送できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機へのデータ入力、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップ伝送ライン(収集用)を設置している。</p> <p>このバックアップ伝送ライン(収集用)は、原子炉安全保護盤等の耐震性を有する計測装置等から直接データを収集することができる。</p> <p>バックアップ対象ではないプラントパラメータについては、今後バックアップライン他から収集できるプラントパラメータ対象範囲を検討し、増加する予定である。</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所指揮所内に設置するデータ表示端末は、バックアップ伝送ライン(表示用)である無線系回線により、原子炉補助建屋内に設置するデータ収集計算機からデータを収集し、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p>	<p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・2-2⑩及び⑪記載のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・2-2⑩及び⑪記載のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3③のとおり</p> <p>【女川】記載方針の相違・記載の充実(大阪参照)</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3③のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊は原子炉補助建屋と緊急時対策所の建屋間の通信を、データ表示端末へデータ収集計算機間で行っている。なお、大阪と同一の設備構成である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎羽羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所において推定できるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>プラントパラメータは、SPDSサーバに2週間分（1分周期）のデータを保存できる仕様となっている。サーバ本体に保存可能な容量32Gバイトのうち、データ保存が可能な領域として約6Gバイトを確保している。2週間のデータ容量は約88Mバイトであり、順次、上書き保存される。また、それらのパラメータについては、緊急時対策所 指揮所に設置しているSPDS表示装置から、外部媒体へ保存することが可能である。</p> <p>SPDSにてバックアップできるパラメータリストを表11、12、13、14、15に記載する。</p> <p>※1：NISとは、「Nuclear Instrumentation System」（炉外核計装置）の略称。 ※2：RMSとは、「Radiation Monitoring System」（放射線監視装置）の略称。</p>	<p>バックアップ伝送ラインでは、SPDS 伝送装置は国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送している主な※パラメータ（ERSS 伝送パラメータ）を収集するとともに、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ以外にも、原子炉格納容器内の状態、使用済燃料プールの状態、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止確認、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止の確認に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、確認できる設計とする。</p> <p>原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所において推定できるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>周辺の環境放射線状況を把握するため、可搬型モニタリングポスト及び代替気象観測設備のデータを伝送し、確認できる設計とする。</p> <p>なお、今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張等を考慮し、余裕のあるデータ伝送容量を持つとともに表示機能の拡張性を考慮した設計とし、適宜、パラメータを追加及び表示することとする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のデータ伝送概要を参考第6.1-1図に示す。</p> <p>また、SPDS表示装置で確認できるパラメータを参考第6.1-1表に示す。</p>	<p>バックアップ伝送ライン（表示用）では、データ表示端末は国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ（ERSS 伝送パラメータ）を収集するとともに、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ以外にも、原子炉格納容器内の状態、使用済燃料ピットの状態、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止確認、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止の確認に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、確認できる設計とする。</p> <p>原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所において推定できるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>周辺の環境放射線状況を把握するため、可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備のデータを伝送し、確認できる設計とする。</p> <p>なお、今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張等を考慮し、余裕のあるデータ伝送容量を持つとともに表示機能の拡張性を考慮した設計とし、適宜、パラメータを追加及び表示することとする。</p> <p>データ収集計算機のデータ伝送概要を参考第6-1図に示す。</p> <p>また、データ表示端末で確認できるパラメータを参考第6-1表に示す。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・2-2@記載のとおり。 【女川】・設備の相違 泊3号炉は有線系回線及び無線系回線ともに同じデータをデータ表示端末に伝送している。 【女川】記載表現の相違 女川：使用済燃料プール、泊：使用済燃料ピット</p> <p>【女川】記載表現の相違 女川：代替気象観測設備、泊：可搬型気象観測設備</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊と女川は、データ保存期間について参考7に記載している。また、泊と女川は、プラントパラメータを2週間分保存できる設計としており、大飯と保存期間に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)



相違理由

【女川】・設備の相違
 泊は有線系回線及び無線系回線ともに同じデータをデータ表示端末に伝送している。

【女川】設計の相違
 ・2-2⑥及び⑩記載のとおり。

【柏崎】記載方針の相違
 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

表11 バックアップできるパラメータリスト（1/5）

目的	対象パラメータ	SPDS入力 パラメータ	ERSSへ 伝送している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ
炉心反応度 の状態確認	出力領域平均中性子束チャンネル 平均値	○	○	—
	中間領域中性子束	○	○	○
	中性子游領域中性子束	○	○	○
	出力領域中性子束	○	○	○
	加圧器水位	○	○	○
炉心冷却の 状態確認	1次冷却材圧力	○	○	○
	Bループ1次冷却材圧力	○	○	○
	Cループ1次冷却材圧力	○	○	○
	原子炉水位	○	○	○
	Aループ冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
	Bループ冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
	Cループ冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
	Dループ冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
	Aループ冷却材最低側温度(広域)	○	—	○
	Bループ冷却材最低側温度(広域)	○	—	○
	Cループ冷却材最低側温度(広域)	○	—	○
	Dループ冷却材最低側温度(広域)	○	—	○

表12 バックアップできるパラメータリスト（2/5）

目的	対象パラメータ	SPDS入力 パラメータ	ERSSへ伝送 している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ	
主蒸気圧力	A主蒸気圧力	○	○	○	
	B主蒸気圧力	○	○	○	
	C主蒸気圧力	○	○	○	
	D主蒸気圧力	○	○	○	
安全注入流量	A高圧注入流量	○	○	○	
	B高圧注入流量	○	○	○	
余熱除去流量	A余熱除去流量	○	○	○	
	D余熱除去流量	○	○	○	
燃料取替用水 ピット水位	燃料取替用水ピット水位	○	○	○	
炉心冷却の 状態確認	充てん水	○	○	○	
	蒸気発生器 水位	A蒸気発生器水位(広域)	○	○	○
		B蒸気発生器水位(広域)	○	○	○
		C蒸気発生器水位(広域)	○	○	○
		D蒸気発生器水位(広域)	○	○	○
	2次系による 冷却	A蒸気発生器補助給水流量	○	○	○
		B蒸気発生器補助給水流量	○	○	○
		C蒸気発生器補助給水流量	○	○	○
D蒸気発生器補助給水流量		○	○	○	
所内母線電圧 (非常用)	4-3 A母線電圧	○	○	○	
	4-3 B母線電圧	○	○	○	
	4-3 A E G遮断器	○	○	○	
	4-3 B E G遮断器	○	○	○	
1次冷却材 サブクール度	1次冷却材サブクール度 (T/C)	○	○	○	

女川原子力発電所2号炉

参考第6.1-1表 SPDS表示装置で確認できるパラメータ（1/10）

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
炉心反応度 の状態確認	A PRMレベル(深部)	○	○	○
	A PRM (A) レベル	○	—	○
	A PRM (B) レベル	○	—	○
	A PRM (C) レベル	○	—	○
	A PRM (D) レベル	○	—	○
	A PRM (E) レベル	○	—	○
	A PRM (F) レベル	○	—	○
	S RNM (A) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (B) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (C) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (D) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (E) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (F) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (G) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (H) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (A) 計数率高差	○	○	○
	S RNM (B) 計数率高差	○	○	○
	S RNM (C) 計数率高差	○	○	○
	S RNM (D) 計数率高差	○	○	○
	S RNM (E) 計数率高差	○	○	○
S RNM (F) 計数率高差	○	○	○	
S RNM (G) 計数率高差	○	○	○	
S RNM (H) 計数率高差	○	○	○	
S RNM (A) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (B) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (C) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (D) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (E) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (F) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (G) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (H) 線形%出力	○	○	○	
全副幹線全降入		○	○	○

泊発電所3号炉

相違理由

目的	対象パラメータ	バックアップ対象 パラメータ	ERSSへ 伝送している パラメータ	データ取得 計測機入力
炉心反応度 の状態確認	中性子游領域中性子束	○	○	○
	中間領域中性子束	○	○	○
	出力領域中性子束	○	○	○
	A-ほう線タンク水位	○	○	○
	B-ほう線タンク水位	○	○	○
	加圧器水位	○	○	○
	1次冷却材圧力	○	○	○
	Aループ1次冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
	Bループ1次冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
	Cループ1次冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
	Aループ1次冷却材最低側温度(広域)	○	○	○
	Bループ1次冷却材最低側温度(広域)	○	○	○
	Cループ1次冷却材最低側温度(広域)	○	○	○
	主蒸気ライン圧力	○	○	○
	蒸気発生器水位	○	○	○
炉心冷却の 状態確認	1次冷却材温度 (広域-高温度側, 低温度側)	○	○	○
	主蒸気ライン圧力	○	○	○
	高圧注入流量	○	○	○
	低圧注入流量	○	○	○
	燃料取替用水ピット水位	○	○	○
	蒸気発生器水位(広域)	○	○	○

【女川】PWR設計の反映
 炉型の相違により設備
 及び対象パラメータに
 相違はあるが、データ表
 示端末で表示する「目的」
 は同等であり、緊急
 時対策所で必要な情報を
 把握できることに相違
 はない。
 【大飯】記載表現の相違
 データ表示端末で表示
 する「目的」及び対象パ
 ラメータは同等であり、
 データ表示端末の機能
 に相違はない。

参考第6.1-1表 データ表示端末で確認できるパラメータ（1/5）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

表13 バックアップできるパラメータリスト (3/5)

目的	対象パラメータ	SP16 入力 パラメータ	ESS 伝送 している パラメータ	バックアップ 対象 パラメータ
燃料の 状態確認	炉心出口温度	炉心出口温度(最大)	○	○
		炉心出口温度(平均)	○	○
	格納容器内 高レンジ エリアモニタ の指示	A格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)	○	○
		B格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)	○	○
		A格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)	○	○
		B格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)	○	○
格納容器圧力	格納容器圧力(広域)	○	○	
	AM用格納容器圧力	○	○	
格納容器温度	格納容器内温度	○	○	
	格納容器再循環サンプ水位(広域)	○	○	
格納容器の 状態確認	格納容器水位	B格納容器再循環サンプ水位(広域)	○	○
		A格納容器再循環サンプ水位(狭域)	○	○
	格納容器水位	B格納容器再循環サンプ水位(狭域)	○	○
		格納容器水位	○	○
	格納容器 スプレイ流量	原子炉下部キャピティ水位	○	○
		A格納容器スプレイ流量	○	○
		B格納容器スプレイ流量	○	○
		A格納容器スプレイ流量積算	○	○
	格納容器内 高レンジ エリアモニタ の指示	A格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)	○	○
		B格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)	○	○
A格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)		○	○	
B格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)		○	○	
格納容器ガス モニタの指示	格納容器ガスモニタ	○	○	
格納容器 水素濃度	可搬型格納容器水素ガス濃度	○	○	

女川原子力発電所2号炉

(2/10)

目的	対象パラメータ	SP16 パラメータ	ESS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
炉心冷却の 状態確認	原子炉圧力(広帯域) B V	○	○	○
	原子炉圧力(広帯域) A	○	○	○
	原子炉圧力(広帯域) B	○	○	○
	原子炉水位(広帯域) P B V	○	○	○
	原子炉水位(広帯域) A	○	○	○
	原子炉水位(広帯域) B	○	○	○
	原子炉水位(燃料側) P B V	○	○	○
	原子炉水位(燃料側) A	○	○	○
	原子炉水位(燃料側) B	○	○	○
	P L R ポンプ (A) 入口温度	○	○	○
	P L R ポンプ (B) 入口温度	○	○	○
	S R V 開	○	○	○
	R H R ポンプ (A) 出口流量	○	○	○
	R H R ポンプ (B) 出口流量	○	○	○
	R H R ポンプ (C) 出口流量	○	○	○
	L P C S ポンプ出口流量	○	○	○
	H P C S ポンプ出口流量	○	○	○
	R C I C ポンプ出口流量	○	○	○
	H P A C ポンプ出口流量	○	○	○
	R H R ヘッドスプレイライン洗浄流量	○	○	○
	R H R B 系格納容器冷却ライン洗浄流量	○	○	○
	R H R 熱交換機 (A) 冷却水入口流量	○	○	○
	R H R 熱交換機 (B) 冷却水入口流量	○	○	○
	R C W A 系 系統流量	○	○	○
	R C W B 系 系統流量	○	○	○
	6. 9 k V 母線 6-2 A 電圧	○	○	○
	6. 9 k V 母線 6-2 B 電圧	○	○	○
	6. 9 k V 母線 6-2 電圧	○	○	○
	6. 9 k V 母線 6-2 S A 1 電圧	○	○	○
	6. 9 k V 母線 6-2 S A 2 電圧	○	○	○
6. 9 k V 母線 6-2 S B 1 電圧	○	○	○	
6. 9 k V 母線 6-2 S B 2 電圧	○	○	○	
6. 9 k V 母線 6-2 C 電圧	○	○	○	
6. 9 k V 母線 6-2 D 電圧	○	○	○	
6. 9 k V 母線 6-2 H 電圧	○	○	○	
D/G 2 A L 系熱源投入	○	○	○	

泊発電所3号炉

参考第6-1表 データ表示端末で確認できるパラメータ (2/5)

目的	対象パラメータ	データ表示 計測機入力		バックアップ対象 パラメータ	
		伝送している パラメータ	バックアップ 対象 パラメータ	伝送している パラメータ	バックアップ 対象 パラメータ
炉心冷却の 状態確認	A-高気圧蒸気水位 (狭域)	○	○	○	○
	B-高気圧蒸気水位 (狭域)	○	○	○	○
	C-高気圧蒸気水位 (狭域)	○	○	○	○
	A-補助給水ライン流量	○	○	○	○
	B-補助給水ライン流量	○	○	○	○
	C-補助給水ライン流量	○	○	○	○
	補助給水ピット水位	○	○	○	○
	6-300 監視器	○	○	○	○
	6-300G 監視器	○	○	○	○
	6-3A 目標電圧	○	○	○	○
燃料の 状態確認	サブターム流 (ロープ)	○	○	○	○
	サブターム流 (H/C)	○	○	○	○
	1次冷却材圧力	○	○	○	○
	炉心出口最大温度	○	○	○	○
	炉心出口平均温度	○	○	○	○
	A-ロープ1 冷却材付最高温度 (広域)	○	○	○	○
	B-ロープ1 冷却材付最高温度 (広域)	○	○	○	○
	C-ロープ1 冷却材付最高温度 (広域)	○	○	○	○
	A-ロープ1 冷却材付最低温度 (広域)	○	○	○	○
	B-ロープ1 冷却材付最低温度 (広域)	○	○	○	○
C-ロープ1 冷却材付最低温度 (広域)	○	○	○	○	
格納容器高レンジエリアモニタ (高レンジ)	○	○	○	○	
格納容器高レンジエリアモニタ (低レンジ)	○	○	○	○	

【女川】PWR 設計の反映炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、緊急時対策所で必要な情報を把握できることに相違はない。
 【大飯】記載表現の相違データ表示端末で表示する「目的」及び対象パラメータは同等であり、データ表示端末の機能に相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

表14 バックアップできるパラメータリスト (4/5)

目的	対象パラメータ	SPDS入力 パラメータ	EPSSへ伝送 している パラメータ	バックアップ できる 対象パラメータ
放射線防護の 状態確認	排気筒ガスモニタの指示			
	A排気筒ガスモニタ	○	○	○
	B排気筒ガスモニタ	○	○	○
	排気筒高レンジガスモニタ (低レンジ)	○	○	○
排気筒高レンジガスモニタ (高レンジ)	○	○	○	
警戒の 状態確認	原子炉格納容器 隔離の状態			
	格納容器隔離 (T信号)	○	○	○
	モニタリングボ スト及びモニタ リングステーシ ョンの指示			
	モニタポスト No.1 線量率	○	○	○
	モニタポスト No.2 線量率	○	○	○
	モニタポスト No.3 線量率	○	○	○
	モニタポスト No.4 線量率	○	○	○
	モニタポスト No.5 線量率	○	○	○
	モニタステーション線量率	○	○	○
	10分間最多風向方位番号	○	○	○
気象情報	風速 (平均風速)	○	○	○
	天気安定度	○	○	○
使用済燃料ピ ットの 状態確認	A使用済燃料ピット水位 (AM用)	○	○	○
	B使用済燃料ピット水位 (AM用)	○	○	○
	A可搬式使用済燃料ピット水位	○	○	○
	B可搬式使用済燃料ピット水位	○	○	○
燃料取扱機周 辺の放射線 量	A使用済燃料ピット温度 (AM用)	○	○	○
	B使用済燃料ピット温度 (AM用)	○	○	○
	A可搬式使用済燃料ピット区域周辺 エリアモニタ	○	○	○
	B可搬式使用済燃料ピット区域周辺 エリアモニタ	○	○	○
その他 (ECCSの 状態等)	A高圧注入ポンプ	○	○	○
	B高圧注入ポンプ	○	○	○

表15 バックアップできるパラメータリスト (5/5)

目的	対象パラメータ	SPDS入力 パラメータ	EPSSへ伝送 している パラメータ	バックアップ できる 対象パラメータ
その他 (ECCSの 状態等)	ECCSの状態 (高圧注入系)			
	A冷却除去ポンプ	○	○	○
	B冷却除去ポンプ	○	○	○
	ECCSの状態 安全注入作動	○	○	○
	原子炉トリップ 状態	○	○	○
	S/G制御 漏れ電流	○	○	○
	低圧代替低圧 注水ポンプ流量	○	○	○
	CWSS冷却水 保有水量	○	○	○
	ほう酸タンク 保有水量	○	○	○
	海水ピット 保有水量	○	○	○
ECCSの 状態	海水口の放射線 線量			
	A海水冷却ポンプ主給水流量	○	○	○
	B海水冷却ポンプ主給水流量	○	○	○
	C海水冷却ポンプ主給水流量	○	○	○
	D海水冷却ポンプ主給水流量	○	○	○
	A海水冷却ポンプ補助給水流量	○	○	○
	B海水冷却ポンプ補助給水流量	○	○	○
	C海水冷却ポンプ補助給水流量	○	○	○
	D海水冷却ポンプ補助給水流量	○	○	○
	格納容器 スプレイポンプ の状態			
A格納容器スプレイポンプ	○	○	○	
B格納容器スプレイポンプ	○	○	○	

女川原子力発電所2号炉

(3/10)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	EPSS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
放射線防護 の状態確認	D/G 2B L1放射線投入	○	○	○
	HPCSS D/G L1放射線投入	○	○	○
	基本貯蔵タンク水位	○	○	○
	原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器冷却ファンクション温度)	○	○	○
	原子炉圧力容器温度 (海水/スルニ4温度)	○	○	○
	原子炉圧力容器温度 (海水/スルニ4D温度)	○	○	○
	原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器下層上温度)	○	○	○
	原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器下層下温度)	○	○	○
	ドライウェル圧力 (圧縮機) (最大)	○	○	○
	ドライウェル圧力	○	○	○
格納容器内 の状態確認	圧力制御圧力 (最大)	○	○	○
	圧力制御圧力	○	○	○
	圧力制御圧力 (最大)	○	○	○
	圧力制御圧力 (最大)	○	○	○
	圧力制御圧力 (最大)	○	○	○
	圧力制御圧力 (最大)	○	○	○
	圧力制御圧力 (最大)	○	○	○
	圧力制御圧力 (最大)	○	○	○
	圧力制御圧力 (最大)	○	○	○
	圧力制御圧力 (最大)	○	○	○
格納容器内 の状態確認	オプティオンポンプ-A温度 (最大)	○	○	○
	オプティオンポンプ-A温度 (10°)	○	○	○
	オプティオンポンプ-A温度 (10°)	○	○	○
	オプティオンポンプ-A温度 (10°)	○	○	○
	オプティオンポンプ-A温度 (10°)	○	○	○
	オプティオンポンプ-A温度 (10°)	○	○	○
	オプティオンポンプ-A温度 (10°)	○	○	○
	オプティオンポンプ-A温度 (10°)	○	○	○
	オプティオンポンプ-A温度 (10°)	○	○	○
	オプティオンポンプ-A温度 (10°)	○	○	○
格納容器内 の状態確認	格納容器水位	○	○	○
	原子炉下部キャビティ水位	○	○	○
	アニュラス水温度 (可搬式)	○	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (狭域)	○	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (狭域)	○	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (狭域)	○	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (狭域)	○	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (狭域)	○	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (狭域)	○	○	○

(4/10)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	EPSS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
格納容器内 の状態確認	オプティオンポンプ-A温度 (10°)	○	○	○
	CAMS水温度A (10~30%)	○	○	○
	CAMS水温度B (10~30%)	○	○	○
	CAMS水温度A (10~100%)	○	○	○
	CAMS水温度B (10~100%)	○	○	○
	CAMS水温度A (10~100%)	○	○	○
	CAMS水温度B (10~100%)	○	○	○
	格納容器内水温度A (D/W)	○	○	○
	格納容器内水温度A (S/C)	○	○	○
	格納容器内水温度B (D/W)	○	○	○
格納容器内 の状態確認	格納容器内水温度B (S/C)	○	○	○
	CAMS水温度A	○	○	○
	CAMS水温度B	○	○	○
	CAMS (L) シンクル制御 (D/W)	○	○	○
	CAMS (E) シンクル制御 (D/W)	○	○	○
	D/W燃料モニタA	○	○	○
	D/W燃料モニタB	○	○	○
	S/C燃料モニタA	○	○	○
	S/C燃料モニタB	○	○	○
	S/C燃料モニタC	○	○	○
格納容器内 の状態確認	原子炉再循環ポンプスプレイ隔離弁	○	○	○
	原子炉再循環ポンプスプレイ隔離弁	○	○	○
	原子炉再循環ポンプ (A) 出口圧力	○	○	○
	原子炉再循環ポンプ (B) 出口圧力	○	○	○
	原子炉再循環ポンプ (C) 出口圧力	○	○	○
	HPCSSポンプ出口圧力	○	○	○
	LPCSSポンプ出口圧力	○	○	○
	原子炉再循環ポンプ出口圧力	○	○	○
	HPCSSポンプ出口圧力	○	○	○
	HPCSSポンプ出口圧力	○	○	○
格納容器内 の状態確認	原子炉再循環ポンプ (A) 出口圧力	○	○	○
	原子炉再循環ポンプ (B) 出口圧力	○	○	○
	原子炉再循環ポンプ (C) 出口圧力	○	○	○
	原子炉再循環ポンプ (A) 出口圧力	○	○	○
	原子炉再循環ポンプ (B) 出口圧力	○	○	○
	原子炉再循環ポンプ (C) 出口圧力	○	○	○
	原子炉再循環ポンプ (A) 出口圧力	○	○	○
	原子炉再循環ポンプ (B) 出口圧力	○	○	○
	原子炉再循環ポンプ (C) 出口圧力	○	○	○
	原子炉再循環ポンプ (A) 出口圧力	○	○	○

泊発電所3号炉

参考第6-1表 データ表示端末で確認できるパラメータ (3/5)

目的	対象パラメータ	バックアップ できる パラメータ	EPSSへ 伝送している パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
格納容器内 の状態確認	格納容器圧力 (AM用)	○	○	○
	格納容器圧力 (AM用)	○	○	○
	格納容器内水温度	○	○	○
	格納容器内水温度	○	○	○
	格納容器水位	○	○	○
	原子炉下部キャビティ水位	○	○	○
	アニュラス水温度 (可搬式)	○	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (狭域)	○	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (狭域)	○	○	○
格納容器内 の状態確認	格納容器スプレイ流量	○	○	○
	代格納容器スプレイ流量	○	○	○
	代格納容器スプレイ流量	○	○	○
	代格納容器スプレイ流量	○	○	○
	代格納容器スプレイ流量	○	○	○
	代格納容器スプレイ流量	○	○	○
	代格納容器スプレイ流量	○	○	○
	代格納容器スプレイ流量	○	○	○
	代格納容器スプレイ流量	○	○	○
	代格納容器スプレイ流量	○	○	○
放射線防護 の状態確認	排気筒ガスモニタの指示			
	排気筒ガスモニタ	○	○	○
	排気筒高レンジガスモニタ (低レンジ)	○	○	○
	排気筒高レンジガスモニタ (高レンジ)	○	○	○
	格納容器高レンジガスモニタ (低レンジ)	○	○	○
	格納容器高レンジガスモニタ (高レンジ)	○	○	○
	格納容器高レンジガスモニタ (高レンジ)	○	○	○
	格納容器高レンジガスモニタ (高レンジ)	○	○	○
	格納容器高レンジガスモニタ (高レンジ)	○	○	○
	格納容器高レンジガスモニタ (高レンジ)	○	○	○

相違理由

【女川】PWR設計の反映
 炉型の相違により設備
 及び対象パラメータに
 相違はあるが、データ表
 示端末で表示する「目
 的」は同等であり、緊急
 時対策所で必要な情報
 を把握できることに相
 違はない。

【大飯】記載表現の相違
 データ表示端末で表示
 する「目的」及び対象パ
 ラメータは同等であり、
 データ表示端末の機能
 に相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

Table with 5 columns: 目的, 対象パラメータ, 対応パラメータ, 対応設備, パラメータ. Rows include parameters like 炉内圧力調整範囲, 炉内圧力調整速度, etc.

Table with 5 columns: 目的, 対象パラメータ, 対応パラメータ, 対応設備, パラメータ. Rows include parameters like FCI 1 炉内閉鎖, FCI 2 炉内閉鎖, etc.

参考第6-1表 データ表示端末で確認できるパラメータ (4/5)

Table with 4 columns: 目的, 対象パラメータ, データ伝送 (伝送しているパラメータ), パラメータ. Rows include parameters like ECSの故障 (前圧注入系), ECSの故障 (後圧注入系), etc.

【女川】PWR設計の反映炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、緊急時対策所で必要な情報を把握できることに相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

(7/10)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	SPDS 転送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
環境の情報 確認	蒸気 (トップローワー)	○	○	○
	蒸気 (標準範囲)	○	○	○
	蒸気 (トップローワー)	○	○	○
	蒸気 (標準範囲)	○	○	○
	土気安定度	○	○	○
	可変型モータランダムボルト1高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボルト2高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボルト3高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボルト4高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボルト5高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボルト6高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボルト7高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボルト8高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボルト9高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボルト10高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボルト11高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボルト12高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボルト13高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボルト14高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボルト15高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボルト16高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボルト17高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボルト18高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボルト19高レンジ	○	○	○
	可変型モータランダムボルト20高レンジ	○	○	○
	蒸気 (可変型)	○	○	○
	土気安定度 (可変型)	○	○	○

※：バックアップ転送ラインを経由せず、SPDS表示装置にて確認できる。

(8/10)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	SPDS 転送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
非常用炉心停 留系 (ECC S) の状態等	ADS A動作	○	○	○
	ADS B動作	○	○	○
	RCICタービンポンプの作動	○	○	○
	LPCポンプ 運転中	○	○	○
	HPCポンプ 運転中	○	○	○
	RHRポンプ (A) 運転中	○	○	○
	RHRポンプ (B) 運転中	○	○	○
	RHRポンプ (C) 運転中	○	○	○
	RHR A並LPC1投入開始状態	○	○	○
	RHR 並並LPC1投入開始状態	○	○	○
	RHR 並並LPC2投入開始状態	○	○	○
	凝縮水流量	○	○	○
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ)	○	○	○
	使用済燃料プール水位・温度 (燃料ラック上層<1,000ha)	○	○	○
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ)	○	○	○
	使用済燃料プール水位・温度 (燃料ラック上層<4,000ha)	○	○	○
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ)	○	○	○
	使用済燃料プール水位・温度 (燃料ラック上層<1,000ha)	○	○	○
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ)	○	○	○	
使用済燃料プール水位・温度 (燃料ラック上層<1,000ha)	○	○	○	
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ)	○	○	○	
使用済燃料プール水位・温度 (燃料ラック上層<1,000ha)	○	○	○	
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ)	○	○	○	
使用済燃料プール水位・温度 (燃料ラック上層<1,000ha)	○	○	○	
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ)	○	○	○	
使用済燃料プール水位・温度 (燃料ラック上層<1,000ha)	○	○	○	
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ)	○	○	○	
使用済燃料プール水位・温度 (燃料ラック上層<1,000ha)	○	○	○	
使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ)	○	○	○	
使用済燃料プール水位・温度 (燃料ラック上層<1,000ha)	○	○	○	

参考第6-1表 データ表示端末で確認できるパラメータ (5/5)

目的	対象パラメータ	SPDSへ 伝送している パラメータ		バックアップ対象 パラメータ
		データ収集 計測器入力	データ収集 計測器出力	
モニタリングボルト及び モニタリングシステムへの指示	モニタリングボルト	○	○	○
	モニタリングシステムへの指示	○	○	○
環境の状態確認	蒸気 (C位)	○	○	○
	蒸気 (C位)	○	○	○
水素発生による炉心停 留の回避防止	炉心停残留水素イタライタ速度	○	○	○
	炉心停残留水素イタライタ速度	○	○	○
水素発生による炉心停 留の回避防止	炉心停残留水素イタライタ速度	○	○	○
	炉心停残留水素イタライタ速度	○	○	○
水素発生による炉心停 留の回避防止	炉心停残留水素イタライタ速度	○	○	○
	炉心停残留水素イタライタ速度	○	○	○
その他	炉心停残留水素イタライタ速度	○	○	○
	炉心停残留水素イタライタ速度	○	○	○

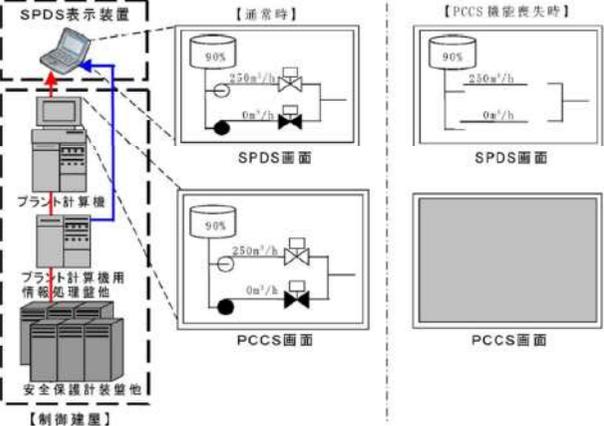
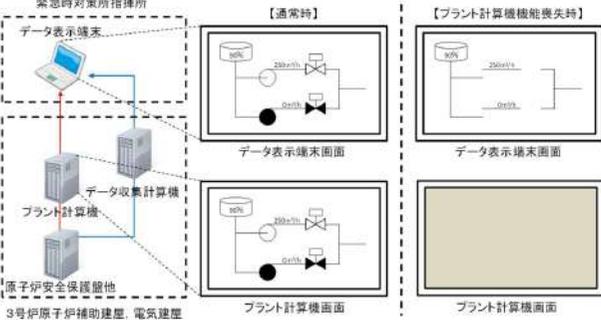
※1：「環境の状態確認」のパラメータはプラント共通設備のパラメータであり、号機ごとに設置しているプラント計測機への入力は行わず、直接データ収集計測機へデータ入力している。
なお、「環境の状態確認」のパラメータについては、可変型モータランダムボルト及び可変型気象観測設備からの無線伝送により緊急時対策所にて確認可能である。

【女川】PWR設計の反映炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、緊急時対策所が必要なる情報を把握できることに相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																											
	(9/10)																																																																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>SP96 パラメータ</th> <th>ERSS 伝送 パラメータ</th> <th>バック アップ対象 パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">使用済燃料プールの状態確認</td> <td>使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>〔使用済燃料プール温度 (燃料ラケット上層-4,000mm)〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>〔使用済燃料プール温度 (プール底面付近)〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>〔使用済燃料プール水位 (燃料ラケット上層-3300mm)〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>〔使用済燃料プール上部温度〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>〔使用済燃料プール下部温度〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="14">本機情報による格納容器の破損防止確認</td> <td>燃料プール上部空腔燃料線モニタ (温度値)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	SP96 パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	使用済燃料プールの状態確認	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)	○	—	○	〔使用済燃料プール温度 (燃料ラケット上層-4,000mm)〕				使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)	○	—	○	〔使用済燃料プール温度 (プール底面付近)〕				使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)	○	—	○	〔使用済燃料プール水位 (燃料ラケット上層-3300mm)〕				使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)	○	—	○	〔使用済燃料プール上部温度〕				使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)	○	—	○	〔使用済燃料プール下部温度〕				本機情報による格納容器の破損防止確認	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (温度値)	○	—	○	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)	○	—	○	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)	○	—	○	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)	○	—	○	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)	○	—	○	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)	○	—	○	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)	○	—	○	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)	○	—	○	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)	○	—	○	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)	○	—	○	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)	○	—	○	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)	○	—	○	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)	○	—	○	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)	○	—	○	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)	○	—	○		
目的	対象パラメータ	SP96 パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ																																																																																																										
使用済燃料プールの状態確認	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)	○	—	○																																																																																																										
	〔使用済燃料プール温度 (燃料ラケット上層-4,000mm)〕																																																																																																													
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)	○	—	○																																																																																																										
	〔使用済燃料プール温度 (プール底面付近)〕																																																																																																													
	使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)	○	—	○																																																																																																										
	〔使用済燃料プール水位 (燃料ラケット上層-3300mm)〕																																																																																																													
	使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)	○	—	○																																																																																																										
	〔使用済燃料プール上部温度〕																																																																																																													
	使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)	○	—	○																																																																																																										
	〔使用済燃料プール下部温度〕																																																																																																													
本機情報による格納容器の破損防止確認	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (温度値)	○	—	○																																																																																																										
	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)	○	—	○																																																																																																										
	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)	○	—	○																																																																																																										
	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)	○	—	○																																																																																																										
	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)	○	—	○																																																																																																										
	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)	○	—	○																																																																																																										
	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)	○	—	○																																																																																																										
	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)	○	—	○																																																																																																										
	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)	○	—	○																																																																																																										
	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)	○	—	○																																																																																																										
	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)	○	—	○																																																																																																										
	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)	○	—	○																																																																																																										
	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)	○	—	○																																																																																																										
	燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)	○	—	○																																																																																																										
燃料プール上部空腔燃料線モニタ (濃縮値)	○	—	○																																																																																																											
	(10/10)																																																																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>SP96 パラメータ</th> <th>ERSS 伝送 パラメータ</th> <th>バック アップ対象 パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="19">本機情報による原子炉格納容器の破損防止確認</td> <td>原子炉格納器内水素濃度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>〔原子炉格納器オベレーティングフロア水素濃度A〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納器内水素濃度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>〔原子炉格納器オベレーティングフロア水素濃度B〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納器内水素濃度 (バルブラッピング部)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納器内水素濃度 (両側用エアロック前室)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納器内水素濃度 (C/R/D補修室)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納器内水素濃度 (封筒-ベントレーション部)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納器内水素濃度 (シーラス室)</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>動的熱伝導式水素再結合装置 1 動作監視装置入口温度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>動的熱伝導式水素再結合装置 1 動作監視装置出口温度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>動的熱伝導式水素再結合装置 8 動作監視装置入口温度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>動的熱伝導式水素再結合装置 8 動作監視装置出口温度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>動的熱伝導式水素再結合装置 12 動作監視装置入口温度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>動的熱伝導式水素再結合装置 12 動作監視装置出口温度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>動的熱伝導式水素再結合装置 19 動作監視装置入口温度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>動的熱伝導式水素再結合装置 19 動作監視装置出口温度</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	SP96 パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	本機情報による原子炉格納容器の破損防止確認	原子炉格納器内水素濃度	○	—	○	〔原子炉格納器オベレーティングフロア水素濃度A〕				原子炉格納器内水素濃度	○	—	○	〔原子炉格納器オベレーティングフロア水素濃度B〕				原子炉格納器内水素濃度 (バルブラッピング部)	○	—	○	原子炉格納器内水素濃度 (両側用エアロック前室)	○	—	○	原子炉格納器内水素濃度 (C/R/D補修室)	○	—	○	原子炉格納器内水素濃度 (封筒-ベントレーション部)	○	—	○	原子炉格納器内水素濃度 (シーラス室)	○	—	○	動的熱伝導式水素再結合装置 1 動作監視装置入口温度	○	—	○	動的熱伝導式水素再結合装置 1 動作監視装置出口温度	○	—	○	動的熱伝導式水素再結合装置 8 動作監視装置入口温度	○	—	○	動的熱伝導式水素再結合装置 8 動作監視装置出口温度	○	—	○	動的熱伝導式水素再結合装置 12 動作監視装置入口温度	○	—	○	動的熱伝導式水素再結合装置 12 動作監視装置出口温度	○	—	○	動的熱伝導式水素再結合装置 19 動作監視装置入口温度	○	—	○	動的熱伝導式水素再結合装置 19 動作監視装置出口温度	○	—	○		<p>【女川】PWR設計の反映炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、緊急時対策所で必要な情報を把握できることに相違はない。</p>																																	
目的	対象パラメータ	SP96 パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ																																																																																																										
本機情報による原子炉格納容器の破損防止確認	原子炉格納器内水素濃度	○	—	○																																																																																																										
	〔原子炉格納器オベレーティングフロア水素濃度A〕																																																																																																													
	原子炉格納器内水素濃度	○	—	○																																																																																																										
	〔原子炉格納器オベレーティングフロア水素濃度B〕																																																																																																													
	原子炉格納器内水素濃度 (バルブラッピング部)	○	—	○																																																																																																										
	原子炉格納器内水素濃度 (両側用エアロック前室)	○	—	○																																																																																																										
	原子炉格納器内水素濃度 (C/R/D補修室)	○	—	○																																																																																																										
	原子炉格納器内水素濃度 (封筒-ベントレーション部)	○	—	○																																																																																																										
	原子炉格納器内水素濃度 (シーラス室)	○	—	○																																																																																																										
	動的熱伝導式水素再結合装置 1 動作監視装置入口温度	○	—	○																																																																																																										
	動的熱伝導式水素再結合装置 1 動作監視装置出口温度	○	—	○																																																																																																										
	動的熱伝導式水素再結合装置 8 動作監視装置入口温度	○	—	○																																																																																																										
	動的熱伝導式水素再結合装置 8 動作監視装置出口温度	○	—	○																																																																																																										
	動的熱伝導式水素再結合装置 12 動作監視装置入口温度	○	—	○																																																																																																										
	動的熱伝導式水素再結合装置 12 動作監視装置出口温度	○	—	○																																																																																																										
	動的熱伝導式水素再結合装置 19 動作監視装置入口温度	○	—	○																																																																																																										
	動的熱伝導式水素再結合装置 19 動作監視装置出口温度	○	—	○																																																																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方は以下のとおり。</p> <p><弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方> 通常、弁の開閉やポンプの動作などの系統状態は、中央制御室の原子炉盤やプラント計算機などで監視している。SPDSはプラント計算機と通信回線により接続されているため、中央制御室外でも弁の開閉状態やポンプの起動状態などを把握することができる。</p> <p>また、プラント計算機の機能喪失に備えて、重要なパラメータについては、SPDSに直接入力できる伝送ラインの構築をしており、これらのパラメータを監視することで、系統の動作状態を把握することができ、更に、必要に応じて現場確認等を行うことで、弁の開閉状態やポンプの起動状態を確認または推定できる。</p> <p>PCCS機能喪失時の監視画面の概要を図7に示す。</p>  <p>図7 PCCS機能喪失時の監視画面の概要図</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>なお、弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方は以下のとおり。</p> <p><弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方> 通常、弁の開閉やポンプの動作等の系統状態は、中央制御室の主盤やプラント計算機等で監視している。データ収集計算機はプラント計算機と通信回線により接続されているため、中央制御室外でも弁の開閉状態やポンプの起動状態等を把握することができる。</p> <p>また、プラント計算機の機能喪失に備えて、重要なパラメータについては、データ収集計算機に直接入力できる伝送ラインの構築をしており、これらのパラメータを監視することで、系統の動作状態を把握することができ、さらに、必要に応じて現場確認等を行うことで、弁の開閉状態やポンプの起動状態を確認又は推定できる。</p> <p>プラント計算機機能喪失時の監視画面の概要を参考第6-2図に示す。</p>  <p>参考第6-2図 プラント計算機機能喪失時の監視画面の概要図</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実(大飯参照)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違(大飯：SPDS、泊：データ収集計算機) ・名称の相違(大飯：原子炉盤、泊：主盤) 【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違(大飯：SPDS、泊：データ収集計算機) 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違(大飯：PCCS、泊：プラント計算機)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違 大飯：PCCS 泊：プラント計算機</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

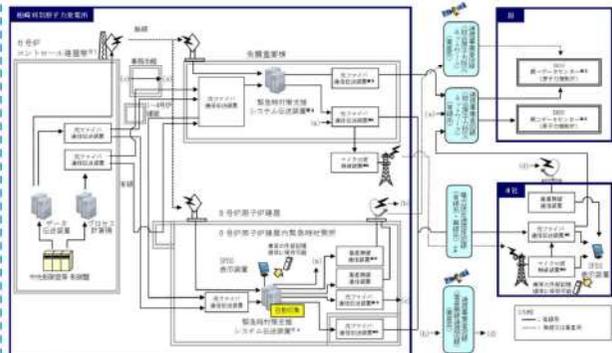
大飯発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

緊急時対策支援システム伝送装置に保存されたデータについては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所のSPDS表示装置又は緊急時対策支援システム伝送装置及び本社に設置しているSPDS表示装置から専用のセキュリティを有した外部記憶媒体へ保存できる設計とする。

重大事故等が発生した場合には、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において、プラントパラメータ（SPDSパラメータ）を専用のセキュリティを有した外部記憶媒体へ保存し保管する手順を整備する。

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】



参考図 6.1-1 過去のプラントパラメータ閲覧の概要

女川原子力発電所2号炉

参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について

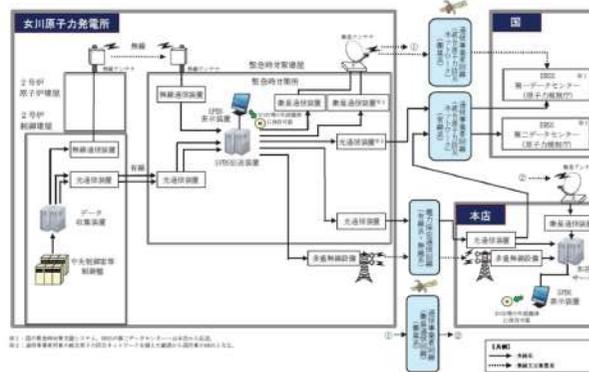
SPDS 伝送装置に収集されるプラントパラメータ（SPDSパラメータ）はSPDS 伝送装置で2週間分（1分周期）のデータを保存（自動収集）できる設計とする。

SPDS 伝送装置に保存されたデータについては、緊急時対策所のSPDS表示装置又はSPDS伝送装置及び本店に設置しているSPDS表示装置からDVD等の外部記憶媒体へ保存できる設計とする。

重大事故等が発生した場合には、緊急時対策所において、プラントパラメータ（SPDSパラメータ）をDVD等の外部記憶媒体へ保存し保管する手順を整備する。これにより、SPDS表示装置にて外部記憶媒体に保存されたプラントパラメータ（SPDSパラメータ）の過去のデータを閲覧することができる設計とする。

また、SPDS表示装置にてプラントパラメータ（SPDSパラメータ）の監視も可能な設計とする。

概要を参考第7.1-1図に示す。



参考第7.1-1図 過去のプラントパラメータ閲覧の概要

泊発電所3号炉

参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について

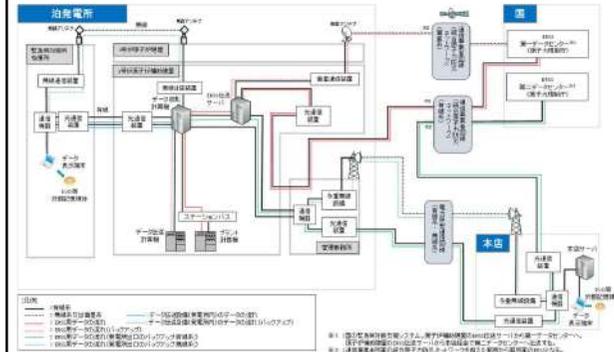
データ収集計算機に収集されるプラントパラメータ（SPDSパラメータ）はデータ収集計算機で2週間分（1分周期）のデータを保存（自動収集）できる設計とする。

データ収集計算機に保存されたデータについては、緊急時対策所指揮所のデータ表示端末及び本店に設置しているデータ表示端末からDVD等の外部記憶媒体へ保存できる設計とする。

重大事故等が発生した場合には、緊急時対策所指揮所において、プラントパラメータ（SPDSパラメータ）をDVD等の外部記憶媒体へ保存し保管する手順を整備する。これにより、データ表示端末にて外部記憶媒体に保存されたプラントパラメータ（SPDSパラメータ）の過去のデータを閲覧することができる設計とする。

また、データ表示端末にてプラントパラメータ（SPDSパラメータ）の監視も可能な設計とする。

概要を参考第7-1図に示す。



参考第7-1図 過去のプラントパラメータ閲覧の概要

相違理由

【女川】設計方針の相違
 ・2-2@記載のとおり。

【女川】設計方針の相違
 ・2-2@記載のとおり。
 【柏崎】記載方針の相違
 2-3②のとおり

【柏崎】記載方針の相違
 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考9 緊急時対策所の通信連絡設備の耐震性 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する通信連絡設備（通信設備（発電所内）及び通信設備（発電所外））については、基準地震動S_sによる地震力に対し、機能を維持できるように表18、19に記載する措置を講じる。</p> <p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考7 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する通信連絡設備は、転倒防止措置等を施す設計とする。さらに、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する重大事故等対処設備は、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送するための安全パラメータ表示システム（SPDS）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内におけるデータ伝送設備については、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備のうち重大事故等対処設備の耐震措置について、参考表7.1-1に示す。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備の耐震措置について、参考表7.1-2に示す。</p>	<p>参考8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p> <p>緊急時対策所内に設置又は保管する通信連絡設備は、転倒防止措置等を施す設計とする。さらに、緊急時対策所内に設置又は保管する重大事故等対処設備は、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動S_sによる地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送するための安全パラメータ表示システム（SPDS）及び緊急時対策所内におけるデータ伝送設備については、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により、基準地震動S_sによる地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動S_sによる地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備のうち重大事故等対処設備の耐震措置について、参考表8.1-1表に示す。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備の耐震措置について、参考表8.1-2表に示す。</p>	<p>参考8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p> <p>緊急時対策所内に設置又は保管する通信連絡設備は、転倒防止措置等を施す設計とする。さらに、緊急時対策所内に設置又は保管する重大事故等対処設備は、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）については、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備のうち重大事故等対処設備の耐震措置について、参考表8-1表に示す。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）の耐震措置について、参考表8-2表に示す。</p>	<p>SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の参考8に大飯の参考8及び参考9の内容を記載</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり 【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり 【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・2-2①記載のとおり、女川はデータ伝送設備を緊急時対策所内に設置しているが、泊はERSS伝送サーバを原子炉補助建屋に設置している。 【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

【比較のため順番を変更して記載】

表18 緊急時対策所の通信設備（発電所内）耐震措置一覧

場所	主要設備	耐震措置
発電所内用	電力保安通信用電話設備※1	保安電話（固定、携帯） ・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する保安電話は、地震による転倒防止及び、通信途絶の落下防止の措置を施す。
	携行型通話装置	携行型通話装置 ・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する通話装置は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。
	トランシーバー	トランシーバー ・緊急時対策所指揮所に設置するトランシーバーは、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。
	衛星電話※1	衛星電話（固定、携帯） ・緊急時対策所指揮所に設置する衛星電話（固定）は、設置する机等の転倒防止及び通信途絶の落下防止の措置を施す。また、故障等に備え予備品を保有し、取替えの手順を整備する。 ・衛星電話（携帯）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。
	インターフォン	インターフォン ・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置するインターフォンは、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。
無線通話装置	無線通話装置 ・緊急時対策所指揮所に設置する通話装置は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	

※1：発電所外用と共用。

女川原子力発電所2号炉

参考第8.1-1表 緊急時対策所の通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）に係る耐震措置

通信種別	主要設備	耐震措置
発電所内外	衛星電話設備（固定型）	・衛星電話設備（固定型）の衛星電話設備用アンテナ、端末装置は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、制振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備（固定型）の端末装置から衛星電話設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。
	衛星電話設備（携帯型）	・衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、制振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
発電所内	無線通話装置（固定型）	・無線通話装置（固定型）の無線通話装置用アンテナ、端末装置は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、制振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通話装置（固定型）の端末装置から無線通話装置用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。
	無線通話装置（携帯型）	・無線通話装置（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、制振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP電話 IP-FAX	・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及びIP通信装置）は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、制振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。

泊発電所3号炉

参考第8-1表 緊急時対策所の通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）に係る耐震措置

場所	主要設備	耐震措置
発電所内外	衛星電話設備（固定型）	・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）の衛星電話設備用アンテナ及び端末装置は、耐震性を有する中央制御室、3号炉原子力補助建屋又は緊急時対策所待機所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、制振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備（固定型）の端末装置から衛星電話設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。
	衛星電話設備（FAX）	・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）の端末装置から衛星電話設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。
	衛星電話設備（携帯型）	・衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所待機所に設置する強固な収納ケースに保管する措置を施す。
発電所内	無線連絡設備（固定型）	・無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備用アンテナ及び端末装置は、耐震性を有する中央制御室、3号炉原子力補助建屋又は緊急時対策所待機所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、制振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（固定型）の端末装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。
	無線連絡設備（携帯型）	・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所待機所に設置する強固な収納ケースに保管する措置を施す。
発電所外	IP電話	・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及びIP通信装置）は、耐震性を有する3号炉原子力補助建屋及び緊急時対策所待機所に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、制振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	IP-FAX	
	テレビ会議システム	

相違理由

SAに係る内容（当ページ）

【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）

- ・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ通信に係る設備の耐震性に関する記載を参考8に分割して記載している
- ・大飯では通信連絡設備（発電所内）通信連絡設備（発電所外）を別表として構成している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

【比較のため順番を変更して記載】

表19 緊急時対策所の通信設備（発電所外）耐震措置一覧

場所	主要設備	耐震措置	
発電所外用	加入電話	・緊急時対策所指標所に設置する通信端末は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・緊急時対策所指標所に設置する非常電話（緊急）は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。また、故障等に備え予備品を保有し、取替えの手順を整備する。 ・非常電話（携帯）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	
	衛星電話※1	固定携帯	
	電力保安通信用電話設備※1	保安電話（固定、携帯）	
	加入ファクシミリ	同上	
	衛星電話（携帯）	・強固な収納ケースに収容し、保管する。	
	社内TV会議システム	・TV会議システムについては、転倒防止の措置を施す。	
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉補助建屋内の緊急時対策所指標所に設置し転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器は固縛等を施す。また、故障等に備え予備品を保有する。 ・緊急時対策所指標所に設置するIP電話は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。
		IP電話	・TV会議システム及びIP-FAXについては、転倒防止の措置を施す。
	緊急時対策所指標所に設置する通信連絡設備	IP-FAX	・TV会議システム、IP-FAX及びIP電話は、故障等に備え予備品を保有し、取替えの手順を整備する。
		緊急時対策所指標所に設置する通信端末	・緊急時対策所指標所に設置する通信端末は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。
衛星通信装置	・緊急時対策所指標所に設置する通信端末は、設置する機器の転倒防止及び落下防止の措置を施す。		

※1：非常時内用と共用。

参考8. 緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る耐震性

緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る機能に関しては、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能を維持できるように表17に記載する措置を講じる。

表17 SPDSデータ表示に係る耐震措置一覧

場所	主要設備	耐震措置
原子炉補助建屋	安全パラメータ表示システム(SPDS)	・安全パラメータ表示システム(SPDS)へのデータ入力については、耐震性のあるラインからデータ入力できる設計とする。 ・安全パラメータ表示システム(SPDS)については耐震仕様としている。 ・安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置するラックについては、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止の措置を施す。 ・信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に有収している。
	遠隔監視装置	通信機器
遠隔監視装置	遠隔監視装置	・通信機器を設置するラックは耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して、転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器については固縛等を施す。※1 ・信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に有収している。 ・非常時伝送ルーチンについては、有線系回線の2回線を用いており多重性を持たせ、さらに耐震性を有する機器類にて伝送出来るように施す。 ・無線用アンテナについては、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して転倒防止の措置を施す。
緊急時対策所指標所	遠隔監視装置	通信機器
	SPDS表示装置	・転倒防止措置を施す。

※1：汎用品である通信機器については、その機能を喪失しないよう強固な収納ケースに収容する等の措置を施した予備品を保有する。

女川原子力発電所2号炉

参考第8.1-2表 緊急時対策所の安全パラメータ表示システム(SPDS)及びデータ伝送設備に係る耐震措置

場所	主要設備	耐震措置
原子炉補助建屋	データ転送装置	・データ収集装置は、耐震性を有する原子炉補助建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉補助建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
遠隔監視装置	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉補助建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線伝送装置から無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。
	無線アンテナ	・無線アンテナは、耐震性を有する2号炉補助建屋及び緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
緊急時対策所	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策所指標所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策所指標所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策所指標所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策所指標所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。

泊発電所3号炉

参考第8-2表 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）に係る耐震措置

場所	主要設備	耐震措置
データ伝送設備	データ収集装置	・データ収集装置は、耐震性を有する2号炉補助建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する2号炉補助建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線伝送装置から無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。
無線伝送装置	無線アンテナ	・無線アンテナは、耐震性を有する2号炉補助建屋及び緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	無線アンテナ	・無線アンテナは、耐震性を有する2号炉補助建屋及び緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
データ表示装置	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策所指標所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	無線伝送装置	・無線伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策所指標所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。

相違理由
 SAに係る内容（当ページ）

【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）
 ・大飯では通信連絡設備（発電所内）通信連絡設備（発電所外）を別表として構成している。

【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）

・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ通信に係る設備の耐震性に関する記載を参考8に記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>																											
<p>参考表7.1-1 3号炉原子炉建屋内緊急時対策用の通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）に係る耐震設計</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>主要設備</th> <th>耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発電所内外</td> <td>緊急電話設備（常設）</td> <td>・緊急電話設備（常設）の緊急電話用アンテナ、増設装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・緊急電話設備（常設）の増設装置から緊急電話用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</td> </tr> <tr> <td>緊急電話設備（可搬型）</td> <td>・緊急電話設備（可搬型）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所内</td> <td>無線連絡設備（常設）</td> <td>・無線連絡設備（常設）の無線連絡用アンテナ、増設装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（常設）の増設装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（可搬型）</td> <td>・無線連絡設備（可搬型）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>携帯型音声伝送電話設備*</td> <td>・携帯型音声伝送電話設備は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>発電所外</td> <td>統合電子力伝送ネットワークを用いた通信連絡設備（IP-電話機及びIP-FAX）</td> <td>・統合電子力伝送ネットワークを用いた通信連絡設備（IP-電話機システム、IP-電話機及びIP-FAX）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 3号炉原子炉建屋内緊急時対策用本屋と特設機室間の通信連絡を行うために設置する設計とする。</p>	施設名称	主要設備	耐震設計	発電所内外	緊急電話設備（常設）	・緊急電話設備（常設）の緊急電話用アンテナ、増設装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・緊急電話設備（常設）の増設装置から緊急電話用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。	緊急電話設備（可搬型）	・緊急電話設備（可搬型）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	発電所内	無線連絡設備（常設）	・無線連絡設備（常設）の無線連絡用アンテナ、増設装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（常設）の増設装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。	無線連絡設備（可搬型）	・無線連絡設備（可搬型）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。		携帯型音声伝送電話設備*	・携帯型音声伝送電話設備は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	発電所外	統合電子力伝送ネットワークを用いた通信連絡設備（IP-電話機及びIP-FAX）	・統合電子力伝送ネットワークを用いた通信連絡設備（IP-電話機システム、IP-電話機及びIP-FAX）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。			<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>					
施設名称	主要設備	耐震設計																									
発電所内外	緊急電話設備（常設）	・緊急電話設備（常設）の緊急電話用アンテナ、増設装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・緊急電話設備（常設）の増設装置から緊急電話用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。																									
	緊急電話設備（可搬型）	・緊急電話設備（可搬型）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																									
発電所内	無線連絡設備（常設）	・無線連絡設備（常設）の無線連絡用アンテナ、増設装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（常設）の増設装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。																									
	無線連絡設備（可搬型）	・無線連絡設備（可搬型）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																									
	携帯型音声伝送電話設備*	・携帯型音声伝送電話設備は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																									
発電所外	統合電子力伝送ネットワークを用いた通信連絡設備（IP-電話機及びIP-FAX）	・統合電子力伝送ネットワークを用いた通信連絡設備（IP-電話機システム、IP-電話機及びIP-FAX）は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																									
<p>参考表7.1-2 3号炉原子炉建屋内緊急時対策用の安全パラメータ表示システム（APWS）及びデータ伝送設備に係る耐震設計</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">4号炉及び7号炉コントロール棟</td> <td>データ伝送装置</td> <td>・データ伝送装置は、耐震性を有する4号及び7号炉コントロール棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>光ファイバ通信伝送装置</td> <td>・光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する4号及び7号炉コントロール棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置は、耐震性を有する4号及び7号炉コントロール棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建屋外</td> <td>無線伝送装置</td> <td>・無線連絡用アンテナは、耐震性を有する4号及び7号炉コントロール棟及び3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>有線系</td> <td>・有線系のケーブルについては、可とう性を有するともに注意を確保する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3号炉原子炉建屋内緊急時対策用</td> <td>光ファイバ通信伝送装置</td> <td>・光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>・無線通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策支援システム伝送装置</td> <td>・緊急時対策支援システム伝送装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>SPWS表示装置</td> <td>・SPWS表示装置は耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	場所	主要設備	耐震設計	4号炉及び7号炉コントロール棟	データ伝送装置	・データ伝送装置は、耐震性を有する4号及び7号炉コントロール棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	光ファイバ通信伝送装置	・光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する4号及び7号炉コントロール棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置は、耐震性を有する4号及び7号炉コントロール棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。	建屋外	無線伝送装置	・無線連絡用アンテナは、耐震性を有する4号及び7号炉コントロール棟及び3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	有線系	・有線系のケーブルについては、可とう性を有するともに注意を確保する。	3号炉原子炉建屋内緊急時対策用	光ファイバ通信伝送装置	・光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。		緊急時対策支援システム伝送装置	・緊急時対策支援システム伝送装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。		SPWS表示装置	・SPWS表示装置は耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。			<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>
場所	主要設備	耐震設計																									
4号炉及び7号炉コントロール棟	データ伝送装置	・データ伝送装置は、耐震性を有する4号及び7号炉コントロール棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																									
	光ファイバ通信伝送装置	・光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する4号及び7号炉コントロール棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置は、耐震性を有する4号及び7号炉コントロール棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。																									
建屋外	無線伝送装置	・無線連絡用アンテナは、耐震性を有する4号及び7号炉コントロール棟及び3号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																									
	有線系	・有線系のケーブルについては、可とう性を有するともに注意を確保する。																									
3号炉原子炉建屋内緊急時対策用	光ファイバ通信伝送装置	・光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																									
	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。																									
	緊急時対策支援システム伝送装置	・緊急時対策支援システム伝送装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																									
	SPWS表示装置	・SPWS表示装置は耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考6 緊急時対策所の通信連絡設備電源</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考8 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は、通常時、5号炉の共通用高圧母線及び6号炉若しくは7号炉の非常用高圧母線より受電可能とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は、外部電源喪失時、6号炉若しくは7号炉の非常用ディーゼル発電機から受電可能な設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は、6号炉若しくは7号炉の非常用高圧母線より受電できない場合、5号炉東側保管場所に設置している可搬型代替交流電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から受電可能とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、1台故障による機能喪失の防止と燃料補給のために停止する際にも給電を継続するため、2台を1セットとして配備する設計とする。</p>	<p>参考9 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p> <p>緊急時対策所の必要な負荷は、緊急時対策建屋内の緊急時対策所用高圧母線J系から受電している。</p> <p>緊急時対策所用高圧母線J系は、通常時に2号炉の非常用高圧母線を介して外部電源系から受電可能な設計とし、外部電源喪失時には、2号炉の非常用ディーゼル発電機を介し受電可能な設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所用高圧母線J系が2号炉非常用高圧母線から受電できない場合、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機からの受電に自動で切り替わる設計とする。</p> <p>さらに、ガスタービン発電機の機能喪失も考慮し、緊急時対策所用高圧母線J系は緊急時対策建屋北側に配備している緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）から受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）は1台で緊急時対策建屋に電源供給するために必要な容量を有し、緊急時対策所軽油タンクより自動で燃料補給可能な設計であることから、1セット1台を配備する設計とする。</p>	<p>参考9 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p> <p>緊急時対策所の必要な負荷は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所でそれぞれ受電している。</p> <p>緊急時対策所指揮所の通信連絡設備及び無停電運転保安灯に対して、通常時に3号炉の非常用低圧母線を介して外部電源系から受電可能な設計とし、外部電源喪失時には、3号炉のディーゼル発電機を介し受電可能な設計とする。</p> <p>その他運用に必要な設備については、1号又は2号炉常用母線から緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所でそれぞれ受電している。</p> <p>また、緊急時対策所指揮所の通信連絡設備及び無停電運転保安灯が3号炉非常用母線から受電できない場合、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機からの受電に手で切り替える設計とする。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所の負荷は、3号炉非常用母線又は1号若しくは2号炉常用母線から受電出来ない場合、緊急時対策所周辺に配備している緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機からそれぞれ受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機は緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所それぞれに電源供給するために必要な容量を有するものを、緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所に各1台、故障による機能喪失の防止と燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため各1台、2台を1セットとして合計4台を配備する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3③のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊の緊急時対策所における通信連絡設備の電源は、建屋電源とは別に受電している（電源構成の相違）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3③のとおり</p> <p>SAに係る内容（赤枠）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3③のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違女川は常設代替交流電源設備に自動で切り替わるが泊は手で切り替える設計としている</p> <p>【女川】設計方針の相違・電源構成の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3③のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊の緊急時対策所は、指揮所と待機所にそれぞれ発電機を接続することから、必要台数に相違がある。また、燃料補給は可搬型タンクローリーにより行うことから、燃料給油時の停止も</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、プラント設備(6号炉及び7号炉中央制御室用)の電源から独立した専用の電源設備とし、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>【比較のため順番を変更して記載】 緊急時対策所における通信連絡設備については、SBO発生時においても衛星電話用無停電電源装置、端末設備用無停電電源装置より給電されているため、必要となる通信連絡機能を維持できる。 また、通信連絡設備は無停電電源装置の蓄電池が枯渇するまでに、電源車（緊急時対策所用）(DB)を起動、接続することで、継続して通信連絡機能を継続できる。 仮に、電源車（緊急時対策所用）(DB)が不具合等で起動できない場合でも、バックアップ用の電源車（緊急時対策所用）により、継続して通信連絡機能を継続できる。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷を参考表8.1-1に示す。 また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の仕様を参考表8.1-2に示す。</p> <p>【比較のため順番を変更して記載】 緊急時対策所の通信連絡設備の電源を説明したタイムチャートを図8に、電源車の給油が必要となるタイミングを説明したタイムチャートを図9に示す。また、衛星電話用無停電電源装置等に接続する通信連絡設備の蓄電池耐量時間を表16に記載する。</p>	<p>非常用ディーゼル発電機から受電可能な非常用高圧母線、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機及び電源車（緊急時対策所用）により緊急時対策建屋の電源は多様性を有し、緊急時対策建屋内緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の必要な負荷を参考第9.1-1表に示す。</p> <p>また、常設代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備の仕様を参考第9.1-2表に示す。</p>	<p>ディーゼル発電機から受電可能な非常用低圧母線、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機及び緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機により緊急時対策所指揮所における通信連絡設備の電源は多様性を有している。 緊急時対策所用発電機を複数台備えることにより緊急時対策所の電源は多重性を有し、緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備は、全交流動力電源喪失時においても無停電電源等より受電しているため、必要となる通信連絡機能を維持できる。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備は、無停電電源の蓄電池が枯渇するまでに、緊急時対策所用発電機を起動・接続することで、継続して通信連絡機能を維持できる。</p> <p>緊急時対策所の必要な負荷を参考第9-1表に示す。</p> <p>また、常設代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備の主要仕様を参考第9-2表、緊急時対策所の通信連絡設備における無停電電源の継続時間を説明したタイムチャートを参考第9-1図、緊急時対策所用発電機の給油が必要となるタイミングを説明したタイムチャートを参考第9-2図に示す。</p>	<p>考慮して配備台数を決定している。</p> <p>SAに係る内容（赤枠） 【女川】設計方針の相違・電源構成の相違 【柏崎】記載方針の相違2-3③のとおり</p> <p>【女川】記載方針の相違・記載の充実</p> <p>【大飯】設計方針の相違・DBの電源として電源車（緊急時対策所用）(DB)を準備している。泊ではSA事象となった場合は、緊急時対策所用発電機を起動する。</p> <p>【女川】記載方針の相違・記載の充実</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3③のとおり</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【女川】記載方針の相違（泊既許可の記載を踏襲） 【女川】記載方針の相違・記載の充実（大飯審査実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

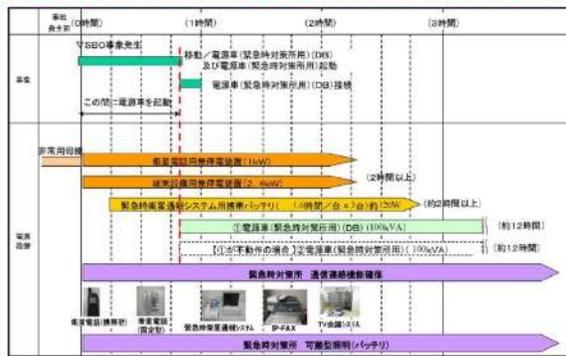
大阪発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【比較のため順番を変更して記載】



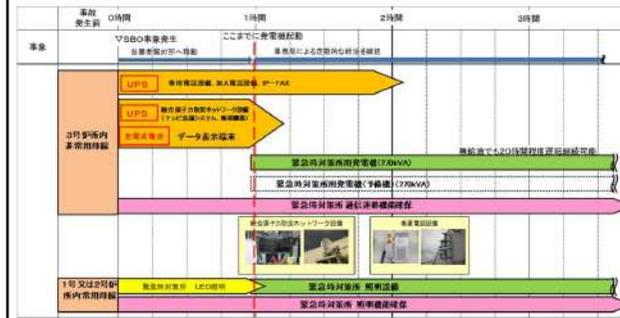
緊急時対策所は、SBO発生から電源車起動までの間の必要な通信連絡機能を維持できる。

図8 通信連絡設備における電源タイムチャート

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】



参考図 8-1-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の給油時間



参考第9-1図 緊急時対策所の無停電電源の継続時間

【女川】記載方針の相違
 ・記載の充実（大飯審査実績の反映）

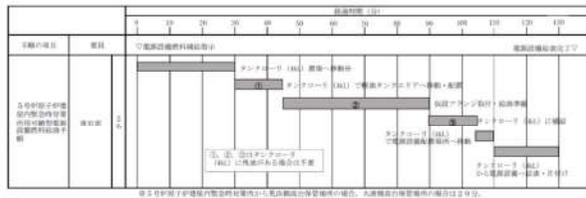
【柏崎】記載方針の相違
 2-3①のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）



【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】



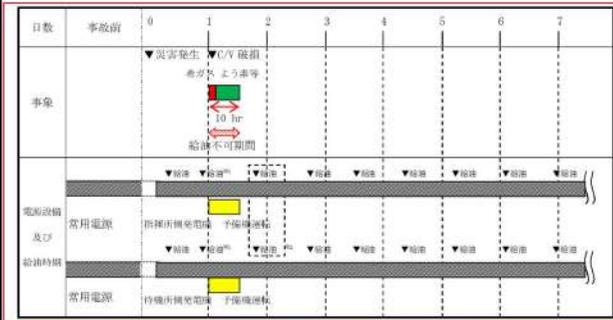
女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉

相違理由

SAに係る内容（赤枠）
 【女川】記載方針の相違
 ・記載の充実

泊発電所3号炉



参考第 9-2 図 緊急時対策所用発電機の給油タイミング

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考表 8.1-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="91 240 678 414"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気空調設備</td> <td>約 21kVA</td> </tr> <tr> <td>照明設備（コンセント負荷含む）</td> <td>約 12kVA</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備*</td> <td>約 13kVA</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td>約 14kVA</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約 60kVA</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 電力保安通信用電話設備及び送受話器は除く</p>	負荷名称	負荷容量(kVA)	換気空調設備	約 21kVA	照明設備（コンセント負荷含む）	約 12kVA	安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備*	約 13kVA	放射線管理設備	約 14kVA	合計	約 60kVA	<p>参考第9.1-1表 緊急時対策所 必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="719 240 1319 525"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気空調設備</td> <td>約 206kVA</td> </tr> <tr> <td>照明設備（コンセント負荷含む。） （加入 FAX、社内テレビ会議システム等）</td> <td>約 47kVA</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備（通信用電源装置（蓄電池）負荷含む。） （送受話器（ページング）、移動無線設備等）</td> <td>約 5kVA</td> </tr> <tr> <td>その他負荷（充電器負荷含む。） （衛星電話設備、無線連絡設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、SPDS等）</td> <td>約 106kVA</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約 358kVA</td> </tr> </tbody> </table>	負荷名称	負荷容量(kVA)	換気空調設備	約 206kVA	照明設備（コンセント負荷含む。） （加入 FAX、社内テレビ会議システム等）	約 47kVA	通信連絡設備（通信用電源装置（蓄電池）負荷含む。） （送受話器（ページング）、移動無線設備等）	約 5kVA	その他負荷（充電器負荷含む。） （衛星電話設備、無線連絡設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、SPDS等）	約 106kVA	合計	約 358kVA	<p>参考第9-1表 緊急時対策所の必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="1350 228 1951 515"> <thead> <tr> <th rowspan="2">負荷名称</th> <th colspan="2">負荷容量 (kVA) ※1</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>指揮所</th> <th>待機所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td>15.1</td> <td>0.7</td> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ表示端末、その他通信連絡設備</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>2.2</td> <td>2.2</td> <td>LED照明（バッテリー内蔵）</td> </tr> <tr> <td>室内空調設備</td> <td>34.8</td> <td>34.8</td> <td>パッケージエアコン</td> </tr> <tr> <td>可搬型空気浄化装置</td> <td>23.1</td> <td>23.1</td> <td>可搬型新設緊急時対策用空気浄化ファン</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>21.9</td> <td>21.9</td> <td>OA 機器等（予備容量含む）</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>97.1</td> <td>70.1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 力率 0.8 の場合</p>	負荷名称	負荷容量 (kVA) ※1		備 考	指揮所	待機所	通信連絡設備	15.1	0.7	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ表示端末、その他通信連絡設備	照明設備	2.2	2.2	LED照明（バッテリー内蔵）	室内空調設備	34.8	34.8	パッケージエアコン	可搬型空気浄化装置	23.1	23.1	可搬型新設緊急時対策用空気浄化ファン	その他	21.9	21.9	OA 機器等（予備容量含む）	合計	97.1	70.1		<p>DB/SAに係る内容 【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>
負荷名称	負荷容量(kVA)																																																								
換気空調設備	約 21kVA																																																								
照明設備（コンセント負荷含む）	約 12kVA																																																								
安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備*	約 13kVA																																																								
放射線管理設備	約 14kVA																																																								
合計	約 60kVA																																																								
負荷名称	負荷容量(kVA)																																																								
換気空調設備	約 206kVA																																																								
照明設備（コンセント負荷含む。） （加入 FAX、社内テレビ会議システム等）	約 47kVA																																																								
通信連絡設備（通信用電源装置（蓄電池）負荷含む。） （送受話器（ページング）、移動無線設備等）	約 5kVA																																																								
その他負荷（充電器負荷含む。） （衛星電話設備、無線連絡設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、SPDS等）	約 106kVA																																																								
合計	約 358kVA																																																								
負荷名称	負荷容量 (kVA) ※1		備 考																																																						
	指揮所	待機所																																																							
通信連絡設備	15.1	0.7	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ表示端末、その他通信連絡設備																																																						
照明設備	2.2	2.2	LED照明（バッテリー内蔵）																																																						
室内空調設備	34.8	34.8	パッケージエアコン																																																						
可搬型空気浄化装置	23.1	23.1	可搬型新設緊急時対策用空気浄化ファン																																																						
その他	21.9	21.9	OA 機器等（予備容量含む）																																																						
合計	97.1	70.1																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考表 8.1-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の仕様</p> <table border="1" data-bbox="107 199 660 327"> <thead> <tr> <th></th> <th>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</th> <th>(参考) 6号炉及び7号炉の非常用ディーゼル発電機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>約200kVA</td> <td>約6,250kVA</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>440V</td> <td>6.9kV</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の負荷リストは、参考表 8.1-1 に示すとおり、最大約60kVAであり、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備200kVA 1台により給電可能な設計とする。</p> <p>一方、燃料補給時、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を停止する必要があることから、1台追加配備し、速やかに切り替えることが可能な設計とする。</p>		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	(参考) 6号炉及び7号炉の非常用ディーゼル発電機	容量	約200kVA	約6,250kVA	電圧	440V	6.9kV	力率	0.8	0.8	<p>参考第9.1-2表 常設代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備の仕様</p> <table border="1" data-bbox="719 226 1317 483"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> <th>緊急時対策所用代替交流電源設備</th> </tr> <tr> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>ガスタービン発電機</th> <th>電源車 (緊急時対策所用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>7,625kVA</td> <td>4,500kVA (1台あたり)</td> <td>400kVA</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6.9kV</td> <td>6.9kV</td> <td>6.9kV</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>1台 備考：非常用ディーゼル発電機 2B</td> <td>2台</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策建屋の負荷リストは、参考第9.1-1表に示すとおり、最大約358kVAであり、非常用ディーゼル発電機2B (7,625kVA)、ガスタービン発電機2台 (4,500kVA (1台あたり))、電源車 (緊急時対策所用) (400kVA) により給電可能な設計としている。</p>		非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	緊急時対策所用代替交流電源設備	非常用ディーゼル発電機	ガスタービン発電機	電源車 (緊急時対策所用)	容量	7,625kVA	4,500kVA (1台あたり)	400kVA	電圧	6.9kV	6.9kV	6.9kV	力率	0.8	0.8	0.85	台数	1台 備考：非常用ディーゼル発電機 2B	2台	1台	<p>参考第9-2表 常設代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備の主要仕様</p> <table border="1" data-bbox="1350 236 1953 422"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th rowspan="3">非常用交流電源設備 ディーゼル発電機</th> <th colspan="2">代替交流電源設備</th> </tr> <tr> <th>常設代替交流電源設備 代替非常用発電機</th> <th>緊急時対策所用代替交流電源設備 緊急時対策所用発電機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>約1,725kVA (1台あたり)</td> <td>約270kVA (1台あたり)</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6.9kV</td> <td>6.6kV</td> <td>200V</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>1台 備考：3B-ディーゼル発電機</td> <td>2台</td> <td>8台 (予備を含む)</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の負荷リストは、参考第9-1表に示すとおり、緊急時対策所指揮所で最大約97kVA（うち、3号炉非常用母線から給電する通信連絡設備及び照明設備の合計は約17kVA）、緊急時対策所待機所で最大約70kVAであり、3B-ディーゼル発電機（約7,000kVA）、代替非常用発電機（約1,725kVA）及び緊急時対策所用発電機（約270kVA（1台あたり））により給電可能な設計としている。</p>		非常用交流電源設備 ディーゼル発電機	代替交流電源設備		常設代替交流電源設備 代替非常用発電機	緊急時対策所用代替交流電源設備 緊急時対策所用発電機	容量	約1,725kVA (1台あたり)	約270kVA (1台あたり)	電圧	6.9kV	6.6kV	200V	力率	0.8	0.8	0.8	台数	1台 備考：3B-ディーゼル発電機	2台	8台 (予備を含む)	<p>SAに係る内容（赤枠）</p> <p>【女川】記載方針の相違（泊既許可の記載を踏襲）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・女川は緊急時対策所の建屋電源から通信連絡設備の電源を受電しているが、泊は通信連絡設備用の電源として建屋電源とは別に受電している</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・女川は建屋電源から通信連絡設備の電源を受電しているため、建屋の負荷容量を記載している。泊は、通信連絡設備用として電源を受電しているため、通信連絡設備の負荷容量を記載している</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3③のとおり</p>
	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	(参考) 6号炉及び7号炉の非常用ディーゼル発電機																																																									
容量	約200kVA	約6,250kVA																																																									
電圧	440V	6.9kV																																																									
力率	0.8	0.8																																																									
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	緊急時対策所用代替交流電源設備																																																								
	非常用ディーゼル発電機	ガスタービン発電機	電源車 (緊急時対策所用)																																																								
容量	7,625kVA	4,500kVA (1台あたり)	400kVA																																																								
電圧	6.9kV	6.9kV	6.9kV																																																								
力率	0.8	0.8	0.85																																																								
台数	1台 備考：非常用ディーゼル発電機 2B	2台	1台																																																								
	非常用交流電源設備 ディーゼル発電機	代替交流電源設備																																																									
		常設代替交流電源設備 代替非常用発電機	緊急時対策所用代替交流電源設備 緊急時対策所用発電機																																																								
		容量	約1,725kVA (1台あたり)	約270kVA (1台あたり)																																																							
電圧	6.9kV	6.6kV	200V																																																								
力率	0.8	0.8	0.8																																																								
台数	1台 備考：3B-ディーゼル発電機	2台	8台 (予備を含む)																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>また、軽油タンクからタンクローリ(4kL)を用いて、軽油を補給することにより、7日以上5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を運転可能な設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は燃料タンク(990L)を内蔵しており、参考表8.1-1に示す負荷に対して66時間以上連続給電が可能であり、格納容器ベント実施前にあらかじめ給油を行うことにより、格納容器ベント実施後早期に給油が必要となることはない設計とする。</p> <p>なお、給油については、可搬型モニタリング設備及び原子炉格納容器の圧力等を監視し、適切なタイミングで行うこととする。</p> <p>万が一、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備が停止した場合、無負荷運転中の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備へ切り替えることにより10時間以上給電可能な設計とする。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の給油タイミングを参考図8.1-1に示す。参考図8.1-2に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備燃料補給作業タイムチャートを示す。</p>	<p>電源車（緊急時対策所用）の燃料系統は、緊急時対策所軽油タンク2基（20kL）、配管等で構成される。緊急時対策所軽油タンクは、緊急時対策建屋内に設置され、重大事故等時に電源車（緊急時対策所用）を用いて緊急時対策建屋に電源供給（保守的に定格運転を想定）した場合、緊急時対策所軽油タンク2基にて約7日間の連続運転が可能な容量を有する。</p> <p>万一の故障への対応として、緊急時対策建屋の電源構成は2重化しており、片系の電源系統の故障においても緊急時対策所の機能を喪失することがない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽4基（合計540kL以上で管理）に備蓄する燃料を、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて、又は燃料タンク（SA）1基（50kL以上で管理）に備蓄する燃料を、可搬型タンクローリーを用いて補給する。ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）は、屋外に設置され、重大事故等時に緊急時対策所用発電機を用いて緊急時対策所に電源供給（保守的に定格運転を想定）した場合、ディーゼル発電機燃料油貯油槽4基及び燃料タンク（SA）1基にて約7日間の連続運転が可能な容量を有する。</p> <p>万一の故障への対応として、緊急時対策所の電源構成は2重化しており、片系の電源系統の故障においても緊急時対策所の機能を喪失することがない設計とする。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 泊は、緊急時対策所軽油タンクに相当する設備はないが、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)に7日間以上の重大事故等対処が可能な備蓄量を確保しており、定期的又はブルーム通過前にタンクローリーを用いて緊急時対策所用発電機に燃料を補給する手順を整備することでブルーム通過時においても燃料を補給せずに運転できる設計としている。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉					
【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】					
参考9 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の充電器の仕様について					
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備のうち電力保安通信用電話設備（固定電話機）は、外部電源喪失時、以下に示すとおり、充電器（直流48V）から給電可能な設計とする。					
表16 衛星電話用、端末設備用無停電電源装置等の蓄電池耐量時間					
衛星電話用 無停電電源装置	負荷	合計負荷容量	電源定格出力	蓄電池耐量時間	
衛星電話(固定) (27W×5台)	135W	約610W	1.0kW (1.5kVA)	2時間以上	
緊急時衛星通報システム(衛星設備) (63W×1式)	63W				
衛星電話(可搬)(衛星設備) (412W×1式)	412W				
端末設備用 無停電電源装置	負荷	合計負荷容量	電源定格出力	蓄電池耐量時間	
統合原子力防災ネットワーク(IP電話) (600W×1式)	600W	約2,200W	2.4kW (3.0kVA)	2時間以上	
統合原子力防災ネットワーク(IP-FAX) (860W×1台)	860W				
統合原子力防災ネットワーク(TV会議システム) (300W×1台)	300W				
SPDS表示装置 (90W×2台)	180W				
緊急時衛星通報システム(端末設備)(126W×1式)	126W				
衛星電話(可搬)(端末設備) (132W×1式)	132W				

女川原子力発電所2号炉			
参考10 緊急時対策所の充電器及び通信用電源装置（蓄電池）の仕様について			
緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、以下に示すとおり、充電器（直流125V）及び通信用電源装置（蓄電池）（直流48V）から給電可能な設計とする。			
a. 充電器（直流125V）の仕様			
蓄電池容量	給電可能時間（停電補償時間）		
2,000Ah（1系統あたり）	3時間以上		
充電器（直流125V）から給電可能な設備の負荷			
充電器から給電可能な設備		負荷[A] (1系統あたり)	充電器容量[A] (1系統あたり)
通信連絡設備	衛星電話設備（固定型）	約 88.6	450
	無線連絡設備（固定型）		
	衛星保安電話（固定型）		
	統合原子力防災ネットワークを用いた通信用電源装置		
	安全パラメータ表示システム (SPDS)		
	その他設備		
合計		約 316.6	
b. A系通信用電源装置（蓄電池）（直流48V）の仕様			
蓄電池容量	給電可能時間（停電補償時間）		
800Ah	3時間以上		
A系通信用電源装置（蓄電池）（直流48V）から給電可能な設備の負荷			
充電器から給電可能な設備	負荷[A]	通信用電源装置容量[A]	
送受話器（ページング）	約 20.0	250	
移動無線設備（固定型）	約 5.0		
その他機器	約 66.0		
合計	約 91.0		

泊発電所3号炉					
参考10 緊急時対策所の通信連絡設備用無停電電源の主要仕様について					
緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、以下に示すとおり、無停電電源から給電可能な設計とする。					
緊急時対策所における通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間を参考第10-1表、参考第10-2表及び参考第10-3表に記載する。					
参考第10-1表 通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間（1/3）					
無停電電源1（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電電池耐量時間	
加入電話設備 加入FAX ^{※1}	27.5W	118.4W	408Wh	2時間以上	
電力保安通信用電話設備 保安電話 (FAX)	27.5W				
無線連絡設備 無線連絡設備（固定型）	35.9W				
衛星電話設備 衛星電話設備 (FAX) ^{※1}	27.5W				
通信機器	11W				
無停電電源2（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電電池耐量時間	
専用電話設備 専用電話設備（固定型）×3台	16W×3	133.5W	408Wh	2時間以上	
専用電話設備 (FAX) ×3台 ^{※1}	28.5W×3				
無停電電源3（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電電池耐量時間	
専用電話設備 専用電話設備（固定型）×3台	16W×3	144.5W	408Wh	2時間以上	
専用電話設備 (FAX) ×3台 ^{※1}	28.5W×3				
通信機器	11W				
無停電電源4（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電電池耐量時間	
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX（衛星系） ^{※1}	72W	72W	408Wh	2時間以上	

相違理由

【女川】設計方針の相違
 泊では、無停電電源（UPS）の類、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から、他PWRプラントと同様に「無停電電源」と表記。

【女川】記載方針の相違
 （泊既許可の記載を踏襲）

【女川】記載方針の相違
 （大飯審査実績の反映）

【柏崎】記載方針の相違
 2-3③のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																				
		<p>参考第10-2表 通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源5 (端末設備用) (無停電電源出力: 980W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1</td> <td>72W</td> <td rowspan="3">116.5W</td> <td rowspan="3">408Wh</td> <td rowspan="3">2時間以上</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備 専用電話設備 (固定型)</td> <td>16W</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備 (FAX) ※1</td> <td>28.5W</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源6 (端末設備用) (無停電電源出力: 980W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1</td> <td>72W</td> <td>72W</td> <td>408Wh</td> <td>2時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源7 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社内テレビ会議システム 社内テレビ会議システム</td> <td>231W</td> <td rowspan="2">454W</td> <td rowspan="2">432Wh</td> <td rowspan="2">約1時間</td> </tr> <tr> <td>社内テレビ会議用音響設備</td> <td>223W</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源8 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 テレビ会議システム</td> <td>290W</td> <td rowspan="4">536.1W</td> <td rowspan="4">900Wh</td> <td rowspan="4">1時間以上</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備 (発電所内) 通信機器</td> <td>198W</td> </tr> <tr> <td>社内テレビ会議システム 通信機器</td> <td>20W</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備 通信機器</td> <td>11W</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考第10-3表 通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源9 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信機器</td> <td>108.8W</td> <td rowspan="4">350.8W</td> <td rowspan="4">540Wh</td> <td rowspan="4">1時間以上</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 衛星電話</td> <td>30W</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備 衛星保安電話</td> <td>20W</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備 (発電所内) 通信機器</td> <td>192W</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源 (充電式電池)</th> <th>消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX)</td> <td>65W (送信時)</td> <td>各 63Wh</td> <td>約1時間 (カタログ値: 約1時間半)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※衛星電話設備 (FAX) は端末設備を除く</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源 (充電式電池)</th> <th>消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データ表示端末</td> <td>65W</td> <td>60Wh</td> <td>約1時間</td> </tr> </tbody> </table>	無停電電源5 (端末設備用) (無停電電源出力: 980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1	72W	116.5W	408Wh	2時間以上	専用電話設備 専用電話設備 (固定型)	16W	専用電話設備 (FAX) ※1	28.5W	無停電電源6 (端末設備用) (無停電電源出力: 980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1	72W	72W	408Wh	2時間以上	無停電電源7 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	社内テレビ会議システム 社内テレビ会議システム	231W	454W	432Wh	約1時間	社内テレビ会議用音響設備	223W	無停電電源8 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 テレビ会議システム	290W	536.1W	900Wh	1時間以上	データ伝送設備 (発電所内) 通信機器	198W	社内テレビ会議システム 通信機器	20W	専用電話設備 通信機器	11W	無停電電源9 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信機器	108.8W	350.8W	540Wh	1時間以上	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 衛星電話	30W	電力保安通信用電話設備 衛星保安電話	20W	データ伝送設備 (発電所内) 通信機器	192W	無停電電源 (充電式電池)	消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	衛星電話設備 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX)	65W (送信時)	各 63Wh	約1時間 (カタログ値: 約1時間半)	無停電電源 (充電式電池)	消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	データ表示端末	65W	60Wh	約1時間	
無停電電源5 (端末設備用) (無停電電源出力: 980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1	72W	116.5W	408Wh	2時間以上																																																																																			
専用電話設備 専用電話設備 (固定型)	16W																																																																																						
専用電話設備 (FAX) ※1	28.5W																																																																																						
無停電電源6 (端末設備用) (無停電電源出力: 980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1	72W	72W	408Wh	2時間以上																																																																																			
無停電電源7 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																			
社内テレビ会議システム 社内テレビ会議システム	231W	454W	432Wh	約1時間																																																																																			
社内テレビ会議用音響設備	223W																																																																																						
無停電電源8 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 テレビ会議システム	290W	536.1W	900Wh	1時間以上																																																																																			
データ伝送設備 (発電所内) 通信機器	198W																																																																																						
社内テレビ会議システム 通信機器	20W																																																																																						
専用電話設備 通信機器	11W																																																																																						
無停電電源9 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信機器	108.8W	350.8W	540Wh	1時間以上																																																																																			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 衛星電話	30W																																																																																						
電力保安通信用電話設備 衛星保安電話	20W																																																																																						
データ伝送設備 (発電所内) 通信機器	192W																																																																																						
無停電電源 (充電式電池)	消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																				
衛星電話設備 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX)	65W (送信時)	各 63Wh	約1時間 (カタログ値: 約1時間半)																																																																																				
無停電電源 (充電式電池)	消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																				
データ表示端末	65W	60Wh	約1時間																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

【比較のため順番を変更して記載】

参考12. 多様性を確保した通信連絡設備

通信設備（発電所内）は、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業の指示を行うことができるよう、多様性を確保した通信設備を設置又は保管している。

これらの通信設備は、使用場所の状況に応じて使い分けることができる。また、表21に示すとおり、同一の事象によって、通信手段がなくなることがないよう、電源の多様性、通信回線の多様性及び耐震性等についても考慮した設計とする。

表21 多様性を確保した通信連絡設備

Table with columns: 使用場所と通信連絡設備, 使用場所 (A), 通信連絡設備 (A), 使用場所 (B), 通信連絡設備 (B), 全交流動力電源喪失, 基本地震動, 通信ケーブル断線, 雨・雪・火災. Rows include Central Control Room (indoor/outdoor), Emergency Response Room, and On-site (indoor/outdoor).

※1: 施設ケーブル断線時は代替ケーブルを接続する。
※2: 保安電話（携帯）、衛星電話（携帯）は生活防水程度。
※3: 携行型通話装置を屋外で使用する場合は、防水カバー等により雨水対策を施す。

女川原子力発電所2号炉

参考11 多様性を確保した通信回線の容量について

発電所外との通信連絡設備及びデータ伝送設備が接続する多様性を確保した通信回線は、参考第11.1-1表に示すとおり、必要回線容量を確保した回線容量を有している。

参考第11.1-1表 多様性を確保した通信回線の回線容量

Table with columns: 通信回線種別, 主要設備, 必要回線容量, 回線容量. Rows include Power Security Communication, Data Transfer, and Telecommunication lines.

※1: 各種加入電話設備に接続されており、通信事業者回線を經由して発電所外への連絡も可能
※2: () は内訳を示す。
※3: その回線容量は、実測データも含まれていることから、小さな変動の可能性がある。

泊発電所3号炉

参考11 多様性を確保した通信回線の容量について

発電所外との通信連絡設備及びデータ伝送設備が接続する多様性を確保した通信回線は、参考第11-1表に示すとおり、必要回線容量を確保した回線容量を有している。

参考第11-1表 多様性を確保した通信回線の回線容量

Table with columns: 通信回線種別, 主要設備, 必要回線容量, 回線容量. Rows include Power Security Communication, Data Transfer, and Telecommunication lines.

各容量については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。

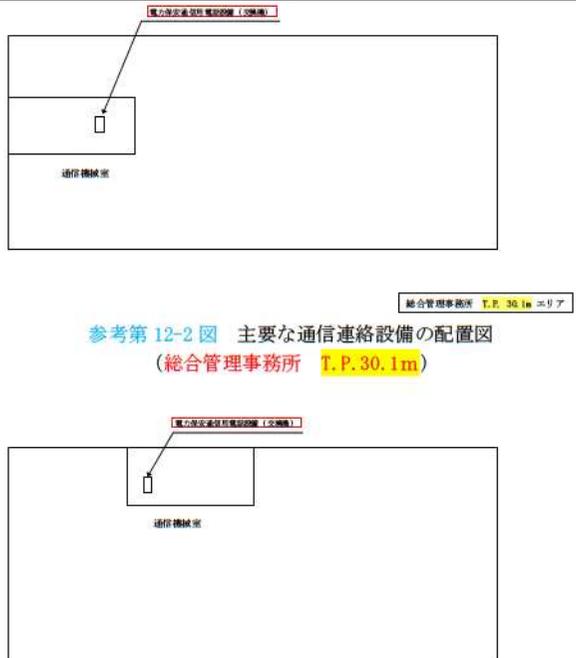
※1: 加入電話設備に接続されており、通信事業者回線を經由して発電所外への連絡も可能
※2: () は内訳を示す。
※3: 帯域優先度が低いため、5Mbpsまでの空き帯域で通信する。

相違理由

【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）
・大飯は想定事象別に通信連絡設備の使用可否を整理しているが、泊は通信連絡設備に応じた通信回線の能力を用いて通信可否を判断している。

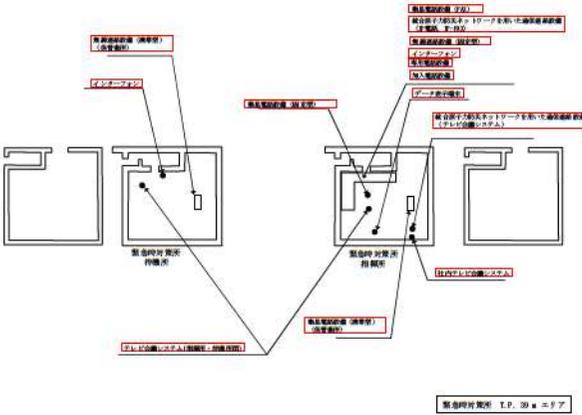
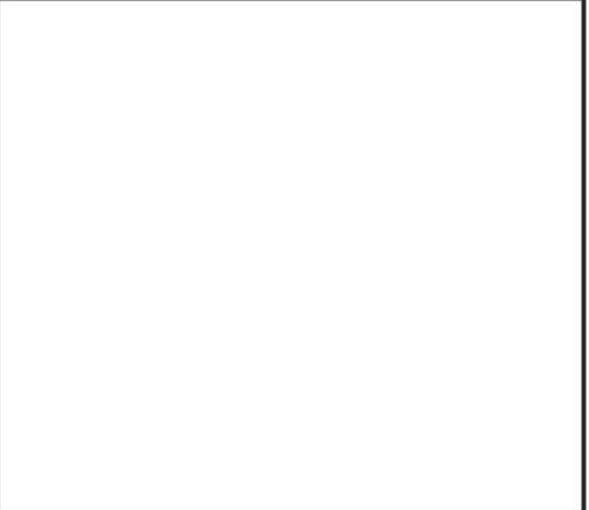
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
		 <p>電力保安委員会管理区域 (文庫棟)</p> <p>通信機械室</p> <p>総合管理事務所 T.P. 30.1m エリア</p> <p>参考第 12-2 図 主要な通信連絡設備の配置図 (総合管理事務所 T.P. 30.1m)</p> <p>電力保安委員会管理区域 (文庫棟)</p> <p>通信機械室</p> <p>管理事務所 T.P. 17.3m エリア</p> <p>参考第 12-3 図 主要な通信連絡設備の配置図 (管理事務所 T.P. 17.3m)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

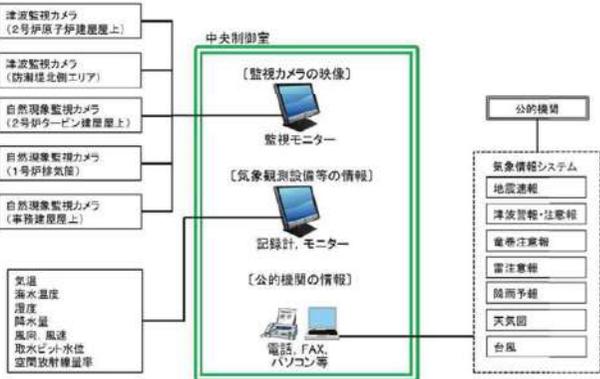
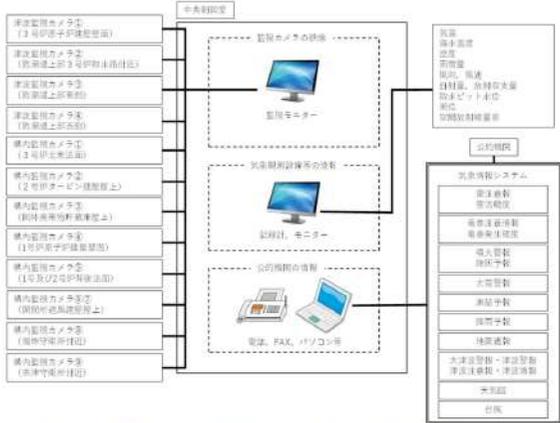
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>  <p>参考図 11.1-5 主要な通信連絡設備の配置図（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所）</p> <p>枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>	 <p>参考第 12.1-3 図 主要な通信連絡設備の配置図 （緊急時対策建屋地下2階）</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	 <p>参考第 12-4 図 主要な通信連絡設備の配置図 （緊急時対策所）</p>	<p>【女川】建屋設計の相違 【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>
	 <p>参考第 12.1-4 図 主要な通信連絡設備の配置図 （緊急時対策建屋地上1階）</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため再掲】</p> <p>なお、協力会社を含めた通信連絡の整理については、以下のとおり。</p> <p><協力会社を含めた通信連絡の整理></p> <p>発電所の運営にあたっては、普段より当社と協力会社が一体となって運営してきており、協力会社においてもマイプラント意識に根ざした同様の価値観を持って取り組んでいただいているところである。</p> <p>従って、事故等が発生した際においても、協力会社と事前に覚書を結んでおり、その中で当社からの要請を受けるための連絡体制を構築していただき、設備所管箇所から設備の修理・復旧活動への協力要請を行い、一体となって対応しているところである。</p> <p>重大事故発生時も同様の観点で協力会社も含めた体制で対応することとしており、事故発生当初の緊急時対応においては発電所内の緊急時対策本部要員、中央制御室要員、緊急安全対策要員（協力会社含む）、および召集要員（社員）にて対応可能なように体制を整えている。</p> <p>設備の修理・復旧活動等といった緊急時対応以降の事故対応においても、事故の状況に応じて協力会社と一体となり必要な体制を整備し、事故対応を計画・実施することとしている。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>重大事故等時におけるプラントメーカ及び協力会社からの支援については、協定を締結する等して、事故発生後に必要な支援を受けられる体制を確立しており、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）等を使用し、支援を要請する。</p> <p>○プラントメーカによる支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、プラント状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援を迅速に得られるよう、プラントメーカとの間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策本部要員から衛星電話設備（常設）等により直接又は本社を経由してプラントメーカによる支援を要請する。</p> <p>○協力会社による支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう、協力会社との間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策本部要員から、衛星電話設備（常設）等により直接又は本社を経由して協力会社による支援を要請する。</p>	<p>参考13 協力会社との通信連絡</p> <p>重大事故等時におけるプラントメーカ及び協力会社からの支援については、協定を締結する等して、事故発生後に必要な支援を受けられる体制を確立しており、緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）等を使用し、支援を要請する。</p> <p>○プラントメーカによる支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、プラント状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援を迅速に得られるようプラントメーカとの間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、緊急時対策所の発電所対策本部要員から衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を経由してプラントメーカに支援を要請する。</p> <p>○協力会社による支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう協力会社との間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、緊急時対策所の発電所対策本部要員から、衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を経由して協力会社に支援を要請する。</p>	<p>参考13 協力会社との通信連絡</p> <p>重大事故等時におけるプラントメーカ及び協力会社からの支援については、協定を締結する等して、事故発生後に必要な支援を受けられる体制を確立しており、緊急時対策所指揮所内に設置する衛星電話設備（固定型）等を使用し、支援を要請する。</p> <p>○プラントメーカによる支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、プラント状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援を迅速に得られるようプラントメーカとの間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、緊急時対策所指揮所の発電所対策本部要員から衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を経由してプラントメーカに支援を要請する。</p> <p>○協力会社による支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう協力会社との間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、緊急時対策所指揮所の発電所対策本部要員から、衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を経由して協力会社に支援を要請する。</p>	<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大阪は参考2に記載</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大阪では、基本スタンスを記載しその体制を記載している</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、支援を要請するプラントメーカ及び協力会社による支援体制から、使用する通信連絡設備を記載している</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>

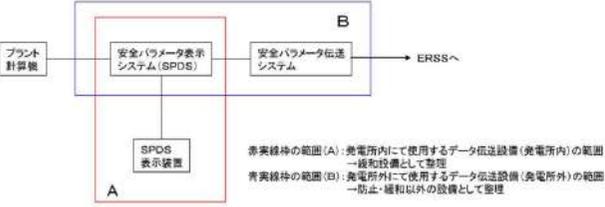
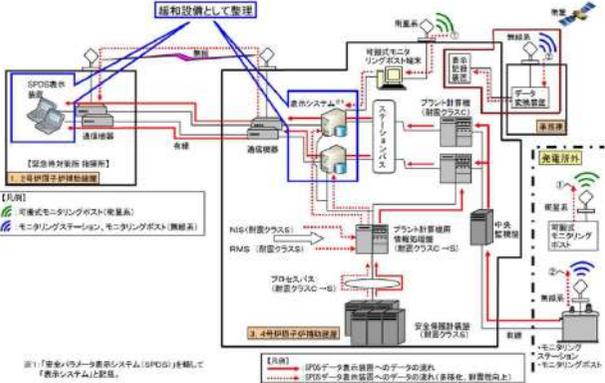
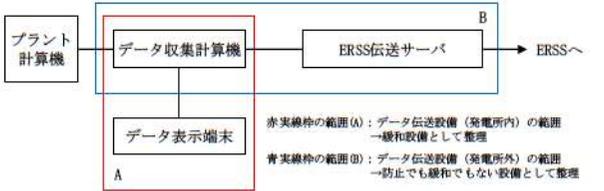
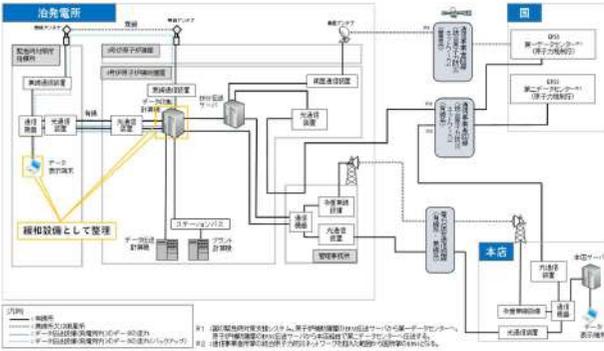
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>参考 14 公的機関等の情報を入手するための設備</p> <p>気象情報・注意報等について、中央制御室に設置する電話、FAX 等に加えて、中央制御室内の運転員が使用するパソコンにより、社内ネットワークシステムやインターネットの公的機関等のホームページを介して情報を入手することが可能である。</p> <p>注意報等が発表された場合は、社内ネットワークシステムより自動通知が行われ、リアルタイムで発表された気象情報の内容を確認することができる。</p> <p>自動通知による主な情報として、地震情報については、東北地区で震度1以上の地震が発生した場合、地震の発生日時・震源地・震源の深さ・地震の規模を、津波情報については、東北地区沿岸に津波注意報等が発令された場合、発表時刻・予報区名・第1波の到達予想時刻・予想される波の高さを入手することが可能である。</p> <p>なお、本設備については、プラントの運転制御に必要な回線と独立した構成としている。</p>  <p>参考第 14-1 図 中央制御室における外部状況把握のイメージ</p>	<p>参考 14 公的機関等の情報を入手するための設備</p> <p>気象情報・注意報等について、中央制御室に設置する電話、FAX 等に加えて、中央制御室内の運転員が使用するパソコンにより、社内ネットワークシステムやインターネットの公的機関等のホームページを介して情報を入手することが可能である。</p> <p>注意報等が発表された場合は、社内ネットワークシステムより自動通知が行われ、リアルタイムで発表された気象情報の内容を確認することができる。</p> <p>自動通知による主な情報として、地震情報については、北海道全域で震度1以上の地震が発生した場合、地震の発生日時・震源地・震源の深さ・地震の規模を、津波情報については、北海道日本海南部に津波注意報等が発令された場合、発表時刻・予報区名・第1波の到達予想時刻・予想される波の高さを入手することが可能である。</p> <p>なお、本設備については、プラントの運転制御に必要な回線と独立した構成としている。</p>  <p>参考第 14-1 図 中央制御室における外部状況把握のイメージ</p>	<p>【女川】観測地区の相違</p> <p>【女川】観測地区の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																															
<p>参考10. 設計基準事故対処設備における点検頻度 設計基準事故対処設備である通信連絡設備の点検頻度について、表20に記載する。 通信連絡設備については、常時使用による異常検知性や、メンテナンス（磨耗による部品の交換や注油等）が不要な電子部品で構成される設備の実態等を鑑み、点検頻度を定めている。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">別添資料にて比較</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">別添資料にて比較</div>	<p>【大阪】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・泊は点検項目及び点検頻度について別添資料「泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 通信連絡設備別添第1表」にて記載</p>																																																																																																																															
<p>表20 通信連絡設備の点検頻度一覧</p>																																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>常時使用による異常検知性^{※1} (○:検知可能、×:検知不可)</th> <th>点検内容</th> <th>点検頻度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転指令設備</td> <td>○</td> <td>外観点検 通信連絡確認</td> <td>1回/0ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事故一斉放送装置</td> <td>×^{※2}</td> <td>外観点検 通信連絡確認</td> <td>1回/0ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力保安通信用電話設備</td> <td>保安電話(固定)</td> <td>外観点検 通信連絡確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※3}</td> </tr> <tr> <td>保安電話(携帯)</td> <td>外観点検 通信連絡確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※3}</td> </tr> <tr> <td>非常保安電話</td> <td>×^{※2}</td> <td>外観点検 通信連絡確認</td> <td>1回/年</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内線電話</td> <td>固定</td> <td>外観点検 通信連絡確認</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>携帯</td> <td>×^{※2}</td> <td>外観点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬</td> <td>×^{※2}</td> <td>外観点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トランシーバー</td> <td>×^{※2}</td> <td>外観点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機内型連絡装置</td> <td>携行型連絡装置</td> <td>×^{※2}</td> <td>外観点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡装置用ケーブル</td> <td>×^{※2}</td> <td>外観点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td>×^{※2}</td> <td>外観点検 通信連絡確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入電話</td> <td>○</td> <td>外観点検 通信連絡確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※3}</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>○</td> <td>外観点検 通信連絡確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※3}</td> </tr> <tr> <td>社内TV会議システム</td> <td>○</td> <td>外観点検 通信連絡確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※3}</td> </tr> <tr> <td>無線連絡装置</td> <td>×^{※4}</td> <td>外観点検 通信連絡確認 (定期点検)</td> <td>1回/3ヶ月 (1回/5年)</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※3}</td> </tr> <tr> <td>加入ファクシミリ</td> <td>○</td> <td>外観点検 通信確認</td> <td>1回/0ヶ月</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※3}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">総合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡装置</td> <td>TV会議システム</td> <td>×^{※2}</td> <td>外観点検 通信連絡確認</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> <td>×^{※2}</td> <td>外観点検 通信連絡確認</td> <td>1回/月</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※3}</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX</td> <td>×^{※2}</td> <td>外観点検 通信確認</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時衛星連絡システム</td> <td>×^{※2}</td> <td>外観点検 通信確認</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">緊急時対策支援システム (ERSIS)等へ必要なデータを伝送できる設備</td> <td>SPDR表示装置</td> <td>×^{※2}</td> <td>外観点検 (機能試験)</td> <td>1回/月 (1回/年)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全パルサー表示システム (SPDS)</td> <td>○</td> <td>外観点検 (機能試験)</td> <td>1回/月 (1回/年)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全パルサー伝送システム</td> <td>○</td> <td>外観点検 (機能試験)</td> <td>1回/月 (1回/年)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主要設備	常時使用による異常検知性 ^{※1} (○:検知可能、×:検知不可)	点検内容	点検頻度	備考	運転指令設備	○	外観点検 通信連絡確認	1回/0ヶ月		事故一斉放送装置	× ^{※2}	外観点検 通信連絡確認	1回/0ヶ月		電力保安通信用電話設備	保安電話(固定)	外観点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※3}	保安電話(携帯)	外観点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※3}	非常保安電話	× ^{※2}	外観点検 通信連絡確認	1回/年		内線電話	固定	外観点検 通信連絡確認	1回/月		携帯	× ^{※2}	外観点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		可搬	× ^{※2}	外観点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		トランシーバー	× ^{※2}	外観点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		機内型連絡装置	携行型連絡装置	× ^{※2}	外観点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		連絡装置用ケーブル	× ^{※2}	外観点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		インターフォン	× ^{※2}	外観点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		加入電話	○	外観点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※3}	携帯電話	○	外観点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※3}	社内TV会議システム	○	外観点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※3}	無線連絡装置	× ^{※4}	外観点検 通信連絡確認 (定期点検)	1回/3ヶ月 (1回/5年)	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※3}	加入ファクシミリ	○	外観点検 通信確認	1回/0ヶ月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※3}	総合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡装置	TV会議システム	× ^{※2}	外観点検 通信連絡確認	1回/月		IP電話	× ^{※2}	外観点検 通信連絡確認	1回/月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※3}	IP-FAX	× ^{※2}	外観点検 通信確認	1回/月		緊急時衛星連絡システム	× ^{※2}	外観点検 通信確認	1回/月		緊急時対策支援システム (ERSIS)等へ必要なデータを伝送できる設備	SPDR表示装置	× ^{※2}	外観点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)		安全パルサー表示システム (SPDS)	○	外観点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)		安全パルサー伝送システム	○	外観点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)				
主要設備	常時使用による異常検知性 ^{※1} (○:検知可能、×:検知不可)	点検内容	点検頻度	備考																																																																																																																														
運転指令設備	○	外観点検 通信連絡確認	1回/0ヶ月																																																																																																																															
事故一斉放送装置	× ^{※2}	外観点検 通信連絡確認	1回/0ヶ月																																																																																																																															
電力保安通信用電話設備	保安電話(固定)	外観点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※3}																																																																																																																														
	保安電話(携帯)	外観点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※3}																																																																																																																														
	非常保安電話	× ^{※2}	外観点検 通信連絡確認	1回/年																																																																																																																														
内線電話	固定	外観点検 通信連絡確認	1回/月																																																																																																																															
	携帯	× ^{※2}	外観点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																																														
	可搬	× ^{※2}	外観点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																																														
トランシーバー	× ^{※2}	外観点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																																															
機内型連絡装置	携行型連絡装置	× ^{※2}	外観点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																																														
	連絡装置用ケーブル	× ^{※2}	外観点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																																														
インターフォン	× ^{※2}	外観点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月																																																																																																																															
加入電話	○	外観点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※3}																																																																																																																														
携帯電話	○	外観点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※3}																																																																																																																														
社内TV会議システム	○	外観点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※3}																																																																																																																														
無線連絡装置	× ^{※4}	外観点検 通信連絡確認 (定期点検)	1回/3ヶ月 (1回/5年)	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※3}																																																																																																																														
加入ファクシミリ	○	外観点検 通信確認	1回/0ヶ月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※3}																																																																																																																														
総合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡装置	TV会議システム	× ^{※2}	外観点検 通信連絡確認	1回/月																																																																																																																														
	IP電話	× ^{※2}	外観点検 通信連絡確認	1回/月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※3}																																																																																																																													
	IP-FAX	× ^{※2}	外観点検 通信確認	1回/月																																																																																																																														
緊急時衛星連絡システム	× ^{※2}	外観点検 通信確認	1回/月																																																																																																																															
緊急時対策支援システム (ERSIS)等へ必要なデータを伝送できる設備	SPDR表示装置	× ^{※2}	外観点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)																																																																																																																														
	安全パルサー表示システム (SPDS)	○	外観点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)																																																																																																																														
	安全パルサー伝送システム	○	外観点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)																																																																																																																														
<p>※1: 緊急時対策所に設置している端末、又は防災業務にかかると見られる資機材を対象とする。 ※2: 中長期保守等の端末は、運転時から使用しており、確認することで健全性を確認している。 ※3: 故障した場合は、手動で取り替えることにより通信連絡が可能である。 ※4: 故障した場合は、適切に補修を行う。また、衛星電話等による代替が可能である。</p>																																																																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考 11. データ伝送設備 (発電所内、発電所外) の設備分類</p> <p>緊急時対策所で事故状態等の把握に必要なデータを伝送する設備として、安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びSPDS表示装置を設置している。これらの設備は緊急時対策所での機能に必要なため、緩和設備として整理する。</p> <p>緊急時対策支援システム (ERSS) 等へ必要なデータを伝送する設備として、安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び安全パラメータ伝送システムを設置している。</p> <p>これらの設備は緊急時対策所での指揮等の機能に直接関わらないため、防止・緩和以外の設備として整理する。</p> <p>なお、安全パラメータ表示システム (SPDS) は発電所内外のデータ伝送設備を兼ねる。</p> <p>設備分類整理について、概要を図 11~13 に示す。</p>  <p>図 11 データ伝送設備の設備分類概要図</p>  <p>図 12 データ伝送設備 (発電所内) の設備分類概要図</p>	<p>参考 15 データ伝送設備 (発電所内、発電所外) の設備分類</p> <p>緊急時対策所で事故状態等の把握に必要な事故時パラメータを伝送する設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末を設置している。これらの設備は緊急時対策所での機能に必要なため、緩和設備として整理する。</p> <p>緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送する設備として、データ収集計算機及び ERSS 伝送サーバを設置している。</p> <p>これらの設備は緊急時対策所での指揮等の機能に直接関わらないため、防止でも緩和でもない設備として整理する。</p> <p>なお、データ収集計算機は発電所内外のデータ伝送設備を兼ねる。</p> <p>設備分類整理について、概要を参考第 15-1 図、参考第 15-2 図及び参考第 15-3 図に示す。</p>  <p>参考第 15-1 図 データ伝送設備の設備分類概要図</p>  <p>参考第 15-2 図 データ伝送設備 (発電所内) の設備分類概要図</p>	<p>【女川】記載方針の相違・記載の充実 (女川に記載がないため、大阪との相違識別)</p> <p>【大阪】表現の相違 大阪：データ、泊：事故時パラメータ</p> <p>【大阪】記載方針の相違・泊は、伝送先が ERSS しかないことから「等」は記載していない</p> <p>(女川に記載がないため、大阪との相違識別)</p> <p>【大阪】記載表現の相違 大阪：防止・緩和以外の設備、泊：防止でも緩和でもない設備</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

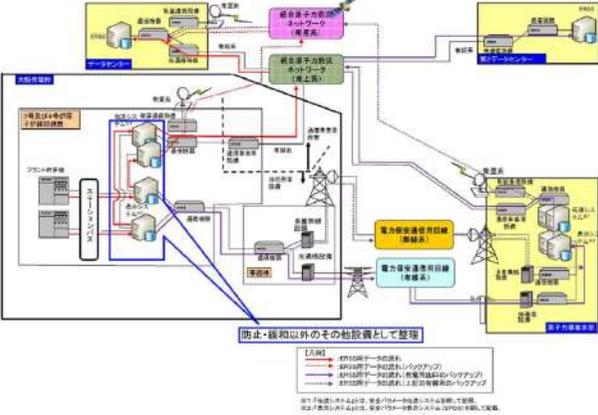
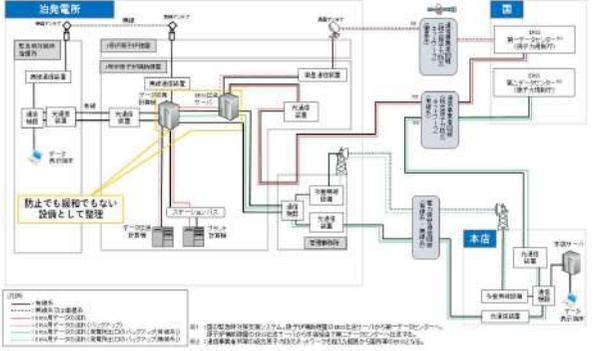
<p>大阪発電所 3 / 4号炉</p>  <p>防止・緩和以外のその他の設備として整理</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 赤字：設備、運用又は体制の相違 青字：記載箇所又は記載内容の相違 緑字：記載表現、設備名称の相違 	<p>女川原子力発電所 2号炉</p>	<p>泊発電所 3号炉</p>  <p>参考第 15-3 図 データ伝送設備（発電所外）の設備分類概要図</p>	<p>相違理由</p>
---	---------------------	---	-------------

図 13 データ伝送設備（発電所外）の設備分類概要図

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考13. トランシーバーの仕様</p> <p>発電所内の通信連絡設備として、緊急安全対策要員が屋外で相互に通信連絡するためにトランシーバーを使用する。</p> <p>トランシーバーは、デジタル簡易無線局として登録申請したものを、出力5W（1Wへの切替可能）、周波数350MHz帯の無線機を使用する。</p> <p>通話可能範囲は、使用する環境によって異なるが、見通しのよい場所であれば約1km～4km（メーカーカタログ値）であり、発電所内の屋外における通信連絡が可能である。また、通話チャンネルは30チャンネルあり、用途に応じて使い分けることができる。</p> <p>トランシーバーの電源は、付属の充電式のほかに乾電池で使えるよう、乾電池ケースを準備しており、乾電池を交換することで7日間以上の通話が可能である。</p>		<p>参考16 無線連絡設備（携帯型）の主要仕様</p> <p>発電所内の通信連絡設備として、発電所災害対策要員が屋外で相互に通信連絡するために無線連絡設備（携帯型）を使用する。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）は、デジタル簡易無線局として登録申請した出力5W（1Wへの切替可能）/周波数350MHz帯の無線機、業務用無線機として免許申請した出力1W/周波数400MHz帯の無線機及び特定小電力トランシーバとして免許・登録が不要な出力10mW以下・周波数400MHz帯の無線機を使用する。</p> <p>通話可能範囲は、使用する環境によって異なるが、見通しのよい場所であれば、デジタル簡易無線局は約1～4km、業務用無線機は約3km、特定小電力トランシーバは約2km（メーカーカタログ値）であり、発電所内の屋外における通信連絡が可能である。また、通話チャンネルは、デジタル簡易無線局は30チャンネル、業務用無線機は1チャンネル、特定小電力トランシーバは20チャンネルあり、用途に応じて使い分ける事ができる。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）の電源は、付属の充電式電池又は乾電池を使用することができ、乾電池を使用するものについては乾電池を交換することで7日間以上の通話が可能である。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実</p> <p>【大阪】記載方針の相違 泊は通信規格及び機種が3種類あるため、仕様を個別に記載した。</p> <p>【大阪】設計方針の相違 ・大阪で採用しているデジタル簡易無線局の他、業務用無線機および特定小電力トランシーバも使用する。</p> <p>【大阪】記載方針の相違 泊は通信規格及び機種が3種類あるため、性能を個別に記載した。</p> <p>【大阪】設計方針の相違 ・大阪で採用しているデジタル簡易無線局の他、業務用無線機および特定小電力トランシーバも使用する。</p> <p>【大阪】記載表現の相違 大阪：充電式電池 泊：充電式電池</p> <p>【大阪】記載方針の相違 ・無線機の相違により、大阪は乾電池ケースが必要となるが、泊は乾電池ケースを必要としない。</p> <p>【大阪】記載方針の相違 泊は無線機が3種類あるため、「乾電池を使用するものについては」と記載した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
		<p>参考17 可搬型重大事故等対処設備としている通信連絡設備の予備機保有台数と考え方</p> <p>可搬型の通信連絡設備に対し、それぞれが故障した場合においても使用可能なよう、参考第17-1表のとおり、必要台数と同数又は同数以上の数量の予備機を保有する方針とする。</p> <p>参考第17-1表 可搬型重大事故等対処設備としている通信連絡設備の予備機保有台数と考え方</p> <table border="1" data-bbox="1350 400 1944 1139"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>用途</th> <th>必要台数</th> <th>予備機保有台数</th> <th>配備位置や用途に応じた予備機保有台数の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">衛星電話設備 (携帯型)</td> <td>可搬型タンクローリーへの燃料積み上げや、常設及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行う現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> <td rowspan="4">必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。</td> </tr> <tr> <td>給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">無線連絡設備 (携帯型)</td> <td>ガレキ撤去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡</td> <td>2</td> <td>2</td> <td rowspan="4">必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリーへの燃料積み上げを行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡</td> <td>7</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">携帯型通信装置</td> <td>放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> <td rowspan="3">必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)</td> </tr> <tr> <td>ガレキ撤去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>現場で操作を行う運転員と中央制御室の運転員間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 必要台数、予備機保有台数については、訓練の評価結果などを踏まえ見直すことがある。</p>	主要設備	用途	必要台数	予備機保有台数	配備位置や用途に応じた予備機保有台数の考え方	衛星電話設備 (携帯型)	可搬型タンクローリーへの燃料積み上げや、常設及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行う現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。	給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	1	1	可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	無線連絡設備 (携帯型)	ガレキ撤去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	2	2	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)	可搬型タンクローリーへの燃料積み上げを行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	2	2	給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	7	9	可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	携帯型通信装置	放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)	ガレキ撤去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	2	2	現場で操作を行う運転員と中央制御室の運転員間の連絡	1	1	<p>【大飯】【女川】記載方針の相違</p> <p>・2016年度ヒアリングコメントの反映(記載の充実)</p> <p>SAに係る内容(当ページ)</p>
主要設備	用途	必要台数	予備機保有台数	配備位置や用途に応じた予備機保有台数の考え方																																											
衛星電話設備 (携帯型)	可搬型タンクローリーへの燃料積み上げや、常設及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行う現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。																																											
	給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	1	1																																												
	可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1																																												
	放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1																																												
無線連絡設備 (携帯型)	ガレキ撤去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	2	2	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)																																											
	可搬型タンクローリーへの燃料積み上げを行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	2	2																																												
	給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	7	9																																												
	可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1																																												
携帯型通信装置	放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)																																											
	ガレキ撤去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	2	2																																												
	現場で操作を行う運転員と中央制御室の運転員間の連絡	1	1																																												
		<p>なお、可搬型重大事故等対処設備ではないが、緊急時対策所において事故状態等の把握や重大事故等の対処に必要な情報を収集できるよう、データ伝送設備(発電所内)としてデータ表示端末を緊急時対策所指揮所に常設している。データ表示端末1台により緊急時対策所において必要となる情報収集機能は確保されるものの、設備の保守や故障等によりその機能が失われることを防ぐため、予備3台を含めた全4台を常設している。</p>																																													

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（別添資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">大阪発電所3号炉及び4号炉</p> <p style="text-align: center;">技術的能力説明資料 通信連絡設備</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 通信連絡設備</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 通信連絡設備</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第35条 通信連絡設備</p> <p>【要求事項】 1. 発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設けなければならない。 2. 発電所外の必要箇所へ通信連絡を行うことができる通信連絡設備を設けなければならない。 3. 発電所内の通信連絡については、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設ける。 4. 発電所外の通信連絡を行うことができる通信連絡設備及び緊急時対策システム（ERSS）等へ必要箇所へ通信連絡を設ける。 5. 通信連絡設備の電源については、非常用内電源又は無停電電源に接続する。</p> <p>【解釈】 ① 発電所内の通信連絡については、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。 ② 発電所外の必要箇所へ通信連絡を行うことができる通信連絡設備及び緊急時対策システム（ERSS）等へ必要箇所へ通信連絡を設ける。 ③ 発電所内の通信連絡については、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設ける。 ④ 通信連絡設備の電源については、非常用内電源又は無停電電源に接続する。</p>	<p>35条 通信連絡設備</p> <p>【要求事項】 1. 発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設けなければならない。 2. 発電所外の必要箇所へ通信連絡を行うことができる通信連絡設備を設けなければならない。 3. 発電所内の通信連絡については、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設ける。 4. 発電所外の通信連絡を行うことができる通信連絡設備及び緊急時対策システム（ERSS）等へ必要箇所へ通信連絡を設ける。 5. 通信連絡設備の電源については、非常用内電源又は無停電電源（充電器等を含む。）に接続する。</p> <p>【解釈】 ① 発電所内の通信連絡については、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。 ② 発電所外の必要箇所へ通信連絡を行うことができる通信連絡設備及び緊急時対策システム（ERSS）等へ必要箇所へ通信連絡を設ける。 ③ 発電所内の通信連絡については、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設ける。 ④ 通信連絡設備の電源については、非常用内電源又は無停電電源（充電器等を含む。）に接続する。</p>	<p>35条 通信連絡設備</p> <p>【要求事項】 1. 発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設けなければならない。 2. 発電所外の通信連絡を行うことができる通信連絡設備を設けなければならない。 3. 発電所内の通信連絡については、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設ける。 4. 発電所外の通信連絡を行うことができる通信連絡設備及び緊急時対策システム（ERSS）等へ必要箇所へ通信連絡を設ける。 5. 通信連絡設備の電源については、非常用内電源又は無停電電源に接続する。</p> <p>【解釈】 ① 発電所内の通信連絡については、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設ける。 ② 発電所外の必要箇所へ通信連絡を行うことができる通信連絡設備及び緊急時対策システム（ERSS）等へ必要箇所へ通信連絡を設ける。 ③ 発電所内の通信連絡については、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設ける。 ④ 通信連絡設備の電源については、非常用内電源又は無停電電源に接続する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】【女川】 記載表現の相違</p> <p>DBに係る内容（当ページ）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

設置許可基準対象本文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	(発電所内) ・通報装置設備 (1, 2号) ・事故一斉放送装置 ・電力保安通信用電話設備 (保安電話 (固定)、保安電話 (携帯)) ・旅行型通話装置 (携帯) ・無線電話 (固定) ・無線電話 (携帯) ・無線移動電話機 ・インターネット (SPDS) ・安全パラメータ表示システム (SPDS表示装置)	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> 警報装置及び通信設備 (発電所内) の操作手順 警報装置及び通信設備 (発電所内) (特定使用者なし) 及び安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び安全パラメータ伝送設備 (発電所内) の点検 警報装置、通信設備 (発電所内) 及びデータ伝送設備 (発電所内) の点検 通信連絡に関する訓練 操作手順に関する訓練
	(発電所外) ・加入電話 ・電力保安通信用電話設備 (保安電話 (固定)、保安電話 (携帯)、 衛星保安電話) ・衛星電話 (可搬) ・社内TV会議システム ・衛星電話 (固定) ・衛星電話 (携帯) ・無線通話装置 ・緊急時衛星通話システム ・統合原子力防災ネットワーク に接続する通信連絡設備 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) ・安全パラメータ伝送システム	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> 通信連絡 (発電所外) の操作手順 安全パラメータ表示システム (SPDS) の点検 通信連絡 (発電所外) の操作 (特定使用者なし) 及び安全パラメータ伝送設備 (発電所外) の点検 保守業務による点検、点検、点検 (電気保安設備、所長室、計装室、計装室管理課) 通信連絡 (発電所外) 及びデータ伝送設備 (発電所外) の点検 点検 通信連絡 (発電所外) 及びデータ伝送設備 (発電所外) の点検 点検 通信連絡に関する訓練 操作手順に関する訓練 異常時の手順に関する訓練

別添35-2

女川原子力発電所2号炉

設置許可基準対象本文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	(発電所内) ・送受話器 (ページング) (警報装置を含む。) ・電力保安通信用電話設備 ・移動無線設備 ・旅行型通話装置 ・無線連絡設備 ・衛星電話設備 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) (発電所外) ・電力保安通信用電話設備 ・社内テレビ会議システム ・局線加入電話設備 ・専用電話設備 (地方公共団体体向ホットライン) ・衛星電話設備 ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・データ伝送設備	運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> 使用者を特定せず、通信連絡設備が使用できるような通信連絡設備の操作手順を定める。
		体制	<ul style="list-style-type: none"> 通信連絡設備の操作 各主管グループによる点検並びに補修
		保守・点検	<ul style="list-style-type: none"> 定期試験 (点検) については、別添第1表のとおり。 故障時の補修
		教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> 通報連絡に関する訓練
		運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> 使用者を特定せず、通信連絡設備が使用できるような通信連絡設備 (発電所外) の操作手順を定める。
		体制	<ul style="list-style-type: none"> 通信連絡設備 (発電所外) の操作 各主管グループによる点検並びに補修
保守・点検	<ul style="list-style-type: none"> 定期試験 (点検) については、別添第1表のとおり。 故障時の補修 		
教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> 通報連絡に関する訓練 		

第35条 通信連絡設備

泊発電所3号炉

設置許可基準対象本文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	通信連絡設備 (発電所内) ・連絡指令設備 (警報装置を含む。) ・電力保安通信用電話設備 ・無線通話装置 ・旅行型通話装置 ・無線連絡設備 ・衛星電話設備 ・データ伝送設備 (発電所内) ・データ収集計算機 ・データ表示端末 通信連絡設備 (発電所外) ・加入電話設備 ・専用電話設備 ・衛星電話 ・電力保安通信用電話設備 ・社内テレビ会議システム ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 データ伝送設備 (発電所外) ・データ収集計算機 ・ERSS伝送サーバ	運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> 警報装置及び通信連絡設備 (発電所内) の操作手順 (特定使用者なし) データ伝送設備 (発電所内) の操作手順 (特定使用者なし) 警報装置及び通信連絡設備 (発電所内) の操作 (特定使用者なし) 各主管室による点検及び補修
		体制	<ul style="list-style-type: none"> 定期試験 (点検) については、表2のとおり。 警報装置及び通信連絡設備 (発電所内) の点検 データ伝送設備 (発電所内) の点検 故障時の補修
		保守・点検	<ul style="list-style-type: none"> 通報連絡に関する訓練 操作手順に関する訓練 異常時の対応手順に関する訓練
		教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> 通報連絡に関する訓練
		運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> 通信連絡設備 (発電所外) の操作手順 (特定使用者なし) データ伝送設備 (発電所外) の操作手順 (特定使用者なし) 通信連絡設備 (発電所外) の操作 (特定使用者なし) 各主管室による点検及び補修
		体制	<ul style="list-style-type: none"> 警報装置及び通信連絡設備 (発電所外) の点検 データ伝送設備 (発電所外) の点検 故障時の補修
保守・点検	<ul style="list-style-type: none"> 通報連絡に関する訓練 操作手順に関する訓練 異常時の対応手順に関する訓練 		
教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> 通報連絡に関する訓練 		

表1 運用、手順に係る対策等 (設計基準)

相違理由

【大飯】【女川】
 女川及び泊の他条文との整合 (記載統一)

DBに係る内容 (当ページ)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉

設置許可基準対象文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	電力保安通信用回線 (有線系回線、無線系回線) ・通信事業者回線 (有線系回線、衛星系回線)	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・監視箇所による監視 ・補修箇所による補修 (電気保修課) ・常時監視 ・故障時の補修
	・非常用所内電源及び無停電電源	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・補修箇所による補修 (電気保修課) ・点検 ・故障時の補修
第35条 通信連絡設備	定期点検 ・常時監視	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・通信設備 (発電所外) 及びデータ伝送設備 (発電所外) の点検 ・統合原子力防災ネットワークの異常時の対応手順 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び安全パラメータ伝送システムの異常時の対応手順 ・監視 (発電室、電気保修課、計装保修課) ・補修箇所による点検 (電気保修課、計装保修課、放射線管理課) ・異常時の対応手順に関する訓練

別添 35-3

女川原子力発電所2号炉

設置許可対象文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	電力保安通信用回線 (有線系及び無線系) ・通信事業者回線 (有線系及び衛星系)	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・各主管グループによる点検 ・通信連絡設備の定期試験 (点検) については、別添第1表のとおり。
	・非常用ディーゼル発電機 ・通信用電源装置 (蓄電池) ・125V充電器 (125V蓄電池) ・充電式電池 ・乾電池	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・各主管グループによる点検並びに補修 ・点検計画に基づく点検 ・充電式電池及び乾電池については、通信連絡設備の定期試験 (点検) 時に併せて確認する。定期試験 (点検) については、別添第1表のとおり。 ・故障時の補修
第35条 通信連絡設備	定期試験 ・常時監視等 ※1 PHS機本体等の過熱現象に関しては、定期試験とする。また、データ伝送設備に関しては、伝送について、常時監視を行う。	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・専用通信回線、安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備の異常時における対応手順 ・各主管グループによる点検並びに補修 ・定期試験 (試験) については、別添第1表のとおり。

泊発電所3号炉

設置許可基準対象文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	電力保安通信用回線 (有線系及び無線系) ・通信事業者回線 (有線系及び衛星系)	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・監視箇所による監視 ・各主管課による点検 ・常時監視 ・故障時の補修 ・通信連絡設備の定期試験 (点検) については、表2のとおり。
	・ディーゼル発電機 ・通信機組電源 (蓄電池) ・運転指令設備電源 (蓄電池) ・無停電電源 ・充電式電池 ・乾電池	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・各主管課による点検 ・点検計画に基づく点検 ・充電式電池及び乾電池については、通信連絡設備の定期試験 (点検) 時に併せて確認する。定期試験については、表2のとおり。 ・故障時の補修
第35条 通信連絡設備	定期点検 ・常時監視	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・専用通信回線、通信連絡設備 (発電所外) 及びデータ伝送設備 (発電所外) の点検 ・各主管課による点検、保修及び監視 ・各主管課による補修 ・定期試験 (点検) については、表2のとおり。 ・異常時の対応手順に関する訓練

相違理由

【大阪】【女川】
 記載表現の相違
 DBに係る内容 (当ページ)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備 (別添資料)

大阪発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【比較のため転載】

参考10. 設計基準事故対処設備における点検頻度
 設計基準事故対処設備である通信連絡設備の点検頻度について、表20に記載する。
 通信連絡設備については、常時使用による異常検知性や、メンテナンス（磨耗による部品の交換や注油等）が不要な電子部品で構成される設備の実態等を鑑み、点検頻度を定めている。

表20 通信連絡設備の点検頻度一覧

主要設備	常時使用による異常検知性 (○: 検知可能、×: 検知不可)	点検内容	点検頻度	備考		
運転指令設備	○	外線点検 通信連絡確認	1回/6ヶ月			
事故一斉放送装置	× ^{※1}	外線点検 通信連絡確認	1回/6ヶ月			
電力保安通信用電話設備	保安電話(固定)	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}		
	保安電話(携帯)	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}		
衛星保安電話	衛星保安電話	外線点検 通信連絡確認	1回/年			
	固定	外線点検 通信連絡確認	1回/月			
衛星電話	携帯	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月			
	可搬	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月			
	トランシーバー	× ^{※2}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		
携帯型通話装置	携帯型通話装置	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月			
	通話装置用ケーブル	× ^{※3}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月		
インターフォン	× ^{※4}	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月			
加入電話	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}		
携帯電話	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}		
社内TV会議システム	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}		
無線連絡設備		外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月 (1回/5年)	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}		
	加入ファクシミリ	○	外線点検 通信連絡確認	1回/6ヶ月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}	
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	IP電話	× ^{※5}	外線点検 通信連絡確認	1回/月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
緊急時衛星連絡システム		外線点検 通信連絡確認	1回/月			
	緊急時対策支援システム(ERSS)等必要なデータを送受信できる設備	安全パラメータ表示システム(SPDS)	○	外線点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)	
		安全パラメータ伝送システム	○	外線点検 (機能試験)	1回/月 (1回/年)	

※1: 緊急時対策所に設置している端末、又は防災業務にかかる社内標準に定める資機材を対象とする。
 ※2: 中央制御室等の端末は、通常時から使用しており、通話することで健全性を確認している。
 ※3: 故障した場合は、手動で取り替えることにより通信連絡が可能である。
 ※4: 故障した場合は、適切に補修を行う。また、衛星電話等による代替が可能である。

別添第1表 通信連絡設備（設計基準）における点検項目並びに点検頻度

設計基準事故対象設備	点検項目	点検頻度
送受話器(ページング) (警報装置を含む。)	ハンドセット、スピーカ	外観点検 機能確認 1回/年
電力保安通信用電話設備	固定電話機	外観点検 機能確認 1回/6ヶ月 ^{※1}
	PBS 端末	
	FAX	
衛星保安電話(固定型)	衛星保安電話	
社内テレビ会議システム		外観点検 機能確認 1回/6ヶ月
携帯型通話装置		外観点検 通信確認 1回/6ヶ月
衛星電話設備	衛星電話設備(固定型)	外観点検 通信確認 1回/6ヶ月
	衛星電話設備(携帯型)	
移動無線設備	移動無線設備(固定型)	外観点検 通信確認 1回/6ヶ月
	移動無線設備(車載型)	
無線連絡設備	無線連絡設備(固定型)	外観点検 通信確認 1回/6ヶ月
	無線連絡設備(携帯型)	
安全パラメータ表示システム(SPDS)	データ収集装置	外観点検 機能確認 1回/年
	SPDS 伝送装置	
局線加入電話設備	加入電話機	外観点検 機能確認 1回/6ヶ月
	加入FAX	
専用電話設備	専用電話設備(地方公共団体用ホットライン)	外観点検 機能確認 1回/6ヶ月
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム	外観点検 通信確認 1回/6ヶ月
	IP電話	
	IP-FAX	
データ伝送設備	SPDS 伝送装置	外観点検 機能確認 1回/年

※1: 緊急時対策所に設置している端末を対象とする。中央制御室等に設置している端末は、通常時から使用しているため、通話することで健全性を確認している。また、故障が発生した場合は、適切に補修を行う。

表2 通信連絡設備（設計基準）における点検項目及び点検頻度

主要設備	点検頻度	点検内容	備考
運転指令設備	1回/年	外観点検、通信通話確認	
電力保安通信用電話設備	1回/年	保安電話(固定)	外観点検、通信通話確認 緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
		保安電話(携帯)	
		衛星保安電話	
無線連絡設備	無線連絡設備(固定型)	1回/年	外観点検、通信通話確認 緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
	無線連絡設備(携帯型)	1回/年	
携帯型通話装置	携帯型通話装置	1回/年	外観点検、通信通話確認
	通話装置用ケーブル		
衛星電話設備	1回/年	衛星電話設備(固定型)	外観点検、通信通話確認
		衛星電話設備(携帯型)	
		衛星電話設備(FAX)	
移動無線設備	1回/3ヶ月	外観点検、通信通話確認	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
	1回/5年	定期点検	
加入電話設備	加入電話機	1回/年	外観点検、通信通話確認 緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
	加入FAX	1回/6ヶ月	
携帯電話	1回/年	外観点検、通信通話確認	
専用電話設備	専用電話設備(固定型)	1回/年	外観点検、通信通話確認
	専用電話設備(FAX)	1回/年	
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	IP電話	1回/年	外観点検、通信通話確認 緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
	IP-FAX		
	テレビ会議システム		
社内テレビ会議システム	1回/年	外観点検、通信確認	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
データ伝送設備(発電所内)	データ表示端末	-	外観点検(1回/月) 機能試験(1回/年)
	データ収集計算機	-	
データ伝送設備(発電所外)	ERSS 伝送サーバ	-	外観点検(1回/月) 機能試験(1回/年)

※1 緊急時対策所に設置している端末又は防災業務に係る社内標準に定める資機材を対象とする。中央制御室等の端末は、通常時から使用しているため、通話することで健全性を確認している。また、故障が発生した場合は、適切に補修を行っている。

【大阪】記載方針の相違
 (女川審査実績の反映)
 大阪では点検項目及び点検頻度について参考資料(参考10)にて記載
 【女川】記載表現の相違
 DBに係る内容(当ページ)

【大阪】記載方針の相違
 (女川審査実績の反映)
 大阪は保安規定のサーベイランスとしての点検頻度を記載。泊は女川同様点検計画の頻度について記載。

泊発電所3号炉
前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト
DB

令和5年7月31日

北海道電力株式会社

目次

条文	通しページ
第 6 条 外部からの衝撃による損傷の防止(その他外部事象)	1
第 6 条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)	3
第 6 条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)	10
第 6 条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山)	13
第 8 条 火災による損傷の防止	15
第 9 条 溢水による損傷の防止等	27
第 10 条 誤操作の防止	28
第 12 条 安全施設	29
第 14 条 全交流動力電源喪失対策設備	31
第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	33
第 17 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ	34
第 24 条 安全保護回路	35
第 26 条 原子炉制御室等	36
第 31 条 保安電源設備	38
第 33 条 保安電源設備	40
第 34 条 緊急時対策所	44
第 35 条 通信連絡設備	51

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（その他外部事象）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r.13.0)	6条(外事)-別添-53	自然現象の重畳影響について参照する項目の番号を修正した。 旧：事象の重畳影響について5.3.2に基づき・・・ 新：事象の重畳影響について5.3.1に基づき・・・	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r.12.0)	6(外事)-別添-63	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r.13.0)	6条(外事)-別添-10	第1.2.2表中の以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：「落雷」としてプラントへの影響評価を実施する。 新：「落雷」としてプラントへの影響評価を行う。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r.12.0)	6(外事)-別添-13	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r.13.0)	6条(外事)-別添-補足1-1 6条(外事)-別添-補足4-1	以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：泊3号炉 新：泊発電所3号炉	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r.12.0)	6(外事)-別添-補足1-1 6(外事)-別添-補足4-1	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r.13.0)	6条(外事)-別添-補足10-15	第9図中の泊発電所位置を修正した。	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r.12.0)	6(外事)-別添-補足10-17	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r.13.0)	6条(外事)-別添-補足10-16	後掲の図表に関する記載に関して女川同様の記載を追記した。 旧：なし 新： 後志地方の各観測地点の位置を第10図に示す。第10図の観測地点のマークの違いは、第4表に示すとおり観測要素の違いを表している。 各観測地点において観測された日最大風速を第5表に示す。ただし、参照する観測地点は、各観測地点の内、観測要素に「風」を含んでいる観測地点とする。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r.12.0)	6(外事)-別添-補足10-18	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） （DB062T-9 r.8.0）	とりまとめた資料-3	No.4の相違説明について、以下のとおり適正化しました。（下線部見直し） （旧）「・A1,A2/B1,B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチの開口部 （扉）は・・・」 （新）「・A1,A2/B1,B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチの開口部 （蓋）は・・・」	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） （DB062T-9 r.8.0）	6竜巻-59	「第1.8.2.1図 竜巻飛来物防護対策設備概念図」について、図のタイトルを追加しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） (DB062T r. 9. 0)	6条(竜巻)-別添1-添付1. 1- 4, 5, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23	<p>「第1表 竜巻に対する重大事故等対処設備の影響評価」に係る記載について、第43条「共-7 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について」の「表1 外部事象に対する重大事故等に対処するための機能を有する設備の影響評価」に係る記載との整合により、以下のとおり適正化しました。（下線部見直し）</p> <p>(旧) 記載なし (新) 「非常用取水設備」, 「可搬箇所：余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンペ, ホース等」, 「常設箇所：接続口, 配管等」及び「常設箇所：接続盤」に係る記載追加 (旧) 1次系のフィードアンドブリード(高圧注入ポンプ) (新) 1次系のフィードアンドブリード (旧) 余熱除去ポンプ入口弁 (新) 常設箇所：余熱除去ポンプ入口弁, 配管等 (旧) 屋外A/B廻り及びR/B内 (新) A/B内及び屋外A/B, R/B廻り (旧) 分散配置(2箇所は建屋内) (新) 分散配置(1箇所は建屋内) (旧) 可搬型温度計測装置 (新) 可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度) (旧) 記載なし (新) 配管等 (旧) 「格納容器スプレィ」に係る記載あり (新) 記載削除 (旧) 代替炉心注水(B-充てんポンプ) (新) 代替炉心注水(B-充てんポンプ(自己冷却)) (旧) 「注：使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置は・・・」 「注：使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置は・・・」 (新) 「〔注〕：使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置は・・・」 (旧) ホース延長・回収車(送水用) (新) ホース延長・回収車(送水専用) (旧) 原子炉容器 (新) 原子炉圧力容器 (旧) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット(格納容器内水素濃度) (新) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット (旧) 可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット(アニュラス水素濃度(可搬型)) (新) 可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット (旧) アニュラス内 (新) アニュラス部</p>	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） (DB062T-9 r. 8. 0)	6竜巻-別添1-添付1. 1- 4, 5, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） （DB062T r.9.0）	6条(竜巻)-別添1-添付1.2-27, 28	「図1 中央制御室における外部状況の把握イメージ」及び「表1 監視カメラにより把握可能な自然現象等」に係る記載について、第26条（原子炉制御室）の「図2.1-1 中央制御室における外部状況把握のイメージ」及び「表2.1-3 監視カメラにより把握可能な自然現象等」に係る記載との整合（地滑り監視カメラ追加）により、以下のとおり適正化しました。 <図1 中央制御室における外部状況の把握イメージ> （旧）記載なし （新）構内監視カメラ⑧⑨を図1に追加 <表1 監視カメラにより把握可能な自然現象等> （旧）記載なし （新）地滑りを表1に追加	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） （DB062T-9 r.8.0）	6竜巻-別添1-添付1.2-29, 30	同上 また、女川2号炉との相違理由として、地滑りに対しては設計方針の相違である旨、生物学的事象に対しては記載表現の相違である旨、以下のとおり追加しました。 【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため記載を追記 【女川】記載表現の相違 ・女川まとめ資料の第26条「表2.1-3 監視カメラにより把握可能な自然現象等」では同様の記載あり	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） （DB062T r.9.0）	6条(竜巻)-別添1-添付3.3-74	「（2）a. 段差復旧用の砕石の配備」（砕石の仕様）に係る記載について、以下のとおり適正化しました。（下線部見直し） （旧） 「アクセスルート近傍にあらかじめ配備しておく段差復旧用の砕石の仕様については、最大で約4cmを想定しており・・・」 （新） アクセスルート近傍にあらかじめ配備しておく段差復旧用の砕石の仕様については、 <u>北海道開発局独自「切込砕石及びコンクリート再生骨材 呼び名30mm」（令和5年度 道路・河川工事仕様書 国土交通省 北海道開発局）に準拠するため、最大で4cmを想定しており・・・</u> （旧） ○砕石（約4cm×約4cm×約4cm 重さ約0.18kg） （新） ○砕石（ <u>最大4cm×4cm×4cm 重さ約0.18kg</u> ）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） (DB062T-9 r. 8. 0)	6竜巻-別添1-添付3. 3-103, 104	同上 また、大飯3/4号炉との相違理由として、記載方針の相違及び設備仕様の相違である旨、以下のとおり追加しました。 【大飯】 記載方針の相違 ・泊では、砕石の仕様について、準拠する規格を記載している。 【大飯】 設備仕様の相違	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） (DB062T r. 9. 0)	6条(竜巻)-別添1-添付3. 3-74, 76	「（2） a. 段差復旧用の砕石の配備」に係る記載のうち、段差復旧用の砕石の配備イメージとして、平面図を追加するとともに、注釈として、「※：縦、横、深さについては、今後の検討により変更となる可能性がある。」を追加しました。 また、「（3）対策設備の設置場所」に係る記載（アクセスルート対策設備の設置場所を示す図を含む）を追加しました。（以降、段落番号繰り下げ。）	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） (DB062T-9 r. 8. 0)	6竜巻-別添1-添付3. 3-103, 105	同上 さらに、大飯3/4号炉との相違理由として、記載方針の相違である旨、以下のとおり追加しました。 【大飯】 記載方針の相違 ・泊では、対策設備の設置場所について記載している。	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） (DB062T r. 9. 0)	6条(竜巻)-別添1-添付3. 3-76	「表 アクセスルート対策設備の設計飛来物への包含性について」に係る記載のうち、運動エネルギー及びコンクリートの貫通限界厚さについて、防雪シートについては、評価に用いる風速条件が適切ではなかったこと、鋼製材については、端数処理の仕方が同一資料内で整合されていなかったことから、以下のとおり適正化しました。（下線部見直し） なお、防雪シートが飛来物になった場合でも、鋼製材の評価に包含できる旨の評価結果に変更はありません。 <運動エネルギー> ・防雪シート (旧) 25 (新) 87.1 ・鋼製材 (旧) (220) (新) (219.3) <コンクリートの貫通限界厚さ> ・防雪シート (旧) 15.5 (新) 27.3 ・鋼製材 (旧) (28.6) (新) (28.5)	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） (DB062T-9 r. 8. 0)	6竜巻-別添1-添付3. 3-105	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） （DB062T r.9.0）	6条(竜巻)-別添1-添付3.5-21	別紙2「竜巻に関する気象情報についての考察」のうち、(2) b. ①に係る記載について、以下のとおり適正化しました。 （旧） ○「発生確度1」は、下記の条件1, 2のAND条件によって判定されている。 ○「発生確度2」は、条件1, 2のAND条件で、「発生確度1」と判定される。 （新） ○「発生確度1」は、下記の条件1, 2のOR条件によって判定される。 ○「発生確度2」は、下記の条件1, 2のAND条件によって判定される。	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） （DB062T-9 r.8.0）	6竜巻-別添1-添付3.5-36	同上 また、大飯3/4号炉との相違理由として、記載表現の相違であることを追加しました。	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） （DB062T r.9.0）	6条(竜巻)-別添1-添付3.13-30	「1. (4) b. 金網の吸収エネルギーの検討」に係る記載について、以下のとおり適正化しました。（下線部追加） （旧）「・・・Nx(Lx/71mm)個直列に・・・」 （新）「・・・Nx(≦Lx/71mm)個直列に・・・」	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） （DB062T-9 r.8.0）	6竜巻-別添1-添付3.13-111	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） （DB062T-9 r.8.0）	6竜巻-別添1-添付3.13-111, 115, 116, 118, 119, 126	大飯3/4号炉との相違理由として、以下を追加しました。 ・式中の値、計算結果は、電中研の研究報告として公開されているため、泊ではマスクング対象外とした。	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） （DB062T-9 r.8.0）	6竜巻-別添1-108 6竜巻-別添1-添付3.15-60	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下のとおり記載を適正化しました（下線部追加） （旧）「・・・外部事象防護対象施設である非常用ディーゼル発電機（高圧炉心プレイ系ディーゼル発電機を含む。）に機能的影響を及ぼさない設計とする。」 （新）「・・・外部事象防護対象施設である非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）に機能的影響を及ぼさない設計とする。」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） （DB062T-9 r.8.0）	6竜巻-18, 61 6竜巻-別添1- 57, 80, 89, 90, 112, 118, 121, 127, 132, 134, 136, 137, 138, 139, 141, 142, 146, 147, 148, 150, 151, 156, 170, 171 6竜巻-別添1-添付1.1-1 6竜巻-別添1-添付1.3-1 6竜巻-別添1-添付2.5-1, 17 6竜巻-別添1-添付3.3-89 6竜巻-別添1-添付3.5- 2, 8, 11, 13, 14, 18, 20, 21, 24, 31, 40, 44, 48 6竜巻-別添1-添付3.9-4, 6 6竜巻-別添1-添付3.13-111, 112, 129 6竜巻-別添1-添付3.14-19, 20, 22, 39 6竜巻-別添1-添付3.15- 26, 27, 28, 29, 33, 34, 35, 36, 37, 40, 63, 64, 65, 66, 67	「大飯発電所3／4号炉」欄（添付3.15は「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」欄含む） 以下のとおり記載を適正化しました。 ・読点追加，削除 ・英字の記載修正（大文字→小文字） ・表張り替え ・上付き／下付き文字に修正 ・普通文字に修正 ・脱字追加 ・文末記載追加 ・句点追加	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） （DB062T-9 r.8.0）	6竜巻-別添1-77, 78	「大飯発電所3／4号炉」欄 「1.3.4.4 数値流体計算による考察」に係る記載を追加しました。 また，大飯3／4号炉との相違理由として，記載方針の相違である旨，以下のとおり追加しました。 【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（数値流体計算に関しては，「添付資料2.5地形効果による竜巻風速への影響について」に記載）	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） （DB062T-9 r.8.0）	6竜巻-別添1-添付1.1-1, 2	「大飯発電所3／4号炉」欄 以下のとおり記載を適正化しました。 また，大飯3／4号炉との相違理由として，「【大飯】・記載方針の相違女川審査実績の反映」を追加しました。 ・資料番号追加 ・重複記載削除 ・表1追加	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） （DB062T-9 r.8.0）	6竜巻-別添1-添付3.9-12	「大飯発電所3／4号炉」欄 「⑦マンホール蓋用アンカー検討 2)短期許容引張荷重」について，「c.樹脂硬化物とコンクリートとの界面の付着破壊により決まる短期許容引張荷重」及び「d.許容引張荷重」に係る記載を追加しました。	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） （DB062T-9 r.8.0）	6竜巻-別添1-添付3.13-114	「大飯発電所3／4号炉」欄 以下のとおり記載を適正化しました。（下線部見直し） （旧）電中研の金網強度評価試験結果 （新）電中研における金網強度評価試験結果	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻) (DB062T r.9.0)	6条(竜巻)-別添1-添付3.13-33	上記「大飯発電所3/4号炉」欄の記載適正化を踏まえ、以下のとおり記載を適正化しました。(下線部見直し) (旧) 電中研の金網強度評価試験結果 (新) 電中研における金網強度評価試験結果	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻) (DB062T-9 r.8.0)	6竜巻-別添1-添付3.13-114	同上	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻) (DB062T-9 r.8.0)	6竜巻-別添1-添付3.13-1, 2, 3, 4, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55	「大飯発電所3/4号炉」欄 補足説明資料13に係る記載を追加しました。 ・「(4)竜巻飛来物の防護対策」に係る記載 ・「別紙5 金網を支える鉄骨構造物への衝突評価」に係る記載 また、大飯3/4号炉との相違理由として、記載方針の相違である旨、以下のとおり追加しました。 【大飯】 ・記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【大飯】 ・竜巻防護設備の構造の相違による資料の作成要否の相違。 ・大飯は竜巻防護ネットを設置する海水ポンプエリアにH型鋼で櫓を設置し、櫓にネット、防護板を設置する構造としている。 ・泊においては、大飯と異なり竜巻防護ネットは強固な建屋床面、ブラケットを介してピット壁面に設置できる環境であることから、大飯で採用している櫓を設置する必要は無い。 ・本資料は、櫓の設計成立性に関する説明資料である。 ・泊では、櫓を設置しないことから、本資料は不要と判断し、作成していない。 (竜巻防護ネットの強度計算結果は設工認で説明する方針)	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F r. 12. 0)	全般	語句の並列記載について、下記の通り適正化 (旧) ○, △, □ (新) ○, △及び□	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F-9 r. 12. 0)	全般	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F r. 12. 0)	基本方針 別添1 別添1-添付1, 2, 5, 6, 8	敷地内配置図の最新化	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F-9 r. 12. 0)	基本方針 別添1 別添1-添付1, 2, 5, 6, 8	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F r. 12. 0)	6条（外火）-別添1-添付1～8 6条（外火）-別添2	図及び表のタイトル適正化 (旧) 図○-△、表○-△ (新) 筈○-△図、筈○-△表	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F-9 r. 12. 0)	6外火-別1-添付1～8 6外火-別2	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F r. 12. 0)	6条（外火）-28, 30, 31 6条（外火）-別添1-添付6-5, 7, 24	「第1.8.10.3表 発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等の一覧」、 「第6-2表 危険物製造所等許可施設一覧」、 「第6-3表 少量危険物貯蔵取扱所施設一覧」及び「第6-23表 その他の危険物」のうち、評価対象となる設備を網掛けにより明確化。 また、施設名について、具体的な貯蔵施設へ記載適正化及び誤記修正。 (旧) 1,2号炉 給排水処理建屋 3号炉 給排水処理建屋 循環水ポンプ建屋 原子炉建屋 (新) 1,2号炉 エンジン消火ポンプ用 燃料タンク 3号炉 ディーゼル駆動消火ポンプ用 燃料タンク 循環水ポンプ油圧ユニット 油タンク 1次冷却材ポンプ電動機 油回収タンク	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F-9 r. 12. 0)	6外火-35, 36 6条（外火）-別添1-添付6-5, 6, 26	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.12.0)	6条(外火)-41	気象データ項目の適正化 (旧)最高温度,最大風速,最大風速記録時の風向,最小湿度 (新)最高温度,最大風速,最大風速記録時の風向,最多風向及び最小湿度	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.12.0)	6外火-45	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.12.0)	6条(外火)-別添1-添付2-116	評価条件の並列記載について,記載の適正化 (旧)~輻射強度及び,FARSITE出力より得られた,反応強度及び火炎長より, (新)~輻射強度並びにFARSITE出力より得られた反応強度及び火炎長より,	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.12.0)	6外火-別1-添付2-118	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.12.0)	6条(外火)-別添1-添付6-35	名称の適正化 (旧)社内文書 (新)社内規程類	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.12.0)	6外火-別1-添付6-41	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.12.0)	6条(外火)-別添1-添付6-52	コンクリート種類の記載適正化 (旧)普通コンクリート,軽量コンクリート,重量コンクリート (新)普通コンクリート,軽量コンクリート,重量コンクリート等	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.12.0)	6外火-別1-添付6-62	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.12.0)	6条(外火)-別添1-添付7-34	名称の適正化 (旧)海水ポンプ (新)原子炉補機冷却海水ポンプ	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.12.0)	6外火-別1-添付7-45	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.12.0)	6条(外火)-別添1-添付8-14	記載の適正化 (旧) ~3号炉補助ボイラー燃料タンク及び一体型である3号炉主変圧器・所内変圧器と航空機(F-15)を~ (新) ~3号炉補助ボイラー燃料タンク、一体型である3号炉主変圧器・所内変圧器及び航空機(F-15)を~	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.12.0)	6外火-別1-添付8-13	同上	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.12.0)	6条(外火)-別添1-添付8-16	記載の適正化 (旧) 第8-8図 給気口における有毒ガス濃度評価手法の概要 (新) 第8-8図 <u>中央制御室換気空調装置</u> 給気口における有毒ガス濃度評価手法の概要	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.12.0)	6外火-別1-添付8-15	同上	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.12.0)	6条(外火)-別添2-1,3	名称の適正化 (旧) 換気空調系 (新) 換気空調装置	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.12.0)	6外火-別2-1,3	同上	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.12.0)	6条(外火)-別添2-2	「第1表 運用,手順に係る対策等(設計基準)」のうち,対象項目及び体制区分の適正化 (旧) 運営課,土木建築課,安全管理課,防災・安全対策室 (新) 担当課・室	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.12.0)	6外火-別2-2	同上	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.12.0)	6条(外火)-別添2-3	「第1表 運用,手順に係る対策等(設計基準)」のうち,体制区分の適正化 (旧) 発電室 (新) <u>運転員</u>	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.12.0)	6外火-別2-3	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V r.12.0)	6条(火山)-19,20 6条(火山)-別添1-46,47	降灰時における手順のうち(5)～(9)において、表現統一のため以下の通り記載を修正した。（下線部参照） 旧：行う。、実施する。 新：行う手順を定める。、実施する手順を定める。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V-9 r.12.0)	6(火山)-25,26 6(火山)-別添1-54	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V r.12.0)	6条(火山)-別添1-17	以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：ディーゼル機関 新：ディーゼル発電機機関	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V-9 r.12.0)	6(火山)-別添1-20	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V r.12.0)	6条(火山)-別添1-45	第4.7.1.1図中の以下の記載を修正した。（下線部参照） 誤：必要な要因招集 正：必要な要員招集	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V-9 r.12.0)	6(火山)-別添1-53	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V r.12.0)	6条(火山)-別添1-個別4-1～5	ディーゼル発電機吸気消音器吸気フィルタの粒径別捕集効率の図面を追加した。それに伴い、以降の図番号を振りなおした。	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V-9 r.12.0)	6(火山)-別添1-個別4-1～4	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V r. 12. 0)	6条(火山)-別添1-補足18-2~5	燃料補給ルートの除灰時間についてアクセスルートの審査実績を踏まえて更新した。	アクセスルート審査反映
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山） (DB064V-9 r. 12. 0)	6(火山)-別添1-補足18-3~5	同上	同上

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第8条 火災による損傷の防止

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.9.0)	8条-別添1-資料1-74 8条-別添1-資料8-目次, 8, 10, 23, 24, 25, 26, 35, 36, 37, 38, 39 8条-別添1-資料8-添付1-表紙, 1, 2, 3, 4	以下のとおり原子炉格納容器内のケーブルトレイの蓋の記載について適正化を行いました。 (旧) 鉄製の蓋, 鉄製蓋 (新) 金属製の蓋, 金属製蓋	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.8.0)	8条-別1-資1-128 8条-別1-資8-1, 12, 16, 33, 44, 46, 47, 50, 51, 53, 57, 66, 67, 68, 69, 70 8条-別1-資8-添1-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.9.0)	8条-20	以下のとおり記載の適正化を行いました。 (旧) 金属に覆われたポンプ, 弁等の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器躯体内部に設置される電気配線は, (新) 金属に覆われたポンプ, 弁等の駆動部の潤滑油及び金属に覆われた機器躯体内部に設置される電気配線は,	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.8.0)	8条-本-23	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.9.0)	8条-別添1-資料1-24	以下のとおり記載の適正化を行いました。 (旧) 金属に覆われたポンプ, 弁等の駆動部のグリス, 並びに金属に覆われた機器躯体内部に設置される電気配線は, (新) 金属に覆われたポンプ, 弁等の駆動部のグリス, 及び金属に覆われた機器躯体内部に設置される電気配線は,	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.8.0)	8条-別1-資1-43	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.9.0)	8条-別添1-資料1-24	以下のとおり記載の適正化を行いました。 (旧) 一部, 配管のパッキン類やポンプ, 弁等の駆動部のグリス, 盤内部に設置された電気配線は不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用しているものがあるが, (新) 一部, 配管のパッキン類やポンプ, 弁等の駆動部のグリス, 及び盤内部に設置された電気配線は不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用しているものがあるが,	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.8.0)	8条-別1-資1-44	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.9.0)	8条-35, 39, 43 8条-別添1-資料1-53, 73, 104, 116 8条-別添1-資料1-参考3-2, 3 8条-別添1-資料6-6, 7 8条-別添1-資料7-14 8条-別添1-資料7-添付4-8 8条-別添1-資料8-20, 23, 47 8条-別添1-資料10-参考1-1, 2	社内統一ルールに則り、「並びに」「及び」の記載を統一し、修正しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-本-54, 62, 69 8条-別添1-資1-94, 121, 166, 178 8条-別1-資1-参3-4 8条-別1-資料6-21, 23 8条-別1-資7-22 8条-別1-資7-添4-9 8条-別1-資8-34, 46, 83 8条-別1-資10-参1-2, 3	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 9.0)	8条-22, 26, 51 8条-別添1-資料1-30, 39 8条-別添1-資料4-6 8条-別添1-資料8-11 8条-別添1-資料8-添付3-3, 4 8条-別添2-2, 9	社内統一ルールに則り、「又は」「若しくは」の記載を統一し、修正しました。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-本-26, 34, 83 8条-別1-資1-50, 65 8条-別1-資4-8 8条-別1-資8-19 8条-別1-資8-添3-6 8条-別2-2, 9	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 9.0)	8条-別添1-資料7-11	以下の図面について、記載内容の充実化を行いました。 「第7-3図 中央制御盤(安全系コンソール)内の構成部品配置」の図について、名称を「第7-3図 中央制御盤(安全系コンソール)内のバリア状況」へと変更し、中央制御盤内における金属バリアによる分離状況が分かるよう、写真及び分離寸法を追加しました。	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-別1-資7-18	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 9.0)	8条-別添1-資料1-45, 46, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 77, 81, 82, 89, 90, 91, 92, 93, 95, 98, 104, 105	以下のとおり女川と同様な図面を追加し、記載の適正化を図りました。また、図面の追加により、図番の通し番号についても修正しています。 (旧) 記載なし (新) 「第1-13図: 油内包機器火災の早期感知・起動対策の概要」と「第1-14図: 電源盤火災の早期感知・起動対策の概要」を新規追加	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-別1-資1-78, 90, 91, 92, 95, 96, 99, 100, 101, 102, 105, 106, 107, 109, 132, 139, 140, 141, 154, 155, 156, 157, 160, 168, 169	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 9.0)	8条-別添1-資料7-添付6-3, 4	以下のとおり女川と同様な図面を追加し、記載の適正化を図りました。また、図面の追加により、図番の通し番号についても修正しています。 (旧) 記載なし (新) 「第3図: 油内包機器火災の早期感知・起動対策の概要」と「第4図: 電源盤火災の早期感知・起動対策の概要」を新規追加	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-別1-資7-添6-3, 4	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.9.0)	8条-別添1-資料6-添付12-7	以下のとおり記載の充実化を行いました。 (旧)4. 洞道内消火配管の設計方針 給排水処理建屋からタービン建屋への消火配管は、凍結深さより深く施工され建屋内と同様に凍結防止が図られる建屋間の洞道内に敷設することで地盤変位の影響を直接受けない設計としている。 (新)4. トレンチ内消火配管の設計方針 トレンチ内の消火配管については屋外消火配管と同様、トレンチ自体を凍結深度 (G L-70cm) より深い深度に施工することで凍結を防止する設計としている。また、トレンチ内に敷設することで地盤変位の影響を直接受けない設計としている。	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.8.0)	8条-別添1-資料6-添付12-6	同上	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.9.0)	8条-別添1-資料1-添付7-2	資料の充実化を目的として、以下の記載を追加しました。 (3) 起動装置 排煙設備の起動設備は、排煙設備の運転状況を確認するため、排煙設備本体に手動起動用スイッチを設置する。	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.8.0)	8条-別1-資1-添7-2,3	同上	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.9.0)	8条-別添1-資料1-参考4-1~6 8条 別添1 資料1<目次> 8条-別添1-資料1-参考5-1~4 8条-別添1-資料1-参考6-1~2 8条-別添1-資料1-参考7-1~3	以下の資料を追加し、記載の充実化を行いました。 また、当該資料追加に伴い、目次修正及び資料番号修正を実施しました。 参考資料4 泊発電所3号炉における配管フランジパッキンの火災影響について	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.8.0)	8条-別1-資1-参4-1~5 8条-別1-資1-3 8条-別1-資1-参5-1~5 8条-別1-資1-参6-1~2 8条-別1-資1-参7-1~3	同上	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.9.0)	8条 別添1 資料2<目次> 8条-別添1-資料2-参考1-1~6	以下の資料を追加し、記載の充実化を行いました。 また、当該資料追加に伴い、目次修正及び資料番号修正を実施しました。 参考資料1 泊発電所3号炉における配管フランジパッキンの火災影響について	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.8.0)	8条-別1-資2-2 8条-別1-資2-参1-1~5	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r. 9. 0）	8条-別添1-資料2-21 8条-別1-資料9-13	「参考資料4 泊発電所3号炉における配管フランジパッキンの火災影響について」の資料追加により、女川と同様パッキンの火災影響について確認できたことから、該当する記載について、以下のとおり女川と同様の記載に見直しを行いました。 （旧）また、基本的に火元となるような可燃物は、弁、配管等の周囲に置かないよう管理している。弁、配管等（フランジ）には、膨張黒鉛を主成分としたパッキン類が使用されているが、これらに使用する可燃物は微量であり、空気と遮断されていることから、パッキン類が燃焼することは考えにくい。海水管には、ゴムパッキンが使用されているが、フランジ、ボルト等の金属で覆われた狭隘部に使用されていることから、周囲からの火災によりシート面が直接火炎に晒されることはなく、万一燃焼による劣化があったとしても放射性物質は内包されていないこと、また、微量の漏れが生じたとしても、機能性能に影響を与えるものではない。（第2図） （新）また、配管、タンク、手動弁、電動弁等（フランジ部等を含む）には内部の液体の漏えいを防止するため不燃性ではないパッキン類が装着されているが、これらは弁、フランジ等の内部に取付けており、機器外の火災によってシート面が直接過熱されることはない。機器自体が外部からの炎に炙られて加熱されると、パッキンの温度も上昇するが、フランジへの取付けを模擬した耐火試験にて接液したパッキン類のシート面に機能喪失に至るような大幅な温度上昇が生じないことを確認している。仮に、万一、パッキン類が長時間高温になってシート性能が低下したとしても、シート部からの漏えいが発生する程度で、弁、配管等の機能が夫われることはなく、他の機器等への影響もない。（第2図）	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r. 8. 0）	8条-別1-資2-31 8条-別1-資9-18	同上	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r. 9. 0）	8条-別添1-資料5-添付2-18	以下の図について追加し、記載の充実化を行いました。 （旧）記載なし （新）第3図：光ファイバケーブルの測定状態	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r. 8. 0）	8条-別1-資5-添2-20	同上	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r. 9. 0）	8条-別添1-資料1-108, 109, 110	危険物製造所等許可施設一覧表について、施設の廃止（第2危険物貯蔵庫の撤去）に伴う最新化を図りました。	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r. 8. 0）	8条-別添1-資料1-170, 171	同上	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r. 9. 0）	8条-26	以下のとおり記載の適正化を図りました。 （旧）屋内に設置する場合は外光があたらず、 （新）屋内に設置する場合は外光が当たらず、	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-本-33	同上	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 9.0)	別添1 資料1<目次>	目次に「参考資料7」が記載できておりませんでしたので、追記しました。 追記：参考資料7 泊発電所 3号炉における避雷設備の設置について	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-別1-資1-3	同上	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 9.0)	8条-別添1-資料1-107	別添1、資料1「第1-15表：危険物製造所等許可施設一覧表」のディーゼル発電機燃料油貯油そう(1号)の完成の日付記載について、以下のとおり誤記を修正しました。 (誤) 昭和62年12月23日 (正) 昭和62年12月28日	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-別1-資1-170	同上	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-本-94 8条-別1-資1-19 8条-別1-資2-16, 17 8条-別1-資6-28, 30 8条-別1-資6-添4-3 8条-別1-資6-添8-1 8条-別添1-資7-添4-2 8条-別1-資7-添6-1, 2 8条-別1-資7-添9-4 8条-別1-資9-1, 2, 3 8条-別1-資10-添5-1	以下のとおり記載の適正化を行いました。 ・大飯との比較のため再掲し、その旨が分かるよう【再掲】の文言を追加しました。 ・相違理由の記載を追加しました。 ・比較のために再掲している大飯の記載について、その旨が分かるよう【再掲】の文言を追加しました。 ・比較のために再掲している女川の記載について、その旨が分かるよう【再掲】の文言を追加しました。	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-別1-資2-40, 45	以下のとおり誤記修正しました。 (誤) 相違理由欄：「添付資料2」の記載 (正) 相違理由欄：「添付資料3」の記載 (誤) 相違理由欄：資料9にて比較結果を示し。 (正) 相違理由欄：資料9にて比較結果を示す。	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 9.0)	8条-別添1-資料5-添付4-30	資料5、添付資料4「別紙1 泊発電所3号炉における火災感知器及び消火設備の部屋別設置状況」の燃料油貯油槽の記載について、以下のとおり誤記を修正しました。 (誤) 火災防護対策が必要な機器の有無「無」 (正) 火災防護対策が必要な機器の有無「有」 (誤) 火災感知器の耐震クラス「C」 (正) 火災感知器の耐震クラス「C (Ss機能維持)」 (誤) 消火器 (正) 消火器又は移動式消火設備	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-別1-資5-添4-30	同上	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 9.0)	8条-別1-資料6-添付2-5	以下のとおり誤記修正しました。 (誤) 第6図名称: 油内包機器の早期感知・起動対策の概要 (正) 第6図名称: 電源盤の早期感知・起動対策の概要	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-別1-資6-添2-6	以下のとおり誤記修正しました。 (誤) 第6図名称: 電気盤の早期感知・起動対策の概要 (正) 第6図名称: 電源盤の早期感知・起動対策の概要	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 9.0)	8条-44 8条-別添1-資料1-74 8条-別添1-資料6-添付12-2, 4, 5, 6, 7	以下のとおり記載の適正化を行いました。 (旧) 鉄製の筐体やケーシング等で (新) 金属製の筐体やケーシング等で (旧) 洞道内 (新) <u>トレンチ内</u>	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-本-72 8条-別1-資1-125 8条-別1-資6-添12-2, 3, 4, 5, 6	同上	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 9.0)	8条-別添1-資料1-78, 80 8条-別添1-資料4-1 8条-別添1-資料5-添付2-5 8条-別添1-資料8-7 8条-別添2-1, 7	以下のとおり誤記の修正を行いました。 (誤) 安全保護系及び原子炉停止系の (正) <u>安全保護系及び原子炉停止系の</u> (誤) カーベットを敷かないこと。 (正) <u>カーベットを敷かないこと。</u> (誤) 泊発電所3号炉における安全機能を有する機器に使用するケーブルの難燃性 (正) 泊発電所3号炉における安全機能を有する機器に使用するケーブルの難燃性について (誤) 燃料油貯油槽エリア (正) <u>ディーゼル発電機燃料油貯油槽</u> (誤) 難燃ケーブルを使用する設計とするともに, (正) 難燃ケーブルを使用する設計とするとともに, (誤) 金属性のケーブルトレイに敷設する設計とする。 (正) 金属製のケーブルトレイに敷設する設計とする。 (誤) 金属性の本体内に収納する等 (正) 金属製の本体内に収納する等	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-別1-資1-133, 136 8条-別1-資4-1 8条-別1-資5-添2-7 8条-別1-資8-12 8条-別2-1, 7	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-本-33	以下のとおり女川の記載に誤記がありましたので修正しました。 (誤) 屋内に設置する場合は外光が当たらず、 (正) 屋内に設置する場合は外光が当たらず、	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-別1-資1-23, 72, 129, 171	以下のとおり女川の記載に誤記がありましたので修正しました。 (誤) 換気設備については、 (正) 換気空調設備については、 (誤) 故障警報が発信した場合には、 (正) 故障警報が発報した場合には、 (誤) 消火設備は、以下を踏まえ設置する。 (正) 消火設備は、以下を踏まえて設置する。 (誤) 記載なし (正) このため、原子炉格納容器内は前項に示すような影響軽減対策に加え、原子炉格納容器内の環境に応じた発生防止、感知、消火対策、可燃物管理等を実施している。 (誤) 記載なし (正) 第1-17表：危険物製造所等許可施設一覧表(4)を追加	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-別1-資4-1	以下のとおり女川の記載に誤記がありましたので修正しました。 (誤) 女川原子力発電所2号炉における安全機能を有する機器に使用するケーブルの難燃性 (正) 女川原子力発電所2号炉における安全機能を有する機器に使用するケーブルの難燃性について	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-別1-資5-21	以下のとおり女川の記載に誤記がありましたので修正しました。 (誤) 火災が発生するおそれはない。 (正) 火災が発生する可能性はない。	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-別1-資6-23 8条-別1-資6-添2-63	以下のとおり女川の記載に誤記がありましたので修正しました。 (誤) 記載なし (正) なお、水道水系とは共用しない設計とする。 (誤) 記載なし (正) 第1図：延焼防止シートの巻き付け方法概略図	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-別1-資7-添3-1 8条-別1-資7-添4-46, 53 8条-別1-資7-添8-5, 12, 13	以下のとおり女川の記載に誤記がありましたので修正しました。 (誤) 女川原子力発電所2号炉における火災区域又は火災区画の系統分離対策フローについて (正) 女川原子力発電所2号炉における火災区域又は火災区画の系統分離対策フロー (誤) このため、女川原子力発電2号炉で (正) このため、女川原子力発電所2号炉で (誤) 保温材付配管は、2.2項に示すとおり、 (正) 保温材付配管は、2.1項に示すとおり、 (誤) 同一区分のケーブル通路の途中で分離区分を冬える場合や (正) 同一区分のケーブル通路の途中で分離区分を変える場合や (誤) セラミックファイバークラケットを組合せたものとした。 (正) セラミックファイバークラケットを組合せたものとした。 (誤) H型鋼及びコンクリート梁に耐火接着剤にて (正) H型鋼及びコンクリート梁に耐火接着剤にて	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-別1-資8-12, 67, 68	以下のとおり女川の記載に誤記がありましたので修正しました。 (誤) 記載なし (正) c. 難燃ケーブルの使用 原子炉格納容器内のケーブルは、実証試験により自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とするともに、ケーブル火災が発生しても他の機器へ延焼することを防止するため、第8-4図に示すとおり、金属製の電線管、可とう電線管及び金属製の蓋付ケーブルトレイに敷設する設計とする。 (誤) 記載なし (正) 第8-12図：原子炉格納容器内の火災防護対象機器(2/3)を追加 (誤) 記載なし (正) 第8-12図：原子炉格納容器内の火災防護対象機器(3/3)を追加	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-別1-資10-添1-21~25 8条-別1-資10-参1-13	以下のとおり女川の記載に誤記がありましたので修正しました。 (誤) マスキング処理の図面 (正) 対象の図面がないため削除しました。 (誤) 「RCIC の誤起動」による注水流量の増加分は定格給水流量に対して約2%程度であり、「④給水制御系の故障(流量増加)」による外乱としての増加分である約36%と比べると、注入量が小さいため、結果に大きな影響はない。 (正) 2重書きのため記載削除しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-本-15, 42, 65	以下のとおり大飯の記載に誤記がありましたので修正しました。 (誤) 気体廃棄物処理設備の配管などは雰囲気への水素の漏えいを考慮した溶接構造とし、 (正) 気体廃棄物処理設備の配管等は雰囲気への水素の漏えいを考慮した溶接構造とし、 (誤) 80/min、720/min (正) 80 μ /min、720 μ /min (誤) 互いの系列間を分離するために、時間の耐火能力を有する (正) 互いの系列間を分離するために、1時間の耐火能力を有する	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-別1-資1-21, 56, 71, 77, 95, 134, 135	以下のとおり大飯の記載に誤記がありましたので修正しました。 (誤) 記載なし (正) <u>拡大防止対策の例</u> (誤) 記載なし (正) <u>(1) 火災感知器</u> (誤) 外部電源喪失時に機能を失わないように、 (正) 外部電源喪失時に機能を失わないように、 (誤) <u>⑬電源を内蔵した消火設備の操作等に必要な照明器具を、</u> (正) <u>⑭電源を内蔵した消火設備の操作等に必要な照明器具を、</u> (誤) 80/min、720/min (正) 80 μ /min、720 μ /min (誤) <u>化学消防自動車</u> (正) 最新の資料には写真に名称の記載がないため削除した。 (誤) 記載なし (正) なお、「2.1.3.2 火災影響評価」では、 <u>火災区域又は火災区画を、「火災区域(区画)」と記載する。</u> (誤) <u>耐震Bクラス及び耐震クラス機器も含めた機器</u> (正) <u>耐震Bクラス及び耐震Cクラス機器も含めた機器</u>	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-別1-資2-33	以下のとおり大飯の記載に誤記がありましたので修正しました。 (誤) 火災防護対象機器を選定する考え方は、 <u>図1 二示すとおりであり、</u> (正) 火災防護対象機器を選定する考え方は、 <u>図1 に示すとおりであり、</u>	
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-別1-資4-参1-1	以下のとおり大飯の記載に誤記がありましたので修正しました。 (誤) EAC4626-2010 及びJEAG4607-2010 を参照すること。 (正) JEAC4626-2010 及びJEAG4607-2010 を参照すること。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-別1-資5-18, 27, 28, 29 8条-別1-資5-添2-18 8条-別1-資5-添5-1, 2	以下のとおり大飯の記載に誤記がありましたので修正しました。 (誤) B-廃棄物庫のアナログ式でない熱感知器の誤作動防止 (正) B-廃棄物貯蔵庫のアナログ式でない熱感知器の誤作動防止 (誤) 図2 海水管トンネルエリアの火災感知器設置概要図 (正) 図2 海水管トンネルの火災感知器設置概要図 (誤) 中央制御室に設置する火災受信機盤等で、アナログ式の火災感知器、アナログ式でない火災感知器、アナログ式でない防爆型の火災感知器の (正) 中央制御室に設置する火災受信機盤で、アナログ式の火災感知器、アナログ式でない火災感知器、アナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防爆型の火災感知器の (誤) 消防法を満足する蓄電池を内蔵し (正) 消防法を満足する蓄電池 [*] を内蔵し (誤) 記載なし (正) 温度測定 ^{の原理} (誤) 防爆型の電気機器の選択等を推奨している。 (正) 防爆型電気機器の選択等を推奨している。 (誤) 防爆型の火災感知器(電気機器)の使用が必要な危険箇所に該当しない設計としている。 (正) 防爆型の火災感知器(電気機器)の使用が必要な危険場所に該当しない設計としている。 (誤) 第二類危険箇所に該当しないようにする。 (正) 第二類危険場所に該当しないようにする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-別1-資6-10, 11, 26, 38, 39, 40 8条-別1-資6-添3-4 8条-別1-資6-添4-2, 3	<p>以下のとおり大飯の記載に誤記がありましたので修正しました。</p> <p>(誤) 80/min、720/min (正) 800/min、7200/min</p> <p>(誤) メーカーの放水試験結果に基づき3m間隔で設置する。 (正) メーカーの放水試験結果に基づき約3m間隔で設置する。</p> <p>(誤) スプリンクラーの2時間の最大放量 (260m³) (正) スプリンクラーの2時間の最大放水量 (260m³)</p> <p>(誤) 消火活動が困難な場所として選定する。 <u> </u> (正) 消火活動が困難な場所として選定する。</p> <p>(誤) 火災源となりえる機器に対して設置する。 (正) 火災源となりえる機器に対して <u> </u> 設置する。</p> <p>(誤) 復水ピットエリアは可燃物を置かず、 (正) 復水ピットエリアは <u> </u> 可燃物を置かず、</p> <p>(誤) ・原子炉補機冷却水サージタンク室 原子炉補機冷却水サージタンク室には、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備は設置せず、消火器、消火栓で消火を行う設計とする。 (正) 記載削除 (2重の記載となっていたため、削除しました)</p> <p>(誤) 記載なし (正) ・中央制御室 中央制御室は、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備は設置せず、消火器で消火を行う設計とする。また、中央制御盤内の火災については、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器で消火を行う設計とする。 (添付資料20) なお、火災防護対象機器を設置する中央制御盤には、火災の影響軽減のための対策として、エアロゾル消火設備を設置する。</p> <p>(誤) 記載なし (正) ・液体廃棄物処理設備設置エリア 液体廃棄物処理設備を設置するエリアは、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備は設置せず、消火器、消火栓で消火を行う設計とする。</p> <p>(誤) 記載なし (正) 別紙1</p> <p>(誤) これは、ハロン130の無毒性最高濃度 (NOAEL) ^{※1} と同等の</p>	
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-別1-資6-添7-4 8条-別1-資6-添9-1	<p>以下のとおり大飯の記載に誤記がありましたので修正しました。</p> <p>(誤) D/G室入口ロックスイッチを「入口ロック位置にするため、 (正) D/G室入口ロックスイッチを「入口ロック」位置にするため</p> <p>(誤) また、誤って入室しない様、室外に退避することを表示する。 (正) 最新の資料にに記載がないため削除しました。</p> <p>(誤) 添付資料17 (正) 添付資料17</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-別1-資7-17,33 8条-別1-資7-添1-1 8条-別1-資7-添5-6,11 8条-別1-資7-添10-1	以下のとおり大飯の記載に誤記がありましたので修正しました。 (誤) 試験 ^{*1} * ² で確認した (正) 試験 [*] で確認した (誤) ※1:三菱重工株式会社「電気盤内機器の防火対策実証試験(その1)」MHI-NES-1061 平成25年5月(添付資料5) ※2:三菱重工株式会社「電気盤内機器の防火対策実証試験(その2)」MHI-NES-1062 平成25年5月(添付資料5) (正) ※参考文献:三菱重工株式会社「電気盤内機器の防火対策実証試験(その2)」MHI-NES-1062 平成25年5月(添付資料5) (誤) 添付資料4 (正) 添付資料3 (誤) (「建設省告示第1433号 耐火性能検証法に関する算出方法を定める件」講習テキスト(国土交通省住宅局建築指導課)) (正) (「建設省告示第1433号 耐火性能検証法に関する算出方法を定める件」講習テキスト(国土交通省住宅局建築指導課)) (誤) 発泡性耐火被覆2枚を張り付けた (正) 発泡性耐火被覆2枚を貼り付けた (誤) 添付資料4 (正) 記載なし。(大飯欄に資料番号「添付資料4」との記載があったが、最新の大飯の資料には資料番号の記載がないため削除しました)	
65	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 8.0)	8条-別1-資8-添3-5,6 8条-別1-資10-添4-1 8条-別1-資10-添5-1	以下のとおり大飯の記載に誤記がありましたので修正しました。 (誤) 格納容器のほぼ全域をカバーし、 (正) 原子炉格納容器のほぼ全域をカバーし、 (誤) 格納容器スプレイト試験条件の対比を第1表に示す。 (正) 格納容器スプレイト試験条件の対比を表1に示す。 (誤) 添付資料2 (正) 記載なし。(大飯欄に資料番号「添付資料2」との記載があったが、最新の大飯の資料には資料番号の記載がないため削除しました)	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第9条 溢水による損傷の防止等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.13.0）	9条-別添1-67 9条-別添1-添付9-1,2,3 9条-別添1-添付29-3	放射性物質を含んだ液体の溢水伝播に対して止水を期待する設備の記載漏れがあったため、記載を適正化した。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r.11.0）	9条-別添1-113 9-別添1-添9-1,2,3 9-別添1-添29-3	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.13.0）	9条-別添1-添付31-1～6	伝播フロー図のうち止水に期待する設備の誤記訂正	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r.11.0）	9-別添1-添31-1～3	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r.11.0）	とりまとめた資料1～6	記載項目およびページ番号の適正化	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第10条 誤操作の防止

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第10条 誤操作の防止 (DB10 r.13.0)	10条-8, 9	他条文における章立ての変更に伴い、「制御室」の添付資料八における章番号を「6.10」から「6.14」に見直した。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r.12.0)	10-14, 18	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第10条 誤操作の防止 (DB10 r.13.0)	10条-13	26条の整理結果を反映し、監視カメラで把握する自然現象等に「地滑り」の記載を追加した。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r.12.0)	10-25	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第10条 誤操作の防止 (DB10 r.13.0)	10条-別紙1-1, 2, 6	別紙1「新規制基準適合性申請において新たに設置計画している設計基準対象施設に係る追加設備の誤操作防止について(設置許可基準規則第10条第1項への適合性)」について、他条文の整理結果を踏まえ以下のとおり修正した。 5条 ・「3号炉原子炉補機冷却海水放水路逆流防止設備」を追加 8条 ・「蓄電池を内蔵する照明」⇒「蓄電池を内蔵する照明器具」に変更 ・「煙等流入防止装置(目皿)」⇒「煙の流入防止装置(目皿)」に変更 ・「感知器単体で機能を発揮する設備であり」⇒「装置単体で機能を発揮する設備であり」に変更 9条 ・「ハッチ」を追加	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r.12.0)	10-76, 77, 81	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r.12.0)	10-16, 17	「大飯3/4号炉」 26条の比較表の整理結果を反映し、大飯まとめ資料に「6.10.1.1.2 設計方針」の(4)項の記載を追加した。	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第12条 安全施設

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.11.0)	12条 - 18	以下のとおり記載を修正した。(下線部参照) 旧: …事故時には中央制御室隔離信号により外気取入れライン… 新: …事故時には中央制御室 <u>換気系</u> 隔離信号により外気取入れライン…	正式な信号名称の反映
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.10.0)	12-37	同上	正式な信号名称の反映
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.11.0)	12条 - 18	以下のとおり記載を修正した。(下線部参照) 旧: …再循環空気の一部は再循環フィルタ装置にて… 新: …再循環空気の一部は中央制御室非常用循環フィルタユニットにて…	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.10.0)	12-37	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.11.0)	12条-62	以下のとおり記載を修正した(下線部参照) 旧: …原子炉冷却材喪失事故後の再循環切替え操作時… 新: …原子炉冷却材喪失後の再循環切替え操作時…	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.10.0)	12-97	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.11.0)	12条-78	以下のとおり記載を修正した(下線部参照) 旧: 事故時は, 外気取入ライン… 新: 事故時は, <u>中央制御室換気系</u> 隔離信号により外気取入ライン…	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.10.0)	12-115	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.11.0)	12条-80	以下のとおり記載を修正した(下線部参照) 旧: a. 原子炉冷却材喪失時(仮想事故ベース)における中央制御室非常用循環フィルタ閉塞時の線量評価 新: a. 原子炉冷却材喪失時(仮想事故ベース)における中央制御室非常用循環フィルタ <u>ユニット</u> 閉塞時の線量評価	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.10.0)	12-117	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.11.0)	12条-102	以下のとおり記載を修正した(下線部参照) 旧: (a)原子炉冷却材喪失時における中央制御室非常用循環フィルタ閉塞時の作業員線量 新: (a)原子炉冷却材喪失時における中央制御室非常用循環フィルタ <u>ユニット</u> 閉塞時の作業員線量	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.10.0)	12-140	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.11.0)	12条-102	以下のとおり記載を修正した。(下線部参照) 旧:…事故期間中における中央制御室非常用循環フィルタ装置… 新:…事故期間中における中央制御室非常用循環フィルタユニット…	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.10.0)	12-141	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.10.0)	12-別紙1-2-104, 105	相違理由を以下のとおり修正した。(下線部参照) 旧:泊では、A系、B系のトレン間に連絡ラインの事故時の機能要求有無については、女川2号炉と同様に別紙1-2に記載している。 新:泊では、連絡ラインの事故時機能要求有無について、女川2号炉と同様に別紙1-2に記載している。	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.11.0)	12条-別紙1-12-26	以下のとおり修正した。 旧: 解析結果約3.0% (事故発生後30日時点) ・水素濃度: 新: 解析結果 ・水素濃度:約3.0% (事故発生後30日時点)	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.10.0)	12-別紙1-12-29	同上	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.10.0)	12-別紙1-13-1	相違理由を以下のとおり修正した。 旧: 【女川】 記載表現の相違 新: 【大飯】 記載表現の相違	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14 r. 14. 0)	14条-別紙4-1	表現の適正化のため、以下の通り記載を修正した。 (旧) 測定実績(泊発電所1号及び2号炉の同型式蓄電池) (新) 測定実績(泊発電所1号及び2号炉で使用している泊発電所3号炉と同型式の蓄電池)	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14-9 r. 12. 0)	14-71	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14 r. 14. 0)	14条-別紙8-8	後備蓄電池の必要容量について、後備蓄電池を接続した後から24時間までの給電時間における必要容量であることが分かるように、A後備蓄電池は「17時間～24時間」、B後備蓄電池は「13時間～24時間」と記載を適正化した。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14-9 r. 12. 0)	14-85	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14 r. 14. 0)	14条-23, 26～38, 40～43, 48, 51	各SA条文(44～62条)の整理結果を踏まえ、「2.2 全交流動力電源喪失時に電源供給が必要な直流設備について」の対象設備に係る以下の記載を修正した。(既に以下の修正内容を踏まえた蓄電池の容量計算を行っているため、容量計算結果の数値への影響はない。) <ul style="list-style-type: none"> ・「蓄電池(非常用)から供給」する設備の追加 44条: 原子炉トリップ遮断器 48条: 主蒸気逃がし弁 ・「交流電源復旧後に使用」又は「専用電源から供給」する設備の追加 45条: 蓄圧注入系 47条: 代替格納容器スプレイポンプ, 余熱除去設備 48条: 原子炉補機冷却水設備, 原子炉補機冷却海水設備 49条: 代替格納容器スプレイポンプ, 原子炉格納容器スプレイ設備 50条: 代替格納容器スプレイポンプ 51条: 代替格納容器スプレイポンプ 52条: 格納容器水素イグナイタ 59条: 可搬型照明(SA), 酸素濃度・二酸化炭素濃度計 (「酸素濃度・二酸化炭素濃度計」は26条にも追加) ・「交流電源復旧後に使用」又は「専用電源から供給」する設備の削除 44条: 高圧注入系 51条: 高圧注入系, 低圧注入系, 充てんポンプ 56条: 高圧注入系, 原子炉格納容器スプレイ設備, 加圧器逃がし弁 ・情報修正 全般: DB拡張設備又はSA設備の情報を修正 炉心損傷防止, CV破損防止の情報を修正 45条: 「低圧注入系」→「余熱除去設備」に修正 46条: 「高圧注入」→「高圧注入系」に修正 「低圧注入系」→「余熱除去設備」に修正 	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備（DB14-9 r. 12. 0）	14-28, 31~43, 46~49, 54, 57	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 14. 0）	16-18	「大飯発電所3／4号炉」欄 以下の誤植を修正しました（下線部修正） （旧）約546m ³ /h（ <u>11</u> 台当たり） （新）約546m ³ /h（ <u>1</u> 台当たり）	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 14. 0）	16条-17 16条-25	以下の記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）…使用済燃料ピット水温 <u>及び</u> 使用済燃料ラック内燃料位置等について想定されるいかなる場合でも… （新）…使用済燃料ピット水温、 <u>使用済燃料ラック内燃料位置等について</u> 想定されるいかなる場合でも…	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 12. 0）	16-22 16-36	同上	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 14. 0）	16条-21	以下の記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）…使用済燃料ピットから炉心への移送操作 <u>及び</u> 使用済燃料輸送容器への収容操作等が… （新）…使用済燃料ピットから炉心への移送操作、 <u>使用済燃料輸送容器への</u> 収容操作等が…	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 12. 0）	16-28	同上	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 14. 0）	16条-別添2-参考-21	有効性評価まとめ資料と整合を図るため、第1図について以下のとおり修正しました。（下線部参照） a. 想定事故1における想定水位（概略図） （旧）3.37m（新）約3.37m （旧）7.62m（新）約7.62m b. 想定事故2における想定水位（概略図） （旧）2.02m（新）約2.02m （旧）3.37m（新）約3.37m	有効性評価「想定事故1」および「想定事故2」との整合

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB17-9 r. 12.0)	17-27	東海第二発電所の名称を修正した。 旧:東海2号炉 新:東海第二発電所	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB17-9 r. 12.0)	17-27	相違理由の東海第二発電所の名称を修正した。 旧:東海 新:東海第二	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB17-9 r. 12.0)	17-27	相違理由を修正した。 旧:耐震評価については、今後、クラス1としての評価を実施することから、東海2号炉の記載を参照し、実施内容について記載した。 新:耐震評価については、基準地震動Ss1, Ss2-1, Ss2-3~Ss2-5, Ss3-1~Ss3-4に対する成立性を確認済み。今後、原子炉建屋の地震応答解析を実施し、設計及び工事計画認可段階にて、上記を含む全ての基準地震動に対する当該クラス1配管の耐震評価結果を示す。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB17 r. 12.0)	17条-6,13,15,16,17,18,22,32, 別紙1-1、別紙2-1、別紙3-1、別紙4-4、別添-1	以下のとおり修正した。 旧:余熱除去系統 新:余熱除去系	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB17-9 r. 12.0)	17-9,18,20,21,24,25,31,46,47,48,49,55,65	同上	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB17 r. 12.0)	17条-13、別紙1-1、別紙2-1、別紙3-1、別紙3-2、別紙4-4	以下のとおり修正した。 旧:非常用炉心冷却系統等 新:非常用炉心冷却系等	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB17-9 r. 12.0)	17-18,47,48,49,50,55	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第24条 安全保護回路

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第24条 安全保護回路（DB24 r.10.0）	24条-7	以下の2か所について「系統」を「系」に適正化した。 （旧）1次冷却系統の除熱能力を確保 （新）1次冷却系 の除熱能力を確保 （旧）1次冷却系統の破断時に （新）1次冷却系 の破断時に	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第24条 安全保護回路（DB24-9 r.11.0）	24-7, 8	以下の2か所について「系統」を「系」に適正化した。 （旧）1次冷却系統の除熱能力を確保 （新）1次冷却系 の除熱能力を確保 （旧）1次冷却系統の破断時に （新）1次冷却系 の破断時に	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第26条 原子炉制御室等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 14. 0)	全般	他条文における章立ての変更に伴い、「制御室」の添付資料八における章番号を「6.10」から「6.14」に見直した。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 14. 0)	全般	他条文における章立ての変更に伴い、「制御室」の添付資料八における章番号を「6.10」から「6.14」に見直した。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 14. 0)	26条-20	以下のとおり社内記載統一に伴い「1式」から「一式」に記載を適正化した。 (旧) 6.10.1.3 主要設備の仕様 (1) 中央制御盤(主盤, 運転指令卓及び大型表示盤) 1式 (2) 中央制御室外原子炉停止装置 1式 (3) 送電盤 1式 (4) 保修用制御盤 1式 (新) 6.10.1.3 主要設備の仕様 (1) 中央制御盤(主盤, 運転指令卓及び大型表示盤) 一式 (2) 中央制御室外原子炉停止装置 一式 (3) 送電盤 一式 (4) 保修用制御盤 一式	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 14. 0)	26-33	以下のとおり社内記載統一に伴い「1式」から「一式」に記載を適正化した。 (旧) 6.10.1.3 主要設備の仕様 (1) 中央制御盤(主盤, 運転指令卓及び大型表示盤) 1式 (2) 中央制御室外原子炉停止装置 1式 (3) 送電盤 1式 (4) 保修用制御盤 1式 (新) 6.10.1.3 主要設備の仕様 (1) 中央制御盤(主盤, 運転指令卓及び大型表示盤) 一式 (2) 中央制御室外原子炉停止装置 一式 (3) 送電盤 一式 (4) 保修用制御盤 一式	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 14. 0)	26条-31	以下のとおり用語統一の観点で適正化した。 (旧) 中央制御室隔離信号 (新) 中央制御室換気系隔離信号 (旧) 再循環フィルタ装置 (新) 中央制御室非常用循環フィルタユニット	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 14. 0)	26-61	以下のとおり用語統一の観点で適正化した。 (旧) 中央制御室隔離信号 (新) 中央制御室換気系隔離信号 (旧) 再循環フィルタ装置 (新) 中央制御室非常用循環フィルタユニット	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 14. 0)	26条-別添1-49	表3. 1-1の注釈内の用語を社内統一のため、以下のとおり適正化した。 (旧) 事務局員 (新) 総括班員	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 14. 0)	26-別添1-72	表3. 1-1の注釈内の用語を社内統一のため、以下のとおり適正化した。 (旧) 事務局員 (新) 総括班員	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 14. 0)	26-43	章番号の見直しに伴い、以下の相違理由の記載を適正化した。 (旧) 【大飯】資料構成の相違 泊3号炉と女川2号炉は「6. 10. 1. 1 概要」にて、～ (新) 【大飯】資料構成の相違 泊3号炉は「6. 14. 1. 1概要」、女川2号炉は「6. 10. 1. 1 概要」にて、～ (旧) 【大飯】資料構成の相違 泊3号炉と女川2号炉は「6. 10. 1. 2 設計方針」にて、～ (新) 【大飯】資料構成の相違 泊3号炉は「6. 14. 1. 2設計方針」、女川2号炉は「6. 10. 1. 2 設計方針」にて、～	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 14. 0)	26-別添1-107	相違理由欄に以下を1箇所追記して適正化した。 ・【大飯】記載表現の相違	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第31条 監視設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.11.0)	とりまとめた資料-1	ページ数増加のため、以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 【比較表 p 31-25～p 31-46、p 31-52～53】 (新) 【比較表 p 31-25～p 31-47、p 31-53～54】	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.12.0)	31条-7	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 (新) 以下の基本的方針の <u>基</u> に安全設計を行う。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.11.0)	31-7	同上	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.12.0)	31条-8 31条-11 31条-20	以下の記載の表記を修正した。(下線部参照) (旧) 1式 (新) 二式	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.11.0)	31-10 31-13 31-14 31-24	同上	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.12.0)	31条-17	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 放射線管理設備の主要機器仕様を第8.3.1表に示す。 (新) 放射線管理設備の主要仕様を第8.3.1表に示す。	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.11.0)	31-19	同上	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.12.0)	31条-19	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) また、無停電電源装置及び非常用発電機による給電状態は中央制御室で確認することができる設計とする。 (新) また、無停電電源装置及び非常用発電機による給電状態は中央制御室で確認することができる設計として <u>いる。</u>	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.11.0)	31-23	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.12.0)	31条-20	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 第8.3.1 表 放射線管理設備の主要機器仕様 (新) 第8.3.1 表 放射線管理設備の主要仕様	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.11.0)	31-24	同上	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.11.0)	31-31	「大飯発電所3 / 4号炉」欄 以下の誤記を削除した(下線部参照) <u>許可基準規則 第31条(監視設備)</u> 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。 許可基準規則 第34条(緊急時対策所) 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.11.0)	31-33	「大飯発電所3 / 4号炉」欄 以下の記載もれを追加した 表 緊急時対策所の電源負荷	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.11.0)	31-44	「大飯発電所3 / 4号炉」欄 以下の記載もれを追加した 添付2 電源車(緊急時対策所用) (DB) の自然現象に対する適合性	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.11.0)	31-45	相違理由欄の記載もれのため、以下の記載を追加した 【大飯】■設備の相違 ・伝送データ監視先の相違	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.11.0)	31-85	「女川原子力発電所2号炉」欄 以下の不要な記載を削除した(下線部参照) ページ番号「 <u>31条-別添-1</u> 」	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第33条 保安電源設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r. 13. 0）	33条-104～107	資料内の整合を図るため、第2.2.1.3表～第2.2.1.6表の以下の記載を修正した。 <ul style="list-style-type: none"> ・275kV送電線の対応操作欄 (旧) ※通常運転時は非常用高圧母線への供給は行わない (新) 削除 ・66kV送電線の識別方法欄 (旧) 地絡過電圧継電器（64）／66kV送電線の地絡過電圧継電器（64） (新) 後備変圧器1次側の地絡過電圧継電器（64） ・予備変圧器1次側の識別方法欄 (旧) 予備変圧器の比率差動継電器（87） (新) 予備変圧器又は275kV母線の比率差動継電器（87） (旧) 予備変圧器の過電流継電器（51G）／地絡過電流継電器（51G） (新) 予備変圧器の地絡過電流継電器（51G） ・主変圧器1次側の識別方法欄 (旧) 地絡過電流継電器（51G） (新) 主変圧器の地絡過電流継電器（51G） 	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第33条 保安電源設備（DB33-9 r. 11. 0）	33-105～106	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r. 13. 0）	33条-106	後備変圧器1次側の1相開放故障発生時に不足電圧継電器（27）で検知する場合の記載について、資料内の整合を図るため、第2.2.1.5表の以下の記載を修正した。 <ul style="list-style-type: none"> ・識別方法欄 (旧) 後備変圧器2次側の不足電圧継電器（27）にて検知 (新) 不足電圧継電器（27）にて検知 ・切離し操作欄 (旧) 手動 (新) 自動 ・対応操作欄 (旧) 非常用高圧母線の電圧が喪失することで、不足電圧継電器（27）が動作し、ディーゼル発電機から電源供給を行う。 （1相開放時に2次側電圧低下が発生する場合、3相中1相の電圧が低下する。このとき、後備変圧器2次側の不足電圧継電器（27）が検知する） (新) ディーゼル発電機から電源供給を行う。 	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第33条 保安電源設備（DB33-9 r. 11. 0）	33-106	同上 また、参考とした柏崎の該当箇所の記載を貼り付けた。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r. 13.0)	33条-108	資料内の整合を図るため、第2.2.1.15図の図中の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 電流差動継電器 (87) (新) 比率差動継電器 (87)	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r. 11.0)	とりまとめた資料-5 33-107	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r. 13.0)	33条-110, 111	重複した付番となっていた表番号の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 第2.2.1.6表 (新) 第2.2.1.7表	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r. 11.0)	33-109	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r. 13.0)	33条-156, 174, 176, 別紙5-6, 別紙12-2, 4	以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 標高約○○m, 標高○○m, 地上○階, ○○m (新) <u>T.P.</u> ○○m	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r. 11.0)	33-154, 177, 179, 376, 390, 391	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r. 13.0)	33条-162, 167, 168, 170, 174	配置図を最新のものに貼り替えた。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r. 11.0)	33-160, 164, 165, 167, 177	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r. 13.0)	33条-167	第2.2.4.15図のタイトルの脱字を追加した。(下線部参照) (旧) 66kV開閉所(後備用)及び後備変圧器位置 (新) 66kV開閉所(後備用)及び後備変圧器位置図	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r. 11.0)	33-164	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r.13.0)	33条-別紙4-5, 8, 9, 21, 24, 29, 35, 36, 46, 54, 58, 65	資料内の整合を図るため、以下の記載を追加した。(下線部参照) ・66kV送電線で発生する1相開放故障 (旧) 地絡過電圧継電器 (64) (新) 後備変圧器1次側の地絡過電圧継電器 (64) ・予備変圧器1次側で発生する1相開放故障 (旧) 予備変圧器の比率差動継電器 (87) / 比率差動継電器 (87) (新) 予備変圧器又は275kV母線の比率差動継電器 (87) (旧) 地絡過電流継電器 (51G) (新) 予備変圧器の地絡過電流継電器 (51G) ・後備変圧器1次側で発生する1相開放故障 (旧) 比率差動継電器 (87) (新) 後備変圧器の比率差動継電器 (87) ・主変圧器1次側で発生する1相開放故障 (旧) 比率差動継電器 (87) (新) 主変圧器又は275kV母線の比率差動継電器 (87) (旧) 地絡過電流継電器 (51G) (新) 主変圧器の地絡過電流継電器 (51G)	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r.11.0)	33-305, 308, 309, 321, 325, 332, 338, 339, 350, 358, 362, 369	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r.13.0)	33条-別紙4-12	地絡過電流継電器 (51G) で検知する場合の記載について、資料内の整合を図るため、以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 運転員の手動操作により (新) 予備変圧器の地絡過電流継電器 (51G) の動作により	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r.11.0)	33-312	同上	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r.13.0)	33条-別紙4-16, 19, 22, 25, 28, 49, 52, 56, 60, 64, 66	以下の不要な記載を削除した。(下線部参照) (旧) 275kV送電線から予備変圧器, 主変圧器, 所内変圧器, 常用高圧母線及び非常用高圧母線を (新) 275kV送電線から予備変圧器, 主変圧器, 所内変圧器及び非常用高圧母線を	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r.11.0)	33-316, 319, 323, 327, 331, 353, 356, 360, 364, 368, 370	同上	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第33条 保安電源設備 (DB33 r.13.0)	33条-別紙4-40, 41, 47, 48, 62, 63	女川の記載と整合を図るため、非常用高圧母線の受電遮断器の赤丸印と“自動で切離し”の記載箇所を修正した。 ・変圧器1次側の遮断器の“手動で切離し”から“交流不足継電器 (27) が動作”するまでを示した「故障箇所隔離した状態」の図から削除した。 ・“交流不足継電器 (27) の動作”から“非常用高圧母線を外部電源系から隔離”するまでを示した「非常用高圧母線を隔離した状態」の図に追加した。	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第33条 保安電源設備 (DB33-9 r.11.0)	33-343, 344, 351, 352, 366, 367	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r. 13.0）	33条-別紙4-40, 41	資料内の整合を図るため、以下の記載を修正した。（下線部参照） ・c. 故障箇所を隔離した状態 （旧）過負荷継電器（49）が動作した非常用高圧母線を （新）後備変圧器を ・d. 非常用高圧母線を隔離した状態 （旧）…により、ディーゼル発電機が （新）…により、 <u>非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、ディーゼル発電機が</u>	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第33条 保安電源設備（DB33-9 r. 11.0）	33-343, 344	同上 また、参考として女川の該当箇所の記載を再掲した。	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r. 13.0）	33条-別紙4-41, 44	資料内の整合を図るため、図のタイトルを修正した。（下線部参照） （旧）故障箇所を隔離した状態 （新） <u>非常用高圧母線を隔離した状態</u>	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第33条 保安電源設備（DB33-9 r. 11.0）	33-344, 348	同上	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r. 13.0）	33条-別紙4-43, 44	後備変圧器1次側の1相開放故障発生時に不足電圧継電器（27）で検知する場合の記載について、柏崎の記載に合わせて「c. 故障箇所を隔離した状態」の記載を削除するとともに、以下を修正した。（下線部参照） （旧）d. 非常用高圧母線を隔離した状態 （新）c. 非常用高圧母線を隔離した状態 （旧）第3.4.4図 （新）第3.4.3図 また、資料内の整合を図るため以下の記載を修正した。 ・b. 1相開放故障直後の状態 （旧）後備変圧器2次側の （新）後備変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の ・c. 非常用高圧母線を隔離した状態 （旧）…により、ディーゼル発電機が （新）…により、 <u>非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、ディーゼル発電機が</u>	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第33条 保安電源設備（DB33-9 r. 11.0）	33-346～348	同上 また、参考とした柏崎の該当箇所の記載を貼り付けた。	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r. 13.0）	33条-別紙4-44	資料内の整合を図るため、図中の66kV送電線から後備変圧器を介して非常用高圧母線につながる線の色を黒実線から緑破線に修正した。 また、非常用高圧母線の受電遮断器の赤丸印と“自動で切離し”の記載を追加した。	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第33条 保安電源設備（DB33-9 r. 11.0）	33-348	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第34条 緊急時対策所

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r.12.0)	34条-別添1-26, 27, 99, 109, 111, 115, 117, 132, 137, 184, 200, 208, 209, 217, 219, 220	本文, 図表, 添付資料に記載している発電所対策要員のうち, 「事務局」, 「事務局長」, 「事務局員」の名称を「総括班」, 「総括班員」, 「総括班員」にそれぞれ修正(技術的能力1.0との整合)	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.12.0)	34-別添1-31, 32, 119, 133, 135, 140, 143, 155, 159, 213, 231, 238, 239, 248, 250, 251	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r.12.0)	34条-別添1-16	記載の適正化 (旧) 重大事故等のプラントの状態…(略) (新) 重大事故等時のプラントの状態…(略)	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.12.0)	34-別添1-18	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r.12.0)	34条-別添1-20	表1.3-7 重大事故等対処設備に関する概要(61条 緊急時対策所)(1/3)に記載する重大事故等対処設備の名称適正化 (旧) 可搬型空気浄化装置配管・ダンパ【流路】 空気供給装置配管・弁【流路】 (新) 可搬型空気浄化装置配管・ダンパ【可搬】 <u>【流路】</u> 可搬型空気浄化装置配管・ダンパ【常設】 <u>【流路】</u> 空気供給装置配管・弁【可搬】 <u>【流路】</u> 空気供給装置配管・弁【常設】 <u>【流路】</u>	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.12.0)	34-別添1-22	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r.12.0)	34条-別添1-20	他条文(SA43条, 62条)との整合のため表1.3-7 重大事故等対処設備に関する概要(61条 緊急時対策所)(1/3)に記載する以下の記載を適正化 (旧) 緊急時対策所指揮所遮へいの設備分類: 重大事故緩和設備 緊急時対策所待機所遮へいの設備分類: 重大事故緩和設備 (新) 緊急時対策所指揮所遮へいの設備分類: 常設重大事故緩和設備 緊急時対策所待機所遮へいの設備分類: 常設重大事故緩和設備	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.12.0)	34-別添1-22	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r.12.0)	34条-別添1-21	表1.3-7 重大事故等対処設備に関する概要(61条 緊急時対策所)(2/3)に記載する重大事故等対処設備の名称適正化(SA43条との記載整合) (旧) ディーゼル発電機設備(燃料油系統)配管・弁【燃料流路】 (新) ディーゼル発電機設備(燃料油設備)配管・弁 <u>【燃料流路】</u> 他, 括弧記載を【】から[]に修正	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 12. 0)	34-別添1-25	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 12. 0)	34条-別添1-21	他条文(SA43条)との整合のため表1.3-7 重大事故等対処設備に関する概要(61条 緊急時対策所)(2/3)に記載する緊急時対策所ケーブル接続盤~緊急時対策所分電盤電路[電路]の設備分類に以下の記載を追加 分類: 常設耐震重要重大事故防止設備	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 12. 0)	34-別添1-25	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 12. 0)	34条-別添1-21	表1.3-7 重大事故等対処設備に関する概要(61条 緊急時対策所)(2/3)に以下を追加(SA43条, 61条との記載整合) 燃料タンク(SA)	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 12. 0)	34-別添1-25	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 12. 0)	34条-別添1-22	表1.3-7 重大事故等対処設備に関する概要(61条 緊急時対策所)(3/3)の記載のうち以下の記載を適正化(SA43条との整合) 【】を[]に修正	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 12. 0)	34-別添1-26	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 12. 0)	34条-別添1-29	図2.2-1緊急時対策所電源構成の記載適正化(設備名記載位置修正)	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 12. 0)	34-別添1-35	同上	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 12. 0)	34条-別添1-31	表2.2-2 緊急時対策所 電源設備の仕様の以下の記載を適正化 (旧) 非常用電源設備 (新) 非常用交流電源設備	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 12. 0)	34-別添1-37	同上	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 12. 0)	34-別添1-74	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の図面を適正化 (旧) c. ブルーム(希ガス)通過中 (新) d. 希ガス通過後	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 12. 0)	34-別添1-80	「大飯発電所 3/4号炉」欄 緊急時対策所立ち上げ時の内容欄から以下を削除し記載を適正化(削除) ・緊急時対策所用の「可搬式モニタリングポスト」を設置し、起動する。	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 12. 0)	34-別添1-80	大飯欄から一部記載を削除したことに伴い、相違理由を以下のとおり適正化 (旧) 【大飯】設計の相違 泊の緊急時対策所は、緊急時対策所付近の風向等を把握する目的で可搬型気象観測設備を設置する。 (新) 【大飯】設計の相違 泊の緊急時対策所は、可搬式モニタリングポストに加え、緊急時対策所付近の風向等を把握する目的で可搬型気象観測設備を設置する。	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 12. 0)	34-別添1-80	「大飯発電所 3/4号炉」欄 原子炉格納機破損(ブルーム放出)のおそれの時期欄に以下を追記し適正化(追加) ・緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示値が上昇傾向	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 12. 0)	34-別添1-81	「大飯発電所 3/4号炉」欄 ブルーム(希ガス)接近欄を以下のとおり適正化 (旧) ・格納容器圧力の急減下で、 ・緊急時対策所用可搬式モニタリングポストの指示値が上昇傾向の場合 ・緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示値が0.1mSv/h以上となった場合 (新) ・格納容器圧力の急減下 ・緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示値が0.1mSv/h以上となった場合 ・緊急時対策所内エリアモニタの指示値が0.5mSv/h以上となった場合	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 12. 0)	34-別添1-81	大飯欄の記載を適正化したことに伴い、相違理由を以下のとおり適正化 (旧) 【大飯】記載方針の相違 もう1つの加圧基準として大飯は緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示値が0.5mSv/h以上と設定しているが本表では表していないのに対し、泊は緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が0.1mSv/h以上も加圧基準であるため、本表に記載している相違があるが、緊急時対策所内にブルームが流入した場合の加圧判断基準を設けていることに相違なし。 (新) 【大飯】設計の相違 大飯は緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示値が0.5mSv/h以上と設定しているのに対し、泊は女川と同様に緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が0.1mSv/h以上と設定している違いがあるが、緊急時対策所内にブルームが流入した場合の加圧判断基準を設けていることに相違なし。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 12.0)	34-別添1-82	「大飯発電所 3/4号炉」欄 希ガス通過技の時期欄に以下を追記し適正化 (追加) ・固定モニタポスト又は可搬式モニタリングポスト指示値が低下安定	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 12.0)	34-別添1-83	泊の表2.4-4に相当する大飯の表に緊急時対策所内エリアモニタの加圧判断基準を追記し適正化したことで、相違理由を以下のとおり適正化 (旧) 【大飯】設計の相違 比較表「表2.4-4 緊急時対策所換気空調設備等の運用」の相違理由と同様であるが、大飯は本表に加圧判断基準として緊急時対策所内可搬型エリアモニタ0.5mSv/h以上を加えて表現している。 (新) 【大飯】設計の相違 比較表「表2.4-4 緊急時対策所換気空調設備等の運用」の相違理由と同様である。	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 12.0)	34-別添1-88	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下のとおり記載適正化を実施 (旧) 原子炉格納容器破損前 (新) 原子炉格納施設破損前 (旧) 希ガス等の侵入防止を行うために…(略) (新) 希ガス等の侵入防止を行うための…(略) (旧) 緊急時対策所内に希ガスが侵入した場合の…(略) (新) 緊急時対策所内に希ガス等が侵入した場合の…(略)	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 12.0)	34-別添1-88	「大飯発電所3/4号炉」欄 判断基準の考え方に以下の記載を追記し適正化 ・緊急時対策所外可搬型エリアモニタにおけるブルームからの外部被ばく線量を評価した結果、100mSv/h以上であり、確実に判断できる。	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 12.0)	34-別添1-88	泊の表2.4-4に相当する大飯の表に緊急時対策所内エリアモニタの加圧判断基準を追記し適正化したことで、相違理由を以下のとおり適正化 (旧) 【大飯】設計の相違 比較表「表2.4-4 緊急時対策所換気空調設備等の運用」の相違理由と同様であるが、大飯は本表に加圧判断基準として緊急時対策所内可搬型エリアモニタ0.5mSv/h以上を加えて表現している。 (新) 【大飯】設計の相違 比較表「表2.4-4 緊急時対策所換気空調設備等の運用」の相違理由と同様である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r.12.0)	34条-別添1-78	記載の適正化(先行審査実績の反映) (旧)また、必要に応じてフィルタユニットの切替等、更なる被ばく低減を図る運用を行うこととしている。 (新)また、 <u>放射性物質の吸着により線量が上昇した場合は、必要に応じてフィルタユニットの切替等、更なる被ばく低減を図る運用を行うこととしている。</u>	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.12.0)	34-別添1-98	同上	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r.12.0)	34条-別添1-78	記載の適正化(先行審査実績の反映) (旧)可搬型空気浄化装置は、プルーム通過前及びプルーム通過後において運転する。 (新)換気空調設備の運用を表2.4-7に示す。可搬型空気浄化装置は、プルーム通過前及びプルーム通過後において運転する。	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.12.0)	34-別添1-98	同上	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r.12.0)	34条-別添1-79	先行審査実績反映のため図の記載適正化(離隔距離の追記) 図2.4-23 可搬型緊急時対策所空気浄化ファン及びフィルタユニット設置位置	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.12.0)	34-別添1-99	同上	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.12.0)	34-別添1-100	相違理由欄の記載適正化 (旧)【女川】設計の相違(相違理由①) (新)【大飯】設計の相違(相違理由①)	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.12.0)	34-別添1-106	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の記載を追記し、記載適正化 第6図 緊急時対策所機能に係る屋外設備保管場所	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r.12.0)	34-別添1-96	記載追加(先行審査実績の反映) 第3表 重大事故等対処設備の分類等(43条まとめ資料抜粋)	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.12.0)	34条-別添1-116	同上	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.12.0)	34条-別添1-116	記載削除 【大飯】記載個所の相違 ・43条にて設備分類等を示している。	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r.12.0)	34条-別添1-107	技術的能力1.0との整合のため記載順序の適正化 (旧)①意思決定・指揮, ②情報管理, ③資機材等リソース管理・社外対応, ④情報収集・計画立案, ⑤現場対応 (新), ①意思決定・指揮, ②情報収集・計画立案, ③現場対応, ④情報管理, ⑤資機材等リソース管理・社外対応	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 12. 0)	34-別添1-130	同上	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 12. 0)	34-別添1-158	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の記載を追記し、記載適正化 図1 1-1 緊急時対策所 配備する資機材等	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 12. 0)	34条-別添1-151	図4-8「通信連絡設備の耐震設計範囲」の記載適正化(35条, 62条との記載整合)	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 12. 0)	34-別添1-173	同上	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 12. 0)	34-別添1-182	「大飯発電所3/4号炉」欄 以下の記載を追記し、記載適正化 参考資料1	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 12. 0)	34条-別添1-187	記載適正化 (旧)安定よう素剤 2000錠 (新)安定よう素剤 2,000錠	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 12. 0)	34-別添1-217	同上	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 12. 0)	34条-別添1-197	表5. 4-2「設置許可基準規則第58条における計測設備とバックアップ対象パラメータの整理」について、他条文の記載との整合のため記載適正化	SA58条の審査実績反映
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 12. 0)	34-別添1-228	同上	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 12. 0)	34条-別添1-208	先行審査実績反映及び技術的能力1.0との記載整合のため、以下の記載適正化(下線部参照) (旧)①運転班がデータ表示端末又は通信連絡設備を用いて発電課長(当直)からプラント状況を逐次入手し、入手したプラント状況を号機責任者へ情報連絡するとともに、主要な情報について発電所対策本部全体内に共有するため発話する。 (新)①運転班がデータ表示端末や通信連絡設備を用い、発電課長(当直)からプラント状況を逐次入手し、入手したプラント状況を号機責任者へ情報連絡するとともに、主要な情報について発電所対策本部全体に共有するため発話する。	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 12. 0)	34-別添1-238	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 12. 0)	34条-別添1-208	先行審査実績反映及び技術的能力1.0との記載整合のため、以下の記載適正化(下線部参照) (旧)③各機能班は、適宜、入手したプラント状況、周辺状況、重大事故等への対応状況を適宜OA機器(パーソナルコンピュータ等)内の共通様式に記載することで、発電所対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。 (新)③各機能班は、適宜、入手したプラント状況、周辺状況、重大事故等への対応状況を適宜OA機器(パーソナルコンピュータ等)内の共通様式に入力することで、発電所対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 12. 0)	34-別添1-238	同上	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r. 12. 0)	34条-別添1-209	図5.7-1 緊急時対策所指揮所内のレイアウト、情報共有のイメージの記載適正化(要員名称を事務局から総括班に修正)及び以下の記載について適正化(技術的能力1.0の記載と整合) (旧)号炉責任者 業務内容 (新)号機責任者 発話内容	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 12. 0)	34-別添1-239	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第35条 通信連絡設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r10.0)	全般 (35条-3, 35条-4, 他)	「非常用電源設備」の記載を、条文間整合を図るとともに女川2号炉に合わせて「非常用所内電源設備」、「非常用交流電源設備」又は「ディーゼル発電機」に書き分けました。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r10.0)	全般 (35-10, 35-12, 他)	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r10.0)	35-取りまとめた資料-5	以下の誤記を修正しました(下線部参照)。 (旧) 泊では当該操作はなく、中央制御室退避所及び、 (新) 泊では当該操作はなく、中央制御室待避所及び、	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r10.0)	35条-17	第2.3.1図 通信連絡設備(発電所外[社内関係箇所])の概要 ・衛星電話設備(固定型)に記載されてた「衛星通信設備」の記載を削除しました。 ・衛星電話設備(固定型)のアンテナが建屋から離れていたため記載を適正化しました。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r10.0)	35-43	同上	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r10.0)	35条-18	第2.3.3図 通信連絡設備(発電所外[社外関係箇所])の概要(その2) ・泊発電所に記載の通信機器の記載位置を適正化しました。	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r10.0)	35-46	同上	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r10.0)	35-56	相違理由欄について、以下の脱字を追記しました(下線部参照)。 (旧) <u>】</u> 記載方針の相違 (新) <u>【女川】</u> 記載方針の相違	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r10.0)	35条-参考-13	参考第5-1図 緊急時対策所におけるSPDSパラメータ表示の概要 ・「事務局」を「総括班」に修正しました。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r10.0)	35-80	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r10.0)	35条-参考-25	参考第8-2表 データ伝送設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所外)に係る耐震措置 表題を以下のとおり修正しました(下線部参照)。 (旧) <u>データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震措置</u> (新) <u>データ伝送設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所外)に係る耐震措置</u>	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r10.0)	35-94	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r10.0)	35条-参考-26 35条-参考-28	以下の記載を女川の記載に合わせて適正化しました(下線部参照)。また、本記載にあわせて参考第9-2表のタイトルを修正しました。 (旧) また、非常用電源設備及び代替交流電源設備の主要仕様を参考第9-2表、 (新) また、常設代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備の主要仕様を参考第9-2表、	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r10.0)	35-97 35-101	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r10.0)	35条-参考-33, 34	以下の記載を修正しました(下線部参照)。 (旧) (総合管理事務所 6階) (新) (総合管理事務所 <u>T.P. 30.1m</u>) (旧) (管理事務所 3階) (新) (管理事務所 <u>T.P. 17.3m</u>)	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r10.0)	35-108	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r10.0)	35-116~120	比較表の項目名を「差異理由」から「相違理由」に修正しました。	